

傍に營を張る者ハイッサカルの支派なるべし而してツアルの子チタニエルイッサカルの子孫の牧伯
 となるべし六の軍旅すなわちの核數られし者ハ五萬四千四百人セまたゼブルンの支派これと偕
 にありてヘロンの子エリアアゼルの子孫の牧伯となるべしハラの軍旅すなわちの核數られし
 者ハ五萬七千四百人ユダの營の軍旅すなわち核數られし者ハ都合十八萬六千四百人是等の者首先
 に進むべし七また南の方に於てハルベンの營の靈の下につく者ハの軍旅にしがひて居リシデウル
 の子エリヅルルベンの子孫の牧伯となるべし八の軍旅すなわちの核數られし者ハ四萬六千五百
 人九の傍に營を張る者ハシメオンの支派なるべし而してツリシヤダの子シルミエルシメオンの
 子孫の牧伯となるべし十の軍旅すなわちの核數られし者ハ五萬九千三百人古ガドの支派これに
 次ぎデウエルの子エリアアサフガドの子孫の牧伯となるべし十一の軍旅すなわちの核數られし者ハ
 四萬五千六百五十人メルベンの營の軍旅すなわちの核數られし者ハ都合十五萬一千四百五十人
 是等の者第二番に進むべし十二の次に律法の幕屋レビ人の營とも諸營の眞中にありて進むべし彼
 等の營を張がごとく各々の隊にしがひて居りしガの靈にしがひて進むべきなり又また西の方に
 おいてハエフライムの營の靈の下につく者ハの軍旅にしがひて居リアミホデの子エリシヤマエフ
 ライムの子孫の牧伯となるべし十三の軍旅すなわちの核數られし者ハ四萬五百人エマナセの支派
 なるべし十四の傍にありてバダヅルの子ガマリエルマナセの子孫の牧伯となるべし十五の軍旅すなわちの核
 數られし者ハ三萬二千二百人シベニヤミンの支派これに次ぎゲデオニの子アビダンベニヤミンの子
 孫の牧伯となるべし十六の軍旅すなわちの核數られし者ハ三萬五千四百人エフライムの營の軍
 旅すなわちの核數られし者ハ都合十萬八千一百人是等の者第三番に進むべし十七また北の方に於
 ン營の靈の下につく者ハの軍旅に居リアミシヤダの子アヒエゼルダンの子孫の牧伯と
 なるべし十八の軍旅すなわちの核數られし者ハ六萬二千七百七十人シロンの傍に營を張る者ハアセルの

支派なるべし而してオクザンの子バギエルアセルの子孫の牧伯となるべし十九の軍旅すなわちの核
 數られし者ハ四萬一千五百人シナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラナフタリの子孫の牧
 伯となるべし二十の軍旅すなわちの核數られし者ハ五萬三千四百人シダンの營の核數られし者ハ
 都合十五萬七千六百六十人是等の者ハの旗號にしがひて最後に進むべし二十一イスラエルの子孫の父
 祖の家にしたがひて核數られし者ハ是の諸營の軍旅すなわちの核數られし者ハ都合六十萬
 三千五百五十人なりし但しレビ人のイスラエルの子孫とも計へらるること無しすなわちエ
 ホバのモーセに命じたまへる如し是はにおいてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひ
 しごとくに行ひ各々の宗族に依りたる父祖の家に依りたる隊の靈にしがひて營を張りまた進む
 ことを爲せり

第二節 エホバシナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にハアロンとモーセの一族左のごとくにて
 ありきニアロンの子等は是のごとし長子ハナダブ次ハアビウエラアザルイタマルニ是すなわちアロ
 ンの子等の名なり彼等の皆膏をよがれ祭司の職に任せられて祭司となれりナダブとアビウハシナ
 イの野にて異火をエホバの前に獻たる時にエホバの前に死しエラアザルとイタマルハの父
 アロンの目の前にて祭司の職を爲り○エホバまたモーセに告て言たまはくレビの支派を召よせ
 祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ彼らハ集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の
 職に替り幕屋の役事をなすべきなりハすなわち彼等の集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子
 孫の職に替りて幕屋の役事をなすべし汝レビ人をアロンとアロンの子等に與ふべしイスラエルの子孫
 の中より彼等ハ全くアロンに與へられたる者なり又アロンとアロンの子等を立て祭司の職を行はしむ
 べし外人の近づく者ハ殺されん士エホバすなわちモーセに告て言たまはく我イスラエルの子
 孫の中なる始に生れたる者すなわち首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り首出はす

十	三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
---	---

べて吾が有なり我エジプトの國の中の首出をことごとく撃ころせる時イスラエルの首出を人も畜もことごとく聖別て我に歸せしめたり是はわが有となるべし我ハエホバナシナイの野にてモーセに告げ言たまはく汝レビの子孫をの父祖の家に依りたる宗族にしたがひて核數よ即ちの一箇月以上の男子を核數べし是はにおいてモーセエホバの言に循ひての命せられしことごとく之を核數たりレビの子等の名ハ左のことしゲルシヨンコハテメラリ大ゲルシヨンの子等の名ハ右の宗族によれば左の如しリブニシメイエコハテの子等の名ハ右の宗族に依れば左のことしアマラムイヅハルヘブロンウシエルニメラリの子等の名ハ右の宗族に依ればマヘリムシナリレビ人の宗族ハ右の父祖の家には依りたるをことごとくなりニゲルシヨンよりリブニ人の族とシメイ人の族出たり是すなはちゲルシヨン人の族なり三の核數られし者の數すなはち一箇月以上の男子の數ハ都合七千五百人ニゲルシヨン人の族ハ凡て幕屋の後すなはち西の方に營を張べしニ而してラエルの子エリアサフゲルシヨン人の牧伯となるべしニ集會の幕屋におけるゲルシヨンの子孫の職守ハ幕屋と天幕との頂蓋および集會の幕屋の入口の幔とニ庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の入口の幔ならびにの繩等凡て之に用ふる物を守るべき事なりニまたコハテよりアマラム人の族イヅハリ人の族ヘブロン人の族ウシエリ人の族出たり是すなはちコハテ人の族なりニ一箇月以上の男子の數ハ都合八千六百人はみな聖所の職守を守るべき者なりニコハテの子孫の族ハ凡て幕屋の南の方に營を張べしニ而してウシエルの子エリザパンコハテ人の族の牧伯となるべしニ彼等の職守ハ律法の櫃、案、燈臺、諸壇、および聖所の役事用ふる器具ならびに幔等凡て其處に用ふる物を守るべき事なりニ祭司アロンの子エレザゼルレビ人の牧伯の長となり且聖所の職を守る者を統轄るべしニ又メラリよりマヘリ人の族とムシ人の族出たり是すなはちメラリの族なりニの核數られし者すなはち一箇月以上の男子の數ハ六千二百人ニアビハイルの子ツリエルメラリの族の牧伯となり此族幕屋の北の方に營を張べしニ

一	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
---	---

メラリの子孫の管理すべき者職守すべき者ハ幕屋の板どのの横木の柱の座の諸の器具および其に用ふる一切の物ならびに庭の周圍の柱どのの座の釘およびの繩なりニまた幕屋の前の東の方すなはち集會の幕屋東の方にハモーセとアロンおよびアロンの子等營を張りイスラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を守るべし外人の近づく者ハ殺されんニモーセとアロンエホバの言に依りレビ人を悉く核數たるに一箇月以上の男子の數二萬二千ありき○早エホバまたモーセに言たまはく汝イスラエルの子孫の中的首出たる男子の一箇月以上なる者を盡く數へての名ハ核數を計れニ我ハエホバなり我ために汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中なる諸の首出に代べしニモーセすなはちエホバの己に命じたまへることごとくイスラエルの子孫の中なる首出子を盡く數へたりニの數ハ左の如し首出なる男子の一箇月以上なる者ハ右の名ハ都合二萬二千二百七十三人なりきニまたレビ人の家畜を取て言たまはく汝レビ人を取てイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人ハわが所有とならん我ハエホバなりニまたイスラエルの子孫の首出子ハレビ人より多きこと二百七十三人なれば是等をバ贖ふべき者となしニの頭數に依て一人を餘れる者の贖の金をアロンどのの子等に付すべし是はにおいてモーセレビ人をもて贖ひ餘せざる者の贖の金を取り平即ちモーセイスラエルの子孫の首出子の中より聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取りニの贖はるる者の金をエホバの言にしたがひてアロンどのの子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし如し

【四】一エホバまたモーセとアロンに告げ言たまはくニレビの子孫の中よりコハテの子孫の總數をの宗族に依りたるの父祖の家にしたがひて計べニ三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會

一 幕屋の製作をなすことを得る者をしてこく數へよ
 二 コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべ
 三 き勤務の至聖物に關する者にして是のこしエ即ち營を進むる時ハアロンと子等まづ往て障蔽の
 四 幕を取おろし之をもて律法の櫃を覆ひハアロンの案の上に青き布を打かけのの上に皿、匙、杓、及び
 五 かけの杓を差いるべし
 六 また供前のパンの案の上に青き布を打かけのの上に皿、匙、杓、及び
 七 酒を濯ぐ罎を置きまた常供のパンをうの上にあらしめハ紅の布をうの上に打かけ糴の皮の蓋をもて
 八 これを覆ひ而してうの杓を差いるべし
 九 また青き布を取て燈臺とりの蓋の燈釘の剪燈盤および
 十 其に用ふる諸の油の器を覆ひ糴の皮の蓋の内に燈臺とりの諸の器をいれてこれを棹にかくべし
 十一 また金の壇の上に青き布を打かけ糴の皮の蓋をもて之を蓋ひうの杓を差いるべし
 十二 また聖所の役事
 十三 に用ふる役事の器をこく取青き布に裏み糴の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし
 十四 また壇の灰を取さりて紫の布をうの壇に打かけうの上に役事をなすに用ふる諸の器具すなはち火鼎肉
 十五 叉火鏟鉢および壇の一切の器具をこれに載せ糴の皮の蓋をうの上に打かけ而てうの杓を差とほすべ
 十六 し
 十七 營を進むるにあたりてアロンと子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらバ則ち
 十八 コハテの子孫いり來りてこれを昇べし然ながら彼等ハ聖物に捫るべからず恐くハ死ん集會の幕屋の
 十九 中なる是等の物ハコハテの子孫の擔ふべき者なり
 二十 祭司アロンの子エレアザルの燈火の油、馨しき
 二十一 香、常供の素祭および灌膏を司りまた幕屋の全體とりの中なる一切の聖物および其處の諸の器具
 二十二 を司るべし
 二十三 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ
 二十四 人の中より絶るるに至らしむる勿れ
 二十五 彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからん爲に
 二十六 汝等かく之に爲べし即ちアロンと子等まづ入り彼等をして各箇の役事に就しめうの擔ふべき
 二十七 物を取しむべし
 二十八 彼等ハ入り須臾も聖物を觀るべからず恐らくハ死ん
 二十九 ○エホバまたモーセに告て
 三十 言たまはく汝がルシヨンの子孫の總數をうの父祖の家に依りうの宗族に循ひてしらべ
 三十一 三十歳以

三十一 上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に製作をなすことを得る者をしてこく數へよ
 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

一 幕屋の製作をなすことを得る者をしてこく數へよ
 二 コハテの子孫が集會の幕屋においてなすべ
 三 き勤務の至聖物に關する者にして是のこしエ即ち營を進むる時ハアロンと子等まづ往て障蔽の
 四 幕を取おろし之をもて律法の櫃を覆ひハアロンの案の上に青き布を打かけのの上に皿、匙、杓、及び
 五 かけの杓を差いるべし
 六 また供前のパンの案の上に青き布を打かけのの上に皿、匙、杓、及び
 七 酒を濯ぐ罎を置きまた常供のパンをうの上にあらしめハ紅の布をうの上に打かけ糴の皮の蓋をもて
 八 これを覆ひ而してうの杓を差いるべし
 九 また青き布を取て燈臺とりの蓋の燈釘の剪燈盤および
 十 其に用ふる諸の油の器を覆ひ糴の皮の蓋の内に燈臺とりの諸の器をいれてこれを棹にかくべし
 十一 また金の壇の上に青き布を打かけ糴の皮の蓋をもて之を蓋ひうの杓を差いるべし
 十二 また聖所の役事
 十三 に用ふる役事の器をこく取青き布に裏み糴の皮の蓋をもてこれを蓋ひて棹にかくべし
 十四 また壇の灰を取さりて紫の布をうの壇に打かけうの上に役事をなすに用ふる諸の器具すなはち火鼎肉
 十五 叉火鏟鉢および壇の一切の器具をこれに載せ糴の皮の蓋をうの上に打かけ而てうの杓を差とほすべ
 十六 し
 十七 營を進むるにあたりてアロンと子等聖所と聖所の一切の器具を蓋ふことを畢りたらバ則ち
 十八 コハテの子孫いり來りてこれを昇べし然ながら彼等ハ聖物に捫るべからず恐くハ死ん集會の幕屋の
 十九 中なる是等の物ハコハテの子孫の擔ふべき者なり
 二十 祭司アロンの子エレアザルの燈火の油、馨しき
 二十一 香、常供の素祭および灌膏を司りまた幕屋の全體とりの中なる一切の聖物および其處の諸の器具
 二十二 を司るべし
 二十三 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく汝等コハテ人の宗族の者をしてレビ
 二十四 人の中より絶るるに至らしむる勿れ
 二十五 彼等が至聖物に近く時に生命を保ちて死ることなからん爲に
 二十六 汝等かく之に爲べし即ちアロンと子等まづ入り彼等をして各箇の役事に就しめうの擔ふべき
 二十七 物を取しむべし
 二十八 彼等ハ入り須臾も聖物を觀るべからず恐らくハ死ん
 二十九 ○エホバまたモーセに告て
 三十 言たまはく汝がルシヨンの子孫の總數をうの父祖の家に依りうの宗族に循ひてしらべ
 三十一 三十歳以

三十一 上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に製作をなすことを得る者をしてこく數へよ
 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

家に循ひて數へられし者二千六百三十人ありき。是すなわちゲルシヨンの子孫の族の數へられし者にして、皆集會の幕屋において勤務をなすことを得る者なり。モーセとアロンとエホバの命にたがひて之を數へたり。またメラリの子孫の族をその宗族に依りての父祖の家を循ひて計へ。三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋において勤務をなすことを得る者を數へたるに、その宗族にたがひて數へられし者三千二百人ありき。是すなわちメラリの子孫の族の數へられし者なり。モーセとアロンとエホバの命によりて命じたまひし所にたがひて之を數へたり。モーセとアロンとエホバとイスラエルの牧伯等レビ人をその宗族に依りての父祖の家にしたがひてしらべ。三十歳以上五十歳までにして能く來りて集會の幕屋の役事を爲し且これを擔ふ業を爲す者を數へたるに、その數へられしもの數都合八千五百八十人なりき。エホバの命にしたがひてモーセかれらに數へたる等をして各人その役事に就しめかつその擔ふ所をうけもたしめたり。エホバの命にしたがひて數へたるどころ是のことし。

第五節 エホバモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫に命じて癩病人と流出ある者と死骸に汚されたる者どもを盡く營の外に出さしめよ。男女をわかたず汝等これを出して營の外に居しめ彼等をしてその營を汚さしむべからず。我らの諸營の中に住なり。イスラエルの子孫かく爲して之を營の外に出せり。すなわちエホバの命によりて告たまひし如くにイスラエルの子孫然なしぬ。○エホバまたモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告よ。男また女もし人の犯す罪を犯してエホバに悖りその身罪ある者とならば、その犯せし罪を言あらわしむる物の代價にその五分の一を加へてこれを己が罪を犯せる者に付してその償を爲べし。然る若しその罪の償を受べき親戚の人のあらざる時、その罪の償をエホバに納むるに代りて之を祭司に歸せしむべし。また彼のために用ひて贖をなすところの贖罪の牡羊も祭司に歸す。イスラエルの子孫の擧祭となして祭司に携へ來る所の聖物の皆祭司に歸す。

第十節 諸の人の聖別て獻る物の祭司に歸し凡て人の祭司に付す物の祭司に歸するなり。○エホバモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を爲てその夫に罪を犯す者なく彼またその時に執へられもせざるあり。すなわち妻の身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことあり。又その妻の身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時、夫の妻を祭司の許に携へきたり。大麥の粉一エバの十分の一をこれのために禮物として持きたるべし。その上に油を灌べからず。また乳香を加ふべからず。是ハ猜疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なり。祭司はまたその婦人を近く進ませてエホバの前に立しめ、瓦の器に聖水を入れ幕屋の下の地の土を取てその水に放ち、其婦人をエホバの前に立せ、婦人にその頭を露さしめて記念の禮物すなわち猜疑の禮物をその手に持たせしめて、祭司に詣りてその苦さ水を手に執り、婦人を誓せてこれに言べし。人もし汝と寝たる事あらば、汝の夫を指て道ならぬ事を爲て汚穢に染しこと無バ、詛を來する此苦水より害を受けること有され。然らば汝もし汝の夫を指き道ならぬ事を爲てその身を汚し、汝の夫ならざる人と寝たる事あらば、(祭司の婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司の婦人に言べし) エホバ、汝の腿を瘦しめ、汝の腹を脹れしめ、汝をして汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ。また詛を來らすること、水汝の腸にいりて、汝の腹を脹れさせ、汝の腿を瘦させんとする時、婦人はアメンアメンと言べし。而して祭司この詛を書き筆記し、その苦水にて之を洗おとし、婦人をしてその詛を來らする水を飲しむべし。その詛を來らする水かれの中にいりて苦ならん。祭司またその婦人の手より猜疑の禮物を取り、その禮物をエホバの前に擡てこれを壇に持來り、而して祭司其禮物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き、然る後婦人にその水を飲しむべし。その水を之に飲しめたる時、もしかれの身を汚し、夫に罪を犯したる事あり

第十節 諸の人の聖別て獻る物の祭司に歸し凡て人の祭司に付す物の祭司に歸するなり。○エホバモーセに告て言たまはくニイスラエルの子孫に告てこれに言へ人の妻道ならぬ事を爲てその夫に罪を犯す者なく彼またその時に執へられもせざるあり。すなわち妻の身を汚したる事ありて夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことあり。又その妻の身を汚したる事なきに夫猜疑の心を起してその妻を疑ふことある時、夫の妻を祭司の許に携へきたり。大麥の粉一エバの十分の一をこれのために禮物として持きたるべし。その上に油を灌べからず。また乳香を加ふべからず。是ハ猜疑の禮物記念の禮物にして罪を誌えしむる者なり。祭司はまたその婦人を近く進ませてエホバの前に立しめ、瓦の器に聖水を入れ幕屋の下の地の土を取てその水に放ち、其婦人をエホバの前に立せ、婦人にその頭を露さしめて記念の禮物すなわち猜疑の禮物をその手に持たせしめて、祭司に詣りてその苦さ水を手に執り、婦人を誓せてこれに言べし。人もし汝と寝たる事あらば、汝の夫を指て道ならぬ事を爲て汚穢に染しこと無バ、詛を來する此苦水より害を受けること有され。然らば汝もし汝の夫を指き道ならぬ事を爲てその身を汚し、汝の夫ならざる人と寝たる事あらば、(祭司の婦人をして詛を來らする誓をなさしめて祭司の婦人に言べし) エホバ、汝の腿を瘦しめ、汝の腹を脹れしめ、汝をして汝の民の指て詛ふ者指て誓ふ者とならしめたまへ。また詛を來らすること、水汝の腸にいりて、汝の腹を脹れさせ、汝の腿を瘦させんとする時、婦人はアメンアメンと言べし。而して祭司この詛を書き筆記し、その苦水にて之を洗おとし、婦人をしてその詛を來らする水を飲しむべし。その詛を來らする水かれの中にいりて苦ならん。祭司またその婦人の手より猜疑の禮物を取り、その禮物をエホバの前に擡てこれを壇に持來り、而して祭司其禮物の中より記念の分一握をとりて之を壇の上に焚き、然る後婦人にその水を飲しむべし。その水を之に飲しめたる時、もしかれの身を汚し、夫に罪を犯したる事あり

るに於ては、その罪を來らする水かれのの中に入れて、苦くなりたる腹脹れたるの腫れて自己の民の指て
詛ふ者とならん。然るに彼も、しるの身を汚し、事あらすして、潔からば害を受ずして、能く子を生ん。是
すなはち、猜疑の律法なり。妻たる者、その夫を措き、道ならぬ事を爲て、身を汚し、時、また夫たる者、猜疑
の心を起して、その妻を疑ふ時、その婦人をエホバの前におきて、祭司その律法のごとく之に行ふべき
なり。三、斯せば、夫の罪なく、妻の罪を任ん。

一、エホバモーセに告て言たまはく、ニイスラエルの子孫に告て之に言へ、男また女、俗を離れて
ナザレ人の誓願を立て、俗を離れて、その身をエホバに歸せしむる時、ニ葡萄酒と濃酒を斷ち、葡萄酒の
醋となれる者と濃酒の醋となれる者を飲す、また葡萄酒の汁を飲す、葡萄酒の鮮なる者をも乾たる者をも食
はざるべし。その俗を離れる日の間、都て葡萄酒の樹より取たる者、その核より皮まで、一切食ふべ
からざるなり。エホバの誓願を立て、俗を離れる日の間、都て薙刀をうの頭に、あつべからざるの俗を離
れて、身をエホバに歸せしめたる日の満るまで、彼に聖ければ、その頭髮を長しおくべし。その俗を離れ
て、身をエホバに歸せしむる日の間、凡て死骸に近づくべからず。其父母兄弟姉妹の死たる時、もこ
れがために、身を汚すべからず。其の俗を離れて、神に歸したる記號、その首に、あれはなり。彼は、その
俗を離れる日の間、凡てエホバの聖者なり。もし人計すも、彼の傍に、死するのナザレの頭を汚すこ
とあらば、その身を潔する日に、頭を剃すべし。第七日に、これを剃すべきなり。而して、第八日に、鳩二
羽、かまたの雛、二羽を、祭司に携へきたり。集會の幕屋の門に、いたるべし。士、斯て、祭司、その一を、罪祭
に、一を、燔祭に、獻け、彼が屍に、由て獲たる罪を、贖ひ、また、その日に、かれの首を、聖潔すべし。士、彼また、その俗
を離れて、エホバに歸するの日に、新しく、當歳の羔羊を、攜へきたりて、愆祭となすべし。彼、その俗を離れる
る時に、身を汚したれば、是より、前の日、その日、その中に、算ふべからざるなり。士、ナザレ人の律法、是のごとし
るの俗を離るるの日、満たる時、その人を、集會の幕屋の門に、携へいたるべし。士、斯て、その人の、禮物を、エ

ホバにささぐべし。即ち、當歳の羔羊の、牝の、全き者、一匹を、燔祭となし、當歳の羔羊の、牝の、全き者、一匹を、罪
祭となし、牡羊の、全き者、一匹を、酬恩祭となし、また、無酵パン、一筐、麥粉に油を和て作れる菓子油を、塗た
る、酔いれぬ煎餅、および、その素祭と灌祭の物、持きたるべし。士、斯て、祭司、これを、エホバの前に、携へきた
り、その罪祭と酬恩祭を、獻け、士、また、その牡羊を、筐の中なる、酔いれぬパンとあへせ、これを、酬恩祭の犠牲
として、エホバに、獻ぐべし。祭司、また、その素祭と灌祭をも、獻べきなり。士、ナザレ人の、集會の幕屋の門に、於
て、そのナザレの頭を、剃り、そのナザレの頭を、取て、これを、酬恩祭の犠牲の、下の火に、放つべし。士、祭司
の、牡羊の、煮たる肩と筐の中の、酔いれぬ菓子一箇と、酔いれぬ煎餅一箇を、とりて、これを、ナザレ人が、う
のナザレの頭を、剃るおよびて、これを、その手に、授け、而して、祭司、エホバの前に、て之を、搗て、搗祭となす
べし。是は、聖物にして、その搗る胸と、擧たる腿と、ともに、祭司に、歸すべし。斯て、後、ナザレ人の、酒を、飲ことを
得、三、是すなはち、誓願を、立たるナザレ人が、その俗を、離れ、居し、事によりて、エホバに、禮物を、獻ぐるの、律法
なり。此外に、また、その能力の、及ぶところの、物を、獻ぐることを、得べし。即ち、その立たる誓願のごとく、その
俗を、離るるの、律法に、したがひて、爲べきなり。○三、エホバ、また、モーセに、告て、言たまはく、三、アロンと、その
子等に、告て、言へ、汝等、斯のごとく、イスラエルの子孫を、祝して、言べし。願くは、エホバ、汝を、恵み、汝を守り
たまへ。願くは、エホバ、その面をもて、汝を、照し、汝を、憐み、たまへ。願くは、エホバ、その面を、擧て、汝を、眷み
汝に、平安を、賜へ。士、かくして、彼等、吾名を、イスラエルの子孫に、蒙らすべし。然らば、我、かれらを、恵まん。
第七節、一、モーセ、幕屋を、建を、り、之に、膏を、灌ぎて、これを、聖別め、また、その一切の、器具、および、その壇、と、う
の一切の、器具、に、膏を、灌ぎて、之を、聖別たる日に、ニイスラエルの、牧伯等、すなはち、その諸宗族の、長諸支派
の、牧伯にして、その核數られし者、を、監督する者等、獻納を、爲り、ニ彼等、その禮物を、エホバに、持きたるに、蓋あ
る、車六輛と、牛十二匹、あり、牧伯二人に、車一輛、一人に、牛一匹、なり、即ち、これを、幕屋の前に、ひき、至れり。時
に、エホバ、モーセに、告て、言たまはく、汝、これを、彼等より、取て、集會の幕屋の、用に、供へ、レ、レ、人、に、その職分

一 是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんとす。是れは汝レビ人にして、汝レビ人の手をかの牛の頭に按しめ、
 一を燔祭となしてエホバに獻け之をもてレビ人のために贖罪をなすべし。即ちレビ人をアロンと
 の子等の前に立しめ之を燔祭となしてエホバに獻べし。汝レビ人をイスラエルの子孫の中より區別
 ちレビ人をしてわが所屬とならしむべし。斯て後レビ人ハ入て集會の幕屋の役事をなすべし。汝かれ
 らを潔め之を獻けて燔祭となすべし。其後レビ人の子孫の中よりして我に獻けらるる者なり
 イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者す。其の首出子の代に我かれらを取らり。我イスラエ
 ルの子孫の中首出子ハ人たるも、獸たるも、凡てわが所屬となるべし。其ハ我エジプトの地において首
 出子を盡く撃ころしたる時に、彼等を聖者となして我に屬せしめられたるなり。是をもて我イスラエ
 ルの子孫の中一切の首出子の代にレビ人を取らり。我イスラエルの子孫の中よりレビ人を取て之を
 アロンと子等に與へ之をして集會の幕屋においてイスラエルの子孫に代てう役事を爲しめま
 九 イスラエル子孫に代りて、贖罪をかさめん。是イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの
 子孫の中に災害の起ざらんためかり。我イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの
 子孫の事につきてモーセに命じたまへる所に悉くおたがひてレビ人におこかへり。即ちイスラエルの
 子孫かくの如く彼等に行ひたり。三レビ人は是に於てうの身を潔め衣服を洗ひたればアロンかれらにエ
 ホバの前に獻て燔祭となしアロンまた彼らのために贖罪をかして之を潔めたり。三斯て後レビ人は集
 會の幕屋に入てアロンと子等の前にてうの役事を爲り。彼等はレビ人の事につきてエホバのモー
 セに命じたまへる所に循ひて斯のごとく之を行ひたり。三エホバまたモーセに告て言たまはく、レビ
 人は斯なすべし。即ち二十五歳以上の者は軍團に入て集會の幕屋の役事をなすべし。然も五十歳より
 上は軍團を退きて休みて役事をなすべからず。三唯集會の幕屋においてうの兄弟等をつかさどり且同
 ひ守ることを勤むべし。役事を爲すべからず。汝レビ人をしてうの職務をなさしむるには斯のごとくなす
 べし。

一 エジプトの國を出たる次の年の正月エホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく、ニイス
 ラエルの子孫を悉く、逾越節をうの期におよびて行はせよ。即ち此月の十四日の晩にいたり
 て汝等これを行ふべし。汝等これをおこかふにはうの諸の條例と諸の式法に循ふべきなり。是に
 おいてモーセイスラエルの子孫に、逾越節を行ふべき事を告たれば、彼等正月の十四日の晩にシナイ
 の野にて、逾越節を行へり。即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこ
 れを爲ぬ。時に人の死骸に身を汚して、逾越節を行ふこと能ざる人々ありてうの日にモーセとアロン
 の前にいたれり。その人々すなわち彼に言ふ我等ハ人の死骸に身を汚したり。然レ我らハうの期にお
 よびてイスラエルの子孫と偕にエホバに禮物を獻ることを得ざるべき乎。モーセかれらに言けるハ
 姑く待て。エホバ汝らの事を如何に宣ふかを聽ん。エホバモーセに告て言たまはく、イスラエルの子
 孫に告て言へ。汝等またハ汝等の子孫の中死屍に身を汚したる人も、遠き途にある人も、皆逾越節をエホ
 バにむかひて行ふべきなり。即ち二月の十四日の晩に之をおこなひ、酔いれぬパンと苦菜をうへて之
 を食ふべし。朝までこれを少許も遺しおくべからず。又うの骨を一本も折べからず。逾越節の諸の條例
 にしたがひて之を行ふべし。然も人々の身潔くありまた、征途にもあらずして、逾越節を行ふことをせ
 ざる時ハうの人民の中より斷れん。斯る人ハうの期におよびてエホバの禮物を持きたらざるが故に、う
 の罪を任べきなり。他國の人もし汝らの中に寄寓をりて、逾越節をエホバにおこなはん。とせば、逾越節
 の條例に依りうの法式にしたがひて之をおこなふべし。他國の人にも自國の人にも、うの條例ハ同一な
 るべし。○主幕屋を建たる日に、雲幕屋を蔽へり。是すなわち律法の幕屋なり。而して夕にいたれば、幕屋の
 上に火のごとき者あらはれて朝におよべり。主即ち常に是の如くにして、晝ハ雲これを蔽ひ、夜ハ火のこ
 とき者ありき。主雲幕屋を離れて上る時ハイスラエルの子孫直に途に進み、また雲の止まる所にイスラ

一 是彼らをしてエホバの勤務を爲しめんとす。是れは汝レビ人にして、汝レビ人の手をかの牛の頭に按しめ、
 一を燔祭となしてエホバに獻け之をもてレビ人のために贖罪をなすべし。即ちレビ人をアロンと
 の子等の前に立しめ之を燔祭となしてエホバに獻べし。汝レビ人をイスラエルの子孫の中より區別
 ちレビ人をしてわが所屬とならしむべし。斯て後レビ人ハ入て集會の幕屋の役事をなすべし。汝かれ
 らを潔め之を獻けて燔祭となすべし。其後レビ人の子孫の中よりして我に獻けらるる者なり
 イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者す。其の首出子の代に我かれらを取らり。我イスラエ
 ルの子孫の中首出子ハ人たるも、獸たるも、凡てわが所屬となるべし。其ハ我エジプトの地において首
 出子を盡く撃ころしたる時に、彼等を聖者となして我に屬せしめられたるなり。是をもて我イスラエ
 ルの子孫の中一切の首出子の代にレビ人を取らり。我イスラエルの子孫の中よりレビ人を取て之を
 アロンと子等に與へ之をして集會の幕屋においてイスラエルの子孫に代てう役事を爲しめま
 九 イスラエル子孫に代りて、贖罪をかさめん。是イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの
 子孫の中に災害の起ざらんためかり。我イスラエルの子孫が聖所に近く時にイスラエルの
 子孫の事につきてモーセに命じたまへる所に悉くおたがひてレビ人におこかへり。即ちイスラエルの
 子孫かくの如く彼等に行ひたり。三レビ人は是に於てうの身を潔め衣服を洗ひたればアロンかれらにエ
 ホバの前に獻て燔祭となしアロンまた彼らのために贖罪をかして之を潔めたり。三斯て後レビ人は集
 會の幕屋に入てアロンと子等の前にてうの役事を爲り。彼等はレビ人の事につきてエホバのモー
 セに命じたまへる所に循ひて斯のごとく之を行ひたり。三エホバまたモーセに告て言たまはく、レビ
 人は斯なすべし。即ち二十五歳以上の者は軍團に入て集會の幕屋の役事をなすべし。然も五十歳より
 上は軍團を退きて休みて役事をなすべからず。三唯集會の幕屋においてうの兄弟等をつかさどり且同
 ひ守ることを勤むべし。役事を爲すべからず。汝レビ人をしてうの職務をなさしむるには斯のごとくなす
 べし。

一 エジプトの國を出たる次の年の正月エホバシナイの野にてモーセに告て言たまはく、ニイス
 ラエルの子孫を悉く、逾越節をうの期におよびて行はせよ。即ち此月の十四日の晩にいたり
 て汝等これを行ふべし。汝等これをおこかふにはうの諸の條例と諸の式法に循ふべきなり。是に
 おいてモーセイスラエルの子孫に、逾越節を行ふべき事を告たれば、彼等正月の十四日の晩にシナイ
 の野にて、逾越節を行へり。即ちイスラエルの子孫はエホバのモーセに命じたまへる所に盡く循ひてこ
 れを爲ぬ。時に人の死骸に身を汚して、逾越節を行ふこと能ざる人々ありてうの日にモーセとアロン
 の前にいたれり。その人々すなわち彼に言ふ我等ハ人の死骸に身を汚したり。然レ我らハうの期にお
 よびてイスラエルの子孫と偕にエホバに禮物を獻ることを得ざるべき乎。モーセかれらに言けるハ
 姑く待て。エホバ汝らの事を如何に宣ふかを聽ん。エホバモーセに告て言たまはく、イスラエルの子
 孫に告て言へ。汝等またハ汝等の子孫の中死屍に身を汚したる人も、遠き途にある人も、皆逾越節をエホ
 バにむかひて行ふべきなり。即ち二月の十四日の晩に之をおこなひ、酔いれぬパンと苦菜をうへて之
 を食ふべし。朝までこれを少許も遺しおくべからず。又うの骨を一本も折べからず。逾越節の諸の條例
 にしたがひて之を行ふべし。然も人々の身潔くありまた、征途にもあらずして、逾越節を行ふことをせ
 ざる時ハうの人民の中より斷れん。斯る人ハうの期におよびてエホバの禮物を持きたらざるが故に、う
 の罪を任べきなり。他國の人もし汝らの中に寄寓をりて、逾越節をエホバにおこなはん。とせば、逾越節
 の條例に依りうの法式にしたがひて之をおこなふべし。他國の人にも自國の人にも、うの條例ハ同一な
 るべし。○主幕屋を建たる日に、雲幕屋を蔽へり。是すなわち律法の幕屋なり。而して夕にいたれば、幕屋の
 上に火のごとき者あらはれて朝におよべり。主即ち常に是の如くにして、晝ハ雲これを蔽ひ、夜ハ火のこ
 とき者ありき。主雲幕屋を離れて上る時ハイスラエルの子孫直に途に進み、また雲の止まる所にイスラ

エルの子孫營を張り大即ちイスラエルの子孫の命によりて遂に進みまたエホバの命によりて營を張り幕屋の上に雲の止まれる間の營を張をり幕屋の上に雲の止ること日久しき時ハイスラエルの子孫エホバの職守をまもりて遂に進まざりき三また幕屋の上に雲の止まる事日少き時然り彼等ハ只エホバの命にしたがひて營を張りエホバの命にしたがひて遂に進めり三また雲夕より朝まで止り朝におよびて夕の雲昇る時ハ彼等遂に進めり夜にもあれ晝にもあれ雲の昇る時ハ則ち途に進めり三二日にもあれ一月にもあれまたハ其よりも多くの日にもあれ幕屋の上に雲の止り居る間ハイスラエルの子孫營を張居て遂に進まざるの昇るにおよびて遂に進めり三即ち彼等ハエホバの命にしたがひて營を張りエホバの命にしたがひて遂に進み且モーセによりて傳はりしエホバの命にしたがひてエホバの職守を守れり

第十節 エホバモーセに告て言たまはくニ汝銀の喇叭二本を製れ即ち榧にて榧之を製り之を用ひて人を召集めまた營を進ますべし三この二者を吹ときハ全會衆集會の幕屋の門に集りて汝に就べし四もし只の一を吹く時ハイスラエルの千人の長たるの牧伯等集りて汝に就べし五汝等これを吹鳴す時ハ東の方に營を張る者途に進むべし六また二次これを吹ならす時ハ南の方に營を張る者途に進むべし凡て途に進まんとする時ハ音長く喇叭を吹ならすべし七また會衆を集むる時にも喇叭をふくべし但し音長くこれを吹ならすべからず八アロンの子等の祭司たる者どもも喇叭を吹べし是すなち汝らが代々ながく守るべき例たるなり九また汝らの國において汝等らの己を攻るところの敵と戦へんとて出る時ハ喇叭を吹ならすべし然せば汝等の神エホバ汝らを記憶て汝らをも攻る敵の手に救ひたまはん十また汝らの喜樂の日汝らの節期および月々の朔日に燔祭の上と酬恩祭の犠牲の上に喇叭を吹ならすべし然せば汝らの神これに由て汝らを記憶たまはん我ハ汝らの神エホバ也十一斯て第二年の二月の二十日に雲律法の幕屋を離れて昇りければイスラエルの子孫シナイの野より

出て遂に進みたりしがバランの野にいたりて雲止れり十二斯かれらハエホバのモーセによりて命じたまへるところに遵ひて途に進むことを始めたり十三首先にユダの子孫の營の藪の下につく者らの軍旅にしたがひて進めりユダの軍旅の長ハアマミナダブの子ナシオン五イツサカルの子孫の支派の軍旅の長ハツアルの子チタニエル六ゼブルンの子孫の支派の軍旅の長ハヘロンの子エリアブなりき七乃ち幕屋を取くづしゲルションの子孫およびレウリの子孫幕屋を擔ひて進めり八大次にルベンの營の藪の下につく者らの軍旅にしたがひて進めりルベンの軍旅の長ハシデウルの子エリツル九シシオンの子エリアサフなりき十コハテ人聖所を擔ひて進めり是が至るまで彼その幕屋を建をる十三次にエフライムの子孫の營の藪の下につく者その軍旅にしたがひて進めりエフライムの軍旅の長ハアミホデの子エリシヤマ三マナセの子孫の支派の軍旅の長ハバダヅルの子ガマリエル四ベニヤミンの子孫の支派の軍旅の長ハギデオニの子アビダンなりき五次にダンの子孫の營の藪の下につく者らの軍旅にしたがひて進めりこの軍旅ハ諸營の後驅なりきダンの軍旅の長ハアマシヤダイの子アヒエゼル六アセルの子孫の支派の軍旅の長ハオクランの子バギエル七サフタリの子孫の支派の軍旅の長ハエナンの子アヒラなりき八イスラエルの子孫ハその途に進む時ハ是のごとくその軍旅にしたがひて進みたり九茲にモーセの外舅なるミデアニ人リウエルの子ホバブに言けるハ我等ハエホバが嘗て我これを汝等に與へんと言たまひし處に進み行なり汝も我等どうもに來れ我等汝をして幸福ならしめん其ハエホバイスラエルに福祉を降さんと言たまひたればなり十彼モーセに言ふ我ハ往じ我ハわが國に還りわが親族に至らん三モーセまた言けるハ請ふ我等を棄去なかれ汝ハ我等が曠野に營を張るを知願くハ我等の目とかれ三汝もし我等どうもに往バエホバの我等に降したまふところの福祉を我等また汝にもおよほさん四斯て彼等エホバの山をたち出て三日路ほど進み行りエホバの

一 三三
 二 三三
 三 三三
 四 三三
 五 三三
 六 三三
 七 三三
 八 三三
 九 三三
 十 三三
 十一 三三
 十二 三三
 十三 三三
 十四 三三
 十五 三三
 十六 三三
 十七 三三
 十八 三三
 十九 三三
 二十 三三
 二十一 三三
 二十二 三三
 二十三 三三
 二十四 三三
 二十五 三三
 二十六 三三
 二十七 三三
 二十八 三三
 二十九 三三
 三十 三三
 三十一 三三
 三十二 三三
 三十三 三三
 三十四 三三
 三十五 三三

契約の櫃の三日路の間かれらに先たち行て彼等の休息所を尋ね究めたり。彼等營を出て途に進むに當りて晝はエホバの雲かれらの上にあき。契約の櫃の進まんとする時にはモーセ言りエホバよ起あがりたまへ然は汝の敵は打散され汝を惡む者等は汝の前より逃さらんと。またたうの止まる時は言りエホバよ千萬のイスラエル人に歸りたまへ。

一 茲に民災難に罹れる者のごとくにエホバの耳に嘆きぬエホバその怨言を聞て震怒を發したまひけれバエホバの火かれらに向ひて燃いその營の極端を燒り。是に於て民モーセに呼はりてがモーセエホバに祈けれバうの火鎮りぬ。エホバの火かれらに向ひて燃出たるに因てその處の名をタベラ(燃)と稱ぶ。茲に彼等の中なる衆多の寄集人等慾心を起すイスラエルの子孫もまた再び哭て言ふ誰か我らに肉を與て食ふめんか。憶ひ出るに我等エジプトにありし時は魚、黃瓜、水瓜、韭、葱、青蒜等を心のまゝに食へり。然るに今は我等の精神枯衰ふ我らの目の前にはこのマナの外何も有ざるかりと。セマナは莖菜の實のこくにしてその色はブドラクの色のごとし。民行巡りてこれを斂め石磨にひき或ハ臼に搗てこれを釜の中に煮て餅とせり。その味は油菓子味のことし。夜にいりて露營に降る時にマナの上は降りり。モーセ聞に民の家々の者おのゝその天幕の門口に哭く是に於いてエホバ烈しく怒を發したまふこの事またモーセの目にも惡く見ゆ。モーセすなわちエホバに言けるハ汝かんぞ僕を惡くしたまふ乎。いかなれば我汝の前に恩を獲ずして汝かく此すべての民をわが任となして我に負せたまふや。この總体の民ハ我が妊みし者からんや我が生し者からんや。然るに汝なんぞ我に慈父が乳哺子を抱くがごとくに彼らを懷に抱きて汝が昔日かれらの先祖等に誓ひたまひし地に至れと言たまふや。我何處より肉を得てこの總体の民に與へんや。彼等ハ我にむかひて哭き我等に肉を與へて食しめよと言なり。我ハ壹人にてこの總体の民をわが任として負ことあたはず。是ハ我には重きに過ればなり。我もし汝の前に恩を獲は請ふ斯我を爲んよりハ寧ろ直に我

一 三三
 二 三三
 三 三三
 四 三三
 五 三三
 六 三三
 七 三三
 八 三三
 九 三三
 十 三三
 十一 三三
 十二 三三
 十三 三三
 十四 三三
 十五 三三
 十六 三三
 十七 三三
 十八 三三
 十九 三三
 二十 三三
 二十一 三三
 二十二 三三
 二十三 三三
 二十四 三三
 二十五 三三
 二十六 三三
 二十七 三三
 二十八 三三
 二十九 三三
 三十 三三
 三十一 三三
 三十二 三三
 三十三 三三
 三十四 三三
 三十五 三三

を殺したまへ我を忘てわが困苦を見せたまふ勿れ。是に於いてエホバモーセに言たまはくイスラエルの老人の中民の長老たり有司たるを汝が知るところの者七十人を我前に集め集會の幕屋に攜きたりて其處に汝とも立おめよ。我降りて其處にて汝と言はん又われ汝の上にあるところの靈を彼等にも分ち與へん。彼等汝とも民の任を負ひ汝を忘て只一人にて之を負ふこと無らむべし。汝また民に告て言へ汝等身を潔めて明日を待て必ず肉を食ふことを得ん。汝等エホバの耳に哭て誰か我等に肉を與へて食ふめん。我らエジプトにありし時は却て善りしと言たればエホバかんちらに肉を與へて食ふたまふべし。汝等がこれを食ふは一日や二日や五日や十日や二十日にはあらずして一月におよび遂に汝らの鼻より出るにいたらん。汝等これに譬はつべし。是かんちら己等の中にいますエホバを輕んじてうの前に哭き我等何とてエジプトより出しやと言たればあり。モーセ言けるは我が借にをる民ハ歩卒のみにて六十萬あり然るに汝ハ我かれらに肉を與へて一月の間食ふめんと言たまふ。三羊と牛の群を宰るとも彼等を飽ふることを得んや。海の魚をこくく集むるとも彼等を飽ふることを得んや。エホバモーセに言たまはくエホバの手短からんや。吾言の成と然らざると汝今これを見るあらん。是に於てモーセ出きたりてエホバの言を民に告げ民の長老七十人を集めて幕屋の四圍に立おめけるに。エホバ雲の中にありて降りモーセと言ひモーセのうへにある靈をもてうの長老七十人にも分ち與へたまひしがうの靈かれらの上はやせりしか。バ彼等豫言せり但し此後ハかさねて爲さりき。時に彼等の中なる二人の者營に止まり居るその一人の名ハエルダデといひ一人の名ハメダデといふ。靈またかれらの上にもやせり彼らハうの名を録されたる者なりしが幕屋に往ざりければ營の中に豫言をなせり。時に一人の少者奔りきたりモーセに告てエルダデとメダデ營の中に豫言すと言けれバ。うの少時よりしてモーセの從者たりしメンの子ヨシユアこたへて曰けるハ吾主モーセこれを禁めたまへ。モーセこれに言けるハ汝わがために媚嫉を起すや。エホバの

民の皆預言者とならんことまたエホバのの靈を之に降したまはんこと願ひしけれ 耶斯てモーセ
 イスラエルの長老等どももに營に返れり 茲にエホバの許より風おこり出て海の方より鶴を吹きた
 りこれをして營の周圍に墮ちたりとの墮ひろがれること營の四周此旁も大約一日路彼旁も大約一
 日路地の表より高きこと大約二キユビトなりき 民すなわち起あがりて日の終日りの夜終夜また
 うの次の日終日鶴を拾ひ斂めけるが拾ひ斂むることの至て寡き者も十ホメルほど拾ひ斂めたり皆こ
 れを營の周圍に陳べおけり 肉なほ齒のあひたにありていまた食つくさざるにエホバ民にむかひて
 怒を發しこれを撃ておほいに滅ぼしたまへり 是をもてうの處の名をキプロテハッタワ (慾心の墓)
 とよべり其の慾心をおこせる人々を其處に埋たればなり 耶斯て民キプロテハッタワよりハゼロテに
 進みゆきてハゼロテに居ぬ

第十七章 モーセのエテオピアの女を娶りたりしがそのエテオピアの女を娶りてを以てミリアムと
 アロンモーセを誘れりニ彼等すなわち言けるハエホバたゞモーセによりてのみ語りたまはんやまた
 我等によりても語りたまふにあらすやとエホバこれを聞たまへり (モーセの人の爲溫柔なる
 こと世の中の諸の人に勝れり) 是に於てエホバ遽にモーセアロンおよびミリアムに言たまはく汝
 等三人集會の幕屋に出きたれと三人すなわち出きたりけれバエホバ雲の柱の中にありて降り幕屋
 の門に立てアロンとミリアムを呼たまひしがかれら二人進みたれば之に言たまはく汝等わが言を
 聽け汝らの中にもし預言者あらバ我エホバ異象において我をこれに知めまた夢において之と語ら
 んセわが僕モーセに於て然らず彼わが家に忠義なる者なり 彼どの我口をもて相語り明かに言
 ひて虚語を用ひず彼のまたエホバの形を見るなり然るを汝等かんざわが僕モーセを誘ふことを畏れ
 ざるやとエホバかれらに向ひ忿怒を發して去たまへり 雲すなわち幕屋をはなれて去ぬその時ミ
 リアムに癩病生じてうの身雪のごとく爲りアロンミリアムを見かへるに既に癩病生じてるミアロン

1	モーセ	100
2	アロン	100
3	ミリアム	100
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

是においてモーセに言けるハ主よ我等愚なる事をかして罪を犯したれと願ひしけり 汝等我等
 に蒙らざる勿れ 彼を忘る母の胎より肉半分腐れて死に生れいづる者のごとくならしむる勿れ 主
 モーセすなわちエホバに呼はりて言ふ嗚呼神よ願くハ彼を醫したまへ 主エホバモーセに言たまひけ
 るハ彼の父の面に唾する事ありてすら彼の七日の間羞るべきに非ずや然バ七日の間かれを營の
 外に禁鎖おきて然る後に歸り入らむべしと 主ミリアムはすなわち七日の間營の外に禁鎖られぬ民ハ
 ミリアムの歸り入るまで途に進まざりき 其の後民ハゼロテより進みてパランの曠野に營を張り
 第十三章 茲にエホバモーセに告て言たまはくニ汝人を遣して我がイスラエルの子孫に與ふるカナ
 ンの地を窺はめよ即ち支派ごとに一人を取て之を遣すべし其人々の皆かれらの中の牧伯たる者な
 るべしニモーセすなわちエホバの命にたがひてパランの曠野よりこれを遣はせりとの人等ハ皆イ
 スラエルの子孫の領袖たる者あり 其の名ハ是のごとしルベンの支派にてハザクタルの子シヤンマ
 エシメオンの支派にてハホリの子シヤバタ ユダの支派にてハエフンチの子カルブセイッサカルの
 支派にてハヨセフの子イガル ハエフライムの支派にてハヌンの子ホセア アレヤミンの支派にてハ
 ラフの子バルテヤゼブルンの支派にてハソデの子ガデル エル土ヨセフの支派すなわちマナセの支派に
 てハスシの子ガデシダンの支派にてハゲマリの子アンミエル 支派にてハミカエルの子セ
 トル 支派にてハナフタリの支派にてハワフシの子ナヘビ 支派にてハマキの子ギウエル 其是すなわち
 モーセがの地を窺はしめんとて遣したる人々の名なり時にモーセヌンの子ホセアをヨシユアと名
 けたりモモーセかれらを遣してカナンの地を窺はしめんとて之に言けるハ汝等うの南の方に赴き
 て山に登り其の地の若何と其處に住む民の強か弱か多か寡かを觀ん 其處の住む民の善か
 悪か其住む所の邑々ハ如何なる者なるか彼等ハ天幕に住するか城の邑に住するかを觀ん 其處の
 地ハ腴なるか瘠たるか其中に樹あるや否を觀ん 汝等勇しかれうの地の菓物を携へきたれよこの時

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

一 摩西對以色列眾人說
 二 我領你們出埃及地
 三 為要將你們領到流奶與蜜之地
 四 我對你們說過
 五 你們必在曠野流離四十年
 六 因為你們不聽從我的話
 七 所以你們必在曠野流離四十年
 八 使你們的仇敵知道
 九 我對你們說過
 十 你們必在曠野流離四十年
 十一 使你們的仇敵知道
 十二 我對你們說過
 十三 你們必在曠野流離四十年
 十四 使你們的仇敵知道
 十五 我對你們說過
 十六 你們必在曠野流離四十年
 十七 使你們的仇敵知道
 十八 我對你們說過
 十九 你們必在曠野流離四十年
 二十 使你們的仇敵知道

一 葡萄の熟し始むる時かりき三是において彼等上りゆきてその地を窺ひナンの曠野よりレホブにおよべり是ハハマテに近し三彼等すかハ南の方に上りゆきてヘブロンにいたれり此にアナクの子アヒマンセシヤイおよびタルマイあり(ヘブロンハエジプトのゾアンよりも七年前に建たる者あり)三彼らつひにエシコルの谷にいたり其處より一球の葡萄のなれる枝を砍とりてこれを枉に貫き二人してこれを擔へりまた石榴と無花果を取り三イスラエルの子孫其處より葡萄一球を砍とりしが故にその處をエシコル(一球の葡萄)の谷と稱ふ三彼ら四十日を経るの地を窺ふことを竟て歸り三パラの曠野なるカデシに至りてモーセとアロンおよびイスラエルの子孫の全會衆に就きかれらと全會衆にその復命を申しの地の菓物をこれに見せり三彼等すなハちモーセに語りて言ふ我等ハ汝が遺しと地にいたれり誠其處ハ乳と蜜とかがる是の果物なり三然ながらその地に住む民ハ猛くその邑々ハ堅固にして甚大なり我等またアナクの子孫の其處にをるを見たり三またアマンキ人その南の地に住みヘテ人エブス人およびアモリ人その山々に住みカナン人その海邊とヨルダンの邊に住ると手時にカルブモーセの前に民を靜めて言けるハ我等直に上りゆきて之を攻取ん我等ハ必ずこれに勝つことを得ん三然と彼とよもに往たる人々ハ言ふ我等ハかの民の所に攻上ることを得ず彼らハ我らよりも強ければかりと三彼等すかハちその窺ひたりし地の事をイスラエルの子孫の中に悪く言ふらして云く我等が行巡りて窺ひたる地ハ其中に住む者を吞ほろほす地なり且またその中に我等が見し民ハみか身幹たかき人なりし三我等またアナクの子孫を彼處に見たり是ハ子ピリムより出たる者かり我等ハ自ら見るに蝗のごとくまた彼らにも然見かされたり

第十四章

一 是に於いて會衆みな聲をあけて叫び民の夜哭あかせりニすなハちイスラエルの子孫みなモーセとアロンに對ひて喧き全會衆かれらに言けるハ嗚呼我等ハエジプトの國に死たらば善りしものを父ハこの曠野に死ば善らんものを何とてエホバ我等をこの地に導きいりて劍に斃れしめん

一 我らの妻子をして擽められしめんとするやエジプトに歸ること反て好らすや
 二 互に相語り我等一人の長を立てエジプトに歸らんと云り三是をもてモーセとアロンハイスラエルの子孫の全會衆の前に於いて俯伏たり三時にかの地を窺ひたりし者の中なるヌンの子ヨシユアとエフンチの子カルブの衣服を裂き三イスラエルの子孫の全會衆に語りて言ふ我等が行巡りて窺ひたりし地ハ甚た善き地なりハエホバも我等を悦びたまハと我らその地に導きいりて之を我等に賜ハん是ハ乳と蜜との流るる地なるがかし三唯エホバに逆ふ勿れまたその地の民を懼るるなかれ彼等ハ我等の食物とならん彼等の影となる者ハ既に去りかつエホバわれらと共にいますなり彼等を懼るる勿れ三然るに會衆みな石をもて之を撃んとせり時にエホバの榮光集會の幕屋の中よりイスラエルの全體の子孫に顯れたり三エホバすなハちモーセに言たまハく此民ハ何時まで我を藐視するや我諸の休徴をかれらの中間に行ひたるに彼等何時まで我を頼むことを爲さるや三我疫病をもてかれらを撃ち滅し汝をして彼等よりも大なる強き民とならしめん三モーセエホバに言けるハ汝がその權能をもてこの民をエジプトより導き出したまひし事ハエジプト人唯これを聞き而已ならず三また之をこの地に住る民に告たりまた彼等ハ汝エホバがこの民の中に在し汝エホバが明かにこれに顯れたまふことを聞きまたその上に汝の雲をりて汝が晝ハ雲の柱の中にあり夜ハ火の柱の中にありて之が前に行たまふを聞き三然バ汝もこの民を一人のごとくに殺したまハと汝の名聲を聞く國人等言ん三エホバこの民を導きてその之に誓ひたりし地に至ること能ハざるが故に之を曠野に殺せりと三吾主ねがハくハ今汝の權能を大ならしめて汝の言たまへる如したまへ三汝曾言たまひけらくエホバハ怒ること遅く恩惠深く惡と過とを赦す者また罰すべき者をバ必ず赦すことをせず父の罪を子に報いて三四代に及ぼす者と願くハ汝の大なる恩惠をもち汝がエジプトより今にいたるまでこの民を赦し三如くにこの民の惡を赦したまへ三エホバ言たまハく我汝の言にしたがひて之を赦す三然ながら我の活るごとくまたエ

一 一〇〇〇〇人
 二 一〇〇〇〇人
 三 一〇〇〇〇人
 四 一〇〇〇〇人
 五 一〇〇〇〇人
 六 一〇〇〇〇人
 七 一〇〇〇〇人
 八 一〇〇〇〇人
 九 一〇〇〇〇人
 十 一〇〇〇〇人
 十一 一〇〇〇〇人
 十二 一〇〇〇〇人
 十三 一〇〇〇〇人
 十四 一〇〇〇〇人
 十五 一〇〇〇〇人
 十六 一〇〇〇〇人
 十七 一〇〇〇〇人
 十八 一〇〇〇〇人
 十九 一〇〇〇〇人
 二十 一〇〇〇〇人
 二十一 一〇〇〇〇人
 二十二 一〇〇〇〇人
 二十三 一〇〇〇〇人
 二十四 一〇〇〇〇人
 二十五 一〇〇〇〇人
 二十六 一〇〇〇〇人
 二十七 一〇〇〇〇人
 二十八 一〇〇〇〇人
 二十九 一〇〇〇〇人
 三十 一〇〇〇〇人
 三十一 一〇〇〇〇人
 三十二 一〇〇〇〇人
 三十三 一〇〇〇〇人
 三十四 一〇〇〇〇人
 三十五 一〇〇〇〇人
 三十六 一〇〇〇〇人
 三十七 一〇〇〇〇人
 三十八 一〇〇〇〇人
 三十九 一〇〇〇〇人
 四十 一〇〇〇〇人
 四十一 一〇〇〇〇人

一 一〇〇〇〇人
 二 一〇〇〇〇人
 三 一〇〇〇〇人
 四 一〇〇〇〇人
 五 一〇〇〇〇人
 六 一〇〇〇〇人
 七 一〇〇〇〇人
 八 一〇〇〇〇人
 九 一〇〇〇〇人
 十 一〇〇〇〇人
 十一 一〇〇〇〇人
 十二 一〇〇〇〇人
 十三 一〇〇〇〇人
 十四 一〇〇〇〇人
 十五 一〇〇〇〇人
 十六 一〇〇〇〇人
 十七 一〇〇〇〇人
 十八 一〇〇〇〇人
 十九 一〇〇〇〇人
 二十 一〇〇〇〇人
 二十一 一〇〇〇〇人
 二十二 一〇〇〇〇人
 二十三 一〇〇〇〇人
 二十四 一〇〇〇〇人
 二十五 一〇〇〇〇人
 二十六 一〇〇〇〇人
 二十七 一〇〇〇〇人
 二十八 一〇〇〇〇人
 二十九 一〇〇〇〇人
 三十 一〇〇〇〇人
 三十一 一〇〇〇〇人
 三十二 一〇〇〇〇人
 三十三 一〇〇〇〇人
 三十四 一〇〇〇〇人
 三十五 一〇〇〇〇人
 三十六 一〇〇〇〇人
 三十七 一〇〇〇〇人
 三十八 一〇〇〇〇人
 三十九 一〇〇〇〇人
 四十 一〇〇〇〇人
 四十一 一〇〇〇〇人

一 命に背くやこの事成就せざるべし
 二 汝ら上り行く勿れエホバ汝らの中に在さざれば汝ら
 三 敵の前に撃破られん
 四 アマレキ人とカナン人其處に汝らの前にあれバ汝等の劍に斃るゝならん
 五 汝らエホバに違ひざりし故にエホバ汝等と借に在さざるべし
 六 然るに彼等自擅に山の巔に登れり但
 七 しエホバの契約の櫃およびモーセの營を出ざりき
 八 斯りしかばらの山に住るアマレキ人とカナン人
 九 下り來てこれを打ち取りホルマまで追いたれり

一 茲にエホバモーセに告て言たまはく
 二 ニイスラエルの子孫に告て之に言へ我が汝等に與へ
 三 て住しむる地に汝等到り
 四 エホバに火祭を獻する時すなはち願を還す時期又ハ自意の禮物を爲の時期
 五 また汝らの節期にあたりて牛あるひハ羊をもて燔祭またハ犠牲を獻けてエホバに馨しき香を奉つ
 六 る時ハ五羊の禮物をエホバに獻る者もし羔羊をもて燔祭あるひハ犠牲とすならバ麥粉十分の一に
 七 油一ヒンの四分の一を混和たるをうの素祭として供へ酒一ヒンの四分の一をうの灌祭として供ふべ
 八 し若また牡羊を之に用ふるからバ麥粉十分の二に油一ヒンの三分の一を混和たるをうの素祭とし
 九 て供へセまた酒一ヒンの三分の一をうの灌祭として獻けエホバに馨しき香をたてまつるべし
 一〇 汝また願還あるひハ酬恩祭をエホバになすに當りて牡牛をもて燔祭あるひハ犠牲となすならバ麥粉十
 一 分の三に油一ヒンの半を混和たるを素祭となしてうの牡牛ととも獻け
 一二 また酒一ヒンの半をうの灌祭として獻ぐべし
 一三 是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香をたてまつる者なり
 一四 牡牛あるひハ牡
 一五 羊あるひハ羔羊あるひハ山羊ハ一匹こと斯爲べきなり
 一六 即ち汝らが獻るところの數にてらしう
 一七 の數にしたがひて一匹こと斯なすべし
 一八 本國に生れたる者火祭を獻けてエホバに馨しき香をたて
 一九 まつる時にハ凡て斯のごとく是等の事を行ふべし
 二〇 また汝らの中に寄寓る他國の人あるひハ汝らの
 二一 中に代々住ふところの人火祭をささぐけてエホバに馨しき香をたてまつらんとする時ハ汝らの爲がこ
 二二 とくにその人もなすべきなり
 二三 汝ら會衆および汝らの中に寄寓る他國の人ハ同一の例にしたがふべ

し是れ汝らが代々永く守るべき例なり他國の人のエホバの前に侍ること汝等と異るところ無るべきなり汝らと汝らの中に寄寓る他國の人同一の法同一の儀式に汝らがふべし○七エホバまたモーセに告げたまはく大イスラエルの子孫に告てこれに言へ我が汝等を導き往てころの地に汝等いたらん時ハナラの地の食物を食ふにあたりて汝ら舉祭をエホバにささぐべし○即ち汝らハラの麥粉の初をもてパンを作りてこれを舉祭にうなふべし是ハ禾場より舉祭をうなふるが如くに擧てうなふべきなり○三汝ら代々の麥粉の初をもて舉祭をエホバにたてまつるべし○三汝等もし誤りてエホバのモーセに告たまへるこの諸の命令を行はず○三エホバがモーセをもて命じたまひし事等並にうの命ずることを始めたまひし日より以來汝らの代々にも命じたまひしころの事等を行はざる事有ん時○三すなわち會衆誤りて犯す所ありて之を知らざることあらん時ハ全會衆少き牡牛一匹を燔祭にささけてエホバに馨しき香とならしめ之にうの素祭と灌祭を禮式のごとくに加へまた牡山羊一匹を罪祭にささぐべし○而して祭司イスラエルの子孫の全會衆のために贖罪を爲べし斯せば是れ赦されん是れ過誤なればなり彼等ハラの禮物として火祭をエホバにささぐけまたうの過誤のために罪祭をエホバの前にささぐべし○然せばイスラエルの子孫の會衆みな赦されんまた彼等の中に寄寓る他國の人も然るべし其ハ民みを誤りて犯せるなればなり○三人もし誤りて罪を犯さば當歳の牝山羊一匹を罪祭に獻ぐべし○祭司ハまたうの誤りて罪を犯せる人が誤りてエホバの前に罪を獲たるが爲に贖罪をなしてうの罪を贖ふべし然せば是れ赦されん○三イスラエルの子孫の國の者にもあれまた其中に寄寓る他國の人にもあれ凡う擅横に罪を犯す者はエホバを潰すなればうの人ハうの民の中より絶るべし○三斯る人ハエホバの言を輕んじうの誠命を破るなるが故に必ず絶れうの罪を身に承ん○三イスラエルの子孫曠野に居る時安息日に一箇の人の柴を拾ひあつむるを見たり○三是れにおいてうの柴を拾ひあつむる

三三 三三
三二 三二
三一 三一
三〇 三〇
二九 二九
二八 二八
二七 二七
二六 二六
二五 二五
二四 二四
二三 二三
二二 二二
二一 二一
二〇 二〇
一九 一九
一八 一八
一七 一七
一六 一六
一五 一五
一四 一四
一三 一三
一二 一二
一一 一一
一〇 一〇
九 九
八 八
七 七
六 六
五 五
四 四
三 三
二 二
一 一

を見たる者等これをローゼとアロンおよび會衆の許に曳きたりけるが語之を如何に爲べきか未だ示論を蒙らざるが故に之を禁錮おけり○五時にエホバモーセに言たまひけるハうの人ハかならず殺さるべきなり全會衆營の外にて石をもて之を撃べし○三全會衆すなわち之を營の外に曳いたし石をもてこれを撃ころしエホバのモーセに命じたまへることくせり○三エホバまたモーセに告て言たまはく○汝イスラエルの子孫に告て代々の衣服の裾に襪をつけるの裾の襪の上に青き紐をほさすべしと之に命せよ○此襪ハ汝らに之を見てエホバの諸の誠命を記憶して其をおこなはしめ汝らをしてうの放縱にする自己の心と目の欲に従がふを無らしむるための者なり○斯して汝等吾もろくの誠命を記憶して之を行ひ汝らの神の前に聖あるべし○我ハ汝らの神エホバにして汝らの神とならんとて汝らをエジプトの地より導きいたせし者なり我ハ汝らの神エホバなるが如し

第十六章 一茲にレビの子ユハテの子イヅハルの子なるコラおよびルベンの子等なるエリアブの子ダタンとアビラム並にペレテの子オン等相結びニイスラエルの子孫の會衆の中に選まれて牧伯となれるところの名ある人々二百五十人とも起てモーセに逆らふ○三すなわち彼等集りてモーセとアロンに逆ひ之に言けるハ汝らハラの分を超ゆ會衆みな盡く聖者となりてエホバの中在するに汝ら尙エホバの會衆の上に立つや○三モーセこれを聞て俯伏たりしがエヤがてコラハラの一切の黨類に言けるハ明日エホバ己の所屬ハ誰聖者の誰なるかを示してうの者を己に近かせたまはん即ちうの選びたまへる者を己に近かせたまふべし○汝等かく爲よコラハラの黨類よ汝等みな火盤を取りてうの中に火をいれうの中に香を盛て明日エホバの前に至れうの時エホバの選みたまふ人ハ聖者たるべしレビの人々よ汝等ハラの分を超るなり○三モーセまたコラに言けるハ汝等レビの子等よ請ふ聽け○イスラエルの神汝らをイスラエルの會衆の中より分ち己に近かせてエホバの幕屋の役事を爲しめ會衆の前に立て之にかかりて勤務をなさしめたまふ是れ汝らにとりて小き事ならんや○神すてに汝と

三六 三六
三五 三五
三四 三四
三三 三三
三二 三二
三一 三一
三〇 三〇
二九 二九
二八 二八
二七 二七
二六 二六
二五 二五
二四 二四
二三 二三
二二 二二
二一 二一
二〇 二〇
一九 一九
一八 一八
一七 一七
一六 一六
一五 一五
一四 一四
一三 一三
一二 一二
一一 一一
一〇 一〇
九 九
八 八
七 七
六 六
五 五
四 四
三 三
二 二
一 一

十二 汝の兄弟なるレビの兒孫等を己に近かせたまふに汝らまた祭司とならんことをも求むるや士汝と汝の黨類ハ皆これがために集りてエホバに敵するなりアロンを如何なる者として汝等これに對ひて吃くや士かくてモーセエリアブの子ダタンとアビラムを呼に遣はしけるに彼等いひけるハ我等ハ上り往じ士汝ハ乳と蜜との流るる地より我らを導き出して曠野に我らを殺さんとす是れに小き事ならんや然るに汝また我等の上に君たらんとす且また汝ハ我らを乳と蜜との流るる地にも導きゆかずまた田畝をも葡萄園をも我らに與へて有たしめず汝この人々の目を抉りとりんとするや我等ハ上りゆかじ是れにおいてモーセおほいに怒りエホバに申しけるハ汝かれらの禮物を顧みたまふ勿れ我ハかれらより驢馬一匹をも取しことなくまた彼等を一人も害せしこと無し士斯てモーセコラに言けるハ汝と汝の黨類みなアロンと偕に明日エホバの前に至れ士即ち汝らおのゝ火盤を執てろの中に香を盛り各人々の火盤をエホバの前に攜へいたれるの火盤ハ都合二百五十汝とアロンも各々ろの火盤を攜へいたるべしと大彼等すなはち各々火盤を執り火をろの中にいれて香をろの上に盛りモーセおよびアロンととも集會の幕屋の門に立り士コラ會衆をこゝく集會の幕屋の門に集めおきてかれら二人に敵せしめんとせしエホバの榮光全會衆に顯れ士エホバモーセとアロンに告て言たまひけるハ三汝等この會衆を離れよ我これを直に滅さんとす士是れにおいてかれら二人俯伏て言ふ神よ一切の血肉ある者の生命の神よこの一人の者罪を犯したればとて汝全會衆にむかひて怒を發したまふや士エホバモーセに告て言たまひく汝會衆にむかひてコラとダタンとアビラムの居所の周圍を去れと言へと士モーセすなはち起あがりてダタンとアビラムの所に往けるがイスラエルの長老等これに従がひいたれり云而してモーセ會衆に告て言けるハ汝らこの惡き人々の天幕を離れて去れ彼等の物にハ何にも捫る勿れ恐くハ彼らの諸の罪のために汝らも滅ぼされん士是れにおいて人々ハコラとダタンとアビラムの居所を離れて四方に去ゆけりまたダタンとアビラムハろの妻子からばに幼兒と

もに出てるの天幕の門に立り士モーセやがて言けるハ汝等エホバがこの諸の事をかさせんとして我を遣し給へる事また我がこれを自分の心にしたがひて行ふにあらざる事を是によりて知べし士汝等ハこの人々もし一般の人の死る如くに死に一般の人の罰せらるる如くに罰せられなばエホバわれを遣したまはざるなり士然ぞエホバもし新しき事を爲たまひ地ろの口を開きてこの人々とのに屬する者を吞つくして生かから陰府に下らしめかばこの人々ハエホバを潰しよなりと汝ら知るべし士モーセこの一切の言をのべ終れる時かれらの下なる土裂け士地ろの口を開きてかれらどの家族の者ならびにコラに屬する一切の男等と一切の所有品を吞つくせり士汝等ハ彼等とかれらに屬する者みな生ながら陰府に下りて地ろの上に閉ふさがりぬ彼等かく會衆の中より滅ぼされたりしが士周圍に居たるイスラエル人ハ皆かれらの叫喊を聞て逃はしり恐くハ地われらをも吞つくさんと語り士且またエホバの許より火いそよかの香をうなへたる者二百五十人を焼つくせり士時にエホバモーセに告て言たまひく汝祭司アロンの子エレアザルに告てろの燃る火の中より彼の火盤を取いたさしめろの中の火を遠方に傾すてよろの火盤ハ聖なりたればなり而してろの罪を犯して生命を喪へる者等の火盤ハ之を潤き展版となして祭壇を包むに用ひよ彼等エホバの前にうなへしに因て是は聖なりたればなり斯是ハイスラエルの子孫に徴と爲べし士是れにおいて祭司エレアザル彼の焼死されし者等が用ひてうなへたる銅の火盤を取いたしければ之を潤く打展し之をもて祭壇を包み士之をイスラエルの子孫の記念の物と爲り是ハアロンの子孫たらざる外人が近りてエホバの前に香を焚こと無らんため亦かゝる人ありてコラどの黨類のこどくにならざらん爲なり是みなエホバがモーセをもて彼にのたまひし所に依るなり士ろの翌日イスラエルの子孫の會衆みなモーセとアロンにむかひて吃き汝等ハエホバの民を殺せりと言ひ士會衆集りてモーセとアロンに敵する時集會の幕屋を望み觀に雲ありてこれを覆ひエホバの榮光顯れをる士時にモーセとアロン集會の幕屋の前にいたりけるに

エホバモーセに言たまひけるハ 汝らこの會衆をはなれて去れ我直にこれをほろぼさんとす是
において彼等二人の俯伏ぬ 斯てモーセアロンに言けるハ 汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をうの
上に盛て速かにこれを會衆の中に持ゆき之がために贖罪を爲せ其ハエホバ震怒を發したまひて疫病
すでに始りたればなりと アロンすなわちモーセの命せしごとく之を執て會衆の中に奔ゆきける
に疫病すでに民の中に始まり居たれば香を焚て民のために贖罪を爲し 既に死者と尙生る者との
間に立ければ疫病止まれり 九コラの事によりて死たる者の外この疫病に死たる者ハ一萬四千七百人
かりき 平而してアロンハモーセの許にかへり集會の幕屋の門にいたれり疫病ハ斯やみぬ

第十七章 エホバモーセに告て言給へくニ 汝イスラエルの子孫に語り之が中より父祖の
家にたがひて杖一本づを取れ即ち父祖の家の杖に書せ其ハ父祖の家の杖に書せ其ハ父祖の家の杖に
取りうの人等の名を各々の杖に書せニレビの杖に汝アロンの名を書せ其ハ父祖の家の杖に
る者各箇杖一本を出すべきはなり 而して集會の幕屋の中我が汝等に會ふ處なる律法の櫃の前に
汝之を置べし 我が選める人の杖ハ芽さん我ハイスラエルの子孫に語りければ汝等にむかひて杖一本づ
怨言をわが前に止むべし 六モーセハイスラエルの子孫に語りければ汝等にむかひて杖一本づ
つを之に付せり即ち牧伯等おのの父祖の家にたがひて一本づを出したれば杖一本づ
て十二本アロンの杖もろの杖の中にありセモーセの杖を皆律法の幕屋の中にてエホバの前に置り
スアロンの杖もろの杖の中にありセモーセの杖を皆律法の幕屋の中にてエホバの前に置り
かし花咲て巴旦杏の果を結べり 九モーセの杖をこたくエホバの前よりイスラエルの子孫の所
に取いたしければ彼ら見ておのの杖を取り 十時にエホバまたモーセに言たまへく汝アロン
の杖を律法の櫃の前に携へかへり其處にたくへ置てこの背反者等のために徴とならしめよ 斯して
汝かれらの怨言を全く取のすかれらをして死さらしむべし 十一モーセすなわち然かしエホバの己に

命じたまへる如くせり 十二イスラエルの子孫モーセに語りて曰ふ嗚呼我等ハ死ん我等の滅びん我等ハ
みな滅びん 十三凡ハエホバの幕屋に徴にても近く者ハみな死るなり我等ハみな死斷べき歟
第十八章 一 斯てエホバアロンに告て言たまへく汝の子孫および汝の父祖の家の者のハ聖所に關れ
る罪をうの身に擔當べしまた汝の子等のハ汝らがうの祭司の職について獲どころの罪をうの身に
擔當べしニ 汝また汝の兄弟たるレビの支派の者すなわち汝の父祖の支派の者等をも率て汝に合せし
め汝に事しむべし但し汝と汝の子等のハ律法の幕屋の前に侍るべきあり 二 彼らハ汝の職守と聖所の職
守とを守るべし 三 聖所の器具と壇とに近づくべからず 四 彼等も汝等も死るならん 五 彼等ハ汝に
合して集會の幕屋の職守を守り幕屋の諸の役事をなすべきなり 六 外人ハ汝らに近づく可らず 七 斯なん
ちらハ聖所の職守と祭壇の職守を守るべし 八 然せばエホバの震怒かさねてイスラエルの子孫に及ぶこ
と有じ 九 視よ我なんちらの兄弟たるレビ人をイスラエルの子孫の中より取りエホバのために之を賜
物として汝らに賜ふて集會の幕屋の役事を爲しむ 十 汝と汝の子等のハ祭司の職を守りて祭壇の上と障
蔽の幕の内の一切の事を執おこなひ 十一 斯とも勤むべし 十二 我祭司の職の勤務を賜物として汝らに賜ふ外
人の近く者ハ殺されん 十三 エホバ又アロンに言たまへく我イスラエルの子孫の諸の聖禮物の中我が
舉祭とするところの者をもて汝に賜ひて得さす 十四 即ち我これを汝の子等にあたへてうの分となさ
しめ是を永く例となす 十五 斯のごとく至聖禮物の中火にて燒さる者ハ汝に歸すべし 十六 即ちうの我に獻る
諸の禮物素祭罪祭怒祭等みな至聖にして汝と汝の子等に歸すべし 十七 至聖所にて汝これを食ふべし
男子等ハみなこれを食ふことを得是ハ汝に歸すべき聖物たるなり 十八 汝に歸すべき物ハ是なり 十九 即ちイ
スラエルの子孫の獻る舉祭と搖祭の物我これを汝と汝の男子と女子に與へ是を永く例となす 二十 汝の家
の者の中潔き者ハみな之を食ふことを得るなり 二十一 油の嘉者酒の嘉者穀物の嘉者なを凡てエホバに獻
るりの初物を我なんちに與ふ 二十二 最初に成る國の産物の中エホバに携へたる者ハ皆なんちに歸すべ

一	汝の家の中
二	汝の家の中
三	汝の家の中
四	汝の家の中
五	汝の家の中
六	汝の家の中
七	汝の家の中
八	汝の家の中
九	汝の家の中
十	汝の家の中
十一	汝の家の中
十二	汝の家の中
十三	汝の家の中
十四	汝の家の中
十五	汝の家の中
十六	汝の家の中
十七	汝の家の中
十八	汝の家の中
十九	汝の家の中
二十	汝の家の中
二十一	汝の家の中
二十二	汝の家の中
二十三	汝の家の中
二十四	汝の家の中
二十五	汝の家の中
二十六	汝の家の中
二十七	汝の家の中
二十八	汝の家の中
二十九	汝の家の中
三十	汝の家の中
三十一	汝の家の中
三十二	汝の家の中
三十三	汝の家の中
三十四	汝の家の中
三十五	汝の家の中
三十六	汝の家の中
三十七	汝の家の中
三十八	汝の家の中
三十九	汝の家の中
四十	汝の家の中
四十一	汝の家の中
四十二	汝の家の中
四十三	汝の家の中
四十四	汝の家の中
四十五	汝の家の中
四十六	汝の家の中
四十七	汝の家の中
四十八	汝の家の中
四十九	汝の家の中
五十	汝の家の中

し汝の家の中潔き者のみか之を食ふことを得るなり
 べし凡る血肉ある者の首出子にしてエホバに獻らるる者ハ人にもあれ畜にもあれ皆なんちに歸すべし但し人の首出子ハ必ず贖ふべくまた汚れたる畜獸の首出子も贖ふべきなり
 人の生れて一箇月に至れる後に汝の估價に依り聖所のシケルに循ひて銀五シケルに之を贖ふべし一シケルハすなはち二十ゲラなり
 聖所の牛の首出子羊の首出子山羊の首出子ハ贖ふべからず是等ハ聖所の血を壇の上に灑ぎまたその脂を焚て火祭となしてエホバに馨しき香をたてまつるべし
 肉ハ汝に歸すべし搖る胸と右の腿とおなじく是ハ汝に歸するなり
 汝ハイスラエルの子孫がエホバに獻て舉祭とする所の聖物ハみな我これを汝と汝の男子女子に與へこれを永く例となす是ハエホバの前において汝と汝の子孫に對する鹽の契約にして變らざる者なり
 汝ハイスラエルの子孫の地の中に産業を有べからずまた彼等の中に何の分をも有べからず彼らの中において我ハ汝の分汝の産業たるかり
 十分の一を與へて之が産業となし其なすところの役事すなはち集會の幕屋の役事に報ゆ
 汝の子孫ハかさねて集會の幕屋に近づくべからず恐くハ罪を負て死ん
 汝の子孫の地を有ざるをなすべしまた彼らハ罪を自己の身に負べし彼等ハイスラエルの子孫の中に産業の地を有ざる事をもてその例となして汝らの世代の子孫の中に永く之を守るべきなり
 汝の子孫が十に一を取り舉祭としてエホバに獻るところの物を我レビ人に與へてその産業となさしむるが故に我れららにつきて言ひ彼等ハイスラエルの子孫の中に産業の地を得べからず
 言たまはく汝ハイスラエルの子孫より取て汝等に與へて産業となさしむるの仕一の物を汝らより受る時ハその物の十分の一を獻てエホバの舉祭となすべし汝等の舉祭の物品ハ禾場よりたてまつる穀物の如く酒醴の内よりたてまつる酒のごとくに見做

一	汝の家の中
二	汝の家の中
三	汝の家の中
四	汝の家の中
五	汝の家の中
六	汝の家の中
七	汝の家の中
八	汝の家の中
九	汝の家の中
十	汝の家の中
十一	汝の家の中
十二	汝の家の中
十三	汝の家の中
十四	汝の家の中
十五	汝の家の中
十六	汝の家の中
十七	汝の家の中
十八	汝の家の中
十九	汝の家の中
二十	汝の家の中
二十一	汝の家の中
二十二	汝の家の中
二十三	汝の家の中
二十四	汝の家の中
二十五	汝の家の中
二十六	汝の家の中
二十七	汝の家の中
二十八	汝の家の中
二十九	汝の家の中
三十	汝の家の中
三十一	汝の家の中
三十二	汝の家の中
三十三	汝の家の中
三十四	汝の家の中
三十五	汝の家の中
三十六	汝の家の中
三十七	汝の家の中
三十八	汝の家の中
三十九	汝の家の中
四十	汝の家の中
四十一	汝の家の中
四十二	汝の家の中
四十三	汝の家の中
四十四	汝の家の中
四十五	汝の家の中
四十六	汝の家の中
四十七	汝の家の中
四十八	汝の家の中
四十九	汝の家の中
五十	汝の家の中

第九節 エホバモーセとアロンに告て言たまはく
 云くイスラエルの子孫に告て赤牝牛の全くして疵なく未だ軛を負しこと有ざる者を汝の許に牽きたらしめ
 汝ら之を祭司エレアザルに交すべし彼ハまたこれを營の外に牽いたして自己の眼の前にこれを宰らしむべし
 而して祭司エレアザルこれが血をその指につけ集會の幕屋の表にむかひてその血を七次灑ぎ
 エホバが命するところの律の例ハ是のごとし
 其時祭司香柏と牛膝草と紅の絲をとりて之をその焼る牝牛の中に投いるべし
 かくて祭司ハその衣服を洗ひ水にてその身を濯ぎて然る後營に入べし祭司の身ハ晩まで汚るべし
 人ハ其時その衣服を洗ひ水にてその身を濯ぐべし彼も晩まで汚るべし
 斯て身の潔き人一人の牝牛の灰をかき斂めてこれを營の外に清淨處に蓄へ置べし
 是ハイスラエルの子孫の會衆のため備へおきて汚穢を濯る水を作るべき者にして罪を濯むる物に當るなり
 人の牝牛の灰をかき斂めたる者ハその衣服を洗ふべし
 人の死屍に捫る者ハ七日の間汚る
 第三日と第七日にこの灰水を以て身を潔むべし然せば潔くならん然らば若し第三日と第七日に身を潔むることを爲されば潔くな

十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

らじ凡死人の屍に捫りて身を潔むることを爲さる者ハエホバの幕屋を汚すなれバイスラエルよ
 り斷るべし汚穢を潔むる水をうの身に灑ざるによりて深くならずの汚穢なほ身にあるなり天幕
 に人の死るべしある時に應用ふる律ハ是なり即ち凡てうの天幕に入る者凡てうの天幕にある物ハ七
 日の間汚るべし凡蓋を取はなして蓋はざりし所の器皿ハみを汚る凡て刀劍にて殺されたる者
 またハ死屍またハ人の骨またハ墓等に野の表にて捫る者ハみを七日の間汚るべし汚れたる者ある
 時ハかの罪を潔むる者たる焼る牝牛の灰をとりて器に入れ活水を之に加ふべし大にして身の潔き人
 一人牛膝草を執てうの水にひたし之をうの天幕と諸の器皿および其處に居あはせたる人々に灑ぐべ
 くまたハ骨あるハ殺されし者あるハ死たる者あるハ墓など捫れる者に灑ぐべし即ち身の
 潔き人第三日と第七日にうの汚れたる者に之を灑ぐべし而して第七日にうの人みづから身を潔む
 ることを爲しうの衣服をあらひ水に身を濯ぐべし然せば晩におよびて潔くなるべし然ぞ汚れて身
 を潔ることを爲さる人ハエホバの聖所を汚すが故にうの身の會衆の中より絶るべし汚穢を潔むる水
 を身に灑がざるによりてうの人ハ潔くならざるなり三彼等また永くこれを例とすべし即ち汚穢を潔
 むる水を人に灑ける者ハうの衣服を洗ふべしまた汚穢を潔むる水に捫れる者も晩まで汚るべし凡
 て汚れたる人の捫れる者ハ汚るべしまた之に捫る人も晩まで汚るべし
 第二十章 一 斯てイスラエルの子孫の全會衆正月におよびてナンの曠野にいたれり而して民みなカデ
 シに止りけるガマリヤム其處にて死たれば之を其處に葬りぬ當時會衆水を得ざるによりて相集り
 てモーセとアロンに迫りニすなハち民モーセと争ひ言けるハ爾に我らの兄弟等がエホバの前に死
 たる時に我等も死たれば善りしものを汝等何とてエホバの會衆をこの曠野に導き上りて我等とわ
 れらの家畜を此に死しめんとするや汝らなんぞ我らをエジプトより上らしめてこの惡き處に導き
 いりしや此にハ種を播べき處なく無花果もなく葡萄もなく石榴もなくまた飲べき水も無し是にお

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

いてモーセとアロンの會衆の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるはエホバの榮光かれらに
 顯れセエホバモーセに告て言たまはくハ汝杖を執り汝の兄弟アロンととも會衆を集めうの眼の前
 にて汝ら磐に命せよ磐の中より水を出さん汝杖を執り水を出して會衆とろの獸畜に飲せむべし
 どもモーセすなハちうの命せられしごとくエホバの前より杖を取りアロンととも會衆を磐の前
 に集めて之に言けるハ汝ら背反者等よ聽け我等水を是てこの磐より汝らのために出せめん歟と士モ
 一セうの手を擧げ杖をもて磐を二度撃けるに水多く湧出たれば會衆とろの獸畜とも飲り時エ
 ホバモーセとアロンに言たまひけるハ汝等ハ我を信せずしてイスラエルの子孫の目の前に我の聖を
 顯さざりしによりてこの會衆をわが之に與へし地に導きいることを得じと是をソリヤ(争論)の
 水とよべりイスラエルの子孫是がためにエホバにむかひて争ひたりしかバエホバつひにうの聖こと
 を顯したまへり○茲にモーセカデシより使者をエドムの王に遣して言けるハ汝の兄弟イスラエル
 かく言ふ汝ハわれらが遣し諸の艱難を知るまうも我らの先祖等エジプトに下りゆきて我ら年ハ
 さしくエジプトに住をりしがエジプト人われらと我らの先祖等をなやましたれバ我らエホバに願
 へりけるにエホバわれらの聲を聽たまひ一箇の天の使を遣して我らをエジプトより導きいたしたま
 へり視よ我ら今ハ汝の邊境の邊端にあるカデシの邑に居るなり七願くハ我らをして汝の國を通過し
 めよ我等ハ田畝をも葡萄園をも通過じまた井の水をも飲じ我らハ第王の路を通過り汝の境をいづる
 までの右にも左にもまがらじ大エドムモーセに言けるハ汝我の中を通過べからず恐くハ我いでし劍
 をもて汝にむかハん大イスラエルの子孫エドムに言ふ我らハ大道を通過ん若われらと我らの獸畜な
 んちの水を飲ことあらばうの値を償ふべし我ハ徒行にて通過のみなれば何事にもあらざるなりと
 然るにエドムハ汝通過べからずといひて許多の群衆を率て出で大なる力をもて之にむかへり三エ
 ドムかくイスラエルにうの境の中を通過ことを容さざりければイスラエルの他にむかひて去り○三

三三 かくてイスラエルの子孫の會衆みなカデシより進みてホル山にいたれり
 三二 ホル山にてモーセとアロンに告て言たまはく
 三二 汝アロンの子エレアザルをひきつれてホル山に登り
 二九 子エレアザルに衣せよアロンは其處に死てうの民に列るべし
 二八 へるごとく爲し相つれたちて全會衆の目の前にてホル山に登れり
 二七 服をぬがせて之をうの子エレアザルに衣せたりアロンは其處にて山の巔に死り斯てモーセとエレアザル山よりくたりけるが
 二六 會衆みなアロンの死たるを見て三十日のあひた哀哭をなせりイスラエルの家みな然せり
 二五 茲に南の方に住るカナン人アラデ王といふ者イスラエルが問者の道よりして來るといふを聞きイスラエルを攻うちてうの中の數人を擄にせり
 二四 是に於いてイスラエル誓願をエホバに立て言ふ汝もしこの民をわが手に付したまはし
 二三 我らの城邑を盡く滅さんと
 二二 エホバすなはすイスラエルの言を聽いてカナン人を付したまひければ
 二一 どの城邑をことごとく滅せり是をもてうの處の名をホルマ(殲滅)と呼なしたり
 二〇 民ハホル山より進みゆき紅海の途よりしてエドムを繞り通らんとせしがうの途のために民心を苦めたり
 一九 エすなはち民神とモーセにむかひて
 一八 我らをエジプトより導きのほりて曠野に死しめんとするや此に食物も無くまた水も無し我等の粗さ食物を心に厭ふなり
 一七 是をもてエホバ火の蛇を民の中に遣して民を咬しめたまひければイスラエルの民の中死者多かりき
 一六 是によりて民モーセにいたりて言ける
 一五 我らエホバと汝にむかひて泣きて罪を獲たり請ふ汝エホバに祈りて蛇を我等より取はなさしめよ
 一四 モーセすなはち民のために祈れば
 一三 エホバモーセに言たまひけるは汝蛇を作りてこれを杆の上に載おくべ
 一二 凡て咬れたる者うの銅の蛇を仰ぎ觀べ生たり
 一一 〇イスラエルの子孫遂に進みてオボテに營を張り
 一〇 上またオボテより進み往きモアブの東の方に互るところの曠野において
 九 イエアバリムに營を張り
 八 上また其處より進みゆきてゼンデの谷に營を張り
 七 其處より進みゆきてアルノンの彼旁に營を張り
 六 アルノンのアモリの境より出て曠野に流るる者にてモアブとアモリの間にありてモアブの界をかすかり
 五 故にエホバの戰爭の記に言るあり云く
 四 スパのワヘアアルノンの河ま河の流れ即ちアルの邑に落り
 三 下りモアブの界に倚る者と
 二 上かれら其處よりベエル(井)にいたれり
 一 エホバがモーセにむかひて汝民を集めよ
 我これに水を與へんと言たまひし
 一 この井なりき
 一 時にイスラエルこの歌を歌へり云く
 一 井の水よ湧あがれ汝等これがために歌へよ
 一 此井の笏と杖をもて
 一 牧伯等これを掘り民の君長等之を掘りと斯て曠野よりマツタナにいたり
 一 上マツタナよりナハリエルにいたり
 一 上ナハリエルよりバモテにいたり
 一 上バモテよりモアブの野にある谷に往き曠野に對するビスガの巔にいたれり
 一 〇三かくてイスラエル使者をアモリ人の王シホンに遣して言ふめける
 一 三我をたて汝の國を通過せよ
 一 我等ハ田畝にも葡萄園にも入じまた井の水をも飲じ
 一 我らハ汝の境を出るまで
 一 唯王の道を通りて行んのみと
 一 然るにシホンのイスラエルに自己の境の中を通る事を容さざりき
 一 而してシホンの民をことごとく集め曠野にいで
 一 上イスラエルを攻んとし
 一 上ヤハツに來りてイスラエルと戦ひけるが
 一 上イスラエル刃をもて之を撃やふりうの地をアルノンよりヤボクまで奪ひ取り
 一 上アンモンの子孫にまで至れり
 一 上アンモンの子孫の境界ハ堅固かりき
 一 上イスラエルかくうの城邑を盡く取り而して
 一 上イスラエルハアモリ人の諸の城邑に住み
 一 上ヘシボンとそれ附る諸の村々に居る
 一 上ヘシボンハアモリ人の王シホンの都城あり
 一 上シホンの會てモアブの前王と戦ひてかれの地をアルノンまで盡くうの手より奪ひ取ふあり
 一 上故に歌をもて云るあり曰く
 一 汝らヘシボンに來れ
 一 上シホンの城邑を築き建よ
 一 上ヘシボンより火出でシホンの

一 上ヘシボンより火出でシホンの
 一 上歌をもて云るあり曰く
 一 汝らヘシボンに來れ
 一 上シホンの城邑を築き建よ
 一 上ヘシボンより火出でシホンの
 一 上シホンの會てモアブの前王と戦ひてかれの地をアルノンまで盡くうの手より奪ひ取ふあり
 一 上故に歌をもて云るあり曰く
 一 汝らヘシボンに來れ
 一 上シホンの城邑を築き建よ
 一 上ヘシボンより火出でシホンの

三〇 都城より俄いでモアブのアルを焚つくしアルノンの邊の高處を占る君王等を滅せり
 三一 我等の彼らを撃たふしヘシボンに及び之を荒してまたノバに及びメデバに
 三二 いたるニイスラエルの子孫ハアモリ人の地に住たりしがモセまた人を遣はしてヤセルを窺は
 三三 ちめ遂にその村々を取て其處にをりしアモリ人を逐出さし轉てバシヤンの路に上り往きけるにバシ
 三四 ヤンの王オグろの民を盡く率て出で之を迎へてエデレイに戦はんとす
 三五 エホバモセに言たまひけるは彼を懼るゝ勿れ我かれどろの民どろの地を盡く汝の手に付す汝ヘシボンに住をりしアモリ人
 三六 の王シホンに爲たることくは彼にも爲べしと是はにおいて彼どろの子どろの民をことく撃ころ
 三七 し一人も生存る者なきに至らぬめて之が地を奪ひたり
 三八 第二十一節 かくてイスラエルの子孫また途に進みてモアブの平野に營を張り此ハヨルダンの此旁
 三九 にしてエリコに對ふニナッポルの子バラクハイスラエルが凡てアモリ人に爲たる所を見たり是
 四〇 においてモアブ人大いにイスラエルの民を懼る是の數多きに因てなりモアブ人かくイスラエルの
 四一 子孫のために心をなやましたれバすなはちミデアンの長老等に言ふこの群衆ハ牛が野の草を飮食
 四二 ふごとくに我等の四圍の物をことく飮食はんとすこの時にはナッポルの子バラクモアブ人の
 四三 王たりエ彼すなはち使者をベトルに遣はてベオルの子バラクを招かぬめんとすベトルハバラクの本
 四四 國にありて河の邊に立りろの之を招かしむる言に云く茲にエジプトより出來し民あり地の面を蓋ふ
 四五 て我の前にをる然は請ふ汝今來りて我ためにこの民を誣へ彼等ハ我よりも強ければなり然せば我
 四六 これを撃やぶりて我國よりこれを逐はらふを得ることあらん其ハ汝が祝する者ハ福徳を得汝が誣
 四七 ふ者ハ福を受くと我しれバかりとモアブの長老等とミデアンの長老等すなはち占卜の禮物を手
 四八 どりて出たちバラクにいたりてバラクの言をこれに告たれババラクかれらに言ふ今晚ハ此に宿れ

一九 エホバの我に告るところに循ひて汝らに返答をすべしと是をもてモアブの牧伯等バラクの許に居
 二〇 るル時に神バラクに臨みて言たまはく汝の許にをる此人々ハ何者なるヤバラク神に言けるハモア
 二一 プの王ナッポルの子バラク我に言つかりしけらく士茲にエジプトより出きたりし民ありて地の面を
 二二 蓋ふ請ふ今來りて我ために之を誣へ然せば我これに戦ひ勝てこれを逐はらふを得ることあらんと
 二三 主神バラクに言たまひけるハ汝かれらどもに往べからず亦この民を誣ふべからず是ハ祝福する者
 二四 たるかり主是はにおいてバラク朝起てバラクの牧伯等に言けるハ汝ら國に歸れよエホバ我が汝らど
 二五 もに往く事をゆるさざるなりとモアブの牧伯たちすかち起あがりてバラクの許にいたりバラク
 二六 ハ我らどもに來ることを肯せずと告たれば主バラクまた前の者よりも尊き牧伯等を前よりも多く
 二七 遣せり主彼らバラクに詣りて之に言けるハナッポルの子バラクかく言ふ願くハ汝何の障をも願み
 二八 ずと我に來れ主我汝をして甚大なる尊榮を得させん汝が我に言ところハ凡て我これを爲べし然
 二九 バ願くハ來りて我ためにこの民を誣へ主バラク答へてバラクの臣僕等に言けるハ假令バラクの家
 三〇 に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我ハ事の大小を論ずわが神エホバの言を踰てハ何を爲ことを
 三一 得ず主然バ請ふ汝らも今晚此に宿り我をしてエホバの再び我に何と言たまふかを知らぬよと
 三二 夜にいでりて神バラクにのぞみて之に言たまひけるハこの人々汝を招きに來りたれば起あがりて之ども
 三三 に往け但し汝は我が汝につくる言のみを行ふべし
 三四 三バラク翌朝起あがりろの驢馬に鞍おきてモアブ
 三五 の牧伯等どもに往り然るにエホバかれの往たるに縁て怒を發しまたひけれバエホバの使者かれ
 三六 に敵せんとて途に立り彼ハ驢馬に乗るの僕二人ハこれどもに在しが驢馬エホバの使者が劍を手
 三七 に拔持て途に立るを見驢馬途より身を轉して田圃に入けれババラク驢馬を打て途にかへさんとせし
 三八 にエホバの使者また葡萄園の途に立り其處にハ此旁にも石垣あり彼旁にも石垣あり驢馬エホバ
 三九 の使者を見石垣に貼依てバラクの足を石垣に貼依たればバラクまた之を打ち然るにエホバの使者

廿七 また進みよりに狭き處に立けるが其處に右にも左にもまがる道あらざりしかば
 廿八 驢馬エホバの使者を見てパラムの下に臥たり是に於いてパラム怒を發し杖をもて驢馬を打けるに
 廿九 エホバ驢馬の口を啓きたまひたれば驢馬パラムにむかひて言ふ我なんちは何を爲せば汝かく三次我を打や
 三十 エホバ驢馬に言ふ汝われを侮るが故なり我手に劍あらば今汝を殺さんものを驢馬またパラムに言ける
 三十一 我は汝の所有となりてより今日にいたるまで汝が常に乗どころの驢馬ならずや我つねに斯のこと
 三十二 汝にかしたるやとパラムこたへて否と言ふ三時にエホバパラムの目を啓きたまひければ彼エホバ
 三十三 使者の途に立て劍を手に拔持るを見身を鞠めて俯伏たるにエホバの使者これに言ふ汝なにとて
 三十四 斯三度なんちの驢馬を打や我汝の道の直に滅亡にいたる者なるを見て汝に敵せんとて出きたれり
 三十五 驢馬われを見て斯みたば身を轉して我を避たるなり是もし身を轉らして我を避すば我すぞに汝を
 三十六 殺して是を生しおきしならん言パラムエホバの使者に言ける我罪を獲たり我の汝が我に敵せんと
 三十七 て途に立るを知ざりしなり汝もし之を惡しとせば我の歸るべし言エホバの使者パラムに言ける
 三十八 の人々どもに往け但し汝の我が汝に告る言詞のみを宣べしとパラムすなはちパラクの牧伯等ども
 三十九 由に往り言きてまたパラクのハバラムの來るを聞いてモアブの境の極處に流るアルノンの傍の邑まで
 四十 出ゆきて之を迎ふ言パラクすなはちパラムに言ける我ことさらに人を遣はして汝を招きしにあら
 四十一 ずや汝なにゆゑ我許に來らざりしや我あに汝に尊榮を得さすることを得ざらんや言パラムパラクに
 四十二 言ける我視よ我つひに汝の許に來れり然ぞ今我何事をも自ら言を得んや我のたゞ神の我口に授る
 四十三 言語を宣んのみと言斯てパラムハバラクどもに往てキリアアホヅテに至りしが早パラク牛と羊を
 四十四 宰りてパラムおよび之と偕なる牧伯等に餽れり而してその翌朝にいたりパラクハバラムを伴ひこ
 四十五 れを携へてパラムの崇邱に登りイスラエルの民の極端を望ましむ

廿七 備へよとニバラクすなはちパラムの言るごとく爲しバラクとパラムとの壇を築き此に七匹の牡牛と七匹の牡羊と
 廿八 匹を獻けたり而してパラムハバラクにむかひて汝の燔祭の傍に立をれ我の往んとすエホバあるひに
 廿九 我に來りてのみたまたまの我に示したまふどころの事凡てこれを汝に告んとて一の高處に登
 三十 りたるに神パラムに臨みたまひければパラムこれに言ける我の七箇の壇を設けるの壇ごとに牡
 三十一 牛一匹と牡羊一匹を獻けたりとエホバパラムの口に言を授けて言たまはく汝バラクの許に歸りて
 三十二 斯いふべしと彼すなはちバラクの許に至るにバラクハモアブの諸の牧伯等どもに燔祭の傍に立
 三十三 てるセバラムすなはちこの歌をのべて云くモアブの王バラクスリアより我を招き寄せ東の邦の山よ
 三十四 り我を招き寄せ云ふ來りて我ためにヤコブを誣へ來りてわがためにイスラエルを呪れと神の誣の
 三十五 さる者を我いかに誣ふことを得んやエホバの呪らざる者を我いかに呪ふことを得んや磐の頂より
 三十六 我これを觀岡の上より我これを望むこの民の獨り離れて居ん萬の民の中に列ぶことなからん誰か
 三十七 ヤコブの塵を計へ得んやイスラエルの四分一を數ふることを能せんや願く義人のごとくに我死ん
 三十八 願くわが終これが終にひとしかれ士是に於いてバラクパラムに言ける我に何を爲や我のわが
 三十九 敵を誣はしめんとて汝を携きたりしなるに汝はかへつて全くこれを祝せり言パラムこたへて言ける
 四十 我の憤みてエホバの我口に授る事のみを宣べきにあらすや言バラクこれに言ける我請ふ汝われと
 四十一 どもに他の處に來りて其處より彼らを觀よ汝たゞ彼らの極端のみを觀ん彼らを全くの觀ことを得ざ
 四十二 るべし請ふ其處にて我ために彼らを誣へど言やがて之を導きてビスガの巔なる斥候の原に至り七箇
 四十三 の壇を築きて壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻たり言時パラムバラクに言ける我汝此にて燔祭の
 四十四 傍に立をれ我またも往て會見ゆることをせんと言エホバまたパラムに臨みて言をうの口に授け汝バ
 四十五 ラクの許に歸りてかく言へどたまひければ言巴拉クの許にがへりけるにバラクハ燔祭の傍に立
 四十六 をりモアブの牧伯等これどもに居りしがバラクすなはちパラムにむかひエホバ何と言しやと問け

ヘブル語 民數紀略 第廿四章 自十八至廿四章七節

レバ大バラムまたこの歌を宣たり云くバラクよ起て聴けナッポルの子よ我に耳を傾けよ其神の人の
ごとく語ることを無しまた人の子のごとく悔ること有するの言とてころの之を行はざらんやうの語ると
ころの之を成就せざらんや 我のこれがために福祉をいのれどの命令を受く既に之に福祉をたまへバ
我これを變るあたはざるなり 三エホバヤコブの中に悪き事あるを見ずイスラエルの中に憂患あるを
見するの神エホバこれどもに在し王を喜びて呼べる聲の中にあり 三神かれらをエジプトより導
き出したまふイスラエルの強きこと呪のことでし 三ヤコブに魔術なしイスラエルの占卜あらず神
の爲とてころをうの時ニヤコブに告げイスラエルにせしめたまふなり 三視よこの民の牡獅子の
どくに起あがり牡獅子のどくに身を興さん 是はうの擽得たる物を食ひうの殺しと物の血を飲で
臥ことを爲じ 三是に於てバラクのバラムに向ひ汝かれらを誣ふことをも視することを爲なかれど
言けるに 三バラムこたへてバラクに言ふ我エホバの宣まふ事ハ凡てこれを爲ざるを得ずと汝に告
おさしにあらずやと 三バラクまたバラムに言けるハ請ふ來れ我なんちを他の處に導き往ん神あるハ
ハ汝が其處より彼らを我ために誣ふことを善とせんと 三バラクすなはちバラムを導きて曠野に對す
るベオルの嶺に至るに 三バラムバラクに言けるハ我ために七箇の壇を此に築き牡牛七匹牡羊七匹を
此に備へよと 三バラクすなはちバラムの言ることく爲しうの壇ごとに牡牛一匹と牡羊一匹を獻たり
く往て法術を求むる事を爲するの面を曠野に向て居り 三バラム目を擧てイスラエルの支派に
したがひて居るを觀たり時に神の靈かれに臨みけれバ 三彼すなはちこの歌をのべて云くベオルの子
バラム言ふ目の啓きたる人言ふ 三神の言詞を聞き者能はざる無き者をまほろしに觀し者倒れ臥て
の目の啓けたる者言ふ 三エヤコブよ汝の天幕ハ美しき哉イスラエルよ汝の住所ハ美しき哉 是ハ谷々
のことくは布列ね河邊の園のことくエホバの裁し沈香樹のことく水の邊の香柏のことく 是ハ谷々

ヘブル語 民數紀略 第廿四章 自十八至廿四章七節

りハ水溢れんうの種ハ水の邊に發育んうの王ハアガジよりも高くなりうの國ハ振ひ興らん 三神これ
をエジプトより導き出せり是ハ強きこと呪のことでくろの敵なる國々の民を吞つくしうの骨を擡き矢
をもて之を衝とはさん 是ハ牡獅子のどくに身をかぐめ牡獅子のどくに臥す誰か敢てこれを起
さんやなんちを祝するものハ福祉を得なんちをのろふものハ災禍をかうむるべし 三こふにおいてバ
ラクハバラムにむかひて怒を發しうの手を拍ならせり而してバラクバラムにいひけるハ我なんち
をしてわが敵を誣しめんとてなんちを招きたるに汝ハ却て斯三度までも彼らを大に祝したり 三然
バ汝今汝の處に奔り往け我ハ汝に大なる尊榮を得させんと思ひたれどエホバ汝を阻めて尊榮を得る
に至らざらしむ 三バラムバラクに言けるハ我ハ汝が我に遣し使者等に告て言ざりしや 三假令バラ
クハの家に盈るほどの金銀を我に與ふるとも我ハエホバの言を踰て自己の心のまゝに善も悪きも爲
ことを得ず我ハエホバの宣まふ事のみを言べしと 三今われハ吾民にかへる然バ來れ我この民が後の
日に汝の民に爲んところの事を汝に告しらせんと 三すなはちこの歌をのべて云くベオルの子バラム
言ふ目の啓きたる人言ふ 三神の言を聞き者能はざる無き者をまほろしに觀
倒れ臥て其目の啓けたる者言ふ 三我これを見ん然今にあらす我これを望まん然今に近くハあらずや
コブより一箇の星いぞんイスラエルより一條の杖おこりモアブを此旁より彼旁に至まで撃破りまた
鼓譟者どもを盡く滅すべし 三其敵なるエドムハ是が産業となりセイルハ之が産業とならん 三イスラエ
ルハ盛になるべし 三權を乗る者ヤコブより出で遣れる者等を城より滅し絶ん 三バラム又アマレクを
望みこの歌をのべて云くアマレクハ國々の中の最初なる者なり其終に滅び絶るに至らん 三亦ケニ
人を望みこの歌をのべて云く汝の住所ハ堅固なり汝ハ磐に巢をつくる 三然どカインハ亡て終にアッ
スリヤの爲に擄へ移されん 三彼またこの歌をのべて云く嗟神これを爲たまはん時ハ誰か生ることを
得ん 三キツテムの方より船來てアッスリヤを攻なやましエベルを攻なやますべし而して是もまた終

一 一〇八
 二 一〇九
 三 一一〇
 四 一一一
 五 一一二
 六 一一三
 七 一一四
 八 一一五
 九 一一六
 一〇 一一七
 一一 一一八
 一二 一一九
 一三 一二〇
 一四 一二一
 一五 一二二
 一六 一二三
 一七 一二四
 一八 一二五
 一九 一二六
 二〇 一二七
 二一 一二八
 二二 一二九
 二三 一三〇
 二四 一三一
 二五 一三二

二 亡失ん 三 斯て パラムの起あがりて 自己の處に歸り 往きぬ パラクも亦去ゆけり
 一 一〇八 一 一〇九 一 一一〇 一 一一一 一 一一二 一 一一三 一 一一四 一 一一五 一 一一六 一 一一七 一 一一八 一 一一九 一 一二〇 一 一二一 一 一二二 一 一二三 一 一二四 一 一二五 一 一二六 一 一二七 一 一二八 一 一二九 一 一三〇 一 一三一 一 一三二

一 一〇八
 二 一〇九
 三 一一〇
 四 一一一
 五 一一二
 六 一一三
 七 一一四
 八 一一五
 九 一一六
 一〇 一一七
 一一 一一八
 一二 一一九
 一三 一二〇
 一四 一二一
 一五 一二二
 一六 一二三
 一七 一二四
 一八 一二五
 一九 一二六
 二〇 一二七
 二一 一二八
 二二 一二九
 二三 一三〇
 二四 一三一
 二五 一三二

疫癘の起れる日に殺されしエホバの事において汝らを感じたればなり
 一 一〇八 一 一〇九 一 一一〇 一 一一一 一 一一二 一 一一三 一 一一四 一 一一五 一 一一六 一 一一七 一 一一八 一 一一九 一 一二〇 一 一二一 一 一二二 一 一二三 一 一二四 一 一二五 一 一二六 一 一二七 一 一二八 一 一二九 一 一三〇 一 一三一 一 一三二

一 月々の朔日に燔祭をエホバに献べし即ち少き牡牛二匹、當歳の羔羊の全き者七匹を献け、
 二 牡牛一匹に、麥粉十分の三に油を和たるをもて、その素祭となし、羔羊一匹に、麥粉十分の二に油を
 三 じへたるをもて、その素祭となし、羔羊一匹に、麥粉十分の一に油を混和たるをもて、その素祭となし
 四 之を馨しき香の燔祭として、エホバに火祭をたてまつるべし、またその灌祭に、牡牛一匹に、酒一
 五 半、牡羊一匹に、一ヒンの三分の一、羔羊一匹に、一ヒンの四分の一を用ふべし、是すかば年の月々の中
 六 ごとに献ぐべき燔祭なり、また常燔祭とて、その灌祭の外に、牡山羊一匹を罪祭として、エホバに献ぐべし
 七 ○ 正月の十四日は、エホバの逾越節なり、またその月の十五日は、節日なり、七日の間、酔いれぬパンを
 八 食ふべし、その首の日に、は聖會をひらくべし、汝等何の職業をも爲べからず、また汝ら火祭を献けて、エホ
 九 バに燔祭たらざるには、少き牡牛二匹、牡羊一匹、當歳の羔羊七匹をもて、すべし、是等は皆全き者なるべ
 十 し、その素祭に、麥粉に油を和たるを用べし、即ち牡牛一匹には、麥粉十分の三を献け、牡羊一匹には、十
 十一 分の二を献け、また羔羊は七匹とも、その素祭に、麥粉十分の一を献ぐべし、また牡山羊一匹を罪
 十二 祭に献けて、汝らのために贖罪をなすべし、三朝に献ぐる常燔祭なる燔祭の外に、汝ら是らを献ぐべし、
 十三 是のこゝと、汝ら七日の間、日ごとに火祭の食物を献けて、エホバに馨しき香をたてまつるべし、是は常燔
 十四 祭とて、その灌祭の外に、献ぐべき者なり、而して第七日には、汝ら聖會を開くべし、何の職業をも爲べから
 十五 ず、○ 七七日の後、すなはち汝らが新しき素祭をエホバに携へきたる初穂の日にも、汝ら聖會を開くべ
 十六 し、何の職業をも爲べからず、汝ら燔祭を献けて、エホバに馨しき香をたてまつるべし、即ち少き牡牛二
 十七 匹、牡羊一匹、當歳の羔羊七匹を献ぐべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ち牡牛一匹
 十八 に十分の三、牡羊一匹に十分の二を用ひ、また羔羊は七匹とも、其素祭に、麥粉十分の一を用ふべし、
 十九 また牡山羊一匹をささげ、汝らのために贖罪をなすべし、汝ら常燔祭とて、その素祭とて、その灌祭の外に、是
 二十 等を献ぐべし、是みな全き者なるべし

一 七月にいたり、その月の朔日に、汝ら聖會を開くべし、何の職業をも爲べからず、是は汝らが
 二 喇叭を吹べき日なり、汝ら燔祭をささげて、エホバに馨しき香をたてまつるべし、即ち少き牡牛一匹、當
 三 歳の羔羊の全き者七匹を献ぐべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ち牡牛一匹に、十
 四 分の三、牡羊一匹に十分の二をもちひ、また羔羊は七匹とも、其素祭に、麥粉十分の一を用ふべし、また
 五 牡山羊一匹を罪祭に献けて、汝らのために贖罪をなすべし、是は月々の朔日の燔祭とて、その素祭および
 六 日々の燔祭とて、その素祭の外なる者なり、是らの物の例にしたがひて、之をエホバにたてまつりて
 七 馨しき香の火祭となすべし、またその七月の十日に、汝ら聖會を開き、かつ汝らの身をなやますべし、何
 八 の職業をも爲べからず、汝らエホバに燔祭を献けて、馨しき香をたてまつるべし、即ち少き牡牛一匹、牡
 九 羊一匹、當歳の羔羊七匹、是みな全き者なるべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ち牡
 十 牛一匹に十分の三、牡山羊一匹に十分の二を用ひ、また羔羊は七匹とも、其素祭に、麥粉十分の一を用ふ
 十一 べし、また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし、是等は贖罪の罪祭とて、常燔祭とて、その素祭の外なる者な
 十二 り、七月の十五日に、汝ら聖會を開くべし、何の職業をも爲べからず、汝ら七日の間、酔いれぬパンを
 十三 守るべし、また汝ら燔祭を献て、エホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし、即ち少き牡牛十三匹、牡羊二匹、當
 十四 歳の羔羊十四匹、是みな全き者なるべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ちその十三の
 十五 牡牛に、各箇十分の三、その二匹の羔羊に、各箇十分の二を用ひ、またその十四の羔羊に、各箇十分の一
 十六 を用ふべし、また牡山羊一匹を罪祭に献べし、是等は常燔祭およびその素祭とて、灌祭の外なり、○ 第二日
 十七 に、少き牡牛十二匹、牡羊二匹、當歳の羔羊の全き者十四匹を献ぐべし、その牡牛と牡羊と、羔羊のために用
 十八 ふる素祭と灌祭、その數に循ひて例のこゝとくすべし、また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし、是ら、常燔
 十九 祭およびその素祭と灌祭の外なり、○ 第三日に、少き牡牛十一匹、牡羊二匹、當歳の羔羊の全き者十四匹を献
 二十 ぐべし、その牡牛と牡山羊と、羔羊のために用ふる素祭と灌祭、その數に循ひて例のこゝとくすべし、○ 三

一 七月にいたり、その月の朔日に、汝ら聖會を開くべし、何の職業をも爲べからず、是は汝らが
 二 喇叭を吹べき日なり、汝ら燔祭をささげて、エホバに馨しき香をたてまつるべし、即ち少き牡牛一匹、當
 三 歳の羔羊の全き者七匹を献ぐべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ち牡牛一匹に、十
 四 分の三、牡羊一匹に十分の二をもちひ、また羔羊は七匹とも、其素祭に、麥粉十分の一を用ふべし、また
 五 牡山羊一匹を罪祭に献けて、汝らのために贖罪をなすべし、是は月々の朔日の燔祭とて、その素祭および
 六 日々の燔祭とて、その素祭の外なる者なり、是らの物の例にしたがひて、之をエホバにたてまつりて
 七 馨しき香の火祭となすべし、またその七月の十日に、汝ら聖會を開き、かつ汝らの身をなやますべし、何
 八 の職業をも爲べからず、汝らエホバに燔祭を献けて、馨しき香をたてまつるべし、即ち少き牡牛一匹、牡
 九 羊一匹、當歳の羔羊七匹、是みな全き者なるべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ち牡
 十 牛一匹に十分の三、牡山羊一匹に十分の二を用ひ、また羔羊は七匹とも、其素祭に、麥粉十分の一を用ふ
 十一 べし、また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし、是等は贖罪の罪祭とて、常燔祭とて、その素祭の外なる者な
 十二 り、七月の十五日に、汝ら聖會を開くべし、何の職業をも爲べからず、汝ら七日の間、酔いれぬパンを
 十三 守るべし、また汝ら燔祭を献て、エホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし、即ち少き牡牛十三匹、牡羊二匹、當
 十四 歳の羔羊十四匹、是みな全き者なるべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ちその十三の
 十五 牡牛に、各箇十分の三、その二匹の羔羊に、各箇十分の二を用ひ、またその十四の羔羊に、各箇十分の一
 十六 を用ふべし、また牡山羊一匹を罪祭に献べし、是等は常燔祭およびその素祭とて、灌祭の外なり、○ 第二日
 十七 に、少き牡牛十二匹、牡羊二匹、當歳の羔羊の全き者十四匹を献ぐべし、その牡牛と牡羊と、羔羊のために用
 十八 ふる素祭と灌祭、その數に循ひて例のこゝとくすべし、また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし、是ら、常燔
 十九 祭およびその素祭と灌祭の外なり、○ 第三日に、少き牡牛十一匹、牡羊二匹、當歳の羔羊の全き者十四匹を献
 二十 ぐべし、その牡牛と牡山羊と、羔羊のために用ふる素祭と灌祭、その數に循ひて例のこゝとくすべし、○ 三

一 七月にいたり、その月の朔日に、汝ら聖會を開くべし、何の職業をも爲べからず、是は汝らが
 二 喇叭を吹べき日なり、汝ら燔祭をささげて、エホバに馨しき香をたてまつるべし、即ち少き牡牛一匹、當
 三 歳の羔羊の全き者七匹を献ぐべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ち牡牛一匹に、十
 四 分の三、牡羊一匹に十分の二をもちひ、また羔羊は七匹とも、其素祭に、麥粉十分の一を用ふべし、また
 五 牡山羊一匹を罪祭に献けて、汝らのために贖罪をなすべし、是は月々の朔日の燔祭とて、その素祭および
 六 日々の燔祭とて、その素祭の外なる者なり、是らの物の例にしたがひて、之をエホバにたてまつりて
 七 馨しき香の火祭となすべし、またその七月の十日に、汝ら聖會を開き、かつ汝らの身をなやますべし、何
 八 の職業をも爲べからず、汝らエホバに燔祭を献けて、馨しき香をたてまつるべし、即ち少き牡牛一匹、牡
 九 羊一匹、當歳の羔羊七匹、是みな全き者なるべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ち牡
 十 牛一匹に十分の三、牡山羊一匹に十分の二を用ひ、また羔羊は七匹とも、其素祭に、麥粉十分の一を用ふ
 十一 べし、また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし、是等は贖罪の罪祭とて、常燔祭とて、その素祭の外なる者な
 十二 り、七月の十五日に、汝ら聖會を開くべし、何の職業をも爲べからず、汝ら七日の間、酔いれぬパンを
 十三 守るべし、また汝ら燔祭を献て、エホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし、即ち少き牡牛十三匹、牡羊二匹、當
 十四 歳の羔羊十四匹、是みな全き者なるべし、その素祭に、麥粉に油を混和たるを用ふべし、即ちその十三の
 十五 牡牛に、各箇十分の三、その二匹の羔羊に、各箇十分の二を用ひ、またその十四の羔羊に、各箇十分の一
 十六 を用ふべし、また牡山羊一匹を罪祭に献べし、是等は常燔祭およびその素祭とて、灌祭の外なり、○ 第二日
 十七 に、少き牡牛十二匹、牡羊二匹、當歳の羔羊の全き者十四匹を献ぐべし、その牡牛と牡羊と、羔羊のために用
 十八 ふる素祭と灌祭、その數に循ひて例のこゝとくすべし、また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし、是ら、常燔
 十九 祭およびその素祭と灌祭の外なり、○ 第三日に、少き牡牛十一匹、牡羊二匹、當歳の羔羊の全き者十四匹を献
 二十 ぐべし、その牡牛と牡山羊と、羔羊のために用ふる素祭と灌祭、その數に循ひて例のこゝとくすべし、○ 三

また牡山羊一匹を罪祭に献ぐべし是らハ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり 第四日に少き牡牛十四匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第五日に少き牡牛九匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第六日に少き牡牛八匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第七日に少き牡牛七匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第八日に少き牡牛六匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第九日に少き牡牛五匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十日に少き牡牛四匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十一日に少き牡牛三匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十二日に少き牡牛二匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十三日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十四日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十五日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十六日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十七日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十八日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第十九日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十一日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十二日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十三日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十四日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十五日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十六日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十七日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十八日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第二十九日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第三十日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第三十一日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第三十二日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし 第三十三日に少き牡牛一匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を献ぐべし

第三十章 一モーセイשראלの子孫の支派の長等に告て云ふエホバの命じたまふ事は是の事とし人もしエホバに誓願をかけ又ははるの身に斷物をなさんと誓ひなばるの言詞を破るべからずの口より出しよとく凡て爲べし 二また女もし若くしてその父の家に居る時エホバに誓願をかけ又ははるの事をことごとくイスラエルの子孫に告たり

身斷物を爲ことあらんに 三その父これが誓願またはるの身に斷し斷物を聞て之にかかひて言ふこと無ばるのかけたる誓願を行ひまたはるの身に斷し斷物を守るべし 四然らば父これを聞る日に之を尤さざるあらはるの誓願およびはるの身に斷し斷物を凡て止ることを得べし 五父の尤さざるなればエホバこれを赦したまふなり 六もしまた夫に適く身にして自ら誓願をかけまたはるの身に斷物せんと輕々しく口より言いたすことあらんに 七その夫これを聞もそのこれを聞る日にこれを尤さざるなと無はるの誓願を行ひるの身に斷し斷物を守るべし 八されど夫もし之を聞る日にこれを尤さざるならは之がかけし誓願またははるの身に斷物せんと輕々しく口に出しよとこの事を空するを得べし 九エホバはるの女を赦したまふなり 十また寡婦あるひは去れたる婦人の誓願かき凡てはるの身に斷物せし斷物ハこれを守るべし 十一婦女もしはるの夫の家に於いて誓願をかけ又ははるの身に斷物せんと誓ふことあらんに 十二夫これを聞てこれに對ひて言ふことなく之を尤さざること無はるの誓願ハ凡てこれを行ふべくるの身に斷し斷物ハ凡てこれを守るべし 十三然らば夫もしこれを聞る日に全くこれを空うせばるの誓願またはるの身に斷物につき口より出しよ事ハ凡て守るに及ばずはるの夫これを空くならん 十四エホバはるの婦女を赦したまふなり 十五凡の誓願およびはるの身を空やますところの誓約ハ夫これを堅うすることを得夫これを空うすることを得べし 十六夫もし之にむかひて言ふことかくして日をおくらは之が誓願またはこれが斷物を凡て堅うするなり 彼これを聞る日に妻にむかひて言ふことを爲さるに因て之を堅うせるなり 十七然らば夫もしこれを聞たる後にいたりてこれを空うする事あらばはるの妻の罪を任べし 十八是すかばエホバがモーセに命じたまへる法令にして夫と妻および父と子の少くして父の家に居る者にかさるる者なり

第三十一章 一茲にエホバモーセに告て言たまはく 二汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人に報ゆべし其後汝はるの民に加はらん 三モーセすはち民に告て言けるハ汝らの中より人を選びて戰爭にい

づる準備をかさしめ之をしてミデアン人に攻めかしてエホバの仇をミデアン人に報ゆべし 即ちイשראלの諸の支流につきて各々の支流より千人づづを取りこれを戦争につかはすべし 是に
おいて各々の支派より千人づづを選びイשראלの衆軍の中より一萬二千を得て戦争にいづる准
備をかさすハモーセすなれち各々の支派より千人宛を戦争に遣はしまた祭司エレアザルの子ピチハ
スに聖器と吹鳴す喇叭を執ちて之を戦争に遣せり 彼らエホバのモーセに命じたまへるこ
とくミデアン人を攻撃し遂にその中の男子をことごとく殺せり 彼の殺し去る者の外にまたミデアン
の王五人を殺せり 王等はエビレケムツルホルレバといふまたペオルの子バラムをも
劍にかけて殺せり イשראלの子孫すなれちミデアンの婦女等どのの子女を生擒りその家畜と羊
の群どのの貨財をことごとく奪ひ取り 十の住居の邑々どのの村々どを盡く火にて焼り 土かくて彼
等ハの奪ひし物と掠めし物を人と畜ともに取り 主エリコは對するヨルダンの邊なるモアの平野
の營ハの生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを攜へきたりてモーセと祭司エレアザルとイשראל
の子孫の會衆に詣れり 其時にモーセと祭司エレアザル及び會衆の牧伯等みな營の外に出て之を迎へ
たりしが古モーセハの軍勢の領袖等すなれち戦争より歸りきたれる千人の長等と百人の長等のな
せる所を怒れり 古モーセすなれち彼等に言けるハ汝らハ婦女等をことごとく生し存しや 夫視よ是等
の者ハバラムの謀計によりイשראלの子孫をしてペオルの事においてエホバに罪を犯さしめ遂に
エホバの會衆の中に疫病おこるにいたらしめたり 夫然バこの子等の中の男の子を盡く殺しまた男と
寝て男若れる婦人を盡く殺せ 夫但し未だ男と寝て男若れる事あらざる女の子ハこれを汝らのために
生し存べし 夫而して汝らハ七日の間營の外に居れ 汝らの中凡し人を殺せし者またハ殺されし者に捫
りたる者ハ第三日と第七日にその身を潔め且その俘囚を潔むべし 夫また一切の衣服と一切の皮の器
具および凡て山羊の毛よて作れる物と凡て木よて造れる物を潔むべしと 祭司エレアザル戦いいで

イ
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十

し軍人等に言けるハエホバのモーセに命じたまへる律法の例ハ是の如く 三金銀銅鐵錫鉛ナニニ凡
て火に勝る物の火の中を通すべし 然バ潔くならん然ながら尙また潔淨の水をもてこれを潔むべし
また凡て火に勝ざる者ハ水の中を通すべし 汝等ハ第七日にその衣服を洗ひて潔くなり然る後營に
いるべし 三九の時エホバモーセに告て言たまはく 汝と祭司エレアザルおよび會衆の族長等この取
獲たる人と畜の總数を悉らべ 三九の獲物を二分に分てうの 一を戦争にいせ 戦ひし者に予へうの一
を全會衆に予へよ 而して戦ひに出し軍人を若て人または牛 または驢馬 または羊 おのゝ 五百とこ
に一をとりてエホバに貢として奉つらばめよ 即ち彼らの 一半より之をとり エホバの擧祭として祭
司エレアザルに與へよ 夫またイשראלの子孫の 一半よりはりの獲たる人 または牛 または驢馬 また
は羊 または種々の獸畜 五十とこに一を取り エホバの幕屋の職守を守るところのレビ人にこれを與へ
よと 三三モーセと祭司エレアザルすなれちエホバのモーセに命じたまへることを爲り 三九の掠取物す
なれち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘は羊六十七萬五千 牛七萬二千 驢馬六萬一千 豕人三萬二千 是
みな未だ男と寝て男若れる事あらざる女なり 三九の 一半すなれち戦争にいせし者分は羊三十三萬
七千五百 三三エホバに貢として奉つれる羊は六百七十五 三三牛三萬六千 中よりエホバに貢とせし者
は七十二 三三驢馬三萬五百 中よりエホバに貢とせし者ハ六十一 一人一萬六千 中よりエホバに
貢とせし者は三十二人 三三モーセの貢すなれちエホバの擧祭なる者を祭司エレアザルに與へたり エ
ホバのモーセに命じたまへる如し 三三モーセが戦争に出しものより分ちとりてイשראלの子孫に予
へし 一半 三三すなれち會衆に屬する 一半は羊三十三萬七千五百 牛三萬六千 驢馬三萬五百 人一萬
六千 三三すなれちイשראלの子孫の 一半よりモーセと畜とも各箇五十とこに一を取り エホ
バの幕屋の職守をまもるレビ人に之を與へたり エホバのモーセに命じたまへることを 三三時其軍勢
の帥士たりし者等すなれち千人の長百人の長等モーセにきたり 三九モーセに言けるハ僕等我らの手に

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十

五十一 屬する軍人を數へたるにわれらの中一人も缺たる者なし 是をもて我ら各人の獲たる金の飾品す
 五十二 かはち鏈子釧指環耳環頸玉等をエホバに携へきたりて禮物となし之をもて我らの生命のためにエホ
 五十三 バの前に贖罪をなさんとす 五モーセと祭司エレアザルは彼らより金の金を受たり是のみを製
 五十四 り成る飾品かりき 三千人の長と百人の長たちがエホバに献けて擧祭となせしるの金の都合一萬六千
 五十五 七百五十シケル 軍人の各箇の掠取物をもて自分の有となせり 五モーセと祭司エレアザルは千人
 五十六 の長と百人の長等より金の金を受て集會の幕屋に携へり エホバの前におきてイスラエルの子孫の
 五十七 記念とならしむ

一 **第三十章** ールベンの子孫とガドの子孫は甚だ多くの家畜の群を有り彼等ヤセルの地とギレアデの
 二 地を觀るにその處は家畜に適き所なりければニガドの子孫とルベンの子孫來りてモーセと祭司エレ
 三 アザルと會衆の牧伯等に言けるはニアタラデボンヤセルニムラヘシボンエレアザルにシヤム子ボベオ
 四 ン 即ちエホバがイスラエルの會衆の前に撃ほらほしたまひし國の家畜に適き所なるが我らに家畜
 五 あり 五また日ふ然は我らもし汝の目の前に恩を獲たらは請ふこの地を僕等に與へて産業となさるめ
 六 我らを忘れてヨルダンを濟ること無らなめよと斯いへり 六モーセとガドの子孫とルベンの子孫に言ける
 七 汝らの兄弟たちハ戰ひに往に汝らは此に坐しをらんとするや 汝ら何ぞイスラエルの子孫の心を
 八 挫きてエホバのこれに賜ひし地に濟ることを得ざらしめんとするや 汝らの先祖等も我がカデシバ
 九 ル子アより其地を觀に遣せし時に然かせり 即ち彼らエンコルの谷に至りて其地を觀し時イスラエ
 十 ルの子孫の心を挫きて之を忘れてエホバの賜ひし地に往ことを得ざらなめたり 十の時エホバ怒を發
 十一 し誓ひて言たまひけらく 七エンブトより出きたれる人々の二十歳以上なる者ハ一人も我がアブラハ
 十二 ムイサクヤコブに誓ひたる地を見ざるべし 其ハ我らに全くハ從がはさればなり 七第ケナズ人エ
 十三 フンチの子カルブとマンの子ヨシユアとを除く 此二人ハエホバに全く從ひたればなり 七エホバかく

一 イスラエルはむかひて怒を發し之をして四十年のあひだ曠野にさまよひしめたまひければエホバの
 二 前に惡をなししうの代の人みな終に亡ぶるに至れり 七抑汝らハ父に代りて起れる者即ち罪人の
 三 種にしてエホバのイスラエルにむかひて懷たまふ烈しき怒を更に増んとするなり 七汝ら若反きてエ
 四 ホバに從はずバエホバまたこの民を曠野に遣おきたまはん 然せば汝等すなはちこの民を滅ぼすに
 五 たるべし 七彼らモーセの側に進みよりて言けるハ我らハ此に我らの群のために羊の圍を建我らの少
 六 者のために邑を建んとす 七然せば我らハイスラエルの子孫をうの處に導きゆくまでハ身をよろひて之
 七 が前に奮ひ進まん 第われらの少者ハこの國に住る者等のために堅固なる邑に居ざるを得ず 七我らハ
 八 イスラエルの子孫が皆おのくの産業を獲までハ我らの家に歸らじ 七我らハヨルダンの彼旁にお
 九 いて彼らと偕に産業を獲ことを爲じ我らハヨルダンの此旁すなはち東の方に産業を獲ればなり 七モ
 十 ーセかれらに言けるハ汝らもしこの事を爲し汝らみな身をよろひてエホバの前に往て戰ひ 七汝ら皆
 十一 身をよろひエホバの前にゆきてヨルダンを濟りエホバのの敵を己の前より逐はらひたまひて 七
 十二 の國のエホバに服ふにおよびて後汝ら歸バエホバの前にもイスラエルの前にも汝ら罪なかるべし 然
 十三 せばこの地のエホバの前において汝らの産業とからん 七然せば汝らもし然せずば是エホバにむかひて
 十四 罪を犯すなれば必ずその罪汝らの身におよぶと知べし 七汝らハ少者のために邑を建てし羊のた
 十五 めに圍を建よ而して汝らの口より出せるところを爲せ 七ガドの子孫とルベンの子孫モーセにこたへ
 十六 て言けるハわが主の命じたまふごとく僕等行ふべし 七我らの少者と妻と羊と諸の家畜ハ此にギレア
 十七 デの邑々に居べし 七然せば僕等ハおのくの戦争のために身をよろひてわが主の言たまふ如くエホバの
 十八 前に涉りゆきて戰ふべし 七是においてモーセかれらの爲に祭司エレアザルとマンの子ヨシユアとイ
 十九 スラエルの支派の族長等に命する事ありき 七すなはちモーセかれらに言けるハガドの子孫とルベン
 二十 の子孫もし汝らとよもにヨルダンを濟りゆき各箇身をよろひてエホバの前に戰ひてこの地汝らに服

一 是ハモーセガヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野に在テパラントベルラパンハゼロテ
 二 デザハブの間にてイスラエルの一切の人に告たる言語ナリニホレブよりセイル山の路を経てカデシ
 三 パルテアに至るは十一日路ありニ第四十年の十一月にいたり月の一日にモーセハイスラエルの
 四 子孫にむかひてエホバガ彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たりニ是ハモーセガヘシ
 五 ボンに住るアモリ人の王シホンおよびエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺したる後
 六 なりき即ちモーセヨルダンの此旁なるモアブの地においてこの律法を解明すを爲し始めたり曰
 七 我らの神エホバホレブにて我らに告て言たまへり汝らハこの山に居こと日すぞに久し汝ら身
 八 を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れる處々に往き平野、山地、窪地、南の地、海邊、
 九 カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れニ我この地を汝らの前に置り入てこの地を獲よ
 十 是ハエホバガ汝らの先祖アブラハムイサクヤコブに誓ひて之を彼らとりの後の子孫に與へんと言た
 十一 まひし者なりとニ彼時我なんちらに語りて言り我ハ一人にてハ汝らをわが任として負ことあたはず
 十二 汝らの神エホバ汝らを衆多ならしめたまひたれ汝ら今日ハ天空の星のごとくに衆し士願くハ汝
 十三 らの先祖の神エホバ汝らをして今あるよりハ千倍も多くならしめ又なんちらに約束せしごとく汝ら
 十四 を祝福たまはんことを主我一人にてハ争で汝らを吾任となしまた汝らの重負と汝らの争競に當るこ
 十五 とを得んやニ汝らの支派の中より智慧あり智識ありて人に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長
 十六 となさんとニ時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲ハ善しとニ是をもて我汝らの支派の首長な
 十七 る智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人の長百人の長五十人の
 十八 長拾人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせりまた彼時に我汝らの士師等に命じて言り汝
 十九 らの兄弟の中の訴訟を聽き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然りニ汝ら人を

民數紀略

申命記
 一 是ハモーセガヨルダンの此旁の曠野紅海に對する平野に在テパラントベルラパンハゼロテ
 二 デザハブの間にてイスラエルの一切の人に告たる言語ナリニホレブよりセイル山の路を経てカデシ
 三 パルテアに至るは十一日路ありニ第四十年の十一月にいたり月の一日にモーセハイスラエルの
 四 子孫にむかひてエホバガ彼等のために自己に授けたまひし命令を悉く告たりニ是ハモーセガヘシ
 五 ボンに住るアモリ人の王シホンおよびエデレイのアシタロテに住るバシヤンの王オグを殺したる後
 六 なりき即ちモーセヨルダンの此旁なるモアブの地においてこの律法を解明すを爲し始めたり曰
 七 我らの神エホバホレブにて我らに告て言たまへり汝らハこの山に居こと日すぞに久し汝ら身
 八 を轉らして途に進みアモリ人の山に往き其に鄰れる處々に往き平野、山地、窪地、南の地、海邊、
 九 カナン人の地レバノンおよび大河ユフラテ河に到れニ我この地を汝らの前に置り入てこの地を獲よ
 十 是ハエホバガ汝らの先祖アブラハムイサクヤコブに誓ひて之を彼らとりの後の子孫に與へんと言た
 十一 まひし者なりとニ彼時我なんちらに語りて言り我ハ一人にてハ汝らをわが任として負ことあたはず
 十二 汝らの神エホバ汝らを衆多ならしめたまひたれ汝ら今日ハ天空の星のごとくに衆し士願くハ汝
 十三 らの先祖の神エホバ汝らをして今あるよりハ千倍も多くならしめ又なんちらに約束せしごとく汝ら
 十四 を祝福たまはんことを主我一人にてハ争で汝らを吾任となしまた汝らの重負と汝らの争競に當るこ
 十五 とを得んやニ汝らの支派の中より智慧あり智識ありて人に識れたる人々を簡べ我これを汝らの首長
 十六 となさんとニ時に汝ら答へて言り汝が言ところの事を爲ハ善しとニ是をもて我汝らの支派の首長な
 十七 る智慧ありて人に知れたる者等を取て汝らの首長となせり即ち之をもて千人の長百人の長五十人の
 十八 長拾人の長となしまた汝らの支派の中の官吏となせりまた彼時に我汝らの士師等に命じて言り汝
 十九 らの兄弟の中の訴訟を聽き此人と彼人の間を正く審判くべし他國の人においても然りニ汝ら人を

視て審判すべからず小き者にも大なる者にも聽べし人の面を懼るべからず審判の神の事なればなり
 汝らにおいて斷定がたき事ハ我に持たされ我これを聽ん大我がの時に汝らの爲べき事をことごとく
 汝らに命じたりき○我等の神エホバの我等に命じたまひしごとくに我等ハホレブより出たち汝ら
 が見知るかの大なる畏しき曠野を通りアモリ人の山を指てカデシバルテアに至れり三時に我なんち
 らに語り汝らハ我らの神エホバの我らに與へたまへるアモリ人の山に至れり三時よ汝の神エホバこ
 の地を汝の前に置たまふ汝の先祖の神エホバの汝に言たまふごとく上り往てこれを獲よ懼るゝな
 れ猶豫なかれと三汝らみな我に近りて語り我等人を我らの先に遣してこの地を伺察せめ彼らをして
 返て何の途より上るべきか何の邑々に入べきかを我らに告めんと三この言わが目に善と見ければ
 我汝らの中より十二人の者を取り即ち一の支派より一人宛なりき三彼等前みゆきて山に登りエシコ
 ルの谷よりいたり之を伺ひ三この地の菓物を手に取てわれらの許に持たり我らに復命して語り我等
 の神エホバの我等に與へたまへる地の善地なりと三然るに汝等ハ上り往て何を好まずして汝らの神
 エホバの命令に背けり三すなはち汝ららの天幕にて泣きて語りエホバわれらを惡むが故に我らをア
 モリ人の手に付して滅ぼさんとしてエジプトの國より我らを導き出せり三我等ハ何方に往べきや我ら
 の兄弟等ハ言ふるの民ハ我らよりも大にして身長たかく邑々ハ大にしてこの石垣ハ天に達する我らま
 たアナクの子孫を其處に見たりと斯いひて我らの氣を挫けり三時に我なんちらに語り怖る勿れ懼
 るなかれ三汝らに先ち行たまふ汝らの神エホバエジプトにおいて汝らの爲に汝らの目の前にて諸の
 事をなしたまひし如く今また汝らのために戦ひたまへん三曠野においてハ汝また汝の神エホバが人
 のろの子を抱くが如くに汝を抱きたまひてを見たり汝ら此處にいたるまでこの路すがら常に然あ
 りたなりと三この言をかせども汝らハなほこの神エホバを信せざりき三エホバの途にありてハ汝ら
 には先ちゆきて汝らが聲を擧げべき處を尋ね夜ハ火の中にあり晝ハ雲の中にありて汝らの行べき途を示

したまへる者なり三エホバ汝らの言語の聲を聽て怒り誓て言たまひけらく三この惡き代の人々の中
 には我が汝らの先祖等に與へんと誓ひしかの善地を見る者一人も有ざるべし三只エフンテの子カル
 プのみ之を見ることを得ん彼が踐たりし地をもて我かれとかれの子孫に與ふべし其ハ彼まつたくエ
 ホバに従ひたればなり三エホバまた汝らの故をもて我をも怒て言たまへり汝もまた彼處に入ことを
 得ず三汝の前に侍るメンの子ヨシヤアかしこ入べし彼に力をつけよ彼イスラエルをして之を獲し
 むべし三また汝等が掠められんと言たりしこの汝らの子女および當日になほ善惡を辨へざりし汝ら
 の幼兒等彼ら即ちかしこに入べし我これを彼らに與へて獲さすべし三汝らハ身をめぐらし紅海の途
 より曠野に進みいるべしと三然るに汝ら對て我にいへり我等ハエホバにむかひて罪を犯せり然わ
 れらの神エホバの凡て我らに命じたまへるがごとく我ら上りゆきて戦へんと汝らおのゝ武器を身
 に帶て輕々しく山に登らんとせり三時にエホバわれに言たまひけるハ汝かれらに言へ汝ら上りゆく
 なかれ又戦ふなかれ我なんちらの中間に居さればなり汝ら恐らくこの敵に打敗られんと三われか
 く汝らに告たるに汝ら聽ずしてエホバの命令に背き自擅に山に登りたりしが三この山に住るアモリ
 人汝等にむかひて出きたり蜂の驅がごとくに汝らを驅ちらしなんちらをセイルに打敗りてホルマに
 およべり三斯りなかなんちら還りきたりてエホバの前に哭きたりしがエホバなんちらの聲を聽た
 まいす汝らに耳を傾むけたまひざりき三是をもてなんちらハ日久しくカデシに居りなんちらが其處
 に居たる日數のことし
第二節 一斯て我らハ身を轉らしエホバの我に命じたまへる如く紅海の途より曠野に進みいりて日久
 しくセイル山を行めぐりたりしがニエホバつひに我に告て言たまひく三汝等ハこの山を行めぐるこ
 と既に久し今よりの北に轉りて進め三汝また民に命じて言へ汝らハセイルに住るエサウの子孫なる
 汝らの兄弟の境界を通らんとす彼らハなんちらを懼れん汝ら深く自ら謹むべし三彼らを攻る勿れ彼

1	申命記二章六節
2	申命記二章七節
3	申命記二章八節
4	申命記二章九節
5	申命記二章十節
6	申命記二章十一節
7	申命記二章十二節
8	申命記二章十三節
9	申命記二章十四節
10	申命記二章十五節
11	申命記二章十六節
12	申命記二章十七節
13	申命記二章十八節
14	申命記二章十九節
15	申命記二章二十節
16	申命記二章二十一節
17	申命記二章二十二節
18	申命記二章二十三節
19	申命記二章二十四節
20	申命記二章二十五節
21	申命記二章二十六節
22	申命記二章二十七節
23	申命記二章二十八節
24	申命記二章二十九節
25	申命記二章三十節
26	申命記二章三十一節
27	申命記二章三十二節
28	申命記二章三十三節
29	申命記二章三十四節
30	申命記二章三十五節
31	申命記二章三十六節
32	申命記二章三十七節
33	申命記二章三十八節
34	申命記二章三十九節
35	申命記二章四十節
36	申命記二章四十一節
37	申命記二章四十二節
38	申命記二章四十三節
39	申命記二章四十四節
40	申命記二章四十五節
41	申命記二章四十六節
42	申命記二章四十七節
43	申命記二章四十八節
44	申命記二章四十九節
45	申命記二章五十節
46	申命記二章五十一節
47	申命記二章五十二節
48	申命記二章五十三節
49	申命記二章五十四節
50	申命記二章五十五節
51	申命記二章五十六節
52	申命記二章五十七節
53	申命記二章五十八節
54	申命記二章五十九節
55	申命記二章六十節
56	申命記二章六十一節
57	申命記二章六十二節
58	申命記二章六十三節
59	申命記二章六十四節
60	申命記二章六十五節
61	申命記二章六十六節
62	申命記二章六十七節
63	申命記二章六十八節
64	申命記二章六十九節
65	申命記二章七十節
66	申命記二章七十一節
67	申命記二章七十二節
68	申命記二章七十三節
69	申命記二章七十四節
70	申命記二章七十五節
71	申命記二章七十六節
72	申命記二章七十七節
73	申命記二章七十八節
74	申命記二章七十九節
75	申命記二章八十節
76	申命記二章八十一節
77	申命記二章八十二節
78	申命記二章八十三節
79	申命記二章八十四節
80	申命記二章八十五節
81	申命記二章八十六節
82	申命記二章八十七節
83	申命記二章八十八節
84	申命記二章八十九節
85	申命記二章九十節
86	申命記二章九十一節
87	申命記二章九十二節
88	申命記二章九十三節
89	申命記二章九十四節
90	申命記二章九十五節
91	申命記二章九十六節
92	申命記二章九十七節
93	申命記二章九十八節
94	申命記二章九十九節
95	申命記二章一百節

らの地の足の跡に踐ほさをも汝らに與へじ其は我セイル山をエサウにあたへて産業とかさめたればあり汝ら金をもて彼らより食物を買ひまた金をもて彼らより水をもとめて飲め汝の神エホバが手に作ところの諸の事に於て汝をめぐみ汝がこの大なる曠野を通るを眷るなはしたまへり汝の神エホバこの四十年のあひた汝とよもに在したれば汝の乏しき所あらざりしなり我らつひにセイル山に住るエサウの子孫なる我らの兄弟を離れてアラバの路を通りエラテとエジオンゲベルを経て轉りてモアブの曠野の路に進みいれり時にエホバわれに言たまへけるハモアブ人をかやますかかれまた之を攻て戦かふかかれ彼らの地をば我かんちらの産業に與へじ其ハ我ロトの子孫にアルをあたへて産業となさしめたればありと(昔エミ人こゝに住り是民は大にして數多くアナク人のこゝくに身長高かりエアナク人とおおかくレバウムと呼なされたりしがモアブ人のこれをエミ人によべりエホバもまた昔セイルに住をりしがエサウの子孫これを逐滅し之にかかりて其處に住りイストラエルがエホバに賜はりしうの産業の地になせるが如し) 茲に汝等今たあがりゼレデ川を渉れどありければ我らすかひちゼレデ川を渉れりカデシバルチアを出てよりゼレデ川を渉るまでの間の日ハ三十八年にしてうの代の軍人ハみな亡果て營中にあらずなりぬエホバのかれらに誓ひたまひし如し 茲にエホバ手をもて之を攻めこれを營中より滅ほしたまひければ終にみな亡りたりまかく軍人みなうの民の中より死亡たる時にあたりてエホバ我に告て言たまひけらく汝ハ今日モアブの境なるアルを通らんとす 汝アンモンの子孫に近く時に之をかやます勿れ之を攻るなかれアンモンの子孫の地ハ我これを汝らの産業に與へじ其ハ我これをロトの子孫にあたへて産業となさしめたればなり(是もまたレバウムとよびなされたり昔レバウムこゝに住るたればなりアンモン人のかれらをサムズミ人によべり三この民は大にして數多くアナク人のこゝくに身長たかよりしがエホバアンモン人の前に之を滅ほしたまひたればアンモン人これを逐はらひて之にかはりて住り

1	申命記二章六節
2	申命記二章七節
3	申命記二章八節
4	申命記二章九節
5	申命記二章十節
6	申命記二章十一節
7	申命記二章十二節
8	申命記二章十三節
9	申命記二章十四節
10	申命記二章十五節
11	申命記二章十六節
12	申命記二章十七節
13	申命記二章十八節
14	申命記二章十九節
15	申命記二章二十節
16	申命記二章二十一節
17	申命記二章二十二節
18	申命記二章二十三節
19	申命記二章二十四節
20	申命記二章二十五節
21	申命記二章二十六節
22	申命記二章二十七節
23	申命記二章二十八節
24	申命記二章二十九節
25	申命記二章三十節
26	申命記二章三十一節
27	申命記二章三十二節
28	申命記二章三十三節
29	申命記二章三十四節
30	申命記二章三十五節
31	申命記二章三十六節
32	申命記二章三十七節
33	申命記二章三十八節
34	申命記二章三十九節
35	申命記二章四十節
36	申命記二章四十一節
37	申命記二章四十二節
38	申命記二章四十三節
39	申命記二章四十四節
40	申命記二章四十五節
41	申命記二章四十六節
42	申命記二章四十七節
43	申命記二章四十八節
44	申命記二章四十九節
45	申命記二章五十節
46	申命記二章五十一節
47	申命記二章五十二節
48	申命記二章五十三節
49	申命記二章五十四節
50	申命記二章五十五節
51	申命記二章五十六節
52	申命記二章五十七節
53	申命記二章五十八節
54	申命記二章五十九節
55	申命記二章六十節
56	申命記二章六十一節
57	申命記二章六十二節
58	申命記二章六十三節
59	申命記二章六十四節
60	申命記二章六十五節
61	申命記二章六十六節
62	申命記二章六十七節
63	申命記二章六十八節
64	申命記二章六十九節
65	申命記二章七十節
66	申命記二章七十一節
67	申命記二章七十二節
68	申命記二章七十三節
69	申命記二章七十四節
70	申命記二章七十五節
71	申命記二章七十六節
72	申命記二章七十七節
73	申命記二章七十八節
74	申命記二章七十九節
75	申命記二章八十節
76	申命記二章八十一節
77	申命記二章八十二節
78	申命記二章八十三節
79	申命記二章八十四節
80	申命記二章八十五節
81	申命記二章八十六節
82	申命記二章八十七節
83	申命記二章八十八節
84	申命記二章八十九節
85	申命記二章九十節
86	申命記二章九十一節
87	申命記二章九十二節
88	申命記二章九十三節
89	申命記二章九十四節
90	申命記二章九十五節
91	申命記二章九十六節
92	申命記二章九十七節
93	申命記二章九十八節
94	申命記二章九十九節
95	申命記二章一百節

三この事はセイルに住るエサウの子孫の前にホリ人を滅ほしたまひしが如し彼らはホリ人を逐はらひ之にかはりて今日まで其處に住るホリ人より出たるカフトリ人はまたかの村々に住ひてガザにまで到るところのアビ人を滅ほし之にかかりて其處に居る) 汝ら起あがり進みてアルノ河を渉れ我ヘンボンの王アモリ人シホンとこれが國を汝らの手に付す進んで之を獲よ彼を攻て戦かへ 今日我一天下の國人に汝を畏ち汝を懼れしめん彼らハ汝の名聲を聞て慄ひ汝の爲に心を苦めんと 茲に我ケデモテの曠野よりヘンボンの王シホンに使者をおくり和好の言を述べたり云く 我に汝の國を通らしめよ我ハ大路を通りて行ん右にも左にも轉らじ 汝金をとりて食物を我に賣て食のせ金をとりて水を我に與へて飲せよ我ハたゞ徒歩にて通らんのみ 元セイルに住るエサウの子孫とアルに住るモアブ人どが我になしたる如くせよ然せば我ハヨルダンを濟りて我らの神エホバの我らに賜ひし地にいたらんと 然るにヘンボンの王シホンハ我らの通るを容さざりき是ハ汝の神エホバ彼を汝の手に付さんとてうの氣を頑梗しうの心を剛愎にしたまひたればなり 今日見るが如し 時にエホバ我に言たまひけるハ視よ我いまシホンとこれが地を汝に與へんとす進んでうの地を獲て汝の産業とせよと 茲にシホンの民をこゝくに率ゐて出きたりヤハヅに於て戦ひけるが 我らの神エホバ彼をわれらに付したまひたれば我らかれどうの子等どうの一切の民を擊殺せり 是うの時我らハ彼の邑々を盡く取りうの一切の邑の男女および兒童を滅して一人をも遺さざりき 只うの家畜および邑々より取たる掠取物ハ我らこれを獲て自分の物となせり 元アルノンの河邊のアロエルおよび河の傍なる邑よりギレアドにいたるまで我らの攻取がたき邑とてハ一もあらざりき 我らの神エホバこれを盡くわれらに付したまへり 第アンモンの子孫の地ヤボク川の全岸山地の邑々など凡てわれらの神エホバが我らの往を禁じたまへる處に汝いたらざりき

第三章 一 斯てわれら身をめぐらしてパシヤンの路に上り行けるにパシヤンの王オグの民をこゝで

二 多く率ゐる出てエデレイに戦はんとせり。時にエホバわれに言たまひけらく彼を懼るとなかれ我かれ
 三 どのの一切の民どのの地を汝の手に付さん汝かのヘンボンに住たるアモリ人の王シモンにせし
 四 如く彼に爲べしと。我らの神エホバすなわちバシヤンの王オグどのの一切の民を我らの手に付した
 五 まひしかば我ら之を撃ころして一人をも遺さざりき。今の時に我らこれが邑々をことごとく取り取
 六 ざる邑ハ一も有ざりきその取る邑ハ六十是すなわちアルゴブの地にしてバシヤンにおけるオグの國
 七 なり。この邑々ハみな高き石垣あり門あり關ありて堅固なりき外にまた石垣あらざる邑甚だ多くあ
 八 りき。我らハヘンボンの王シモンにせし如く之を滅し。この一切の邑の男女および兒童をことごとく
 九 滅せり。惟この一切の家畜どのの邑々よりの掠取物とこれを獲てわれらの物となせり。今の時
 十 我らヨルダンの此傍の地をアルノン河よりヘルモン山までアモリ人の王二人の手より取り。ヘル
 十一 モンハシドン人これをシリオンと呼びアモリ人これをセニルと呼ぶ。すなわち平野の一切の邑ギ
 十二 レアデの全地バシヤンの全地サルカおよびエデレイなせバシヤンに於るオグの國をことごとく取り
 十三 士彼レバイムの遺れる者ハバシヤンの王オグ只一人なりき彼の寢臺ハ鐵の寢臺なりき是ハ今なほア
 十四 シモンの子孫のラバにあるに非ず。人の肘によれば是ハ今の長九キュビトの寛四キュビトあり。士
 十五 今の時に我らこの地を獲たりしがアルノン河の邊なるアロエルよりの地とギレアデの山地の半と
 十六 中の邑々といハ我これをルベン人とガド人に與へたり。またオグの國なりしギレアデの殘餘の地と
 十七 バシヤンの全地といハ我これをマナセの半支派に與へたり。アルゴブの全地すなわちバシヤンの全體ハ
 十八 レバイムの國と稱へらる。マナセの子ヤイルハアルゴブの全地を取てゲシュルの境界とマアカの境
 十九 界にまで至り自分の名にたがひてバシヤンをハチアヤイルと名けたり。今の名今日にいたる。また
 二十 マキルにハ我ギレアデを與へ。ルベン人とガド人にハギレアデよりアルノン河まで至り。またアラバおよびヨ
 二十一 中をもて界となし。またアモンの子孫の地の界なるヤボク河にまで至り。またアラバおよびヨ

二 ンどのの邊の地をケンテレテよりアラバの海すなわち鹽海まで之にあたへて東の方ヒスガの麓に
 三 いたる。今の時我かんちらに命じて言り汝らの神エホバこの地を汝らに與へて産業とせしめたま
 四 へ。汝ら軍人の身をよろひて汝らの兄弟なるイスラエルの子孫に先たちて涉りゆくべし。但し汝ら
 五 の妻と子女と家畜ハ我が汝らに與へし邑に止るべし。我なんちらが衆多の家畜を有を知らず。エホバ
 六 なんちらに賜ひしことと汝らの兄弟にも安息を賜ひて彼らもまたヨルダンの彼旁にて汝らの神エホ
 七 バにたまはるところの地を獲て産業となすに至らば汝らおのづか我なんちらに與へし産業に歸る
 八 べし。今の時に我ヨシユアに命じて言り汝ハこの二人の王に汝らの神エホバのおこなひたまふ所
 九 の事を目に視たり。エホバまた汝が往てこの諸の國にも斯のことを行ひたまはんと。汝これを懼る。勿
 十 れ汝らの神エホバ汝らのために戦ひたまはんと。○當時われエホバに求めて言り。主エホバよ汝ハ
 十一 汝の大なる事と汝の強き手を僕に見すことを始めたまへり。天にても地にても何の神か能なんちの如
 十二 き事業を爲し汝のこき能力を有んや。願くハ我を忘て涉りゆかしめヨルダンの彼旁なる美地美山
 十三 およびレバノンを見んことを得させたまへ。然るにエホバなんちらの故をもて我を怒り我に聽こと
 十四 を爲たまはす。エホバすなわち我に言たまひける。既に足りこの事を重て我に言なかれ。汝ビスガの
 十五 嶺のほり目を舉て西北南東を望み汝の目をもて其地を觀よ。汝ハヨルダンを濟ることを得ざるべし
 十六 れ。汝ハヨシユアに命じて之を堅うせよ。其の民を率ゐて涉りゆき之に汝が見る
 十七 ところの地を獲さする者ハ彼なればなり。と。かくて我らハベテオアルに對する谷に居る
 十八 **第四章** 今イスラエルよ我が汝らに教ふる法度と律法を聽てこれを行へ。然せば汝らハ生ることを得
 十九 汝らの先祖の神エホバの汝らに賜ふ地にいりて之を産業となすを得べし。我が汝らに命する言ハ汝
 二十 らこれを増しまた減すべからず。我が汝らに命する汝らの神エホバの命令を守るべし。汝らハエホ
 二十一 バがバアルメオールの事によりて行ひたまひし所を目に視たり。即ちバアルメオールの従がひたる人々ハ

汝の神エホバことごとく之を汝らの中間より滅し去たまひしが 汝らの神エホバに附て離れざりし
 汝等のみを今日までも生ながら居るなり 我のわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律
 法を汝らに教へ汝らをしての往て獲どころの地において之を行はしめんとせり 然るに汝ら之を守
 り行ふべし然する事ハ國々の民の目の前において汝らの智慧たり汝らの智識たるなり彼らこの諸の
 法度を聞いて言んこの大なる國人ハ必ず智慧あり知識ある民なりと せわれらの神エホバハ我らがこれ
 に顧もどむるに常に我らに近く在すなり何の國人カ斯のごとく大にして神これに近く在すや また
 何の國人カ斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立ること一切の律法の如き正しき法度と律法と
 を有るや 汝深く自ら慎み汝の心を善く守れ恐く汝の目に視たる事を忘れん恐く汝らの生存
 らふる日の中に其等の事汝の心を離れん 汝らの事を汝の子孫に教へよ 汝がホレブにおい
 て汝の神エホバの前に立る日にエホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聽
 るめ之を是ての世に存らふる日の間我を畏ることを學ばせまたその子女を教ふることを爲すめ
 んとすと 是はにおいて汝らハ前よりより山の麓に立ちけるが山ハ火にて焼てるの餘は中天に沖り暗
 くして雲あり黒雲深かりき 時にエホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らハ言詞の聲を聞る而
 已て聲の外は何の像をも見ざりし 且エホバ言はち其契約を汝らに述べて汝らに之を守れと命じた
 まへり是すはち十誡にしてエホバこれを二枚の石の板に書したまふ 昔かの時にエホバ我に命じて
 汝らに法度と律法を教へるめたまへり是汝らにの往て獲どころの地にて之を爲すめんとてなりき
 且ホレブにおいてエホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり 然るに汝
 ら深く自ら慎み 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ物の像ハ男の形にもあれ女の形にも
 あれ凡て造るなかれ 即ち地の上を諸の獸の像空に飛ぶ諸の鳥の像大地に匍ふもの物の
 像地の下の水の中に居る諸の魚の像を凡て造る勿れ 汝目をあけて天を望み日月星辰を凡て天

申命記 第四章 1-19
 1 汝の神エホバことごとく之を汝らの中間より滅し去たまひしが 汝らの神エホバに附て離れざりし
 2 汝等のみを今日までも生ながら居るなり 我のわが神エホバの我に命じたまひし如くに法度と律
 3 法を汝らに教へ汝らをしての往て獲どころの地において之を行はしめんとせり 然るに汝ら之を守
 4 り行ふべし然する事ハ國々の民の目の前において汝らの智慧たり汝らの智識たるなり彼らこの諸の
 5 法度を聞いて言んこの大なる國人ハ必ず智慧あり知識ある民なりと せわれらの神エホバハ我らがこれ
 6 に顧もどむるに常に我らに近く在すなり何の國人カ斯のごとく大にして神これに近く在すや また
 7 何の國人カ斯のごとく大にして今日我が汝らの前に立ること一切の律法の如き正しき法度と律法と
 8 を有るや 汝深く自ら慎み汝の心を善く守れ恐く汝の目に視たる事を忘れん恐く汝らの生存
 9 らふる日の中に其等の事汝の心を離れん 汝らの事を汝の子孫に教へよ 汝がホレブにおい
 10 て汝の神エホバの前に立る日にエホバわれに言たまひけらく我ために民を集めよ我これに吾言を聽
 11 るめ之を是ての世に存らふる日の間我を畏ることを學ばせまたその子女を教ふることを爲すめ
 12 んとすと 是はにおいて汝らハ前よりより山の麓に立ちけるが山ハ火にて焼てるの餘は中天に沖り暗
 13 くして雲あり黒雲深かりき 時にエホバ火の中より汝らに言ひたまひしが汝らハ言詞の聲を聞る而
 14 已て聲の外は何の像をも見ざりし 且エホバ言はち其契約を汝らに述べて汝らに之を守れと命じた
 15 まへり是すはち十誡にしてエホバこれを二枚の石の板に書したまふ 昔かの時にエホバ我に命じて
 16 汝らに法度と律法を教へるめたまへり是汝らにの往て獲どころの地にて之を爲すめんとてなりき
 17 且ホレブにおいてエホバ火の中より汝らに言ひたまひし日には汝ら何の像をも見ざりしなり 然るに汝
 18 ら深く自ら慎み 道をあやまりて自己のために偶像を刻む勿れ物の像ハ男の形にもあれ女の形にも
 19 あれ凡て造るなかれ 即ち地の上を諸の獸の像空に飛ぶ諸の鳥の像大地に匍ふもの物の像地の下の水の中に居る諸の魚の像を凡て造る勿れ 汝目をあけて天を望み日月星辰を凡て天

の衆群を視誘はれてこれを拜ふ之に事ふる勿れ是は汝の神エホバが天下の萬國の人々に分ちたま
 ひし者なり 且エホバ汝らを取り汝らを鉄の爐の中すなはちエジプトより導きいたして自己の産業の
 民となしたまへること今日のごとし 然るにエホバなんちらの故によりて我を怒り我はヨルダンを
 濟りゆくことを得ずまた汝の神エホバが汝の産業に賜ひしうの美地に入ることを得ずと誓ひたまへり
 三我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんちらは濟りゆきて之を獲て
 産業となすことを得ん 且汝ら自ら慎み汝らの神エホバが汝らに立たたまひし契約を忘れて汝の神エホ
 バの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲なかれ 汝の神エホバは燬盡す火嫉妬神なり ○
 汝ら子を擧げ孫を得ての地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など凡て物の像を刻み
 汝の神エホバの惡と觀たまふ事をなしての震怒を惹おこすことあらば 我今日天と地を呼て證と
 なす汝らはかならずのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡せん 汝らはの上は汝ら
 の日を永うする能はず必ず滅びうせん 且エホバなんちらを國々に散したまふべしエホバの汝らを逐
 やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はうの數寡ならん 其處にて汝らは人の手の作なる見ことも
 聞ことも食ふことも嗅ぐこともなき木や石の神々に事へん 但しまた其處にて汝らの神エホバを求む
 るあらんに若し心をつくし精神を盡してこれを求めなば之に遇ん 事後の日にいたりて汝艱難にあひ
 て此もろくの事の汝に臨まん時に汝もしうの神エホバにたち歸りての言に忘れたがは 且汝の神
 エホバは慈悲ある神なれば汝を棄す汝を滅さすまた汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れたまはざるべ
 し 三試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造りたまひし日より已來天の此極より彼極まで
 に曾て斯のごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事ありしや 曾て人神が火の中より言
 ふ聲を汝らが聞ることくに聞て尙生る者ありしや 且汝らの神エホバがエジプトにおいて汝らの目の
 前にて汝らの爲に諸の事を爲たまひし如く曾て試探と徴証と奇蹟と戰爭と強き手と伸たる腕と大な

申命記 第四章 1-19
 1 の衆群を視誘はれてこれを拜ふ之に事ふる勿れ是は汝の神エホバが天下の萬國の人々に分ちたま
 2 ひし者なり 且エホバ汝らを取り汝らを鉄の爐の中すなはちエジプトより導きいたして自己の産業の
 3 民となしたまへること今日のごとし 然るにエホバなんちらの故によりて我を怒り我はヨルダンを
 4 濟りゆくことを得ずまた汝の神エホバが汝の産業に賜ひしうの美地に入ることを得ずと誓ひたまへり
 5 三我はこの地に死ざるを得ず我はヨルダンを濟りゆくことあたはずなんちらは濟りゆきて之を獲て
 6 産業となすことを得ん 且汝ら自ら慎み汝らの神エホバが汝らに立たたまひし契約を忘れて汝の神エホ
 7 バの禁じたまふ偶像など凡て物の像を刻むことを爲なかれ 汝の神エホバは燬盡す火嫉妬神なり ○
 8 汝ら子を擧げ孫を得ての地に長く居におよびて若し道をあやまりて偶像など凡て物の像を刻み
 9 汝の神エホバの惡と觀たまふ事をなしての震怒を惹おこすことあらば 我今日天と地を呼て證と
 10 なす汝らはかならずのヨルダンを濟りゆきて獲たる地より速かに滅亡せん 汝らはの上は汝ら
 11 の日を永うする能はず必ず滅びうせん 且エホバなんちらを國々に散したまふべしエホバの汝らを逐
 12 やりたまふ國々の中に汝らの遺る者はうの數寡ならん 其處にて汝らは人の手の作なる見ことも
 13 聞ことも食ふことも嗅ぐこともなき木や石の神々に事へん 但しまた其處にて汝らの神エホバを求む
 14 るあらんに若し心をつくし精神を盡してこれを求めなば之に遇ん 事後の日にいたりて汝艱難にあひ
 15 て此もろくの事の汝に臨まん時に汝もしうの神エホバにたち歸りての言に忘れたがは 且汝の神
 16 エホバは慈悲ある神なれば汝を棄す汝を滅さすまた汝の先祖に誓ひたりし契約を忘れたまはざるべ
 17 し 三試に問へ汝の前に過さりし日神が地の上に人を造りたまひし日より已來天の此極より彼極まで
 18 に曾て斯のごとき大なる事ありしや是のごとき事の聞えたる事ありしや 曾て人神が火の中より言
 19 ぶ聲を汝らが聞ることくに聞て尙生る者ありしや 且汝らの神エホバがエジプトにおいて汝らの目の
 前にて汝らの爲に諸の事を爲たまひし如く曾て試探と徴証と奇蹟と戰爭と強き手と伸たる腕と大な

る恐嚇をもて來りこの民をかの民の中より領いたさんとせし神ありしや。汝にこの事を示さしハエ
 ホバはすなわち神にしてろの外に有ることなしと汝に知せめんがためなりき。汝を教へんためにエ
 ホバ天より汝に聲を聞え地に於てはまたろの大なる火を汝に示したまへり即ち汝の言の火の
 中より出るを聞きエホバ汝の先祖等を愛したまひしが故にろの後の子孫を選び大なる能力をもて
 親ら汝をエジプトより導き出したまひ。汝よりも大にして強き國々の民を汝の前より逐はらひ汝を
 ろの地に導きいりて之を汝の産業に與へんとしたまふこと今日のごとくなり。然らば汝今日知て心に
 思念べし上の天下の地においてエホバの神にいましるの外に神有ること無し。今日わが汝に命する
 エホバの法度と命令を守るべし然せば汝と汝の子孫の神エホバの汝にたまふ地において
 て汝の日の永くすることを得て疆なからん。○斯てモーセヨルダンの此旁日の出る方において
 三を別てり。是素より怨なきに誤りて人を殺せる者をして其處に逃れしむる爲なり其邑の一に逃る
 る時ろの人生命を全うするを得べし。即ちは一の曠野の内の平野にあるベセル是ハルベン人のた
 めなり一ハギンアデのラモテ是ハガド人のためなり一ハパシヤンのゴラン是ハマナセ人のためなり
 ○モモーセがイスラエルの子孫の前に示さし律法は是なり。イスラエルの子孫のエジプトより出た
 る後モーセこの誠命と法度と律法を之に述たり。即ちヨルダンの此旁なるアモリ人の王シホンの地
 にありベテベオルに對する谷に於て之を述たりシホンの王シホンの住をりしがモーセとイスラエル
 の子孫エジプトより出きたりし後これを撃ほろぼして之が地を獲またパシヤンの王オグの地を獲
 たり彼ら二人ハアモリ人の王にしてヨルダンの此旁日の出る方に居り。ろの獲たる地ハアルノン河
 の邊なるアロエルよりヘルモンといふシオン山にいたり。此旁ヨルダンの此旁すなわちろの東の方なる
 アアラの全部を括てアラバの鹽海に達しピスガの麓におよべり。

るところの法度と律法とを聞きこれを學びこれを守りて行へよ。我らの神エホバに於て我ら
 と契約を結びたまへり。この契約ハエホバわれらの先祖等と結びしして我ら今日此に生存へる
 者と結びたまへり。エホバ山に於て火の中より汝らと面をあはせて言ひたまひしが。ろの時我ハエ
 ホバと汝らの間にたちてエホバの言を汝らに傳へたり。汝ら火に懼れて山にのほり得ざりければなり
 六エホバすなわち言たまひけらく我ハ汝の神エホバ汝をエジプトの地ろの奴隸たる家より導き出せ
 し者なり。汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず。汝自己のために何の偶像をも彫むべか
 らず又上の天にある者下の地にある者ならびに地の下の水の中にある者何の形状をも作るべから
 ず。之を拜むべからず之に事ふべからず我エホバ汝の神ハ嫉む神なれば我を惡む者にむかひてハ父
 の罪を子に報いて三四代におよほし。我を愛しわが誠命を守る者にハ恩恵を施して千代にいたるな
 り。汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバハ己の名を妄に口にあぐる者を罰せざらば
 さるべし。主安息日を守りて之を聖潔すること汝の神エホバの汝に命せしことくすべし。六日のあひ
 た勞きて汝の一切の業を爲べし。七日ハ汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲べからず。汝も汝
 の男子女子も汝の僕婢も汝の牛驢馬も汝の諸の家畜も汝の門の中にをる他國の人も然り。斯なんち僕
 婢をして汝とおなじく息ましむべし。主汝誌ゆべし。汝かつてエジプトの地に奴隸たりしに汝の神エホ
 バ強き手と伸べたる腕をもて其處より汝を導き出したまへり。是をもて汝の神エホバなんちに安息
 日を守れと命じたまふなり。主汝の神エホバの汝に命じたまふことく汝の父母を敬へ。是汝の神エホバ
 の汝に賜ふ地において汝の日の長からんため。汝に祥のあらんためなり。七汝殺す勿れ。大汝姦淫する勿
 れ。大汝盜むなかれ。手汝の鄰に對して虚妄の証據をたつる勿れ。三汝ろの隣人の妻を食るなかれ。また
 隣人の家田野、儀婢、牛、驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を食るなかれ。三是等の言をエホバ山に
 おいて火の中雲の中黒雲の中より大なる聲をもて汝らの全會衆に告たまひしが。此外にハ言ことを爲

ヘブライ語の原文と和訳の対照表。ヘブライ語は右側に、和訳は左側に記されている。

又エホバ今日のごとく我らを守りて生命を保たしめんとてなりき。我らもしるの命せられたるごとく此一切の誡命を我らの神エホバの前に謹んで守らば是れわれらの義となるべしと。
一 汝の神エホバが往て獲べきところの地に汝を導きいり多の國々の民へテ人ギルガシ人アモリ人カナナン人ベリシ人ヒビ人エブス人など汝よりも數多くして力ある七の民を汝の前より逐ら

ヘブライ語の原文と和訳の対照表。ヘブライ語は右側に、和訳は左側に記されている。

先祖等に誓たりし地において汝の兒女をめぐみ汝の地の産物、穀物、酒、油等を殖し汝の牛の産物の羊の産を増たまふべし。汝の恵まるところに萬の民に愈らん。汝らの中および汝らの家畜の中には男も女も子なき者無るべし。エホバまた諸の疾病を汝の身より除きたまひ。汝らが知る彼のエジプトの悪き病を汝の身に臨ましめず。但汝を惡む者に之を臨ませたまふべし。汝の神エホバの汝に付したまはんところの民をことごとく滅しつくすべし。彼らを憫み見べからず。また彼らの神に事ふべからず。その事汝の害となればなり。汝は是らの民に我よりも衆ければ我いかぞか之を逐はらふことを得んと心に謂ふか。汝かれらを懼るゝなかれ汝の神エホバがバロとエジプトに爲たまひしところの事を善く憶えよ。即ち汝が眼に見たる大なる試煉と徴證と奇蹟と強き手と伸たる腕とを憶えよ。汝の神エホバこれをもて汝を導き出したまへり。是のごとく汝の神エホバまた汝が懼るゝ一切の民に爲たまふべし。即ち汝の神エホバ黃蜂を彼らの中に遣りて終に彼らの遺れる者と汝の面を避て匿れたる者を滅したまはん。汝かれらを懼るゝ勿れ。其の汝の神エホバ能力ある畏るべき神。汝らの中にいませばなり。汝の神エホバ是等の國人を漸々に汝の前より逐はらひたまはん。汝の急速に彼らを滅しつくす可らず。恐るゝ野の獸殖て汝に逼らん。汝の神エホバかれらを汝に付し大にこれを懼れ慄かしめて終にこれを滅し盡し。彼らの王等を汝の手に付したまはん。汝かれらの名を天が下より削るべし。汝に當ることを得る者なくして汝つひに之を滅ほし盡すに至らん。汝かれらの神の雕像を火にて焚べし之に着せたる銀あるひは金を貪るべからず。之を己に取べからず。恐るゝ汝これに因て害にかゝらん。是の汝の神エホバの憎みたまふ者なれば也。憎むべき物を汝の家に掲へるべからず。恐るゝ汝も其ごとくに誼ある者とならん。汝これを大に忌み痛く嫌ふべし。是の誼ふべき者なればなり。
第八節 一 我が今日なんちに命するところの諸の誡命を汝ら謹んで行ふべし。然せば汝ら生ることを得かつ殖増しエホバの汝の先祖等に誓たまひし地に入てこれを産業となすことを得ん。汝記念べし。汝の

三 申命記八章三節
 四 申命記八章四節
 五 申命記八章五節
 六 申命記八章六節
 七 申命記八章七節
 八 申命記八章八節
 九 申命記八章九節
 十 申命記八章十節
 十一 申命記八章十一節
 十二 申命記八章十二節
 十三 申命記八章十三節
 十四 申命記八章十四節
 十五 申命記八章十五節
 十六 申命記八章十六節
 十七 申命記八章十七節
 十八 申命記八章十八節
 十九 申命記八章十九節
 二十 申命記八章二十節

神エホバこの四十間の汝をして曠野の路に歩まめたまへり是汝を苦しめて汝を試験み汝の心の如何なるか汝がうの誠命を守るや否やを知らためなりき即ち汝を苦しめ汝を飢しめまた汝も知す汝の先祖等も知さるところのマナを汝らに食はせたまへり是人ハパン而已にて生る者にあらず人ハエホバの口より出る言によりて生る者なりと汝に知しめんが爲なり此の四十間のあひた汝の衣服は古びて朽す汝の足の腫ざりし汝また心に念ふべし人の子の懲戒ごとく汝の神エホバも汝を懲戒たまふなり汝の神エホバの誠命を守りうの道にあゆみてこれを畏るべし汝の神エホバ汝をして美地に到らしめたまふ是ハ谷にも山にも水の流あり泉あり瀦水ある地ハ小麦、大麥、葡萄、無花果、および石榴ある地油橄欖および蜜のある地汝の食ふ食物に缺るところなく汝は何も乏しきところあらざる地なりうの地の石ハすなわち鐵の山よりは銅を掘とるべし汝は食ひて飽き汝の神エホバにうの美地を己にたまひし事を謝すべし汝わが今日なんちに命するエホバの誠命と律法と法度とを守らずして汝の神エホバを忘るゝにいたらざるやう慎めよ汝食ひて飽き美しき家を建て住ふに至りまた汝の牛羊増し汝の金銀増し汝の所有みな殖増にいたらん時に恐くは汝心に驕りて汝の神エホバを忘れんエホバの汝をエジプトの地奴隸たる家より導き出し汝をみちびきて彼の大にして畏るべき曠野すかはち蛇、火の蛇、蝎などありて水あらざる乾ける地を通り汝らのために堅き磐の中より水を出し汝の先祖等の知さるマナを曠野にて汝に食せたまへり是みな汝を苦しめ汝を試みて終に福祉を汝にたまはんとてなりき汝我力どわが手の働作によりて我この資財を得たりと心に謂なかれ汝の神エホバを憶えよ其ハエホバ汝に資財を得の力をたまふなればなり斯したまふ汝の先祖等に誓し契約を今日の如く行はんとてなり汝もし汝の神エホバを忘れ果て他の神々に従がひ之に事へこれを拜むことを爲す我今日汝らに証をなす汝らハかならず滅亡ん申すエホバの汝らの前に滅はしたまひし國々の民のこどく汝らも滅亡べし是なんちらの神エホバの聲に汝

一 申命記八章一節
 二 申命記八章二節
 三 申命記八章三節
 四 申命記八章四節
 五 申命記八章五節
 六 申命記八章六節
 七 申命記八章七節
 八 申命記八章八節
 九 申命記八章九節
 十 申命記八章十節
 十一 申命記八章十一節
 十二 申命記八章十二節
 十三 申命記八章十三節
 十四 申命記八章十四節
 十五 申命記八章十五節
 十六 申命記八章十六節
 十七 申命記八章十七節
 十八 申命記八章十八節
 十九 申命記八章十九節
 二十 申命記八章二十節

らしたのがのさればなり
 爾等第一イスラエルよ聽け汝ハ今日ヨルダンを濟りゆき汝よりも大にして強き國々に入てこれを取んとす、うの邑々の大にして石垣の天に達りニうの民ハ汝が知るところのアナクの子孫にして大くかつ身長たかし汝また人の言を聞き云く誰かアナクの子孫の前に立ことを得んといふ汝今日知る汝の神エホバの燬つくす火にましまして汝の前に進みたまふとエホバかならず彼らを滅ぼし彼らを汝の前に攻伏たまはんエホバの汝に言たまひし如く汝かれらを逐はらひ速かに彼らを滅ぼすべし汝の神エホバ汝の前より彼らを逐はらひたまはん後に汝心に言なれ云く我が義がためにエホバ我をこの地に導きいりてこれを獲させたまへりと、うはこの國々の民の惡きがためにエホバこれを汝の前より逐はらひたまふなり汝の往てうの地を獲ハ汝の義きによるにあらず又汝の心の直によるに非すこの國々の民の惡きが故に汝の神エホバこれを汝の前より逐はらひたまふなりエホバの斯したまふハまた汝の先祖アブラハムイサクヤコブに誓たりし言を行はんとてなり汝知る汝の神エホバの汝に此美地を與へて獲させたまふは汝の義きによるに非す汝は項の強き民なればなり汝曠野に於て汝の神エホバを怒せし事を憶えて忘るゝ勿れ汝らはエジプトの地を出し日より此處にいたる日まで常にエホバに忪れりハホレブにおいて汝らエホバを怒せられたバエホバ汝らを怒りて汝らを滅ぼさんとたまへり九かの時われ石の板すなわちエホバの汝らに立たまへる契約を載る石の板を受んとて山に上り四十日四十夜山に居りパンも食す水も飲ざりきエホバわれに神の指をもて書したる文字ある石の板二枚を授けたまへりうの上には集會の日にエホバが山において火の中より汝らに告たまひし言をことごとく載すすなわち四十日四十夜過し時エホバ我にうの契約を載る板なる石の板二枚を授けし而してエホバ我に言たまひけるは汝起あがりて速かに此より下れ汝がエジプトより導き出さし民の惡き事を行ふなり彼らハ早くもわが彼らに命せし道を離れて自己のために偶像を鑄

造れりとエホバまた我に言たまひけるハ我この民を觀たり視よ是は項の強き民なり我を阻むるなかれ我かれらを滅ぼしうの名を天が下より抹さり汝をして彼らよりも強くまた大なる民とならしむべし是に於て我身をめぐらして山を下りけるが山は火にて燒る又うの契約の板二枚ハわが兩の手にありエホバ我觀しに汝らハうの神エホバにむかひて罪を犯し自己のために贖を鑄造りて早くもエホバの汝らに命じたまひし道を離れたりしかバ我うの二枚の板をとりてわが兩の手よりこれを擲ち汝らの目の前にこれを碎り大にして我は前のごとく四十日四十夜エホバの前に伏て居りパンも食す水も飲ざりきは汝らエホバの目の前に惡き事をおこなひ之を怒せて大に罪を獲たればなりエホバ忿怒を發し憤恨をおこし汝らを怒りて滅ぼさんと志たまひしかは我懼れたりしが此度もまたエホバ我に聽たまへりエホバまた痛くアロンを怒りてこれを滅さんとしたまひしかは我うの時またアロンのために祈れり三斯て我かんちらが作りて罪を犯さし贖を取り火をもて之を燒きこれを搗きこれを善く打碎きて細き塵となしうの塵を山より流れ下るところの溪流に投棄たり汝らはタペラマツサおよびギブプロテハツタツにおいてもまたエホバを怒らせたりエホバカデシバルチアより汝らを遣さんとせし時言たまひけるハ汝ら上りゆきて我がなんちらに與ふる地を獲て産業とせよと然るに汝らハうの神エホバの命に悖り之を信せずまたうの言を聽ざりき我が汝らを識し日より以來汝らハ常にエホバに悖りしなりエホバの時エホバ汝らを滅さんと言たまひしに因て我最初に伏たる如く四十日四十夜エホバの前に伏しエホバに祈りて言けるハ主エホバよ汝うの大なる權能をもて贖ひ強き手をもてエジプトより導き出さし汝の民汝の産業を滅したまふ勿れ汝の僕アブラハムイサクヤコブを念たまへ此民の剛愎と惡と罪とを鑿みたまふ勿れ汝は恐くは汝が我らを導き出したまひし國の人言んエホバうの約せし地にかれらを導きいれる能はざるに因りまた彼らを惡むに因て彼らを導き出して曠野に鞭せりと三朔かれらは汝の民汝の産業にして汝が強き能力をもち腕を伸

て導き出したまひし者なり
 一 かの時エホバ我に言たまひけるハ汝石の板二枚を前のごとくに研て作りまた木の匱一箇を作りて山に登り來れニ汝が碎きしかの前の板に載たる言を我うの板に書さん汝これをうの匱に藏むべし我すなハち合歡木をもて匱一箇を作りまた石の板二枚を前のごとくに研て作りうの板二枚を手に執て山に登りしかバエホバかの集會の日山において火の中より汝らに告たるうの十誡を前に書したるごどくうの板に書し而してエホバこれを我に授けたまへり是に於て我身を轉らして山より下りうの板を我が造りしかの匱に藏めたり今なほうの中にありエホバの我に命じたまへる如しハ斯てイスラエルの子孫ハヤカン人の井より出たちてモセラにいたれりアロン其處に死て其處に葬られるの子エレアザルこれに代りて祭司となれりまた其處より出たちてゲデオダにいたりゲデオダより出たちてヨテバにいたれりこの地にハ水の流多かりきハかの時エホバレビの支派を區分てエホバの契約の匱を昇しめエホバの前に立てこれに事へしめ又エホバの名をもて祝することを爲せたまへり其事今日にいたる是をもてレビハうの兄弟等の中に分なくまた産業なし惟エホバうの産業たり汝の神エホバの彼に言たまへる如しハ我ハ前の日數のごとく四十日四十夜山に居しがエホバうの時にまた我に聽たまへりエホバ汝を滅すことを好みたまひざりきエホバ我に言たまひけるハ汝起あがり民に先たちて進み行き彼らをして我が之に與へんとうの先祖に誓ひたる地に入てこれを獲せしめよエホバ今汝の神エホバの汝に要めたまふ事何ぞや惟是のみ即ち汝がうの神エホバを畏れうの一切の道に歩み之を愛し心を盡し精神を盡して汝の神エホバに事へよ又我が今日汝らに命するエホバの誠命と法度とを守りて身に福祉を得るの事のみ夫天と諸天の天および地どうの中にある者ハ皆汝の神エホバに屬す然るにエホバたゞ汝の先祖等を悦びて之を愛しうの後の子孫たる汝らを萬の民の中より選びたまへり今日のごとし然バ汝ら心に割禮を行へ重て項を

五 強くする勿れ 七 汝の神エホバの神の主大にしてかつ権能ある畏るべき神にましまし人を偏り
 六 視すまた賄賂を受す 大孤兒と寡婦のために審判を行ひまた旅客を愛してこれに食物と衣服を與へた
 七 まふ 汝ら旅客を愛すべし其の汝らもエジプトの國に旅客たりし事あればなり 三 汝の神エホバを畏
 八 れ之に事へこれに附従がひろの名を指て誓ふことをすべし 三 彼の汝の讚べき者また汝の神にして汝
 九 が目に見たる此等の大なる畏るべき事業をなしたまへり 三 汝の先祖等ハ僅か七十人にてエジプトに
 一〇 下りたりしに今汝の神エホバ汝をして天空の星のごとくに多くならしめたまへり

第十 一 然バ汝の神エホバを愛し常にその職守と法度と律法と誠命とを守るべし 二 汝らの子女ハ
 知すまた見されバ我これに言す惟汝らに言ふ汝らハ今日すて汝らの神エホバの懲戒ごとの大なる
 事ごとの強き手ごとの伸たる腕ごとの知り 三 またそのエジプトの中においてエジプト王パロごとの全
 國にむかひておこなひたまひし徴証と行爲ごとの知り 四 またエホバがエジプトの軍勢ごとの馬ごとの
 車ごとの爲たまひし事すなはち彼らが汝らの後を追きたれる時に紅海の水を彼らの上に覆ひかゝらし
 め之を滅ぼして今日までその跡方ならしめし事を知り 五 また此處にいたるまで曠野に於て汝らに
 爲たまひし事等を知り 六 またそのルベンの子孫なるエリアブの子等ダタンとアビラムに爲たまひし
 事すなはちイスラエルの全家の眞中において地うの口を啓きて彼らごとの家族ごとの天幕ごとの足
 下に立つ者ごとの吞つくおし事を知り 七 即ち汝らハエホバの行ひたまひし此諸の大なる作爲を目に
 觀たり 八 然バ汝ら我今日汝らに命する誠命を盡く守るべし然せば汝らハ強くなり汝らが濟りゆきて
 獲んとする地にいりて之を獲ごとの得 九 またエホバが汝らと汝らの後の子孫にあたへんと汝らの先
 祖等に誓たまひし地乳と蜜ごとの流るる國において汝らの日を長うすることを得ん 十 汝らが進みいり
 て獲んとする地は汝らが出来りしエジプトの地のごとくならず彼處にては汝ら種を播き足をもて之
 に灌漑けりうの狀蔬菜園に於けるが如し 十一 然バ汝らが濟りゆきて獲ごとの得 十二 汝らハ山と谷の多き地に

十二 して天よりの雨水を吸ふなり 十三 汝の神エホバの難みたまふ者にあて年ごとの始より年の終まで
 汝の神エホバの日常にうの上在り 十四 汝らも我今日なんちらに命する吾命令を善守りて汝らの神
 十五 エホバを愛し心を盡し精神を盡して之に事へなバ 十六 我なんちらの地の雨を秋の雨春の雨ごとも時に
 十六 隨ひて降り汝らを忘るる穀物を取入しめ且酒と油を獲せよ 十七 また汝の家畜のために野に草を生
 十七 せしむべし汝ハ食ひて飽ん 十八 汝ら自ら慎むべし心迷ひ翻へりて他の神々に事へこれ拜む勿れ 十九 恐
 十九 くハエホバ汝らにむかひて怒を發して天を閉たまひ雨ふらず地物を生せずなりて汝らうのエホバに
 二十 賜れる美地より速かに滅亡るに至らん 二十一 汝らは是等の我言を汝らの心と魂ごとの中に藏めまた之を汝ら
 二十一 の手に結びて徴となし汝らの目の間におきて誌となし 二十二 之をなんちらの子等に教へ家に坐する時
 二十二 路を歩む時寝る時も興る時もこれを語り 二十三 また汝の家と汝の門に之を書記べし 二十四 然せばエホ
 二十三 バが汝らの先祖等に與へんと誓ひたまひし地に汝らのをる日および汝らの子等のをる日ハ數多くし
 二十四 て天の地を覆ふ日の久きが如くならん 二十五 汝らもし我が汝らに命する此一切の誠命を善く守りてこれ
 二十五 を行ひ汝等の神エホバを愛しうの一切の道に歩み之に附従がハ 二十六 エホバこの國々の民をことごとく
 二十六 く汝らの前より逐はらひたまはん 二十七 而して汝らハ己よりも大にして能力ある國々を獲にいたるべし 二
 二十七 八 凡る汝らが足の跡にて踏む處ハ皆汝らの有とならん 即ち汝らの境界ハ曠野よりレバノンに亘りまた
 二十八 ユフラテ河といふ河より西の海に亘るべし 二十九 汝らの前に立ごとの得る人あらじ 汝らの神エホバ汝ら
 二十九 が踏むところの地の人々を忘て汝らを怖ち汝らを畏れなまふこと其嘗て汝らに言たまひし如
 三十 くからん 三十 祝よ我今日汝らの前に祝福と呪詛とを置く 三十一 汝らもし我が今日なんちらに命する汝らの
 三十 神エホバの誠命に遵はす祝福を得ん 三十二 汝らもし汝らの神エホバの誠命に遵はず翻へりて我が今日な
 三十一 んちらに命する道を離れ素知ざりし他の神々に從がひなバ 三十三 呪詛を蒙らん 三十四 汝の神エホバ汝が往て獲
 三十二 んとする地に汝を導きいりたまふ時ハ汝グリム山に祝福を置きエバル山に呪詛をおくべし 三十五 此の

二山ハヨルダンの彼旁アラバに住るカナン人の地において日の出る方の道の後にありギルガルに對ひてモレの橡樹と相去ること遠らざるにあらすやニ汝らはヨルダンを濟り汝らの神エホバの汝らに賜ふ地に進みいりて之を獲んとす必ずこれを獲て其處に住くことを得ん 然らば我が今日なんぢらに授くるどころの法度と律法を汝らことごとく守りて行ふべし

第十七章 一是ハ汝の先祖等の神エホバの汝に與へて獲させたまふところの地において汝らが世に生存ふる日の間常に守り行ふべき法度と律法となりニ汝らが逐はらふ國々の民がうの神々に事へし處ハ山にある者も岡にある者も青樹の下にある者もみな之を盡く毀ちニうの壇を毀ちうの柱を碎きうのアンラ像を火にて焼きたるの神々の雕像を砍倒して之が名をうの處より絶去べし 但し汝らの神エホバには汝ら是のことく爲べからすニ汝らの神エホバがうの名を置んとて汝らの支派の中より擇びたまふ處なるエホバの住居を汝ら尋ね求めて其處にいたりニ汝らの燔祭と犠牲汝らの什一と汝らの手の舉祭汝らの願還と自意の禮物および汝らの牛羊の首出等を汝ら其處に携へ詣りニ其處にて汝らの神エホバの前に食をなし又汝らと汝らの家族皆うの手を勞して獲たる物をもて快樂を取べし 是なんぢの神エホバの祝福によりて獲たるものなればなりニ汝ら彼處にてハ我が今日此に爲ること各々うの目に善と見どころを爲べからすニ汝らハ尙いまた汝らの神エホバの賜ふ安息と産業にいたらざるなり 然らば汝らヨルダンを渡り汝らの神エホバの汝らに與へて獲させたまふ地に住にいたらん時またエホバ汝らの周圍の敵を除き汝らに安息を賜ひて汝等安泰に住ふにいたらん時ニ汝らの神エホバの汝らの名を置ん爲に一の處を擇びたまはん汝ら其處に我が命する物を都て携へゆくべし即ち汝らの燔祭と犠牲と汝らの什一と汝らの手の舉祭および汝らがエホバに誓願をたてて獻んと誓ひし一切の佳物とを携へいたるべしニ汝らハ汝らの男子女子奴婢とも汝らの神エホバの前に樂むべしまた汝らの門の内をるレビ人も然すべし其ハ是ハ汝らの中間に分なく産業なき者なればなり

17:1
17:2
17:3
17:4
17:5
17:6
17:7
17:8
17:9
17:10
17:11
17:12
17:13
17:14
17:15
17:16
17:17
17:18
17:19
17:20
17:21
17:22
17:23
17:24
17:25
17:26
17:27
17:28
17:29
17:30
17:31
17:32
17:33
17:34
17:35
17:36
17:37
17:38
17:39
17:40

汝は慎み凡て汝が自ら擇ぶ處にて燔祭を獻ることをする勿れニ唯汝らの支派の内のエホバの選びたまはんうの處に於て汝燔祭を獻けまた我が汝に命する一切の事を爲べしニ彼處にてハ汝の神エホバの汝にたまふ祝福に循ひて汝の心に好む畜獸を汝の門の内に殺してうの肉を食ふことを得即ち汚れたる人も潔き人もこれを食ふを得ること 羚羊と牡鹿に於るが如し 但しうの血ハ食ふべからず水のこどくにこれを地に灌ぐべし 汝の穀物と酒と油の什一および汝の牛羊の首出をらびに汝が立し誓願を還すための禮物と汝の自意の禮物および汝の手の舉祭の品ハ汝これを汝の門の内に食ふべからす 大汝の神エホバの選びたまふ處において汝の神エホバの前に汝これを食ふべし 即ち汝の男子女子奴婢および汝の門の内をるレビ人も之を食ひ 汝の手を勞して獲たる一切の物をもて汝の神エホバの前に快樂を取べし 汝は慎み汝が世に生存ふる日の間レビ人を棄る勿れ 汝の神エホバに言しことくに汝の境界を廣くしたまふに及び汝心に肉を食ふことを欲して言ん我肉を食はんと然る時ハ汝すべてうの心に好む肉を食ふことを得べし 三もし汝の神エホバのうの名を置んとて擇びたまへる處汝と離ること遠からば我が汝に命せし如く汝の神エホバに賜はれる牛羊を宰り汝の門の内にて凡てうの心に好む者を食ふべし 三牡鹿と羚羊を食ふがごとく 汝これを食ふことを得汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふことを得るなり 三唯堅く慎みてうの血を食はざれば血ハこれが生命なり 汝の生命を肉とも食ふべからす 三汝これを食ふ勿れ 水のことくにこれを地に灌ぐべし 三汝血を食はざれば汝もし斯エホバの善と觀たまふ事を爲ば汝の身と汝の後の子孫とに福祉あらん 三唯汝の獻けたる聖物と誓願の物とハこれをエホバの擇びたまふ處に携へゆくべし 三汝燔祭を獻る時ハうの肉と血を汝の神エホバの壇に供ふべくまた犠牲を獻る時ハうの血を汝の神エホバの壇の上に灌ぎうの肉を食ふべし 三わが汝に命する是等の言を汝聽て守れ 汝かく汝の神エホバの善と觀正と觀たまふ事を爲ば汝と汝の後の子孫に永く福祉あらん 三汝の神エホバが往て逐へらはんとす

12:1
12:2
12:3
12:4
12:5
12:6
12:7
12:8
12:9
12:10
12:11
12:12
12:13
12:14
12:15
12:16
12:17
12:18
12:19
12:20
12:21
12:22
12:23
12:24
12:25
12:26
12:27
12:28
12:29
12:30
12:31
12:32
12:33
12:34
12:35
12:36
12:37
12:38
12:39
12:40

三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

る國々の民を汝の前より絶去たまひて汝つひにその國々を獲てその地に住にいたらん時ハ手汝みづから愼め彼らが汝の前に亡びたる後汝かれらに倣ひて害にかふる勿れまた彼らの神を尋求めこの國々の民ハ如何なる様にてその神々に事へたるか我もその如くにせんと言ふことなれ三汝の神エホバに向ひてハ汝然らず可らず彼らハエホバの忌かつ憎みたまふ諸の事をその神にむかひて爲しうの男子女子をさへ火にて焚てその神々に獻けたり三我が汝らに命するこの一切の言をなんぢら守りて行ふべし汝これを増なかれまた之を減すなかれ

三十一 汝らの中に預言者あるハ夢者興りて徴證と奇蹟を汝に見るニ汝に告て我らハ今より汝と我が是れを識りし他の神々に從がひて之に事へんと言ふことあらんにその徴證または奇蹟これが言ふこと成ともニ汝の預言者または夢者の言に聽たがふ勿れ其は汝等の神エホバ汝らが心を盡し精神を盡して汝らの神エホバを愛するや否やを知らんとて斯なんぢらを試みたまふなればなり四汝らハ汝らの神エホバに從がひて歩み之を畏れその誠命を守りその言に遵ひ之に事へこれに附從がふべしエウの預言者または夢者を殺すべし是ハ彼汝らをして汝らをユジプトの國より導き出し奴隸の家より贖ひ取たる汝らの神エホバに背かせんとし汝の神エホバの汝に歩めと命せし道より汝を誘ひ出さんとして語るに因てなり汝斯して汝の中より惡を除き去べし六汝の母の生る汝の兄弟また汝の男子女子または汝の懷の妻また汝と身命を共にする汝の友潛に汝を誘ひて言あらん汝も汝の先祖等も識りし他の神々に我ら往て事へん七即ち汝の周圍にある國々の神の或ハ汝に近く或ハ汝に遠くして地の此極より地の彼極までに鎮り坐る者に我ら事へんと斯言ふことあるともハ汝これに従ふ勿れ之に聽かかれ之を惜み視る勿れ之を憐むなかれ之を庇ひ匿す勿れ八汝かならず之を殺すべし之を殺すに汝まづ之に手を下し然る後に民みな手を下すべし十彼ハユジプトの國奴隸の家より汝を導き出たまひし汝の神エホバより汝を誘ひ難さんと求めたれば汝石をもて之を擊殺すべし

三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

然せばイスラエルみな聞て懼れ重ねて斯る惡き事を汝らの中に行はざらん三汝等に汝の神エホバの汝に與へて住しめたまへる汝の邑の一に主邪僻なる人々興り我らハ今まで識りし他の神々に往て事へんと言てその邑に住む人を誘ひ惑はしたりと言あらん汝これを尋ね探り善問べし若うの事眞にその言確にして斯る憎むべき事汝らの中に行はれたらば汝かならずその邑に住む者を刃にかけて撃ころしうの邑どうの中居る一切の者およびうの家畜を刃にかけて盡く撃ころすべしまたうの中より獲たる掠取物ハ凡てこれをうの衛に集め火をもてうの邑どうの一切の掠取物をことごとく焚て汝の神エホバに供ふべし是ハ永く荒邱となりて再び建なほさるること無るべきなり七斯汝この詛いれし物を少許も汝の手に附おく勿れ然せばエホバの列しき怒を静め汝に慈悲を加へて汝を憐れみ汝の先祖等に誓ひたごとく汝の數を衆くたまはん八汝もし汝の神エホバの言を聽き我が今日なんぢに命するうの一切の誠命を守り汝の神エホバの善と觀たまふ事を行はざることくなるべし

三十一 汝らハ汝等の神エホバの子等なり汝ら死者のために己が身に傷くべからずまた己が目の間にあたる頂の髪を剃べからずニ其ハ汝ハ汝の神エホバの聖民なればなりエホバは地の面の諸の民の中より汝を選びて己の寶の民となし給へり三汝穢らしき物ハ何をも食ふ勿れ四汝らが食ふべき獸畜は是なり即ち牛、羊、山羊、五 牡鹿、羚羊、小鹿、驢、驘、驘、驘、など六凡て獸畜の中蹄の分れ割て二の蹄を成る反芻獸ハ汝ら之を食ふべし七但し反芻者と蹄の分れたる者の中汝らの食ふべからざる者は是なり即ち駱駝、兎および山鼠是らハ反芻ども蹄わかれば汝らに汚れたる者なり八また豚は蹄わかればも反芻ことをせされば汝らに汚れたる者なり汝らは是等の物の肉を食ふべからずまたうの死體に捫るべからず九水にをる諸の物の中是のどき者を汝ら食ふべし即ち凡て翅と鱗のある者ハ皆汝ら之を食ふべし十凡て翅と鱗のあらざる者ハ汝らこれを食ふべからず是ハ汝ら

汝が凡て爲ところの事に於て汝をめぐみたまふべし○其汝の牛羊の産る初子の皆これを聖別て汝の神エホバに歸せしむべし汝の牛の初子をもちて何の工作をも爲べからず又汝の羊の初子の毛を剪べからず汝の神エホバの選びたまへる處にてエホバの前に汝と汝の家族年々にこれを食ふべし三然るの畜もし疵ある者すなわち跛足盲目なるなど凡て悪き疵ある者なる時汝の神エホバにこれを宰りて獻べからず汝の門の内にこれを食ふべし汚れたる者も潔き者も均くこれを食ふを得ることと牡鹿と羚羊のことし三但し其の血はこれを食ふべからず水のことくこれを地に灌ぐべし

第十六章 汝アビブの月を守り汝の神エホバに對ひて逾越節を行なへ其アビブの月に於て汝の神エホバの間に汝をエジプトより導き出したまひたればなり汝すなわちエホバのその名を置んとて擇びたまふ處にて羊および牛を宰り汝の神エホバの前に逾越節をなすべし三酔いれたるパンを之とも食ふべからず七日の間酔いれぬパン即ち憂患のパンを之とも食ふべし其汝エジプトの國より出る時急ぎて出たればなり斯おこなひて汝の世に生存ふる日の間恒に汝がエジプトの又なんちが初の日の薄暮に宰りたる者の肉を翌朝まで存しおくべからず汝の神エホバの汝に賜ふ汝の門の内に於て逾越の牲畜を宰ることを爲べからず惟汝の神エホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝薄暮の日の入る頃汝がエジプトより出たる時刻に逾越の牲畜を宰るべし而して汝の神エホバの選びたまふ處にて汝これを燂て食ひ朝におよびて汝の天幕に歸り往くべし汝六日の間酔いれぬパンを食ひ第七日に汝の神エホバの前に會を開くべし何の職業をも爲べからず○汝また七日を計ふべし即ち穀物に鎌をいれ初る時よりしての七七日を計へ始むべきなり而して汝の神エホバの前に七週の節筵を行なひ汝の神エホバの汝を祝福たまふ所にしたがひ汝の力に應じてその心に願ふ禮物を獻ぐべし三斯して汝と汝の男子女子僕婢および汝の門の内に居るレビ人ならびに汝

Table with 2 columns: Verse numbers (1-11) and Hebrew text corresponding to the main text on the right.

らの中間に在る實旅と孤子と寡婦みなともに汝の神エホバのその名を置んとて選びたまふ處にて汝の神エホバの前に樂むべし○汝の昔エジプトに奴隸たりしことを誌し是等の法度を守り行ふべし○汝禾場と榨場の物を收藏たる時七日の間結茅節をおこなふべし三節筵をなす時に汝の男子女子僕婢および汝の門の内なるレビ人實旅孤子寡婦みな皆ともに樂むべし○汝の選びたまふ處にて汝七日の間なんちの神エホバの前に節筵をなすべし汝の神エホバの諸の産物と汝が手の諸の工作とについて汝を祝福たまふべければ汝かならず樂むことを爲べし○汝の中間の男の皆おんちの神エホバの選びたまふ處にて一年に三次即ち酔いれぬパンの節と七週の節と結茅の節とに於てエホバの前に出べし但し空手にてエホバの前に出べからず各人汝の神エホバに賜はる恩恵に於てがひて其力におよぶ程の物を獻ぐべし○汝の神エホバの汝に賜ふ一切の邑々に汝の支派に循がひて士師と官人を立べし彼らにまた義き審判をもて民を審判べし○汝裁判を枉べからず人を偏視るべからずまた賄賂を取べからず賄賂ハ智者の目を暗まし義者の言を枉ればなり○汝たゞ公義を而已求むべし然せば汝生存へて汝の神エホバの汝に賜ふ地を獲にいたらん○汝の神エホバのために築くところの壇の傍にアンラの木像を立てべからず三また汝の神エホバの悪みたまふ偶像を己のために造るべからず

第十七章 一凡て疵あり悪き處ある牛羊の汝これを汝の神エホバに獻ぐべからず斯る者の汝の神エホバの忌嫌ひたまふ者かれはなり○汝の神エホバの汝に賜ふ邑々の中に於て汝らの中間に若し或男また汝の神エホバの目の前に悪事を行ひてその契約に悖り三往て他の神々に事へてこれを拜み我命せざる日や月や天の衆群なさを拜むあらんに○その事を汝に告る者ありて汝これを聞き細かにこれを查べ見るにその事眞にその言確にしてイスラエルの中に斯る憎むべき事行はれ居たらば○汝の悪き事を行へる男また女を汝の門に曳いたし石をもてその男また女を撃殺すべし○殺すべき者

Table with 2 columns: Verse numbers (1-17) and Hebrew text corresponding to the main text on the right.

申命記 第十七章 自七至二十節

七 二人の証人また三人の証人の口に依てこれを殺すべし惟一人の証人の口のみをもて之を殺すこと
 八 爲べからず斯る者を殺すに証人をづるの手を之に加へ然る後に民みかろの手を加ふべし汝
 九 かく悪事を汝らの中より除くべし○汝の門の内に訟へ争ふ事おこるに當りし事件もし血を相流
 十 事またの権理を相争ふ事また互に相撃たる事なせにして汝に裁判かぬる者ならバ汝起あがりて
 十一 汝の神エホバの選びたまふ處に上り往き九 祭司なるレビ人と當時の士師とに詣りて問べし彼ら裁判
 十二 の言詞を汝に示さん十エホバの選びたまふ處にて彼らが汝に示す命令の言のこくに汝行ひ凡て彼
 十三 らが汝に教ふるごとくに慎みて爲べし十一 即ち彼らが汝に教ふる律法の命令に循がひ彼らが汝に告る
 十四 裁判に依て行ふべし彼らが汝に示す言に違ふて右にも左にも偏るべからず十一人もし自ら擅斷にし
 十五 の汝の神エホバの前に立て事ふる祭司またの士師に聽したがいさる有らざる人を殺しイスラエ
 十六 ルの中より惡を除くべし十一 然せば民みな聞て畏れ重て擅斷の事をなさざらん○ 十二 汝の神エホバの汝
 十七 に賜ふ地に汝いたり之を獲て其處に住におよべる時汝もし我周圍の一切の國人のこくに我も王を
 十八 わが上に立んと言あらバ主只なんちの神エホバの選びたまふ人を汝の上にたて王となすべしまた
 十九 汝の上に王を立るに汝の兄弟の中の人をもてすべし汝の兄弟ならざる他國の人を汝の上に立べか
 二十 らず其但し王とされる者の馬を多く得んとすべからず又馬を多く得んため民を率てエジプトに還
 二十一 るべからず其ハエホバなんちらに向ひて汝らこの後かさねて此路に歸るべからずと宣ひたればな
 二十二 りまた妻を多くするの身に有て心を迷すべからずまた金銀を己のために多く蓄積べからず其彼らの
 二十三 國の位に坐するにいたらバ祭司なるレビ人の前にある書よりしてこの律法を一つの書に書寫さしめ其
 二十四 世に生存ふる日の間つねにこれを己の許に置いて讀み斯しての神エホバを畏ることを學びこの律
 二十五 法の一切の言は是等の法度を守りて行ふべし十一 然せば彼の心うの兄弟の上は高ぶること無くまたこ
 二十六 の誡命を離れて右にも左にもまがること無しての子女ともはるの國においてイスラエルの中に

申命記 第十八章 自一至十八節

一 汝の日を永うすることを得ん

二 祭司たるレビ人およびレビの支派の都てイスラエルの中に分なく産業なし彼らハエホバ
 三 の火祭の品どのの産業の物を食ふべしニ彼らハの兄弟の中間に産業を有じエホバこれが産業たる
 四 なり即ちの曾て之に言たまひしが如しニ祭司が民より受べき分は是なり即ち凡て犠牲を獻ぐる者
 五 ハ牛にもあれ羊にもあれの肩と兩方の頬と胃とを祭司に與ふべしニまた汝の穀物と油と油の初
 六 よび羊の毛の初をも之にあたふべしニ其ハ汝の神エホバの諸の支派の中より彼を選び出し彼ど
 七 の子孫をして永くエホバの名をもて立て奉事をなさしめたまへバなりハレビ人ハイスラエルの全地
 八 の中何の處に居る者にもあれの寄寓たる汝の邑を出てエホバの選びたまふ處に到るあらバ七の
 九 人ハエホバの前に侍るの諸兄弟のレビ人とおなじくの神エホバの名をもて奉事をなすことを得べ
 十 しハの人の得て食ふ分は彼らと同じ但し父の遺業を賣て獲たる物ハこの外に彼に屬す○ 九 汝
 十一 の神エホバの汝に賜ふ地にいたるに及びて汝の國々の民の憎むべき行爲を倣ひ行ふなかれ十 汝ら
 十二 の中間にの男子女子をして火の中を通らしむる者あるべからずまた卜筮する者邪法を行なふ者禁
 十三 厭する者魔術を使ふ者土法印を結ぶ者憑鬼する者巫覡の業をなす者死人に詢ことをする者ある可
 十四 らず凡て是等の事を爲す者ハエホバこれを憎みたまふ汝の神エホバが彼らを汝の前より逐はらひた
 十五 まひしも是等の憎むべき事のありしに因てなり十三 汝の神エホバの前に汝完き者たれ汝が逐はらふ
 十六 彼の國々の民ハ邪法師卜筮師などを聽ことをなせり然も汝にハ汝の神エホバ然する事を許したまハ
 十七 ず汝の神エホバ汝の中汝の兄弟の中より我のことき一箇の預言者を汝のために興立たまハん汝ら
 十八 之に聽ことをすべし是はまつたく汝が集會の日にホレブにおいて汝の神エホバに求めたる所なり即
 十九 ち汝言けらく我を重てこの我神エホバの聲を聞しむる勿れまた重てこの大なる火を見さする勿
 二十 れ恐くハ我死んと是はにおいてエホバわれに言たまひけるハ彼らの言る所ハ善し大我かれら兄弟の

申命記第十九章
一 汝の神エホバの民を滅し絶ち汝の神エホバこれ地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲るの邑々どうの家々に住にいたる時ハニ汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の中ニ三の邑を汝のために區別べしニ而して汝これに道路を闢きまた汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者を若て其處に逃れおほひし人殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべき事の事ハ是の事ニ即ち凡て素より惡むことも無く知ずしてその隣人を殺せる者ニ例バ人木を伐んとてその鄰人にとともに林に入り手に斧を執て木を斫んと擊おろす時にその頭の鉄柯より脱てその隣人にあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人ハ是等の邑の一に逃れて生命を全うすべしニ恐くハ復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいてハ遂に追して之を殺さん然るにその人の素より之を惡みたる者にあられされば殺さるべき理あらざるなりニ是をもて我かんちに命じて三の邑を汝のために區別べしと言ハ汝の神エホバの先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言し地を盡く汝に賜ふにいたらん時ニ即ち汝我が今日なんちに命ずるこの一切の誠命を守りてこれを行なひ汝の神エホバを愛し恒にその道に歩まん時ハこの三の外にまた三の邑を増加ふべしニ是汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ

中より汝のことき一箇の預言者を彼らのために興し我言をうの口に授けん我が彼に命ずる言を彼とくく彼らに告べし凡て彼が吾名をもて語るところの吾言に聽たがひざる者ハ我これを罰せんニ但し預言者もし我が語れと命ぜざる言を吾名をもて縱肆に語りまたハ他の神々の名をもて語ることを爲すならバその預言者を殺さるべしニ汝あるひハ心に謂ん我ら如何にしてその言のエホバの言たまふ者にあらざるを知らんとニ然バ若し預言者ありてエホバの名をもて語ることをなすにその言就すまた效あらざる時は是エホバの語りたまふ言にあらすしてその預言者が縱肆に語るところなり汝の預言者を畏るよに及ばず

一 汝の神エホバの民を滅し絶ち汝の神エホバこれ地を汝に賜ふて汝つひにこれを獲るの邑々どうの家々に住にいたる時ハニ汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の中ニ三の邑を汝のために區別べしニ而して汝これに道路を闢きまた汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地の全體を三の區に分ち凡て人を殺せる者を若て其處に逃れおほひし人殺せる者の彼處に逃れて生命を全うすべき事の事ハ是の事ニ即ち凡て素より惡むことも無く知ずしてその隣人を殺せる者ニ例バ人木を伐んとてその鄰人にとともに林に入り手に斧を執て木を斫んと擊おろす時にその頭の鉄柯より脱てその隣人にあたりて之を死しめたるが如き是なり斯る人ハ是等の邑の一に逃れて生命を全うすべしニ恐くハ復仇する者心熱してその殺人者を追かけ道路長きにおいてハ遂に追して之を殺さん然るにその人の素より之を惡みたる者にあられされば殺さるべき理あらざるなりニ是をもて我かんちに命じて三の邑を汝のために區別べしと言ハ汝の神エホバの先祖等に誓ひしごとく汝の境界を廣め汝の先祖等に與へんと言し地を盡く汝に賜ふにいたらん時ニ即ち汝我が今日なんちに命ずるこの一切の誠命を守りてこれを行なひ汝の神エホバを愛し恒にその道に歩まん時ハこの三の外にまた三の邑を増加ふべしニ是汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ

ふ地に幸なき者の血を流すこと無らんためかり斯せずバその血汝に歸せんニ然ももし人々の隣人を惡みて之を附視ひ起かり撃てその生命を傷ひて之を死しめ而してこの邑の一に逃れたる事あらバ其の邑の長老等人を遣て之を其處より曳きたらしめ復仇者の手にこれを付して殺さしむべしニ汝かれを憫み視るべからず幸なき者の血を流せる咎をイスラエルより除くべし然せば汝に福祉あらん

一 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地の中において汝が嗣ぐところの産業に汝の先人の定めてたる汝の鄰の地界を侵す可らず其の惡にもあれ凡てその犯すところの罪ハ只一人の證人によりて定む可らず二人の證人の口によりまたハ三人の證人の口によりてその事を定むべし其も偽妄の証人起りて某の人の惡事をかせりと言つること有バ其の相争ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし然る時士師詳細にこれを查べ視るにその証人もし偽妄の証人にしてその兄弟にむかひて虚妄の証をなしたる者なる時ハ汝兄弟に彼が蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より惡事を除くべしニ然せばその遺れる者等聞て畏れその後かさねて斯る惡き事を汝らの中におこかひしニ汝憫み視ることをすべからず生命ハ生命眼ハ眼齒ハ齒手ハ手足をもて償ひしむべし

一 汝の敵と戦はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼る勿れ其の汝をエジプトの國より導き上りし汝の神エホバなんちととも在せばなりニ汝ら戦闘に臨む時ハ祭司進みいで民に告てニ之に言べしイスラエルよ聽け汝らハ今日なんちらの敵と戦はんとて進み來れり心に臆する勿れ懼るくなかれ倉皇なかれ彼らに怖るなかれニ其の汝らの神エホバ汝らとともに行き汝らのために汝らの敵と戦ひて汝らを救ひたまふべければなりとニ斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建てて之に移らざる者あるかの人の家に歸りゆくべし恐くハ自己戦闘に死て他の人これに移らんニ誰か菓物園を作りてその果を食ひざる者あるかの人の家に歸りゆく

一 汝の敵と戦はんとて出るに當り馬と車を見また汝よりも數多き民を見るもこれに懼る勿れ其の汝をエジプトの國より導き上りし汝の神エホバなんちととも在せばなりニ汝ら戦闘に臨む時ハ祭司進みいで民に告てニ之に言べしイスラエルよ聽け汝らハ今日なんちらの敵と戦はんとて進み來れり心に臆する勿れ懼るくなかれ倉皇なかれ彼らに怖るなかれニ其の汝らの神エホバ汝らとともに行き汝らのために汝らの敵と戦ひて汝らを救ひたまふべければなりとニ斯てまた有司等民に告て言べし誰か新しき家を建てて之に移らざる者あるかの人の家に歸りゆくべし恐くハ自己戦闘に死て他の人これに移らんニ誰か菓物園を作りてその果を食ひざる者あるかの人の家に歸りゆく

七 べし恐く己戦闘に死て他の人これ食ん誰か女と契りて之を娶らざる者あるかうの人家に
 八 歸りゆくべし恐く己戦闘に死て他の人これを娶らんと有司等なほまた民に告て言べし誰か
 九 懼れて心に臆する者あるかうの人家に歸りゆくべし恐くかうの兄弟たちの心これが心のごとく挫
 十 けんと有司等かく民に告ることを終たらば軍勢の長等を立て民を率しむべし汝ある邑に進みゆ
 十一 さて之を攻んとする時先これに平穩に降ることを勸むべし其の邑もし平穩に降らんと答へて
 十二 の門を汝に開かば其處なる民をして都て汝に貢を納しめ汝に事へしむべし其もし平穩に汝に降る
 十三 ことを肯んせずして汝と戦かんとせば汝これを攻べし而して汝の神エホバこれを汝の手に付し
 十四 たまふに至らば亦をもてうの中の男を盡く撃殺すべし其の婦女嬰孫家畜および凡てうの邑の中
 十五 けて汝が奪ひ獲たる物の盡く己に取べし抑汝がうの敵より奪ひ獲たる物の神エホバの汝に賜ふ
 十六 者なれば汝これを樂むべし汝を離るることの遠き邑々すなはち是等の國々に屬せざるところ
 十七 の邑々に凡てかくのごとく行なふべし但し汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふこ
 十八 の國々の邑々において呼吸する者を一人も生し存べからず即ちヘテ人アモリ人カナン人ペリジ
 十九 人ヒビ人エブス人なごの汝かならずこれを滅ほし盡して汝の神エホバの汝に命じたまへる如くすべ
 二十 し大斯するの彼らがうの神々にむかひて行ふところの憎むべき事を汝らに教へて之を傲ひおこな
 二十一 しめ汝らをして汝らの神エホバに罪を獲せしむる事のなからんためなり汝久しく邑を圍みて之を
 二十二 攻取んとする時においても斧を振ふて其處の樹を砍枯すべからず是は汝の食となるべき者なり且う
 二十三 の城攻において田野の樹あに人のごどく汝の前に立ふさがらんや但し果を結ばざる樹と知る樹
 二十四 これを砍り枯し汝と戦ふ邑にむかひて之をもて雲梯を築さうの降るまで之を攻るも宜し
 二十五 汝の神エホバの汝に與へて獲させたまふ地において若し人殺されて野に仆れざるあら
 二十六 ば汝の長老等と士師等出たりうの人の殺されざる處よ
 二十七 ば汝の長老等と士師等出たりうの人の殺されざる處よ

三 りうの四周の邑々までを渡るべし而してうの人の殺されざる處に最も近き邑すなはちかうの邑の長
 四 老等の未だ使はず未だ鞭を負せて牽さるところの少き牝牛を取り邑の長老等うの牝牛を耕すこと
 五 も種蒔こともせざる流つさせぬ谷に牽ゆさうの谷において牝牛の頸を折べしエウの時祭司たるレ
 六 ビの子孫等其處に進み來るべし彼ら汝の神エホバが選びて己に事へしめまたエホバの名をもて祝
 七 するを爲しめたまふ者にて一切の訴訟と一切の争競の彼らの口によりて決定すべきが故なり而
 八 してうの人の殺されをりし處に最も近き邑の長老等うの谷にて頸を折たる牝牛の上において手を洗
 九 ひ答へて言べし我らの手はこの血を流さず我らの目この血を見ざりしなりエホバよ汝が贖ひし
 十 汝の民イスラエルを赦したまへこの辜なき者の血を流せる罰を汝の民イスラエルの中に降したまふ
 十一 勿れと斯せば彼らうの血の罪を赦されん汝かくエホバの善と觀たまふ事をおこなひうの辜なき者
 十二 の血を流せる咎を汝らの中より除くべし○汝出て汝の敵と戦ふにあたり汝の神エホバこれを汝の
 十三 手に付したまひて汝これを俘虜となしたる時士汝もしうの俘虜の中に貌美しき女あるを見てこれを
 十四 悦び取て妻となさんとせば汝の家の中にこれを携へゆくべし而して彼らうの髪を剃り爪を截り士
 十五 また俘虜の衣服を脱すて汝の家の中に居りうの父母のために一月のあひた哀哭べし然る後なんち彼の
 十六 處に入りてこれが夫となりこれを汝の妻とすべし士うの後汝もし彼を好まずなりなば彼の心のま
 十七 らざるなり○主人二人の妻ありてうの一人を愛する者一人を惡む者ならんはうの愛する者と惡む者
 十八 の二人とも男の子を生ありてうの長子もし惡む婦の産る者なる時はうの子等に己の所有を嗣し
 十九 むる日にうの惡む婦の産る長子を措てうの愛する婦の産る子を長子となすべからず士必ずうの惡む
 二十 者の産る子を長子となし己の所有を分つ時にこれに二倍を與ふべし是は己の力の始にして長子の
 二十一 權これに屬すべなり○大人にもし放肆にして背悖る子ありうの父の言にも母の言にも順はず父母

これを責るも聽くことをせざる時ハ其の父母これを執へてその處の門にいたり邑の長老等に就きて
 邑の長老たちに言へし我らの此子の放肆にして背悖る者我らの言にしがはざる者放蕩にして酒に
 耽る者なりト三然る時ハ邑の人みな石をもてこれを擊殺すべし汝かく汝らの中より悪事を除き去べ
 し然せばイスラエルみな聞て懼れん○三人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ふことありて汝これを
 木に懸て曝す時ハ翌朝までもその體を木の上に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし其
 ハ木に懸らるる者ハエホバに詛はるる者なればなり斯するハ汝の神エホバの汝に賜ふて産業となさ
 じめたまふ地の汚れざらんためなり

第二節 汝の兄弟の牛また羊の迷ひをるを見てこれを見ずて置べからず必ずこれを汝の兄弟
 に牽ゆきて歸すべし汝の兄弟もし汝に近からざるか又ハ汝かれを知らざる時ハこれを汝の家に牽ゆ
 きて汝の許におき汝の兄弟の尋ねきたるにおよびて之を彼に還すべし汝の兄弟の驢馬におけるも
 是のこどく爲しまたその衣服におけるも斯なすべし凡て汝の兄弟の失ひたる遺失物を得たる時ハ汝
 かく爲べし之を見ずておくべからず又汝の兄弟の驢馬また牛の途に陪れをるを見て見ずてお
 くべからず必ずこれを助け起すべし○エ女ハ男の衣服を纏ふべからずまた男ハ女の衣裳を着べから
 ず凡て斯する者ハ汝の神エホバこれを憎みたまふなり○汝鳥の巢の路の頭また樹の上また土
 の上にあるを見んに雛また卵の中において母鳥の雛また卵の上に伏をらばるの母鳥を雛と
 どもに取べからずかならずの母鳥を去しめ唯の雛のみをとるべし然せば汝福祉を獲かつ汝の
 日を永うすることを得ん○汝新しき家を建る時ハその屋蓋の周圍に欄杆を設くべし是ハ人の上
 より墮てこれが血の汝の家に歸すること無らんためなり○汝菓物園に異類の種を混て播べからず
 然せば汝が播たる種より産する物および汝の菓物園より出る菓物みな聖物とあらん○汝牛と驢馬
 とを繋ぎて耕すことを爲べからず○汝毛と麻とをまじへたる衣服を着べからず汝が上に纏ふ衣

服の裾の四方に縫をつくべし○主人もし妻を娶り之ともは寝て後これを嫌ひし我この婦人を娶り
 夫が之と寝たる時にその處女なるを見ざりしと言て誹謗の辭柄を設けこれに悪き名を負せざば
 の女の父と母の女の處女なる証跡を取り門にをる邑の長老等にこれを差出し其而してその女の父
 長老等に言へし我この人にわが女子を與へて妻となさしめしにこの人これを嫌ひし誹謗の辭柄を設
 けて言ふ我なんちの女子の處女なるを見ざりしと然るに吾女子の處女かりし証跡は此にありと斯い
 ひてその父母かの布を邑の長老等の前に展べし然る時は邑の長老等その人を執へてこれを鞭ちま
 又これに銀百シケルを罰てその女の父に償はしむべし其ハイスラエルの處女に悪き名を負せられ
 ばかり斯てその人はこれを妻とすべし一生これを去くことを得ず然るにこの事もし眞にしてその女の
 處女なる証跡あらざる時はその女をこれが父の家の門に曳いたしその邑の人々石をもてこれを擊
 ころすべし其は彼らの父の家にて淫かる事をしてイスラエルの中に悪をおこかひたればなり汝か
 く悪事を汝らの中より除くべし○三もし夫に適し婦と寝る男あるを見はるの婦と寝たる男その婦
 とをともに殺忘斯して悪事をイスラエルの中より除くべし三處女なる婦人すてに夫に適の約をなせ
 る後ある男これに邑の内に遇てこれを犯さば三汝らその二人を邑の門に曳いたし石をもてこれを擊
 ころすべし是の女は邑の内にありながら叫ぶことをせざるに因りまたその男はその隣の妻を辱
 めたるに因てなり汝かく悪事を汝らの中より除くべし三然る男もし人に適の約をなし女に野にて
 遇ひこれを強て犯すあらば之を犯し男のみを殺すべし三その女は何をも爲べからず女には死に
 あたる罪なし人その隣人に起かひてこれを殺せるとその事おなじ三其は男野にてこれに遇たるが
 故にその人に適の約をかきし女叫びたれども拯ふ者なかりたり三男もし未だ人に適の約をなさざ
 る處女なる婦に遇ひこれを執へて犯すありてその二人見あらはされなば三これを犯せる男その女の
 父に銀五十シケルを與へて之を己の妻とすべし彼らの女を辱しめたれば一生これを去べからざるな

り平人¹の父の妻を娶るべからず²の父の被を掀開べからず³

第廿三章 一 外腎を傷なひたる者また玉莖を切りたる者はエホバの會に入べからずニ私子はエホバの會にいるべからず是は十代までもエホバの會にいるべからざるなりニアンモン人およびモアブ人はエホバの會にいる可らず彼らは十代までも何時までもエホバの會にいるべからざるなり是汝らがエジプトより出きたりし時に彼らハパンと水をもて汝らを途に迎へずメソポタミアのベトル人ベオルの子バラムを傭ひて汝を誑はせんと爲たればかり然れども汝の神エホババラムに聽くことを爲給はず汝の神エホバの呪詛を變て汝のために祝福とあしたまへり是汝の神エホバ汝を愛したまふが故なり汝一生いつまでも彼らのために平安をもまた福祿をも求むべからずセ汝エドム人を惡むべからず是ハ汝の兄弟なればなりまたエジプト人を惡むべからず汝もこれが國に客たりしこと有はなりハ彼等の生たる子等ハ三代におよばゞエホバの會に在ることを得べし○九 汝軍旅を出して汝の敵を攻る時ハ諸の惡き事を自ら謹べし十 汝らの中間にもし夜中計すも汚穢にふれて身の潔からざる人あらば陣營の外にいづべし陣營の内に入べからず士而して薄暮に水をもて身を洗ひ日の入て後陣營に入べし十一 汝陣營の外に一箇の處を設けおき便する時ハ其處に往べし十二 汝器具の中に入て後陣營へおき外に出て便する時ハこれをもて土を掘り身を返しての汝より出たる物を蓋ふべし十三 其ハ汝の神エホバ汝を救ひ汝の敵を汝に付さんとて汝の陣營の中を歩きたまへばなり是をもて汝の陣營を聖潔すべし然せば汝の中に汚穢物あるを見て汝を離れたまふこと有ざるべし○十四 汝の主人を避て汝の許に逃きたる僕を汝の主人に交すべからず十五 汝の者を虐遇べからず○十六 エイスラエルの女子の中は娼妓あるべからずイスラエルの男子の中に男娼あるべからず大娼妓の得たる價および狗の價を汝の神エホバの家に掲へいりて何の誓願にも用ゐる可らず是等ハどもに汝の神エホバの憎みたまふ

者なればなり○十六 汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生すべき物の利息を取べからず他國の人よりハ汝の利息を取も宜し惟汝の兄弟よりハ利息を取べからず然バ汝が往て獲どころの地において汝の神エホバ凡て汝が手に爲どころの事に福祥をくだしたまふべし

○十七 汝の神エホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神エホバかならずこれを汝に要めたまふべし怠る時ハ汝罪あり十八 汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ十九 汝が口より出さし事ハ守りて行ふべし凡て自意の禮物ハ汝の神エホバに汝が誓願し口をもて約せしごとくに行なふべし○二十 汝の鄰の葡萄園に至る時汝意にまかせての葡萄を飽まで食ふも宜し然る器の中に取いるべからずまた汝の鄰の麥圃にいたる時汝手にての穂を摘食ふも宜し然る汝の鄰の麥圃に鎌をいるべからず

第二十四 一人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁狀を書てこれが手に交しこれをその家より出すべし二の婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことをせんハ後の夫もこれを嫌ひ離縁狀を書てその手にわたして之を家より出し又ハこれを妻にめどれるの後の夫死るあるも是ハ己に身を汚玷したるに因て之を出したるの先の夫ふたゞ

此れを妻にめどるべからず是エホバの憎みたまふ事なればなり汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に汝罪を負すかかれエ人あらたに妻を娶りたる時ハ之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからず人の一年家に間居しての娶れる妻を慰むべし○六 人の磨麩を質におくべからず是の生命をつなぐ物を質におくべからず○七 イスラエルの子孫の中なるの兄弟を拐帶してこれを使ひまたこれを賣る人あるを見ばその拐帶者を殺し然して汝らの中より惡を除くべし○八 汝癩病を慎み凡て祭司たるレビ人が汝らに教ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命せしごとくに汝ら守りて行ふべし九 汝らがエジプトより出きたる路にて汝の神エホバ

二百九十七

が彼らに命せしごとくに汝ら守りて行ふべし九 汝らがエジプトより出きたる路にて汝の神エホバ

者なればなり○十六 汝の兄弟より利息を取べからず即ち金の利息食物の利息など凡て利息を生すべき物の利息を取べからず他國の人よりハ汝の利息を取も宜し惟汝の兄弟よりハ利息を取べからず然バ汝が往て獲どころの地において汝の神エホバ凡て汝が手に爲どころの事に福祥をくだしたまふべし

○十七 汝の神エホバに誓願をかけなば之を還すことを怠るべからず汝の神エホバかならずこれを汝に要めたまふべし怠る時ハ汝罪あり十八 汝誓願をかけざるも罪を獲ること有じ十九 汝が口より出さし事ハ守りて行ふべし凡て自意の禮物ハ汝の神エホバに汝が誓願し口をもて約せしごとくに行なふべし○二十 汝の鄰の葡萄園に至る時汝意にまかせての葡萄を飽まで食ふも宜し然る器の中に取いるべからずまた汝の鄰の麥圃にいたる時汝手にての穂を摘食ふも宜し然る汝の鄰の麥圃に鎌をいるべからず

第二十四 一人妻を取てこれを娶れる後恥べき所のこれにあるを見てこれを好まずなりたらば離縁狀を書てこれが手に交しこれをその家より出すべし二の婦これが家より出たる後往て他の人に嫁ぐことをせんハ後の夫もこれを嫌ひ離縁狀を書てその手にわたして之を家より出し又ハこれを妻にめどれるの後の夫死るあるも是ハ己に身を汚玷したるに因て之を出したるの先の夫ふたゞ

此れを妻にめどるべからず是エホバの憎みたまふ事なればなり汝の神エホバの汝に與へて産業となさしめたまふ地に汝罪を負すかかれエ人あらたに妻を娶りたる時ハ之を軍に出すべからずまた何の職務をもこれに任すべからず人の一年家に間居しての娶れる妻を慰むべし○六 人の磨麩を質におくべからず是の生命をつなぐ物を質におくべからず○七 イスラエルの子孫の中なるの兄弟を拐帶してこれを使ひまたこれを賣る人あるを見ばその拐帶者を殺し然して汝らの中より惡を除くべし○八 汝癩病を慎み凡て祭司たるレビ人が汝らに教ふる所を善く守りて行ふべし即ち我が彼らに命せしごとくに汝ら守りて行ふべし九 汝らがエジプトより出きたる路にて汝の神エホバ

17 申命記第二十五章五節
 18 申命記第二十五章六節
 19 申命記第二十五章七節
 20 申命記第二十五章八節
 21 申命記第二十五章九節
 22 申命記第二十五章十節
 23 申命記第二十五章十一節
 24 申命記第二十五章十二節
 25 申命記第二十五章十三節
 26 申命記第二十五章十四節
 27 申命記第二十五章十五節
 28 申命記第二十五章十六節
 29 申命記第二十五章十七節
 30 申命記第二十五章十八節
 31 申命記第二十五章十九節
 32 申命記第二十五章二十節
 33 申命記第二十五章二十一節
 34 申命記第二十五章二十二節
 35 申命記第二十五章二十三節
 36 申命記第二十五章二十四節
 37 申命記第二十五章二十五節
 38 申命記第二十五章二十六節
 39 申命記第二十五章二十七節
 40 申命記第二十五章二十八節
 41 申命記第二十五章二十九節
 42 申命記第二十五章三十節

がミリアムに爲たまひしところの事を誌えよ○十凡て汝の鄰に物を貸あたふる時ハ汝みづからこれ
 が家にいりてうの質物を取べからず士汝の外に立をり汝が貸たる人うの質物を外に持いたして汝に
 付すべし士うの人もし困苦者ならバ之が質物を留おきて睡眠に就べからず士かからず日の入る頃う
 の質物を之に還すべし然せばうの人おのれの上衣をまどふて睡眠につくことを得て汝を祝せん是汝
 の神エホバの前において汝の義となるべし○十一困苦者貧乏備人の汝の兄弟にもあれ又ハ汝の地にて
 なんちの門の内に寄寓る他國の人にもあれ之を虐ぐべからず士當日にこれが値をはらふべし日の入
 るまで延すべからず其の貧乏者にてうの心にこれを慕へバなり恐らくハ彼エホバに汝を訴ふるあり
 て汝罪を獲ん○十二父ハうの子等の故によりて殺さるべからず子等ハうの父の故によりて殺さるべか
 らず各人おのれの罪によりて殺さるべきなり○十三汝他國の人またハ孤子の審判を曲べからずまた寡
 婦の衣服を質に取べからず士汝志ゆべし汝ハエジプトに奴隷たりしが汝の神エホバ汝を其處より贖
 ひいたしたまへり是をもて我この事をなせと汝に命するなり○十四汝田野にて穀物を刈る時もしうの
 一束を田野に忘れおきたらバ返りてこれを取べからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし然
 せば汝の神エホバ凡て汝が手に作ところの事に祝福を降たまはん士汝橄欖を打落す時ハ再びうの
 枝をさがすべからずうの遺れる者を他國の人と孤子と寡婦とに取すべし三また葡萄酒の葡萄を摘と
 る時ハうの遺れる者を再びさがすべからず他國の人と孤子と寡婦とにこれを取すべし三汝志ゆべし
 汝ハエジプトの國に奴隷たりしなり是をもて我この事を爲せと汝に命す

第二十五章 一人と人との間に争辯ありて來りて審判を求むる時ハ士師これを鞠さうの義き者を義と
 し惡き者を惡とすべし三うの惡き者もし鞭つべき者ならバ士師これを伏せうの罪にまたがひて數の
 ごとく自己の前にてこれを扑すべし三これを扑ことハ四十を逾べからず若これに逾て是よりも多く
 扑とさハ汝うの汝の兄弟を鞭め視にいたらん○一穀物を獲す牛に口籠をかく可らず○二兄弟とも

1 申命記第二十五章一節
 2 申命記第二十五章二節
 3 申命記第二十五章三節
 4 申命記第二十五章四節
 5 申命記第二十五章五節
 6 申命記第二十五章六節
 7 申命記第二十五章七節
 8 申命記第二十五章八節
 9 申命記第二十五章九節
 10 申命記第二十五章十節
 11 申命記第二十五章十一節
 12 申命記第二十五章十二節
 13 申命記第二十五章十三節
 14 申命記第二十五章十四節
 15 申命記第二十五章十五節
 16 申命記第二十五章十六節
 17 申命記第二十五章十七節
 18 申命記第二十五章十八節
 19 申命記第二十五章十九節
 20 申命記第二十五章二十節
 21 申命記第二十五章二十一節
 22 申命記第二十五章二十二節
 23 申命記第二十五章二十三節
 24 申命記第二十五章二十四節
 25 申命記第二十五章二十五節
 26 申命記第二十五章二十六節
 27 申命記第二十五章二十七節
 28 申命記第二十五章二十八節
 29 申命記第二十五章二十九節
 30 申命記第二十五章三十節

居んはうの中の一人死て子を遺さざる時ハうの死たる者の妻いそ他人に嫁ぐべからず其夫の兄弟
 これの所に入りこれを娶りて妻とかし斯してうの夫の兄弟たる道をこれに盡し而してうの婦の生
 どころの初子をもてうの死たる兄弟の後を嗣しめうの名をイスラエルの中に絶ざらしむべし然
 うの人もしうの兄弟の妻をめとることを肯せずハうの兄弟の妻門にいたりて長老等に言べし吾夫の
 兄弟ハうの兄弟の名をイスラエルの中に興ることを肯せず吾夫の兄弟たる道を盡すことをせずハ
 然る時ハうの邑の長老等かれを呼よせて諭すべし然るも彼堅く執て我ハこれを娶ることを好まずと
 言ハハうの兄弟の妻長老等の前にて彼の側にいたりこれが鞋をうの足より脱せうの面に唾して答て
 言べしうの兄弟の家を興ることを肯せざる者にハ斯のどくすべきなりと士またうの人の名ハ鞋を
 脱たる者の家とイスラエルの中に稱へらるべし○二士二人あひ争うふ時に一人の者の妻うの夫を撃
 つ者の手より夫を救へんとて進みより手を伸てうの人の陰所を執ふるあらバ士汝うの女の手を切お
 とすべし之を憫れみ視るべからず○三汝の囊の中に一箇ハ大く一箇ハ小き二種の權衡石をいれお
 べからず士汝の家に一箇ハ大く一箇ハ小き二種の升斗をおくべからず士唯十分なる公正き權衡を有
 べくまた十分なる公正き升斗を有べし然せば汝の神エホバの汝にたまふ地に汝の日永からん士凡て
 斯る事をなす者凡て正しからざる事をかす者ハ汝の神エホバこれを憎みたまふかり○四士汝らがエジ
 プトより出きたりし時ハうの路においてアムレクが汝に爲たりし事を記憶よ士即ち彼らハ汝を途に迎
 へ汝の疲れ倦たるに乗じて汝の後なる弱き者等を攻撃り斯かれらハ神を畏れざりき士然バ汝の神エ
 ホバの汝に與へて産業とかさしめたまふ地において汝の神エホバ汝にうの周圍の敵を盡く攻ふせて
 安泰ならしめたまふに至らバ汝アムレクの名を天が下より塗抹て之をおほゆる者かからしむべし

第二十六章 一汝うの神エホバの汝に與へて産業とかさしめたまふ地にいりこれを獲てうに住にい
 たらバ士汝の神エホバの汝に與へたまへる地の諸の土産の初を取て筐にいれ汝の神エホバのうの名

申命記 第廿六章 自三至十七節

三 申命記 第廿六章 自三至十七節

四 申命記 第廿六章 自三至十七節

五 申命記 第廿六章 自三至十七節

六 申命記 第廿六章 自三至十七節

七 申命記 第廿六章 自三至十七節

八 申命記 第廿六章 自三至十七節

九 申命記 第廿六章 自三至十七節

十 申命記 第廿六章 自三至十七節

十一 申命記 第廿六章 自三至十七節

十二 申命記 第廿六章 自三至十七節

十三 申命記 第廿六章 自三至十七節

十四 申命記 第廿六章 自三至十七節

十五 申命記 第廿六章 自三至十七節

十六 申命記 第廿六章 自三至十七節

十七 申命記 第廿六章 自三至十七節

を置んとて選びたまふ處にこれを携へゆくべし。而して汝當時の祭司に詣り之にいふべし。我の今日なんちの神エホバに申さん。我の神エホバが我らに與へんと我らの先祖等に誓ひたまひし地に至れりと。然る時祭司汝の手よりうの筐をとりて汝の神エホバの壇のまへに之を置べし。汝また汝の神エホバの前に陳て言べし。我先祖は憫然なる一人のスリア人かりしが僅少の人を將てエジプトに下りゆきて其處に寄寓をりうに終に大にして強く人口おほき民となり。然るにエジプト人我らに害を加へ我らを惱まし辛き力役を我らに負せたりしに因て我等先祖等の神エホバに向ひて呼はりけられ。エホバわれらの聲を聽き我らの艱難と勞苦と虐遇を顧みたまひ。而してエホバ強き手を出し腕を伸べ大なる威嚇と徴證と奇跡とをもてエジプトより我らを導きいたし。この處に我らを携へいりてこの地すかち乳と蜜との流るる地を我らに賜へり。エホバよ今我かんちが我に賜ひし地の産物の初を持きたれりと斯いひて汝の筐を汝の神エホバの前にうかへ汝の神エホバの前に拜禮をおすべし。而して汝は汝の神エホバの汝の家に降したまへる諸の善事のためにレビ人および汝の間なる客旅どもに樂べし。第三年すなち十に一を取の年に汝の諸の産物の什一を取りレビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へて汝の門の内に食ひ飽めたる時は。汝の神エホバの前に言べし。我の聖物を家より執いたしまし。レビ人と客旅と孤子と寡婦とにこれを與へ全く汝が我に命じたまひし命令のごとくせり。我の汝の命令に背かずまたこれを忘れざるなり。我のこの聖物を喪の中に食ひし事なくまた汚穢たる身をもて之を携へ出志し事なくまた死人のためにこれを贈りし事なきなり。我はわが神エホバの言に聞きたがひて。凡て汝が我に命じたまへること行へり。願くは汝の聖住所なる天より臨み觀汝の民イスラエルと汝の我らに與へし地とに福祉をくだしたまへ。是は汝がわれらの先祖等に誓ひたまひし乳と蜜との流るる地なり。○今日汝の神エホバこれらの法度と律法とを行ふことを汝に命じたまふ。然らば汝心を盡し精神を盡してこれを守りおこなふべし。今日なんちエホバ

申命記 第廿六章 自三至十七節

三 申命記 第廿六章 自三至十七節

四 申命記 第廿六章 自三至十七節

五 申命記 第廿六章 自三至十七節

六 申命記 第廿六章 自三至十七節

七 申命記 第廿六章 自三至十七節

八 申命記 第廿六章 自三至十七節

九 申命記 第廿六章 自三至十七節

十 申命記 第廿六章 自三至十七節

十一 申命記 第廿六章 自三至十七節

十二 申命記 第廿六章 自三至十七節

十三 申命記 第廿六章 自三至十七節

十四 申命記 第廿六章 自三至十七節

十五 申命記 第廿六章 自三至十七節

十六 申命記 第廿六章 自三至十七節

十七 申命記 第廿六章 自三至十七節

を認めて汝の神とかし且うの道に歩みうの法度と誠命と律法とを守りうの聲に聽きたがはんと語り。今日エホバまたうの言しごとく汝を認めてうの實の民となし且汝にうの諸の誠命を守れと言たまへり。エホバ汝の名譽と聲聞と榮耀とを忘るるの造れる諸の國の人にまさらめたまはん。汝はうの神エホバの聖民とあることうの言たまひしごとくからん。

第二十七節 モーセイイスラエルの長老等どもにありて民に命じて曰ふ。我が今日なんちらに命ずるこの誠命を汝ら全く守るべし。汝らヨルダンを濟り汝の神エホバが汝に與へたまふ地にいる時は。大なる石數箇を立て石灰をうの上に塗り。既に濟りて後この律法の諸の言語をうの上に書すべし。然らずれば汝の神エホバの汝にたまふ地たる乳と蜜の流るる國に汝いるを得ること。汝の先祖等の神エホバの汝に言たまひしごとくからん。即ち汝らヨルダンを濟るにおよばば。我が今日なんちらに命ずるの石をエバル山に立て石灰をうの上に塗べし。また其處に汝の神エホバのために石の壇一座を築くべし。但し之を築くに鐵の器を用るべからず。汝新石をもて汝の神エホバの壇を築きうの上にて汝の神エホバに燔祭を獻ぐべし。汝また彼處にて酬恩祭を獻けうの物を食ひて汝の神エホバの前に樂むべし。汝この律法の諸の言語をうの石の上に明白に書すべし。○モーセまた祭司たるレビ人どもにイスラエルの全家に告て曰ふ。イスラエルよ謹みて聽け。汝の今日汝の神エホバの民となれり。然らば汝の神エホバの聲に聽したがひ我が今日汝に命ずる之が誠命と法度をおこなふべし。○是の日にモーセまた民に命じて言ふ。汝らがヨルダンを渡りし後。是らの者ゲリム山にたちて民を祝すべし。即ちシメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ヨセフおよびベニヤミン。また是らの者エバル山にたちて呪詛ことをすべし。即ちルベン、ガド、アセル、ゼブルン、ダン、およびナフタリ。レビ人大聲にてイスラエルの人々に告て言べし。偶像の工人の手の作にしてエホバの憎みたまふ者なれば。凡てこれを刻みまた鑄造りて密に安置く人の詛はるべし。と民みな對へてアメンといふべし。と。

申命記 第廿八章 自十七至廿八章十二節

の父母を輕んずる者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし其の鄰の地界を侵す者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし其の孤子および寡婦の審判を枉る者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし其の父の妻と寝る者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし其の父の女子また其の母の女子たる己の姉妹と寝る者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし其の妻の母と寝る者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし其の報酬をうけて無辜者を殺して其の血を流す者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし其の律法の言を守りて行はざる者ハ詛るべし民みな對てアメンといふべし

第二十八節 汝もし善く汝の神エホバの言に聽したがひ我が今日なんちに命するの一切の誠命を守りて行はざらば汝の神エホバをして地の諸の國人の上に立しめたまふべし汝もし汝の神エホバの言に聽したがふ時ハこの諸の福祉汝に臨み汝におよばん汝ハ邑の内にても福祉を得田野にても福祉を得んまた汝の胎の産汝の地の産汝の家畜の産汝の牛の産汝の羊の産に福祉あらんまた汝の飯籃と汝の搾盤に福祉あらん汝ハ入にも福祉を得出るにも福祉を得べし汝の敵起て汝を攻るあれバエホバ汝をして之を打敗らしめたまふべし彼らハ一條の路より攻きたり汝の前にて七條の路より逃はしらんエホバ命じて福祉を汝の倉庫に降しまた汝が手にて爲どころの事に降し汝の神エホバの汝に與ふる地においてエホバ汝を祝福たまふべし汝もし汝の神エホバの誠命を守りてその道に歩まばエホバ汝に誓ひしごとく汝を立て己の聖民となしたまふべし然る時ハ地の民みな汝がエホバの名をもて稱へらるるを視て汝を畏れんエホバが汝に與へんと汝の先祖等に誓ひたまひし地においてエホバの佳物すなわち汝の身の産と汝の家畜の産と汝の地の産とを饒にたまふべし

申命記 第廿八章 自十七至廿八章十二節

エホバの實の蔵なる天を際し雨を降さるの時ハ汝がひて汝の地に降し汝の手の行爲に福祉をたまはん汝ハ許多の國々の民に貸ことをなすに至らん借ことなかるべしエホバ汝をして首とならしめたまはん尾とならしめたまはん汝ハ只上にをらん下に居じ汝もし我が今日汝に命する汝の神エホバの誠命に聽したがひてこれを守りおこなはざらば斯のごとくなるべし汝わが今日汝に命するこの言語を離れ右または左にまがりて他の神々にしたるがひ事ふることをすべからず汝もし汝の神エホバの言に聽したがはず我が今日かんちちに命するの一切の誠命と法度とを守りおこなはずは此もろくの呪詛汝に臨み汝におよべし汝は邑の内にても詛はれ田野にても詛はれんまた汝の飯籃も汝の搾盤も詛はれん汝の胎の産汝の地の産汝の牛の産汝の羊の産も詛はれん汝ハ入にも詛はれ出るにも詛はれんエホバ汝を忘るの凡て手をもて爲どころにおいて呪詛と恐懼と譴責を蒙らざめたまふべけれバ汝は滅びて速かに亡はてん是は汝惡き事をおこなひて我を棄るによりてかりエホバ疫病を汝の身に著せて遂に汝をうの往て得るところの地より滅ぼし絶たまはんエホバまた癩癩と熱病と傷寒と瘧疾と刀劍と枯死と汚腐とをもて汝を撃かやましたまふべし是らの物汝を追ひ汝を忘て滅びうせめん汝の頭の上から天は銅のごとくにかり汝の下から地は鐵のごとくにかりべしエホバまた雨のかかりに沙と灰とを汝の地に降せたまはん是らの物天より汝の上にて下りて遂に汝を滅ぼさんエホバまた汝を忘て汝の敵に打敗られたまふべし汝ハ彼らにむかひて一條の路より進み彼らの前にて七條の路より逃はしらん而して汝はまた地の諸の國にて處遇にあはん汝の死屍は空の諸の鳥と地の獸の食とならん然るもこれを遂はらふ者あらじエホバまたエジプトの瘍瘡と痔と癩と癢とをもて汝を撃たまはん汝はこれより愈ることあらじエホバまた汝を撃ち汝をして狂ひ且目くらみて心に驚き悸れしめたまはん汝は暗にたごることく眞晝においても尙たぞらん汝の途によりて福祉を得ることあらじ汝ハ只のねに虐けられ掠められんのみ

三十一 汝を救ふ者なかるべし 手汝妻を娶る時は他の人これと寝ん 汝家を建るもろの中に住くことを得ず 葡萄園を作るもろの葡萄を摘むことを得じ 三 汝の牛 汝の目の前に宰らるるも 汝これを食ふことを得ず 汝の驢馬 汝の目の前に奪ひさられん 再び汝にかへることあらじ 又かんちの羊は汝の敵の有とからん 然と汝にこれを救ふ道あらじ 三 汝の男子と汝の女子 他邦の民の有とからん 汝の終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん 汝の手は何の力もあらじ 三 汝の地の産物および汝の勞苦で得たる物の汝の識ざる民これを食はん 汝は只つねに虚けられ窘められん 而已 三 汝の目の目に見るところの事によりて心狂ふに至らん 三 エホバ 汝の膝と脛とに悪くあて愈ざる瘍瘡を生せしめて終に足の蹶より頭の頂にまでおよぼす 汝はたまへん 三 エホバ 汝と汝が立たる王とを携へて 汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん 汝の其處にて木また石かる他の神々に事ふるあらん 三 汝のエホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり 諺語となり 諷刺とならん 三 汝の多分の種を田野に携へ出すもろの刈とるところは少かるべし 蝗これを食ふべければなり 三 汝葡萄園を作りてこれに培ふもろの酒を飲くとを得ず またろの果を斂むることを得じ 蟲これを食ふべければなり 早汝の國に遍く橄欖の樹あらん 然と汝の油を身に膏くことを得じ 其果みか墮べければなり 三 汝男子女子を擧ぐるもこれを汝の有とする ことを得じ 皆擄へゆかるべければなり 三 汝の諸の樹および汝の地の産物はみな蝗これを取て食ふべし 三 汝の中間にある他國の人へます 高くかりゆきて 汝の上に出で 汝はます 卑くなりゆかん 三 彼汝に貸くことをせん 汝は彼に貸くことを得じ 彼は首とかり 汝は尾とならん 三 この諸の災禍汝に臨み 汝を追ひ 汝に及びて つひに汝を滅ぼさん 是は汝の神エホバの言に聽したがはず 其なんちに命じたまへる 誠命と法度とを守らざるによるなり 是等の事恒になんちと汝の子孫の上において 徴證となり 人を驚かす者となるべし 三 かんち萬の物の豐饒なる中にて心に歡び樂みて 汝の神エホバに事へざるに因り 只飢る渴さかつ 穢になり 萬の物に乏しくして エホバの汝に攻きたらせ

三十二 汝を救ふ者なかるべし 手汝妻を娶る時は他の人これと寝ん 汝家を建るもろの中に住くことを得ず 葡萄園を作るもろの葡萄を摘むことを得じ 三 汝の牛 汝の目の前に宰らるるも 汝これを食ふことを得ず 汝の驢馬 汝の目の前に奪ひさられん 再び汝にかへることあらじ 又かんちの羊は汝の敵の有とからん 然と汝にこれを救ふ道あらじ 三 汝の男子と汝の女子 他邦の民の有とからん 汝の終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん 汝の手は何の力もあらじ 三 汝の地の産物および汝の勞苦で得たる物の汝の識ざる民これを食はん 汝は只つねに虚けられ窘められん 而已 三 汝の目の目に見るところの事によりて心狂ふに至らん 三 エホバ 汝の膝と脛とに悪くあて愈ざる瘍瘡を生せしめて終に足の蹶より頭の頂にまでおよぼす 汝はたまへん 三 エホバ 汝と汝が立たる王とを携へて 汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん 汝の其處にて木また石かる他の神々に事ふるあらん 三 汝のエホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり 諺語となり 諷刺とならん 三 汝の多分の種を田野に携へ出すもろの刈とるところは少かるべし 蝗これを食ふべければなり 三 汝葡萄園を作りてこれに培ふもろの酒を飲くとを得ず またろの果を斂むることを得じ 蟲これを食ふべければなり 早汝の國に遍く橄欖の樹あらん 然と汝の油を身に膏くことを得じ 其果みか墮べければなり 三 汝男子女子を擧ぐるもこれを汝の有とする ことを得じ 皆擄へゆかるべければなり 三 汝の諸の樹および汝の地の産物はみな蝗これを取て食ふべし 三 汝の中間にある他國の人へます 高くかりゆきて 汝の上に出で 汝はます 卑くなりゆかん 三 彼汝に貸くことをせん 汝は彼に貸くことを得じ 彼は首とかり 汝は尾とならん 三 この諸の災禍汝に臨み 汝を追ひ 汝に及びて つひに汝を滅ぼさん 是は汝の神エホバの言に聽したがはず 其なんちに命じたまへる 誠命と法度とを守らざるによるなり 是等の事恒になんちと汝の子孫の上において 徴證となり 人を驚かす者となるべし 三 かんち萬の物の豐饒なる中にて心に歡び樂みて 汝の神エホバに事へざるに因り 只飢る渴さかつ 穢になり 萬の物に乏しくして エホバの汝に攻きたらせ

汝を救ふ者なかるべし 手汝妻を娶る時は他の人これと寝ん 汝家を建るもろの中に住くことを得ず 葡萄園を作るもろの葡萄を摘むことを得じ 三 汝の牛 汝の目の前に宰らるるも 汝これを食ふことを得ず 汝の驢馬 汝の目の前に奪ひさられん 再び汝にかへることあらじ 又かんちの羊は汝の敵の有とからん 然と汝にこれを救ふ道あらじ 三 汝の男子と汝の女子 他邦の民の有とからん 汝の終日これを慕ひ望みて目を喪ふに至らん 汝の手は何の力もあらじ 三 汝の地の産物および汝の勞苦で得たる物の汝の識ざる民これを食はん 汝は只つねに虚けられ窘められん 而已 三 汝の目の目に見るところの事によりて心狂ふに至らん 三 エホバ 汝の膝と脛とに悪くあて愈ざる瘍瘡を生せしめて終に足の蹶より頭の頂にまでおよぼす 汝はたまへん 三 エホバ 汝と汝が立たる王とを携へて 汝も汝の先祖等も知ざりし國々に移し給はん 汝の其處にて木また石かる他の神々に事ふるあらん 三 汝のエホバの汝を遣はしたまふ國々にて人の詫異む者となり 諺語となり 諷刺とならん 三 汝の多分の種を田野に携へ出すもろの刈とるところは少かるべし 蝗これを食ふべければなり 三 汝葡萄園を作りてこれに培ふもろの酒を飲くとを得ず またろの果を斂むることを得じ 蟲これを食ふべければなり 早汝の國に遍く橄欖の樹あらん 然と汝の油を身に膏くことを得じ 其果みか墮べければなり 三 汝男子女子を擧ぐるもこれを汝の有とする ことを得じ 皆擄へゆかるべければなり 三 汝の諸の樹および汝の地の産物はみな蝗これを取て食ふべし 三 汝の中間にある他國の人へます 高くかりゆきて 汝の上に出で 汝はます 卑くなりゆかん 三 彼汝に貸くことをせん 汝は彼に貸くことを得じ 彼は首とかり 汝は尾とならん 三 この諸の災禍汝に臨み 汝を追ひ 汝に及びて つひに汝を滅ぼさん 是は汝の神エホバの言に聽したがはず 其なんちに命じたまへる 誠命と法度とを守らざるによるなり 是等の事恒になんちと汝の子孫の上において 徴證となり 人を驚かす者となるべし 三 かんち萬の物の豐饒なる中にて心に歡び樂みて 汝の神エホバに事へざるに因り 只飢る渴さかつ 穢になり 萬の物に乏しくして エホバの汝に攻きたらせ

ろの地より拔さるべし。エホバ地のこの極よりの極までの國々の中に汝を散したまはん。汝の其處にて汝も汝の先祖等も知ざりし木また石なる他の神々に事へん。諸國々の中にありて汝は安寧を得ず。また汝の足の跡を休むる所を得じ。其處にてエホバ汝を志て心慄き目昏み精神亂れしめたまはん。汝の生命は細き糸に懸るが如く。汝に見ゆ。汝の夜晝となく恐怖をいたさ。汝の生命おほつかなしと思はん。汝心に懼るる所によりまた目に見る所により。朝において言ん。嗚呼。夕なれば善らんとまた夕において言ん。嗚呼。朝から善らんと。エホバかんちを舟にのせ。彼の昔わが汝に告て。汝は再びこれを見ることあらじと。言たるる路より汝をエジプトに曳ゆきたまはん。彼處にて人汝らを賣て汝らの敵の奴婢と。かさん。汝らを買ふ人もあらじ。

第二十九章

エホバモーセに命じ。モアブの地にてイスラエルの子孫と契約を結はしめたまふるの言の斯のことし。是はホレブにてかれらと結びし契約の外なる者なり。ニモーセイイスラエルの全家を呼あつめて之に言ける。汝らはエホバがエジプトの地において汝らの目の前にて。バロとの臣下との全地にて爲たまひし一切の事を觀たり。即ち其大なる試煉と徴證と大なる奇跡とを。汝目に觀たるか。然るにエホバ今日にいたるまで。汝らの心を志て悟ることなく。目をして見ることなく。耳を志て聞くことか。からちめたまへり。四十年の間われ。汝らを導きて曠野を通りしが。汝らの身の衣服は古びず。汝の足の鞋は古びざりき。汝らはまたパンをも食はず。葡萄酒をも濃酒をも飲ざりき。斯ありて。汝ら我が汝らの神エホバなることを知り。汝らこの處に來りし時。ヘシボンの王シホンおよびバシヤンの王オグ。我らを逆へて戦ひしが。我らこれを打敗りて。その地を取りこれをルベン人とガド人とマナセの半支派とに與へて。産業となさめたり。然は汝らこの契約の言を守りてこれを行ふべし。然れば汝らの凡て爲どころに。神あらん。汝らひみな今日なんちらの神エホバの前に立つ。即ち汝らの首領等。なんちらの支派なんちらの長老等。および汝らの牧伯等。なす。イスラエルの一切の人。士。汝らの小き者等。汝ら

の妻ならびに汝の營の中にをる客旅を。凡て汝のために薪を割る者より。水を汲む者にいたるまで。皆エホバの前に立て。士。汝の神エホバの契約に入ん。と。又汝の神エホバの汝にむかひて。今日なしたまふどころの誓に入ん。と。主。然バエホバさきに汝に言し。ことく。また汝の先祖アブラハムイサクヤコブに誓ひし。ことく。今日なんちを立て己の民となし。己みづから汝の神となりたまはん。古。我はたゞ汝らと而已。此契約と誓とを結ぶにあらす。主。今日此にてわれらの神エホバの前に我らと。ともにたちをる者ならびに。今日われらと。ともに此にたち居ざる者ども。これを結ぶなり。主。我らは如何にエジプトの地に住をりしか。如何に國々を通り來りしか。汝らこれを知り。七。汝らひまた木石金銀にて造れる憎むべき物。および偶像のうの國々にあるを見たり。主。然バ汝らの中に今日うの心に我らの神エホバを離れて。其等の國の神に往て事ふる。男女宗族支派を。あるべからす。又なんちらの中に。葦藎または菌蕈を生ずる根あるべからす。斯る人はこの呪詛の言を聞もうの心に自ら幸福かりと思ひて。言ん。我はわが心を剛愎にして。事をなすも。尙平安なり。終には。醉飽る者をもて。渴ける者を除くに。いたらんと。是のことき人はエホバかならず之を赦さたまひ。還てエホバの忿怒と嫉妬の火。これが上に燃え。またこの書に。ある。また災禍みなるの身に。加はらん。エホバつひに。その人の名を。天が下より。抹さりたまふべし。三。エホバすか。ひちイスラエルの諸の支派の中より。その人を分ちて。これに災禍を下し。この律法の書に。しるしたる。契約中の諸の呪詛のこ。ことく。また。三。汝等の後に起る。汝らの子孫の代の人。および遠き國より來る。客旅この地の災禍を見。またエホバがこの地に。流行せたまふ。疾病を見て。言どころ。あらん。三。即ち彼ら見る。に。その全地は。硫黄となり。鹽となり。且。燒土となり。種も。蒔れず。産する所もなく。何の草も。その上に。生ぜず。して。彼の昔。エホバが。その震怒と忿恨とをもて。毀ちたまひし。ソドム。モラア。デマ。ゼボイム。の毀たれたると。同じかるべけれ。彼らも。國々の人も。みな。言ん。エホバ。何とて。斯この地になしたるや。この烈しき。大いなる。震怒の何事ぞ。やと。三。うの時人。應へて。曰ん。彼ら。は。その先祖たちの神エホバが。エジプトの地

より彼らを導きいたして彼らと結びたるの契約を棄てて往て己の識すまた授らざる他の神々に事へてこれを拜みたるが故なり... 我が今日なんち命する所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽きたがは

三六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

三十一 茲にモーセ往てイスラエルの一切の人にこの言をのべたり... 我が今日なんち命する所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽きたがは

天にのほりてこれを我らに持たり我らにこれを聞せて行かせんか... 我が今日なんち命する所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽きたがは

三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

三十一 茲にモーセ往てイスラエルの一切の人にこの言をのべたり... 我が今日なんち命する所に全たく循がひて心をつくし精神をつくしてエホバの言に聽きたがは

申命記 卅一章 八節
 九節
 十節
 十一節
 十二節
 十三節
 十四節
 十五節
 十六節
 十七節
 十八節
 十九節

一セヨシユアを呼びイスラエルの一切の人の目の前にてこれに言ふ汝ハこの民どもに往き在昔エ
 ホバがかれらの先祖たちに與へんと誓ひたまひし地に入るべきが故に心を強くしかつ勇め汝彼らに
 これを獲さざるを得べしエホバみづから汝に先たちて往きたまはんまた汝どもに居り汝を離
 れず汝を棄たまひ懼るゝ勿れ驚くなかれ○モーセこの律法を書きエホバの契約の櫃を昇ところ
 のレビの子孫たる祭司およびイスラエルの諸の長老等に授けたり而してモーセ彼らに命じて言け
 るの七年の末年すなわち放釋の年の節期にいたり結茅の節においてイスラエルの人皆なんちの神
 エホバの前に出んとてエホバの選びたまふ處に來らんその時に汝イスラエルの一切の人の前にこの
 律法を誦てこれに聞すべし即ち男女子等および汝の門の内なる他國の人など一切の民を集め彼ら
 をしてこれを聽かつ學ばしむべし然すれバ彼等汝らの神エホバを畏れてこの律法の言を守り行はん
 さまた彼らの子等のこれを知ざる者も之を聞て汝らの神エホバを畏るゝことを學ばん汝ららのヨル
 ダンを濟りゆきて獲どころの地に存ふる日の間つねに斯すべし○古エホバまたモーセに言たまひけ
 るの視よ汝の死る日近しヨシユアを召てどもに集會の幕屋に立て我かれに命ずるところあらんとモ
 ーセとヨシユアすなわち往て集會の幕屋に立けるにエホバ幕屋において雲の柱の中に現はれたま
 へりろの雲の柱の幕屋の門口の上に駐まれりエホバモーセに言たまひける汝ハ先祖たちども
 に寝らん此民の起あがりろの往どころの他國の神々を慕ひて之と姦淫を行ひかつ我を棄て我が彼ら
 とむすびし契約を破らんその日に我かれらにむかひて怒を發し彼らを棄て吾面をかれらに隠す
 べけれバ彼らハ吞ほろばされ許多の災害と艱難かれらに臨まん是をもてろの日に彼ら言ん是等の災
 禍の我らにのぞむハ我らの神エホバわれらどもに在さざるによるならずやと然るも彼ら諸の惡
 をおこなひて他の神々に歸するによりて我ろの日にハかならず吾面をかれらに隠さん然バ汝ら今
 この歌を書きイスラエルの子孫にこれを教へてろの口に念せしめ此歌を忘てイスラエルの子孫にむ

申命記 卅一章 二十節
 二十一節
 二十二節
 二十三節
 二十四節
 二十五節
 二十六節
 二十七節
 二十八節
 二十九節
 三十節

かひて我の證とならしめよ我かれらの先祖たちに誓ひし乳と蜜の流るゝ地にかれらを導きいらん
 に彼らハ食ひて飽き肥太るにおよば翻へりて他の神々に歸してこれに事へ我を輕んじ吾契約を破
 らん三而して許多の災禍と艱難彼らに臨むにいたる時ハこの歌かれらに對ひて証をなす者とならん
 其はこの歌かれらの口にありて忘るゝことなかるべけれバなり我いまたわが誓ひし地に彼らを導き
 いらざるに彼らハ早く己に思ひ量る所あり我これを知らんとモーセすなはちろの日にこの歌を書て
 これをイスラエルの子孫に教へたり三エホバまたヌンの子ヨシユアに命じて曰たまはく汝ハイスラ
 エルの子孫を我が其に誓ひし地に導きいるべきが故に心を強くしかつ勇め我なんちどもに在べし
 とモーセこの律法の言をことごとく書に書るすを終たる時モーセエホバの契約の櫃を昇と
 ころのレビ人に命じて言けるハ三この律法の書をとりて汝らの神エホバの契約の櫃の傍にこれを置
 き之を忘て汝にむかひて証をなす者たらしめよ三我なんちの悖る事と頑梗なるを知る視よ今日わ
 が生存へて汝らどもに在ある間すら汝らハエホバに悖れり況てわが死たる後においてをや三汝らの
 諸支流の長老等および牧伯たちを吾許に集めよ我これらの言をかれらに語り聞せ天と地とを呼てか
 れらに証をなさしめん三我なる我が死たる後にハ汝ら必ず惡き事を行ひ我が汝らに命せし道を離れ
 ん而して後の日に災害なんちらに臨まん是なんちらエホバの惡と觀たまふ事をおこなひ汝らの手の
 行爲をもてエホバを怒らするによりてなり手かくてモーセイスラエルの全會衆にこの歌の言をこと
 ごとく語り聞せたり

第三十章 一天よ耳を傾けよ我語らん地よ吾口の言を聽け二わが教ハ雨の降るがごとし吾言ハ露
 のおくがごとく蒙の若艸の上にあふること細雨の青艸の上にくたがるが如し三我ハエホバの御名を頌
 揚ん我らの神に汝ら榮光を歸せよ四エホバハ誓にましめてろの御行爲ハ完くろの道ハみな正しま
 た眞實ある神にましめて惡きところ無し只正しくして直くいます五彼らハエホバにむかひて惡き事

申命記 第卅二章
 一 申命記 第卅二章
 二 申命記 第卅二章
 三 申命記 第卅二章
 四 申命記 第卅二章
 五 申命記 第卅二章
 六 申命記 第卅二章
 七 申命記 第卅二章
 八 申命記 第卅二章
 九 申命記 第卅二章
 十 申命記 第卅二章
 十一 申命記 第卅二章
 十二 申命記 第卅二章
 十三 申命記 第卅二章
 十四 申命記 第卅二章
 十五 申命記 第卅二章
 十六 申命記 第卅二章
 十七 申命記 第卅二章
 十八 申命記 第卅二章
 十九 申命記 第卅二章
 二十 申命記 第卅二章
 二十一 申命記 第卅二章
 二十二 申命記 第卅二章
 二十三 申命記 第卅二章
 二十四 申命記 第卅二章
 二十五 申命記 第卅二章
 二十六 申命記 第卅二章
 二十七 申命記 第卅二章
 二十八 申命記 第卅二章
 二十九 申命記 第卅二章
 三十 申命記 第卅二章
 三十一 申命記 第卅二章
 三十二 申命記 第卅二章
 三十三 申命記 第卅二章
 三十四 申命記 第卅二章
 三十五 申命記 第卅二章
 三十六 申命記 第卅二章
 三十七 申命記 第卅二章
 三十八 申命記 第卅二章
 三十九 申命記 第卅二章
 四十 申命記 第卅二章
 四十一 申命記 第卅二章
 四十二 申命記 第卅二章
 四十三 申命記 第卅二章
 四十四 申命記 第卅二章
 四十五 申命記 第卅二章
 四十六 申命記 第卅二章
 四十七 申命記 第卅二章
 四十八 申命記 第卅二章
 四十九 申命記 第卅二章
 五十 申命記 第卅二章

をおこなふ者にてうの子にあらす只これが玷となるのみ其人を爲す邪僻にして曲れり愚にして智慧なき民よ汝らがエホバに報ゆること是のどくなるかエホバの父にして汝を贖ひまた汝を造り汝を建たまへすや昔の日を憶え過にし世代の年を念へよ汝の父に問べし彼汝に示さん汝の中年老に問べし彼ら汝に語らん至高者人の子を四方に散ちて萬の民にその産業を分ちイスラエルの子孫の數に照して諸の民の境界を定めたまへりエホバの分はるの民にしてヤコブの産業たるにこれを守りたまへり土鵬ののの巢を喚起しうの子の上に翱翔せどくエホバの羽を展て彼らを載せろの翼をもてこれを負たまへりエホバの只獨りてかれを導きたまへり別神のこれどもならざりきエホバかれに地の高處を乗とほらせ田園の産物を食へせ石の中より蜜を吸せめ磐の中より油を吸しめ牛の乳羊の乳羔羊の脂パンより出る牡羊山羊および小麥の最も佳き者これに食へせたまひき汝はまた葡萄酒の汁の紅き酒を飲り然るにエシユルンに肥て踏ことを爲す汝は肥太りて大きくなり己を造りし神を棄て己が救拯の磐を輕んず其彼らに別神をもて之が嫉妬をおこし憎むべき者をもて之が震怒を惹く土彼らが犠牲をささぐる者鬼にして神にあらす彼らが識ざりし鬼神近頃新に出たる者汝らの遠く親の畏まざりし者なり汝を生じ磐を汝これに棄て汝を造りし神を汝これを忘るエホバこれを見よの男子女子を怒りてこれを棄たまふ手すなわち曰たまはく我が面をかこれらに隠さん我かれらの終を觀ん彼らにのみなき悖る類の者眞實あらざる子等なり三彼らに神ならぬ者をもて我に嫉妬を起させ虚き者をもて我を怒らせたれば我も民ならぬ者をもて彼らに嫉妬を起させ愚なる民をもて彼らを怒らせん三即ちわが震怒によりて火燃いで深き陰府に燃いたりまた地どうの産物とを焼つくし山々の基をもやさん三我禍災をかれらの上に積かさね吾矢をかれらにむかひて射つくさん三彼らに饑て瘦おどろへ熱の病患と惡き疫とによりて滅びん我またかれ

申命記 第卅二章
 一 申命記 第卅二章
 二 申命記 第卅二章
 三 申命記 第卅二章
 四 申命記 第卅二章
 五 申命記 第卅二章
 六 申命記 第卅二章
 七 申命記 第卅二章
 八 申命記 第卅二章
 九 申命記 第卅二章
 十 申命記 第卅二章
 十一 申命記 第卅二章
 十二 申命記 第卅二章
 十三 申命記 第卅二章
 十四 申命記 第卅二章
 十五 申命記 第卅二章
 十六 申命記 第卅二章
 十七 申命記 第卅二章
 十八 申命記 第卅二章
 十九 申命記 第卅二章
 二十 申命記 第卅二章
 二十一 申命記 第卅二章
 二十二 申命記 第卅二章
 二十三 申命記 第卅二章
 二十四 申命記 第卅二章
 二十五 申命記 第卅二章
 二十六 申命記 第卅二章
 二十七 申命記 第卅二章
 二十八 申命記 第卅二章
 二十九 申命記 第卅二章
 三十 申命記 第卅二章
 三十一 申命記 第卅二章
 三十二 申命記 第卅二章
 三十三 申命記 第卅二章
 三十四 申命記 第卅二章
 三十五 申命記 第卅二章
 三十六 申命記 第卅二章
 三十七 申命記 第卅二章
 三十八 申命記 第卅二章
 三十九 申命記 第卅二章
 四十 申命記 第卅二章
 四十一 申命記 第卅二章
 四十二 申命記 第卅二章
 四十三 申命記 第卅二章
 四十四 申命記 第卅二章
 四十五 申命記 第卅二章
 四十六 申命記 第卅二章
 四十七 申命記 第卅二章
 四十八 申命記 第卅二章
 四十九 申命記 第卅二章
 五十 申命記 第卅二章

らをして獸の齒にかくらしめ地に俯ふ者の毒にあたらしめん三外に劍内にの恐怖ありて少き男をも少き女をも幼兒をも白髪の人をも滅ぼさん三我の曰ふ我彼等を吹掃ひ彼らの事をして世の中に記憶らるること無らなめんと然れども我の敵人の怒を恐る即ち敵人これを見あやまりて言ん我らの手能くこれを爲り是はすべてエホバの爲るにあらす三彼らにまつた智慧なき民なりうの中に知識ある者なし三嗚呼彼らもし智慧あらば之を了りてうの身の終を思慮らんものを手彼らの磐これを賣すエホバこれを付さず争か一人にて千人を逐ひ二人にて萬人を敗ることを得ん三彼らの磐を我らの磐にまかす我らの敵たる者等も然認めたり三彼らの葡萄酒の樹のソドムの葡萄酒の樹またゴモラの野より出たる者うの葡萄酒の毒葡萄酒の球の苦しうの葡萄酒の蛇の毒のどく蠅の惡き毒のどく三是の私の許に蓄へあり我の庫に封じてめ有にあらすや三彼らの足の躓かん時に我仇をかへし應報をなさんうの災禍の日は近く其がために備へられたる事迅速にいたる三エホバつひにうの民を鞠きまたうの僕に憐憫をくへたまはん其の彼らの力のすでに去うせて繋かれたる者も繋かれざる者もあらずなれるを見たまへばなり三エホバ言たまはん彼らの神々の何處にをるや彼らが頼める磐の何處や三即ちうの犠牲の膏油を食ひうの灌祭の酒を飲たる者何處にをるや其等をして起て汝らを助けしめ汝らを護らしめよ三汝ら今觀よ我ころの彼なり我の外に神なし殺すこと活すこと撃つこと愈すこと凡て我これを爲す我手より救ひ出すことを得る者あらず三我天にむかひて手をあげて言ふ我の永遠に活く三我わが閃爍く刃を磨ぎ審判をわが手に握る時かならず仇をわが敵にかへし我を惡む者に惡報をなさん三我わが箭をして血に酔えめ吾劍を忘て肉を食えめん即ち殺る者ど擄らるる者の血を之に飲せ敵の髪おほき首の肉をこれに食へせん三國々の民よ汝らエホバの民のためには歡悦をなせ其のエホバの僕の血のために返報をなしうの敵に仇をかへしうの地のどうの民の汚穢をのぞきたまへばなり三三モーセメンの子エシユアとよもに到りて此歌の言をことごとく民に誦

一 申命記 卅三章 九節
 二 申命記 卅三章 十節
 三 申命記 卅三章 十一節
 四 申命記 卅三章 十二節
 五 申命記 卅三章 十三節
 六 申命記 卅三章 十四節
 七 申命記 卅三章 十五節
 八 申命記 卅三章 十六節
 九 申命記 卅三章 十七節
 十 申命記 卅三章 十八節
 十一 申命記 卅三章 十九節
 十二 申命記 卅三章 二十節
 十三 申命記 卅三章 二十一節
 十四 申命記 卅三章 二十二節
 十五 申命記 卅三章 二十三節
 十六 申命記 卅三章 二十四節
 十七 申命記 卅三章 二十五節
 十八 申命記 卅三章 二十六節
 十九 申命記 卅三章 二十七節
 二十 申命記 卅三章 二十八節
 二十一 申命記 卅三章 二十九節
 二十二 申命記 卅三章 三十節
 二十三 申命記 卅三章 三十一節
 二十四 申命記 卅三章 三十二節
 二十五 申命記 卅三章 三十三節

さかせたり 聖モーセこの言語をことごとくイスラエルの一切の人に告をかりて 其これに言ける我
 が今日なんぢらに對ひて証するこの一切の言語を汝ら心に藏め汝らの子等にこの律法の一切の言語
 を守りおこなふことを命ずべし 抑この言ハ汝らに虚しき言にあらす是ハ汝らの生命なりこの言
 によりて汝らハヨルダンを濟りゆきて獲どころの地に汝らの生命を永うすることを得るなり
 ○此この日にエホバモーセに告て言たまはく 汝エリコに對するモアブの地のアバリム山に登りて
 テボ山にいたり我がイスラエルの子孫にあたへて産業となさしむるカナンの地を觀わたせよ 汝ら
 一の登れる山に死て汝の民に列ならん是汝の兄弟アロンがホル山に死ての民に列りしごとくなる
 べし 是ハ汝らナンの曠野なるカデシのメリバの水の邊においてイスラエルの子孫の中間にて我に
 悖りイスラエルの子孫の中に我の聖きことを顯さざりしが故なり 然も汝ハ我がイスラエルの子
 孫に與ふる地を汝の前に觀わたすことを得ん但しその地に汝いることを得じ
第三十三篇 一 神の人モーセの死る前にイスラエルの子孫を祝せりその祝せし言ハ是のごとし云く
 ニエホバシナイより來りセイルより彼らにむかひて昇りパランの山より光明を發ちて出で千萬の聖
 者の中間よりして格りたまへりその右の手に輝やける火ありき 三 エホバハ民を愛したまふ其聖者
 ハ皆の手にあり皆の足下に坐りその言によりて起あがる 四 モーセわれらに律法を命ぜり是ハヤ
 コブの會衆の産業たり 五 民の首領等イスラエルの諸の支派あひ集れる時に彼ハエシユルンの中に王
 たりきマルベンの生ん死ハせじ然もその人數ハ寡少ならんセユダにつきてハ斯いふエホバユダの
 聲を聽きこれをその民に引かへしたまへ彼ハその手をもて己のために戰ハん願くハ汝これを助けて
 一の敵にあらしめたまへレレレレにつきて言ふ汝のトニムとワリムハ汝の聖人に歸す汝かつて
 マッサにて彼を試みメリバの水邊にてかれと爭へり 九 彼ハその父またハその母につきて言ひ我
 ハこれを見ずと又彼ハ自己の兄弟を認すまた自己の子等を顧みざりき是ハなんぢの言に違ハハ汝の

一 申命記 卅三章 九節
 二 申命記 卅三章 十節
 三 申命記 卅三章 十一節
 四 申命記 卅三章 十二節
 五 申命記 卅三章 十三節
 六 申命記 卅三章 十四節
 七 申命記 卅三章 十五節
 八 申命記 卅三章 十六節
 九 申命記 卅三章 十七節
 十 申命記 卅三章 十八節
 十一 申命記 卅三章 十九節
 十二 申命記 卅三章 二十節
 十三 申命記 卅三章 二十一節
 十四 申命記 卅三章 二十二節
 十五 申命記 卅三章 二十三節
 十六 申命記 卅三章 二十四節
 十七 申命記 卅三章 二十五節
 十八 申命記 卅三章 二十六節
 十九 申命記 卅三章 二十七節
 二十 申命記 卅三章 二十八節
 二十一 申命記 卅三章 二十九節
 二十二 申命記 卅三章 三十節
 二十三 申命記 卅三章 三十一節
 二十四 申命記 卅三章 三十二節
 二十五 申命記 卅三章 三十三節

契約を守りてなり 十 彼らハ汝の式例をヤコブに教へ汝の律法をイスラエルに教へ又香を汝の鼻の前
 にはなへ燔祭を汝の壇の上にささぐ 十一 エホバハ彼の所有を祝し彼が手の作爲を悦びて納れたまへ
 又起てこれに逆らふ者とこれを惡む者との腰を擡きて復起あがることあたはせらしたまへ 十二
 ヤミンにつきて言ふエホバの愛する者安然にエホバとよむにあり日々はるの庇護をかうむりて
 の肩の間に居ん 十三 エホバハ願くハその地エホバの祝福をかうむらんことを即ち天の寶
 物なる露淵の底なる水古日によりて産する寶物月によりて生ずる寶物 十四 古山の巔の寶物老嶽の寶物
 其地の寶物地の中の産物および柴の中に居たまひし者の恩恵なき 十五 ヨセフの首に臨るの兄弟と別にな
 りたる者の頂に降らん 十六 彼の牛の首出ハるの身に榮光ありてその角ハ咒の角のごとく之をもて國々
 の民を衝たふして直に地の四方の極にまで至る 是ハエフライムの萬々是ハマナセの千々なり 十七
 ルンにつきて言ふゼブルンよ汝ハ外に出て快樂を得よ イッサカルよ汝ハ家に居て快樂を得よ 十八 彼
 らの國々の民を山に招き其處にて義の犠牲を獻げん 十九 又海の中に盈る物を得て食ひ沙の中に藏れたる
 物を得て食はん 二十 ガドにつきて言ふガドをして大ならしむる者の讚べき哉ガドハ獅子のごとく
 伏し腕と首の頂とを擡裂ん 二十一 彼の初穂の地を自己のために選べり其處にハ大將の分もこもれり 彼ハ
 民の首領等とよむに至りイスラエルとよむにエホバの公義と審判とをおこなへり 二十二 三ダンにつきてハ
 言ふダンハ小獅子のごとくパンヤンより跳り出づ 二十三 ナフタリにつきて言ふナフタリよ汝ハ大に福
 祉をかうむりエホバの恩恵にうるほふて西と南の部を獲得ん 二十四 アセルにつきて言ふアセルハ他の子
 等よりも幸福なりまた其兄弟等にこえて恵まれるの足を膏の中に浸さん 二十五 汝の門閤ハ鐵のごとく銅
 のごとし汝の能力ハ汝が日々需むるところに循はん 二十六 エシユルンよ全能の神のごとき者ハ外に無
 し是ハ天に乗て汝を助け雲に駕てその威光をあらはしたまふ 二十七 永久に在す神ハ住所なり下にハ永遠
 の腕あり敵人を汝の前より驅はらひて言たまふ滅ぼせよと 二十八 イスラエルハ安然に住をりヤコブの泉

一 爾等はヨルダン河を渡りて
二 我々の地を以て我々の地とせしめ
三 我々の地を以て我々の地とせしめ
四 我々の地を以て我々の地とせしめ
五 我々の地を以て我々の地とせしめ
六 我々の地を以て我々の地とせしめ
七 我々の地を以て我々の地とせしめ
八 我々の地を以て我々の地とせしめ
九 我々の地を以て我々の地とせしめ
十 我々の地を以て我々の地とせしめ
十一 我々の地を以て我々の地とせしめ
十二 我々の地を以て我々の地とせしめ

二五 穀と酒との多き地に獨り在んるの天はまた露をこれに降すべし元イスラエルよ汝は幸福なり誰か汝のごとくエホバに救はれし民たらんエホバは汝を護る楯汝の榮光の劍なり汝の敵は汝に詔ひ服せん汝はかれらの高處を踐ん

第二十四節 一 斯てモーセモアブの平野よりテボ山にほのりエリコに對するビスガの巔にいたりければエホバ之にギレアドの全地をダンまで見しニナフタリの全部エフライムとマナセの地およびユダの全地を西の海まで見し三南の地と棕櫚の邑なるエリコの谷の原をゾアンまで見したまへり而してエホバかれに言たまひける我がアブラハムイサクヤコブにむかひ之を汝の子孫にあたへんと言て誓ひたりし地は是なり我なんちをして之を汝の目に觀せしむ然も汝は彼處に濟りゆくことを得ずと五斯のごとくエホバの僕モーセはエホバの言のごとくモアブの地に死り六エホバはテベオルに對するモアブの地の谷にこれを葬り給へり今日までもその墓を知る人なし七モーセは子の死たる時百二十歳なりしがうの目の瞶まするの氣力の衰へさりきイスラエルの子孫モアブの地において三十日のあひたモーセのために哭泣をなしけるがモーセのために哭き哀しむ日つひに満り八ヌンの子ヨシユアハ心に智慧の充る者なりモーセの手をこれの上に按たるによりて然るなりイスラエルの子孫は之に聽したがエホバのモーセに命じたまひし如くおこなへり九イスラエルの中にこの後モーセのごとき預言者おこらざりきモーセはエホバが面を對して知たまへる者なりき十即ちエホバエジプトの地においてかれをバロトの臣下とするの全地とにつかひして諸の徴證と奇蹟を行はせたまへり十一またイスラエルの一切の人の目の前にてモーセの大なる能力をあらはし大なる畏るべき事を行へり

申命記 終

一 我々の地を以て我々の地とせしめ
二 我々の地を以て我々の地とせしめ
三 我々の地を以て我々の地とせしめ
四 我々の地を以て我々の地とせしめ
五 我々の地を以て我々の地とせしめ
六 我々の地を以て我々の地とせしめ
七 我々の地を以て我々の地とせしめ
八 我々の地を以て我々の地とせしめ
九 我々の地を以て我々の地とせしめ
十 我々の地を以て我々の地とせしめ
十一 我々の地を以て我々の地とせしめ
十二 我々の地を以て我々の地とせしめ

二 我々の地を以て我々の地とせしめ
三 我々の地を以て我々の地とせしめ
四 我々の地を以て我々の地とせしめ
五 我々の地を以て我々の地とせしめ
六 我々の地を以て我々の地とせしめ
七 我々の地を以て我々の地とせしめ
八 我々の地を以て我々の地とせしめ
九 我々の地を以て我々の地とせしめ
十 我々の地を以て我々の地とせしめ
十一 我々の地を以て我々の地とせしめ
十二 我々の地を以て我々の地とせしめ

第二十五節 一 エホバの僕モーセの死し後エホバモーセの從者ヌンの子ヨシユアに語りて言たまはくニわが僕モーセは已に死り然も汝いま此すべての民どもに起てこのヨルダンを渡り我がイスラエルの子孫に與ふる地にゆけ凡も汝らが足の躓にて踏む所は我これを盡く汝らに與ふ我が前にモーセに語し如し二汝らの疆界は荒野および此レバノンより大河ユフラタ河に至りてヘテ人の全地を包ぬ日の没る方の大海に及ぶべし五汝が生ながらふる日の間なんちに當る事を得る人なかるべし我モ一セと偕に在しごとく汝と偕にあらん我なんちを離れず汝を棄じ心強くしかつ勇め汝は此の民をして我が之に與ふることをうの先祖等に誓ひたりし地を獲しむべき者なり七惟心を強くし勇み勵んで我僕モーセが汝に命せし律法をことごとく守りて行なへ之を離れて右にも左にも曲るなかれ然も汝いつく往ても利を得べしハこの律法の書を汝の口より離すべからず夜も晝もこれを念ひて其中に録したる所をことごとく守りて行へ然も汝の途福利を得汝かならず勝利を得べし九我なんちに命せしにあらすや心を強くしかつ勇め汝の凡て往く處にて汝の神エホバ偕に在せバ懼るる勿れ戰慄なかれ十茲にヨシユア民の有司等に命じて言ふ士陣營の中を行めぐり民に命じて言へ汝等糧食を備へよ三日の内に汝ら此ヨルダンを濟り汝らの神エホバが汝らに與へて獲させんとしたまふ地を獲んために進みゆくべければなりと十一ヨシユアまたルベン人ガド人およびマナセの支派の半に告て言ふ士エホバの僕モーセ前に汝らに命じて語り汝らの神エホバ今なんちらに安息を賜へり亦この地を汝らに與へたまふべしと汝らこの言詞を記念よ士汝らの妻子および家畜ハモーセが汝らに與へしヨルダンの此傍の地に止まるべし然も汝ら勇者ハ皆身をよろひて兄弟等の先にたち進濟りて之を助けよ而してエホバが汝らに賜ひし如くなんちらの兄弟等にも安息を賜ふにおよばざ又かれらもなんちらの神エホバの與へたまふ地を獲るにおよばざ汝らエホバの僕モーセより與

へられしヨルダンの此旁日の出る方なる己が所有の地に還りてこれを保つべしと彼らヨシユアに
應て言ふ汝が我等に命せし所我等盡く爲べし、凡て汝が我らを遺す處に我ら住べし我ら一
切の事モーセに聽したるが如く亦なんちに聽したるが如く、唯ねがはくは汝の神エホバモーセに
にいましよと汝と偕に在さんことを大誰にもあれ汝が命令に背き凡て汝が命するところの言に
聽したがはざる者あらば之を殺すべし、唯なんち心を強くしかつ勇め

一 茲にヌンの子ヨシユアシツテムより潜かに二人の間者を發し之にいひけるは往てかの地お
よびエリコを窺ひ探れ乃ち彼ら往て妓婦ラハブと名づくる者の家に入て其處に寝けるが或人エリ
コに王に告て視よイスラエルの子孫の者この地を探らんとて今宵こゝに入きたれりといふ是に於
てエリコの王ラハブに言つかわしけるは汝にきたりて汝の家に入し人を曳いたせ、彼ら此全國を
探らんとて來れるなり婦人かのふたりの人を將て之を匿し而して言ふ實にその人々のわが許に來
れり然れども我らの何處よりか知ざりしが黃昏さき門を閉るころに出されり我らの人々の何處へ
往しかを知らず急ぎうの後を追へ然らば之を追及んとすの實に婦すまにかれらを領て屋蓋に上り屋蓋
の上に列べおきたる麻のなかの之をかくしとなりかくてその人々彼らの後を追ひヨルダンの路を
ゆきて渡場に赴むけり、かれらの後を追ふ者出るや直に門を閉しぬ二人のもの未だ寢ずラハブ屋
背に上りて彼らのもとに來りこれに言けるはエホバこの地を汝らに賜へり我ら其甚く汝らを懼る
この地の民盡く汝らの前に消亡ん我この事を知る其の汝らがエジプトより出來し時エホバなんち
らの前にて紅海の水を乾たまひし事および汝らがヨルダンの彼旁にありしアモリ人の二箇の王シホ
ンとオグどになしよと即ちことごとく之を滅ぼしたりしことを我ら聞たればなり我ら之を聞や
心怯げなんちらの故によりて人の魂さえうせたり汝らの神エホバの天にも下の地にも神たるか
り然らば請ふわれすぞに汝らに恩を施したれば汝らも今エホバを指て我父の家に恩をほどこさんこ

ヨシユアはヨシユアに命せし所我等盡く爲べし、凡て汝が我らを遺す處に我ら住べし我ら一切の事モーセに聽したるが如く亦なんちに聽したるが如く、唯ねがはくは汝の神エホバモーセににいましよと汝と偕に在さんことを大誰にもあれ汝が命令に背き凡て汝が命するところの言に聽したがはざる者あらば之を殺すべし、唯なんち心を強くしかつ勇め

とを誓ひて我に眞實の記號を與へよ又わが父母兄弟姉妹および凡て彼らに屬る者をながらへしめ
我らの生命を拯ひて死を免かれしめんことを誓へよ二人のものこれに言けるは汝ら若しわれらの
此事を洩すことなくば我らの生命汝らに代りて死ん又エホバわれらに此地を與へたまふ時に我ら
なんちに恩を施し眞實を盡さんま是においてラハブ繩をもて彼らを窓より縋おろせり是に其家邑の
石垣の上においてかれ石垣の上に住しに由るラハブかれらに言けるは恐らくは追者なんちに遇ん
汝ら山に往て三日が間うこに隠れをり追者の還るを待て後去ゆくべし二人のものかれに言けるは
汝が我らに誓ふ此誓につきて我ら罪を獲じ我らが此地に打いん時汝我らを縋おろしたり
し窓に此一條の赤き紐を結つけ且つ汝の父母兄弟および汝の父の家の眷族を悉く汝の家に聚むべし
凡て汝の家を門を出て街衢に來る者その血自身の首に歸すべし我らに罪をなし然れども汝も
に家ををる者に手をくひふることをせざるの血われらの首に歸すべし將た汝もし我らのこの事
を洩さば汝が我らに誓せたる誓我らあづかることなしミラハブいひけるはなんちらの言のこどく
すべしと斯てかれらを出し去しめて赤き紐を窓に結べり三かれら往て山にいり追來るものよかへる
を待て三日が間うこに居れりおひ來れるもの徧なく彼らを途に尋ねしかども終に獲ざりき三而して
かの二箇の人山を下り河を濟りて歸りヌンの子ヨシユアに詣りて其有し事等をつおさに陳ぶ
ヌンヨシユアにいふ誠にエホバこの國をこたく我らの手に付したまへりこの國の民は皆我らの前
に消うせん

一 ヨシユア朝はやく起いでイスラエルの人々ともシツテムを打發てヨルダンのゆき之
を濟らすして其處に宿りぬかくて三日の後有司ら陣營の中をめぐり民に命じて曰ふ汝ら祭司等
レビ人がなんちらの神エホバの契約の櫃を昇出すを見れば其處を發出するの後に從がへされど汝ら
どのの櫃との間に量りて凡う二千キュビト許の隔離あるべし之に近づく勿れなんちらの行べき

ヨシユアはヨシユアに命せし所我等盡く爲べし、凡て汝が我らを遺す處に我ら住べし我ら一切の事モーセに聽したるが如く亦なんちに聽したるが如く、唯ねがはくは汝の神エホバモーセににいましよと汝と偕に在さんことを大誰にもあれ汝が命令に背き凡て汝が命するところの言に聽したがはざる者あらば之を殺すべし、唯なんち心を強くしかつ勇め

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

途を知らぬためなり汝らに未だこの途を経しことなかりき
 ホバ明日なんちらの中に妙なる事を行ひたまふべしと
 民に先たちて済れど則ち契約の櫃を昇き民に先たちて進めり
 日よりして我イスラエルの衆の目の前に汝を尊くし我がモーセと偕にありしごとく汝と偕にありし
 日を之に知せんハなんち契約の櫃を昇ごころの祭司等に命じて言へ汝らヨルダンの水際にゆかバヨ
 ルダンにいりて立べしと ユシユアイスラエルの人々にむかひて汝ら此に近づき汝らの神エホバの
 言を聴けと 而してヨシユア語りけらく活神なんちらの中に在してカナン人ヘテ人ヒビ人ベリシ人
 ギルガン人アモリ人エブス人を汝らの前より必ず逐はらひたまふべきを左の事によりてなんちら知
 るべしと 視よ全地の主の契約の櫃なんちらに先たちてヨルダンにすよみ入る 然バ今イスラエルの
 支派の中より支派ごとに一人づゝ合せて十二人を舉よ 全地の主エホバの櫃を昇ごころの祭司等の
 足の躦ヨルダンの水の中に踏とどまらバヨルダンの水上より流れたる水きれとどまり立てうづた
 かくならん 土かくて民ハヨルダンを濟らんとてその幕屋を立出祭司等ハ契約の櫃を昇て之に先たち
 ゆく 抑ヨルダンの收穫の頃に絶するの岸にことごとく溢るるなれど櫃を昇く者等ヨルダンに到
 り櫃を昇ける祭司等の足水際に浸ると齊しく 水上より流れたる水止まりて遙に遠き處まで涸れず
 レダンに近きアダム邑の邊にて積り起て堆かくなりアラバの海すなはち鹽海の方に流れたる水ま
 つたく截止りたれば民エリコにむかひて直に濟れり 即ちエホバの契約の櫃を昇る祭司等ヨルダン
 の中の乾ける地に堅く立をりてイスラエル人みな乾ける地を渉りゆき遂に民ことごとくヨルダンを
 濟りつくせり

第四章 一 民ことごとくヨルダンを濟りつくしたる時エホバヨシユアに語りて言たまはく 汝ら民の
 中より支派ごとに一人づゝ合せて十二人を舉げ 此に命じて言へ汝らヨルダンの中祭司等の足を

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

踏とめしうの處より石十二を取あげてこれを負ひ濟り此夜なんちらが宿る宿場に居よと ヨシユ
 アすなはちイスラエルの人々の中より支派ごとに預て一人づゝを取て備へおきぬ、うの十二人の者
 を召よせ 而してヨシユアこれに言けるハ汝らの神エホバの契約の櫃の前に當りて汝らヨルダンの
 中にすよみ入りイスラエルの人々の支派の數に循ひて各々石ひとつを取あげて肩に負きたれ 是ハ
 汝らの中に徴となるべし後の日にいたりて汝らの子輩是等の石ハ何のこころなりやと問て言バ之
 にいへ往昔ヨルダンの水エホバの契約の櫃の前にて截斷りたる事を表はすかり即ちうのヨルダンを
 濟れる時にヨルダンの水きれ止まれりこの故にこれらの石を永くイスラエルの人々の記念となすべ
 しと ハイスラエルのひと々ヨシユアの命せしごとく然なしエホバのヨシユアに告たまひし如くイ
 スラエルの人々の支派の數に若たがひてヨルダンの中より石十二を取あげて之を負わたりてその宿る
 處にいたりて之を其處にすよたり ユシユアまたヨルダンの中において契約の櫃を昇る祭司等の足を
 踏立し處に石十二を立たりしが今日までも尙ほ彼處にあり 櫃を昇る祭司等ハエホバのヨシユアに
 命じて民に告めたまひし事の悉く成るまでヨルダンの中に立をり凡てモーセのヨシユアに命せ
 し所に適へり民ハ急ぎて濟りぬ 民の悉く濟りつくせるときエホバの櫃および祭司等ハ民の觀る前
 にて濟りたり ユシユアの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半モーセの之に言たりし如く身をよ
 ろひてイスラエルの人々に先たちて濟りゆき 凡う四萬人ばかりの者軍の裝に身を堅め攻戰はんと
 てエホバに先たち濟りてエリコの平野に至れり 土エホバこの日イスラエルの衆人の目の前にてヨシ
 ユアを尊くしたまひければ皆モーセを畏れしごとく彼を畏る 其一生の間常に然り ○ 土エホバヨシ
 ユアに語りて言たまひけるは 其なんち證詞の櫃を昇る祭司等にヨルダンを出きたれと命せよ 土ヨシ
 ユアすなはち祭司等に命じヨルダンを出きたれと言ければ 土エホバの契約の櫃を昇る祭司等ヨルダ
 ンの中より出きたる、祭司等足の躦を陸地に舉ると齊くヨルダンの水故の處に流れかへりて初

一 二 三 四 五 六 七 八 九
 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十
 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十
 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十
 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十
 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十
 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十
 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十
 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十
 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

十九 どの岸にこぼれ溢れぬ。正月の十日に民ヨルダンを出きたり。エリコの東の境界なるギルガ
 二十 ルに營を張り、手時にヨシユアのヨルダンより取きたらせし十二の石をギルガルにたて、三イスラエ
 二十一 ルの人々に語りて言ふ。後の日にいたりて汝らの子輩の父に問て是らの石の何の意なりやと。言ハ三
 二十二 子の輩に告あらせて言へ。在昔イスラエルこのヨルダンを陸地となして濟りすぎし事あり。三即ち
 二十三 汝らの神エホバヨルダンの水を汝らの前に乾涸して、汝らを濟らせたまへり。其事の神エホバの
 二十四 我らの前に紅海を乾涸して我らを渡らせたまひし状況の如くありき。三斯かしたまひし地の諸民を
 二十五 若てエホバの手の力あるを知らぬ。汝らの神エホバを恆に畏れぬためなり。
 二十六 **第五節** 一ヨルダンの彼方に居るアモリ人の諸王および海邊に居るカナンの諸王ハエホバヨルダン
 二十七 の水をイスラエルの人々の前に乾涸して我らを濟らせたまひしと聞き、イスラエルの人々の事により
 二十八 て神魂消え心も心ならずりき。○二の時エホバヨシユアに言たまひける。ハ汝石の小刀を作り、重て復
 二十九 イスラエルの人々に割禮を行なへ。ヨシユアアサハ石の小刀を作り、陽皮山にてイスラエルの
 三十 人に割禮を行へり。ヨシユアが割禮を行ひし所以ハ是なり。エジプトより出きたりし民の中の一切の
 三十一 男すなはち軍人は皆エジプトを出し、後途にて荒野に死たりしが、エその出来し民のみな割禮を受たる
 三十二 者あり。然ぞエジプトを出し、後途にて荒野に生れし民にハ皆割禮を施さざりき。六もイスラ
 三十三 エルの人々ハ四十年の間荒野を歩みりて終にエジプトより出来し民すなはち軍人等ことごとく
 三十四 く亡はたり。是エホバの聲に聽たがはざりしに因てなり。是をもてエホバかれらの先祖等に誓ひて
 三十五 我等に與へんと宣まひし地なる乳と蜜との流るる地を之に見せじと誓たまへり。ハかれらに繼て興ら
 三十六 ぬめたまひし子の輩にハヨシユア割禮を行へり。かれらハ途にて割禮を施さざりしによりて割禮な
 三十七 きものなり。ければなり。ハ一切の民に割禮を行ふこと畢りぬれば、民ハ陣營に其儘居ての瘡を待り
 三十八 九時にエホバヨシユアにむかひて我今日エジプトの羞辱を汝らの上より轉バし去りと宣まへり。是を

一 二 三 四 五 六 七 八 九
 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十
 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十
 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十
 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十
 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十
 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十
 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十
 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十
 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

十九 もてうの處の名を今日までギルガル(轉)と稱ふ。ハイスラエルの人々ギルガルに營を張り、うの月の
 二十 十四日の晩エリコの平野にて逾越節を行へり。土にして逾越節の翌日、うの地の穀物酔いれぬ。パンおよ
 二十一 び烘麥をうの日に食ひけるが、土の地の穀物を食ひし翌日よりしてマナの降ること止みて、イスラエ
 二十二 ルの人々かさねてマナを獲ざりき。其年のカナンの地の産物を食へり。○三ヨシユアエリコの邊にあり
 二十三 ける時目を擧て觀し、一箇の人の劍を手に拔持て己にむかひて立る。ハヨシユアすなはちうの許に
 二十四 ゆきて之に言ふ。汝ハ我等を助くるか。將われらの敵を助くるか。言かれいひける。ハ否。われハエホバの軍
 二十五 旅の將として今來れるなり。ヨシユア地に俯伏て拜し我主なるを僕に告ん。としたまふ。之に言り
 二十六 立エホバの軍旅の將ヨシユアに言ける。ハ汝の履を足より脱され。汝が立る處ハ聖きなり。ヨシユア
 二十七 然なしぬ。
 二十八 **第六節** 一(イスラエルの人々の故によりてエリコハ堅く閉して出入する者なし)ニエホバヨシユア
 二十九 に言ひたまひける。ハ視よ。われエリコおよびうの王と大勇士とを汝の手に付さん。三汝ら軍人みな邑を
 三十 繞りて邑の周圍を一次まゐるべし。汝六日が間かく爲よ。祭司等七人おの／＼ヨベルの喇叭をたづさ
 三十一 へて櫃に先たつべし。而して第七日にハ汝ら七次邑をめくり、祭司等喇叭を吹あらすべし。五然して祭司
 三十二 等ヨベルの角を音ながくふさならして喇叭の聲なんちらに聞ゆる時ハ民みな大に呼り、喊おべし。然
 三十三 せばうの邑の石垣崩れおちん。民みな直に進て攻のほるべし。ハメンの子ヨシユアやがて祭司等を召
 三十四 て之に言ふ。汝ら契約の櫃を昇き、祭司等七人ヨベルの喇叭七をたづさへてエホバの櫃に先たつべし。と
 三十五 ヲ而して民に言ふ。汝ら進みゆきて邑を繞れ。甲冑のものさもエホバの櫃に先たちて進むべし。ハヨシ
 三十六 ュアかく民に語りしか。ハ七人の祭司等おの／＼ヨベルの喇叭をたづさへエホバに先たちす。みて喇
 三十七 叭を吹き、エホバの契約の櫃これにたがふ。即ち甲冑のものさも喇叭を吹く。ところの祭司等にさ
 三十八 きたちて行き、後軍ハ櫃の後に行き、祭司たちの喇叭を吹き、つゝす。めり。ハヨシユア民に命じて言ふ。汝

十一 呼はる勿れ汝らの聲を聞えしむるなかれまた汝らの口より言を出すなかれわが汝らに呼はれと命
 十二 する日におよびて呼はるべしと士而してエホバの櫃をもち邑を繞りて一周し陣營に來りて營中に宿
 十三 あり又あくる朝ヨシユアはやく興いで祭司等エホバの櫃を昇させ七人の祭司等おの／＼ヨベルの
 十四 喇叭をたづさへエホバの櫃に先たちて行き喇叭を吹きつとすすみ甲冑の者等これに先たちて行き後
 十五 軍ハエホバの櫃の後に行く祭司等喇叭をふきつと進めりさうの次の日にも一次邑を繞りて陣營に歸
 十六 六日が間然なせり第七日に夜明に早く興いで前のごとくして七次邑を繞りて唯この日のみ七
 十七 次邑を繞りたり第七次目にいたりて祭司等喇叭を吹くときはヨシユア民に言ふ汝ら呼はれエホバこ
 十八 の邑を汝らに賜へり七この邑およびろの中の一の物をバ誼れしものとしてエホバに獻ぐべし唯
 十九 妓婦ヲハバおよび凡て彼ととも家に在るものハ生し存べしわれらが遣はし使者を匿したればなり
 二十 大唯汝ら誼れし物を慎め恐らく汝ら其を誼れしものとして獻ぐるに方りろの誼れし物を自
 二十一 ら取りてイスラエルの陣營をも誼るるものとならしめ之をして惱ましむるに至らん大但し銀金銅
 二十二 器鉄器など凡てエホバに聖別て奉まつるべきものなればエホバの府庫にこれを携へるべしと
 二十三 是において民よばはり祭司喇叭を吹からしけるが民喇叭の聲をきくと齊しくみな大聲を擧て呼はり
 二十四 しかば石垣崩れおちぬ斯りしかば民おの／＼直ちに邑に上りいりて邑を攻取り三邑にある者の男女
 二十五 少きもの老たるものゝ區別なく盡くこれを刃にかけて滅はし且つ牛羊驢馬にまで及ぼせり三時にヨ
 二十六 シユアこの地を窺ひたりし二箇の人にむかひ汝らかの妓婦の家に入りかの婦人およびかれに屬る一
 二十七 切のものを携へいたしかれに誓ひし如くせよと言ければ三問者たりし少き人等すかち入てラハバ
 二十八 およびろの父母兄弟からびに彼につけるすべてのものを携へ出しまたろの親戚をも携へ出しイスラ
 二十九 エルの陣營の外にかれらを置き三斯て火をもて邑どろの中の一のものを焚ぬ但し銀金銅器鉄器な
 三十 どハエホバの室の府庫に納めたり三妓婦ヲハバおよびろの父の家の一族と彼に屬る一切の者とハヨ

三十一 シユアこれを生じ存ければラハバの今日までイスラエルの中に住する是ハヨシユアがエリコを窺は
 三十二 せんとて遣はし使者を匿したるに因てなり三ヨシユアろの時人衆に誓ひて命じ言けるハ凡う起て
 三十三 このエリコの邑を建る者ハエホバの前に誼はるべし其石礎をするなバ長子を失ひろの門を建かバ季
 三十四 子を失はんと三エホバヨシユアととも在してヨシユアの名あまねく此地に聞ゆ
 三十五 **第七章** 一時にイスラエルの人々ろの誼はれし物につきて罪を犯せり即ちユダの支派の中なるゼラの
 三十六 子ザブデの子なるカルミの子アカン誼れし物を取り是をもてエホバイスラエルの人々にむかひて
 三十七 震怒を發ちたまへり三ヨシユアエリコより人を遣はしベテルの東に當りてベテアメンの邊にあるア
 三十八 イに到らしめんとし之に語りて言ふ汝ら上りゆきてかの地を窺へどろの人々上りゆきてアイを窺ひ
 三十九 けるが三ヨシユアの許に歸りて之に言ふ民を盡くは上り往來せられ唯二三千人を上らせてアイを撃
 四十 ちめよかれらは寡ければ一切の民を彼處に遣て勞せむるなかれと三是において民およる三千人は
 四十一 かり彼處に上りゆきけるが遂にアイの人の前より遁はしれり三アイの人彼らを門の前より追てシバ
 四十二 リムにいたり下坂にてろの三十六人はかりを撃り民は魂神消て水のごとくになりぬ三斯りしかバヨ
 四十三 シユア衣を裂きイスラエルの長老等とともエホバの櫃の前にて暮まで地に俯伏をり首に塵を蒙れ
 四十四 り三ヨシユア言けらく嗟主エホバよ何とて此民を導きてヨルダンを濟らせ我らをアモリ人の手に付
 四十五 して滅亡せんとしたまふや我等ヨルダンの彼旁に安んじ居しならバ善りしものをハ嗟主よイスラエ
 四十六 ルすぞに敵に背を見せられたれば我また何をか言んユカナン人およびこの地の一切の民これを聞きわれ
 四十七 らを攻かこみてわれらの名をこの世より絶ん然らバ汝の大なる御名を如何にせんや三エホバヨシユ
 四十八 アに言たまひけるハ立よかんち何とて斯ハ俯伏や三イスラエルすぞに罪を犯しわが彼らに命じおけ
 四十九 る契約を破れり即ち彼らハ誼はれし物を取り窺みかつ詐りてこれを己の所有物の中にいれたり三是
 五十 をもてイスラエルの人々の敵に當ること能はず敵に背を見す是ハ彼らも誼はるる者となりたればな

十三 汝ら其詛はれし物を汝らの中より絶にあらざれば我ふたゞび汝らと借にをらじまたてよ民を潔めて言へ汝ら身を潔めて明日を待てイスラエルの神エホバかく言たまふイスラエルよ汝の中に詛はれしものあり汝らの詛はれし物を汝らの中より除き去るまで汝の敵に當ること能はずよされば翌朝汝ららの支派にしたがひて進みいづべし而してエホバの掣たまふ支派はるの宗族にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ宗族はるの家にしたがひて進み出でエホバの掣たまふ家ハ男ひとりづつに從がひて進みいづべし凡そ掣れて詛はれし物を有りて定まるものハ一切の所有物とよもに火に焚るべし是ハエホバの契約を破りイスラエルの中に愚なる事を行ひたるが故なりと○其ヨシユアは是において朝はやく興いでイスラエルをるの支派にしたがひて進出せしめるにユダの支派掣れたればユダのよろろの宗族を進み出せしめるにゼラの宗族掣れゼラの宗族の人々を進み出せしめるにザブデ掣れザブデの家の人々を進み出せしめるにアカン掣れぬ彼ハユダの支派なるゼラの子ザブデの子なるカルミの子なり其ヨシユアアカンに言けるハ我子よ請ふイスラエルの神エホバに稱讚を歸し之にむかひて懺悔し汝の爲たる事を我に告よ其事を我に隠すなかれ三アカンヨシユアに答へて言けるハ實にわれハイスラエルの神エホバに對ひて罪をさかし如此々々行へり三即ちわれ掠取物の中にバピロン之美しき衣服一枚に銀二百シケルと重量五十シケルの金の棒あるを見欲く思ひて其を取り其ハわが天幕の中に地に埋め匿してあり銀も下にありと三爰にヨシユア使者を遣はしければ即ち彼の天幕に奔りゆきて視しに其ハ彼の天幕の中に匿しありて銀も下にありき三彼ら其を天幕の中より取出してヨシユアとイスラエルの一切の人々の所に携へきたりければ即ち其をエホバの前に置り三ヨシユアアヤがてイスラエルの一切の人とよもにゼラの子アカンを執へかの銀と衣服と金の棒およびるの男子女子牛驢馬羊天幕を凡て彼の有る物をことごとく取てアコルの谷にこれを曳ゆけり三而してヨシユア言けらく汝なんぞ我らを惱ましとやエホバ今日汝を惱ましたまふべしと

一 頼てイスラエル人みな石をもて彼を撃ころし又その家族等をも石にて撃ころし火をもて之を焚けり而してアカンの上に大なる石堆を積あけたりしが今日まで存る、かくてエホバの烈しき忿怒を息たまへり是によりてその處の名を今日までアコル(惱)の谷と呼ぶ

二 一茲にエホバヨシユアに言たまひけるハ懼るよ勿れ戦慄なかれ軍人をことごとく率ゐ起てアいに攻のほれ視よ我アイの王およびるの民の邑の地を都て汝の手に授くニ汝さきにエリコどうの王と爲し如くアイどうの王と爲べし今回ハ其貨財およびるの家畜を奪ひて自ら取べし汝まづ邑の後に伏兵を設くべしとヨシユアすなはち起あがり軍人をことごとく將てアイに攻のほらんとしまづ大勇士三萬人を選びて夜の中にこれを遣はせりヨシユアこれに命じて言く汝らハ邑に對ひて邑の後に伏すべし邑に遠く離れをる勿れ皆準備をなして待をれ我と我に從がふ民みな共に邑に攻よせん而して彼らが初のごとく我らにむかひて打出んとき我らハ彼らの前より逃はしらん然せば彼ら我らを追て出来べければ我等つひに之を邑より誘き出すことを得ん其ハ彼等いハんこの人衆ハ初めのごとくまた我等の前より逃ぐと斯てわれららの前より逃はしらん汝ららの伏をる處より起りて邑を取べし汝らの神エホバ之を汝らの手に付したまふべし汝ら邑を乗取たらバ邑に火を放ちエホバの言詞の如く爲べし我これを汝らに命す努よやとかくてヨシユアかれらを遣はしければ即ち往てアイの西の方にてベタルとアイとの間に身を伏せたりヨシユアハるの夜民の中に宿れり○十ヨシユア朝はやく興いでよ民をあつめイスラエルの長老等とよもに民に先たちてアイのほりゆけり三彼に從がふ軍人ことごとく上りゆきて攻寄せ邑の前に至りてアイの北に陣をどれり彼とアイの間にハ一の谷ありきヨシユア五千人許を擧て邑の西の方にてベタルとアイとの間にこれに伏せおけり三かく民の全軍を邑の北に置きその伏兵を邑の西に置いてヨシユアらの夜谷の中にいりぬ三アイの王これを視しかばその邑の人々みな急ぎて蚤に起き進み出てイスラエルと戦ひけるが預て謀

15 しあへせ置く頃には王どうの一切の民アラバの前に進み来れり王の邑の後に伏兵ありて己を伺ふを
 16 知らざりき當時にヨシユアイスラエルの一切の人どもに彼らに打負し狀して荒野の路を指て逃は
 17 しりしかばまうの邑の民みな之を追撃んとて呼はり集まりヨシユアの後を追て邑を出離れテアイに
 18 もベタルにもイスラエルを追ゆかすして遣りたる者一人もなく皆邑を開き放してイスラエルの後
 19 を追り大時にエホバヨシユアに言たまはく汝の手にある矛をアイの方に指伸よ我これを汝の手に授
 20 くべしとヨシユアすなわち己の手にある矛をアイの方に指伸るに伏兵たち其處より起りヨシ
 21 ユアが手を伸ると齊しく奔きたりて邑に打いり之を取りて直に邑に火をかけたなり茲にアイの人々
 22 背をふりかへりて觀しに邑の焚る煙天に立騰りたるれば此へも彼へも逃るに術なかりき斯る機しも
 23 荒野に逃ゆける民も身をかへして其追きたる者等に逼れりヨシユアおよび一切のイスラエル人伏
 24 兵の邑を取て邑の焚る煙の立騰るを見身を還してアイの人々を殺しけるが三かの兵また邑より出さ
 25 たりて彼らに向ひければ彼方にも此方にもイスラエル人ありて彼らの中の間に挟まれぬイスラエ
 26 ル人かくして彼らを攻撃して一人をも餘さず逃さず三つひにアイの王を生擒てヨシユアの許に曳きた
 27 りりヨシユアイスラエル人已を荒野に追きたりしアイの民をことごとく野に殺し亦をもてこれを併し盡す
 28 におよびて皆アイに歸り亦をもてこれを撃はろほせりヨシユアの民をことごとく滅はし絶せりヨシユアの
 29 數男女あはせて一萬二千人云ヨシユアアイの民をことごとく滅はし絶せりヨシユアの矛を指伸たる手を
 30 垂ざりき但しヨシユアの邑の家畜および貨財ハイスラエル人これを奪ひて自ら取り是ハエホバのヨシユ
 31 アに命じたまひし言に依り云ヨシユアアイを燬て永くこれを墟垣とならしむ是ハ今日まで荒地と
 32 なりける云ヨシユアまたアイの王を薄暮まで木に掛てさらし日の没におよびて命じてその死骸を木
 33 より取おろさしめ邑の門の入口にこれを投すて其上に石の大堆を積おこせり其ハ今日まで存る云
 34 かくてヨシユアエバル山にてイスラエルの神エホバに一の壇を築けり三是ハエホバの僕モーセがイ

35 スラエルの子孫に命せしこと本づきモーセの律法の書に記されたる所に循がひて新石をもて作れ
 36 る壇にて何人も鉄器をうの上に振あけず人衆うの上にてエホバに燔祭を献け酬恩祭を供ふ三彼處に
 37 てヨシユアモーセの書しるしと律法をイスラエルの子孫の前にて石に書うつせり云かくてイスラエ
 38 ルの一切の人およびうの長老官吏裁判人など他國の者も本國の者も打まじりてエホバの契約の櫃を
 39 昇る祭司等レビ人の前にあたりて櫃の此旁と彼旁に分れ半ハゲリジム山の前に半ハエバル山の前に
 40 立り是エホバの僕モーセの命せし所にしたがひて最初に先イスラエルの民を祝せんとてなり然る
 41 後ヨシユア律法の書に凡てしるされたる所に循ひて祝福と呪詛とにかまはる律法の言をことごとく
 42 誦りヨシユアモーセの命じたる一切の言の中にヨシユアがイスラエルの全會衆および婦人子等ならびにイ
 43 スラエルの中に在る他國の人の前にて誦ざるハ無りき

第九章 一 茲にヨルダンの彼旁において山地平地レバノンに對へる大海の濱邊に居る諸王すなわちヘ
 二 テ人アモリ人カナン人ベリジ人ヒビ人エブス人たる者等これを聞てニ心を同じうし相集まりてヨシ
 三 ユアおよびイスラエルと戦はんといふ云然るにギベオンに民ヨシユアがエリコとアイとに爲たりし
 四 事を聞しかば己も詭計をめぐらして使者の狀にいそた古き袋および古び破れたるを結びどめた
 五 る酒の革囊を驢馬に負せ補ひたる古履を足にはき古衣を身にまとい來れり其糧のパンハ凡て乾き
 六 かつ黴てありき彼等ギルガルの陣營に來りてヨシユアの許にいたり彼ヨシユアの人々に言ふ
 七 我らの遠き國より來れり然バ今われらと契約を結べと云イスラエルの人々ヒビ人に言けるハ汝らハ
 八 我等の中に住ををならんも計られねバ我ら争か汝らと契約を結ぶことを得んとハ彼ら又ヨシユアに
 九 しかひて我らハ汝の僕なりと言ければヨシユアかれらに汝らハ何人にして何處より來りしやと問し
 十 たら彼らヨシユアに言けるハ僕等ハ汝の神エホバの名の故によりて遙に遠き國より來れり其ハ我ら
 十一 彼の聲譽および彼がエジプトにて行ひたりし一切の事を聞きまた彼がヨルダンの彼旁にをりしア

モリ人の二箇の王すなわちヘシホンの王シホンおよびアシタロテをりしバシヤンの王オグに爲たりし一切の事を聞たればなり。是をもて我らの長老および我らの國に住するものみなわれらに告て言ひ汝ら旅路の糧を手携さへ往てかれらを迎へて彼らに言へ我ら汝らの僕なり。請ふ我らと契約を結べど。我らの此パンハ汝らの所に來らんとて出たちし日に我ら家々より其なほ温煖なるをどり備へしなるが祝よ。今己に乾きて微たり。また酒をみたせるこれらの革囊も新かりしが破るよ。至り我らのこの衣服も履も旅路の甚た長きによりて古びぬと。然るに人々ハ彼らの糧を取りエホバの口を問ことをせざりき。主ヨシユアすなわち彼らと好を爲し彼らを生しおかんといふ契約を結び會中の長等かれらに誓ひたりしが。其の彼らと契約を結びてより三日を経て後かれらは己に近き人にして己の中に住る者かりと聞り。モリスラエルの子孫等がて進みて第三日に彼らの邑々に至り。其邑はギベオン、ケビラ、ベエロテおよびキリアテヤリムあり。然れども會中の長等イスラエルの神エホバを指て彼らに誓ひたりしをもてイスラエルの子孫これを攻撃ざりき。是をもて會衆みな長等にむかひて喧けり。然る長等ハ凡て全會衆に言ふ我らイスラエルの神エホバを指て彼らに誓へり。然バ今彼らに觸べからず。我ら斯かれらに爲て彼らを生しおかん、然すれば彼らに誓ひし誓によりて震怒の我らに及ぶことあらじと。長等また人衆にむかひて彼らを生しおくべしと言ければ。彼ら遂に全會衆のために薪を斬り水を汲ことをする者となれり。長等の彼等に言たるが如し。三ヨシユアすなわち彼らを召よせて彼らに語りて言けるハ。汝らハ我らの中に住をりながら何とて我らハ汝らに甚た遠しと言て我らを誑かし。や。然バ汝らハ誑はる、汝らハ永く奴隸となり。皆わが神の室のために薪を斬り水を汲ことをする者とあるべしと。彼らヨシユアに應へて言けるハ。僕等ハかんちの神エホバの僕。モ一セに此地をことごとく汝らに與へ此地の民をことごとく汝らの前より滅ほし去ことを命せしと。明白に傳へ聞たれば。汝らのために生命の危からんことを太く懼れて。斯は爲けるかり。三視よ我らハ

今汝の手の中にあり。汝の我らに爲善とし。正當とする所を爲たまへと。三ヨシユアすなわち其ことく彼らに爲し。彼らをイスラエルの子孫の手より救ひて殺さしめざりき。三ヨシユアの日かれらをして會衆のためおよびエホバの壇の爲に其えらびたまふ處において。薪を斬り水を汲ことをする者とからしめたりしが。今日まで然り。

第十章 一 茲にエルサレムの王アドニゼデクはヨシユアがアイを攻取てこれを全く滅ほし。需にエリコどうの王と爲し。こどくにアイどうの王にも爲たる事およびギベオンの民がイスラエルと好を爲て之が中をる事を聞て。大に懼る、是ギベオンは大なる邑にして都府に等しきに因り。またアイよりも大きくして。その内の人々凡て強きに因てなり。三エルサレムの王アドニゼデクはにおいてヘプロンの王ホハム、ヤルムテの王ビラム、ラキシの王ヤビアおよびエグロンの王デベルに人を遣はして云ふ。四 我の處に上りきたりて我を助けよ、我らギベオンを攻撃ん其ハヨシユアおよびイスラエルの子孫と好を結びたればなりと。而してこのアモリ人の王五人す。かはちエルサレムの王ヘプロンの王、ヤルムテの王、ラキシの王、およびエグロンの王、あひ集まり。その諸軍勢を率て上りきたり。ギベオンに對ひて陣を取り。之を攻て戦ふ。六 ギベオンの人々。ギルガルの陣營に人を遣はし。ヨシユアに言ふ。めけるハ。僕等を助くるを緩うする勿れ。迅速に我らの所に上り來りて我らを救ひ助けよ。山地に住するアモリ人の王みな相集りて我らを攻るなりと。セヨシユアすなわち。一切の軍人および一切の大勇士を率て。ギルガルより進みのほれり。八 時にエホバ、ヨシユアに言たまひけるは。彼らを懼るよ。かかれ我かれらを汝の手に付す、彼らの中に汝に當ることを得る者一人もあらじと。九 この故にヨシユア。ギルガルより終夜進みのほりて。猝然にかれらに攻よせしに。十 エホバかれらをイスラエルの前に敗りたまひければ。ヨシユア。ギベオンにおいて。彼らを夥多く擊殺し。ベテホロンの昇阪の路よりして。アゼカ。およびマシケダまで。彼らを追撃り。十一 彼らイスラエルの前より逃はしりて。ベテホロンの降阪にありける時。エホ

ヨハセ天より大石を降しうのアゼカに到るまで然したまひければ多く死シイスラエルの子孫が剣をもて
キル殺しと者よりも雹石にて死し者の方衆かりき○シエホバイスラエルの子孫の前にアモリ人を付した
ヨシまひし日にヨシユアエホバにむかひて申せしことあり即ちイスラエルの目の前にて言けらく日よギ
ベオンの上に止まれ、月よアヤロンの谷にやすらへシ民の敵を撃やぶるまで日ハ止まり月ハやす
ラらひぬ是ハヤナルの書に記さるゝにあらすや即ち日空の中にやすらひて急ぎ没さりしこと凡ソ一
日なりき是は是より先にも後にもエホバ是のごとく人の言を聽いたまひし日ハ有ス是時にハエホバ
イイスラエルのために戦ひたまへりまかくてヨシユア一切のイスラエル人ともニギルガルの陣營に
歸りぬ○其かの五人の王ハ逃ゆきてマツケダの洞穴に隠れたりしが五人の王ハマツケダの洞穴に
隠れをるとヨシユアに告げ言ふ者ありければ大ヨシユアいひけるハ汝ら洞穴の口ハ大石を轉バしう
の傍に人を置いてこれを守らせよ其但し汝らハ止まる勿れ汝らの敵の後を追てうの殿軍を撃て彼らを
うの邑々に入しむる勿れ汝らの神エホバ彼らを汝らの手に付したまへるがかしとニヨシユアおよび
イイスラエルの子孫おびたゞしく彼らを撃殺して遂に殺し盡しうの撃もらされて遣れる者等城々に逃
いるにおよびて三民みな安然にマツケダの陣營にかへりてヨシユアの許にいたりけるがイスラエル
の子孫にむかひて舌を鳴すもの一人もなかりき三時にヨシユア言ふ洞穴の口を開きて洞穴よりかの
五人の王を我前に曳いたせと三王がて然なしてかの五人の王ヲすなハちエルサレムの王ヘブロンの王
ヤルムテの王ラキシの王およびエグロンの王を洞穴より彼の前に曳いたせり三かの王等をヨシユア
の前に曳いたしと時ヨシユアイスラエルの一切の人々を呼よせ己トもニ往し軍人の長等に言ける
ハ汝ら近よりて此王等の頸に足をかけよと乃ち近よりてうの王等の頸に足をかければ三ヨシユア
これに言ふ汝ら懼ると勿れ懼く勿れ心を強くしかつ勇めよ汝らが攻て戦ふ諸の敵にハエホバすべて
スのとごとく爲たまふべしと三かくて後ヨシユア彼らを撃て死しめ五個の木にかけて晩暮まで木の上

二七にこれを曝しおさしが三日の没る時におよびてヨシユア命を下しければ木より取おろしうの隠
二八れたりし洞穴に投いれて洞穴の口ハ大石を置き是ハ今日が日までも存す○三ヨシユアかの日マツケ
二九ダを取り刃をもて之の王トを撃ち之の中なる一切の人をことごとく滅ぼして一人をも遣さ
二十すエリコの王ヲなしたるごとくマツケダの王にも爲ぬ○三かくてヨシユア一切のイスラエル人を
二十一率ゐてマツケダよりリブナに進みてリブナを攻て戦ひけるに三エホバまた之の王をもイスラエ
二十二ルの手に付したまひしかバ刃をもて之の中なる一切の人を撃はろほし一人をもうの中ニ遣さず
二二十三エリコの王ヲ爲たるごとくの王にも爲ぬ○三ヨシユアまた一切のイスラエル人を率ゐてリブナ
二二十四よりラキシに進み之ハむかひて陣をどり之ヲ攻めて戦ひけるに三エホバラキシをイスラエルの手に
二二十五付したまひければ二日にこれを取り刃をもて之の中なる一切の人々を撃ちほろほせり凡てリ
二二十六ブナハ爲たるがごとし○三時にゲゼルの王ホラムラキシを援けんとて上りきたりければヨシユアか
二二十七れどの民トを撃ころして終に一人をも遣さざりき○三斯てヨシユア一切のイスラエル人を率ゐて
二二十八ラキシよりエグロンに進み之ニ對ひて陣を取り之ヲ攻て戦ひ三うの日に之ヲ取り刃をもて之ヲ撃つ
二二十九の中なる一切の人をことごとく滅ぼせり凡てラキシハ爲たるが如し○三ヨシユアまた一切
二三十のイスラエル人をひきゐてエグロンよりヘブロンに進みのほり之ヲ攻て戦ひ三やがてこれを取り之
二三十一どの王およびうの一切の邑々どの中なる一切の人を刃にかけて撃ころして一人をも遣さざりき、
二三十二凡てエグロンハ爲たるが如し即ち之の中なる一切の人をことごとく滅ぼせり○三かくてヨシユ
二三十三ア一切のイスラエル人を率ゐてリブナに至り之ヲ攻て戦ひ三之の王およびうの一切の邑を
二三十四取り刃をもて之ヲ撃てうの中なる一切の人をことごとく滅ぼし一人をも遣さざりき其デビルどの王
二三十五に爲たる所ハヘブロンハ爲たるが如く又リブナどの王ハ爲たるがごとくなりき○三ヨシユアか
二三十六く此全地すなハち山地、南の地、平地および山腹の地ならびに其すべての王等を撃はろほして人一

一 簡をも遺さず凡て氣息する者ハ盡くこれを滅ぼせりイスラエルの神エホバの命じたまひしごとし
 二 ヨシユアカデンバルチアよりガザまでの國々およびゴセンの全地を撃はろほしてギベオンにまで及
 三 ほせり
 四 イスラエルの神エホバイスラエルのために戦ひたまひしに因てヨシユアこれらの諸王およ
 五 びろの地を一時に取り取かくてヨシユア一切のイスラエル人を率ゐてギルガルの陣營にかへりぬ
 六 第七節 **一** ハヅルの王ヤビン之を聞およびマドン王ヨバブ、シムロン王、アクサフ王ヨおよ
 七 び北の地、山地、キンチロテの南のアラバ、平地、西の方なるドルの高處などに居る王等三すな
 八 ち東西のカナン人、アモリ人、ヘテ人、ベリジン人、山地のエブス人ミヅバの地なるヘルモン麓の
 九 ヒビ人など人遣りせり 爰に彼ら諸軍勢を率ゐて出きたれり其民の衆多こと濱の砂の多
 十 きがごとくにして馬と車もまた甚た多かりき これらの王たち皆あひ會して進みきたり共にメロム
 十一 の水の邊に陣をとりてイスラエルと戦はんどす 六時にエホバヨシユアに言たまひけるハ彼らの故に
 十二 よりて懼るゝ勿れ明日の今頃われ彼らをイスラエルの前に付して盡く殺さしめん、汝かれらの馬の
 十三 足の筋を截り火をもて彼らの車を焚べしと ヨシユアすなわち一切の軍人を率ゐて俄然にメロムの
 十四 水の邊に押寄て之を襲ひけるにエホバこれをイスラエルの手に付したまひしかば則ち之を撃やぶ
 十五 りて大シドンおよびミスレポテマイムまで之を追ゆき東の方にてハミヅバの谷までこれを追ゆき
 十六 遂に一人をも遺さず撃とれり ヨシユアすなわちエホバの己に命じたまひしごとしにしがひて彼ら
 十七 の馬の足の筋を截り火をもてろの車を焚り○十の時ヨシユア歸りきたりてハヅルを取り亦をもて
 十八 ろの王を撃り、在昔ハヅルハ是らの諸國の盟主たりき士即ち亦をもてろの中なる一切の人を撃てこ
 十九 どくく之を滅ほし氣息する者一人たに遺さざりき又火をもてハヅルを焚り士ヨシユアこれらの
 二十 王の一切の邑々およびろの諸王を取り亦をもてこれを撃て盡く滅ぼせり、エホバの僕モーセの命じ
 二十一 たるが如し 但しろの岡の上にはたたる邑々ハイスラエルこれを焚す唯ハヅルののみをヨシユア焚り

一 士是らの邑の諸の貨財および家畜ハイスラエルの人々奪ひて自ら之を取り人ハみな亦をもて撃て滅
 二 ほし盡し氣息する者一人たに遺さざりき 七 エホバの僕モーセに命じたまひし所をモーセまたヨ
 三 シユアに命じ置たりしがヨシユアの如くに行へり凡てエホバのモーセに命じたまひし所ハヨシユ
 四 ア一たに爲て置し事なし ○ ヨシユア斯ろの全地すなわち山地、南の全地、ゴセンの全地、平地、
 五 アラバ、イスラエルの山地およびろの平地を取りモセイルに上りゆくハラク山よりヘルモン山の麓
 六 なるレバノン谷のパールガダまで獲ろの王等をことごとく執へて之を撃て死しめたり 又ヨシユア
 七 此すべての王等と戦争をなすこと日ひさしギベオンの民ヒビ人を除くの外ハイスラエルの子孫と
 八 好をなし邑なかりき皆戦争をなしてこれを攻どりしかり 予もく彼らが心を剛愎にしてイスラ
 九 エルに攻よせしエホバの然らしめたまひし者なり彼らハ誑れし者どかり憐憫を乞ふことをせず
 十 滅ぼされんがためなりき是全くエホバのモーセに命じたまひしが如し ○ 三ろの時ヨシユアまた往て
 十一 山地、ヘブロン、デビル、アナブ、ユダ、の一切の山地、イスラエルの一切の山地をよりしてア
 十二 ナク人を絶ち而してヨシユア彼らの邑々をも與に滅ぼせり 三然からにイスラエルの子孫の地の内に
 十三 ハアナク一人も遺りをらず只ガザ、ガテ、アシドドに少く遺りをる而已 三ヨシユアかく此地を盡
 十四 く取り全くエホバのモーセに告たまひし如し而してヨシユアイスラエルの支派の區別にたがひ之
 十五 を與へて産業となさしめたり、遂に此地に戦争やみぬ
 十六 第十七節 **一** 一 倍ヨルダンの彼旁日の出る方に於てアルノンの谷よりヘルモン山および東アラバの全土
 十七 までの間にてイスラエルの子孫が撃はろほして地を取たりし其國の王等ハ左のごとし 二 先アモリ人
 十八 の王シホン、彼ハヘシボンに住をり其治めたる地ハアルノンの谷の端なるアロエルより谷の中の
 十九 邑およびギレアデの半を括てアンモンの子孫の境界なるヤボク河にいたり 三 アラバをキンテレテの
 二十 海の東まで括またアラバの海すなわち鹽海の東におよびてベテユシモテの路にいたり 南の方ビスガ

十三 一 十三 二 十三 三 十三 四 十三 五 十三 六 十三 七 十三 八 十三 九 十三 十 十三 十一 十三 十二 十三 十三 十三 十四 十三 十五 十三 十六 十三 十七 十三 十八 十三 十九 十三 二十 十三 二十一 十三 二十二 十三 二十三 十三 二十四 十三 二十五 十三 二十六 十三 二十七 十三 二十八 十三 二十九 十三 三十 十三 三十一 十三 三十二 十三 三十三 十三 三十四 十三 三十五 十三 三十六 十三 三十七 十三 三十八 十三 三十九 十三 四十 十三 四十一 十三 四十二 十三 四十三 十三 四十四 十三 四十五 十三 四十六 十三 四十七 十三 四十八 十三 四十九 十三 五十 十三 五十一 十三 五十二 十三 五十三 十三 五十四 十三 五十五 十三 五十六 十三 五十七 十三 五十八 十三 五十九 十三 六十 十三 六十一 十三 六十二 十三 六十三 十三 六十四 十三 六十五 十三 六十六 十三 六十七 十三 六十八 十三 六十九 十三 七十 十三 七十一 十三 七十二 十三 七十三 十三 七十四 十三 七十五 十三 七十六 十三 七十七 十三 七十八 十三 七十九 十三 八十 十三 八十一 十三 八十二 十三 八十三 十三 八十四 十三 八十五 十三 八十六 十三 八十七 十三 八十八 十三 八十九 十三 九十 十三 九十一 十三 九十二 十三 九十三 十三 九十四 十三 九十五 十三 九十六 十三 九十七 十三 九十八 十三 九十九 十三 一百

の山腹にまで達す。次にレバインの残餘かりしバシヤンの王オグの國境を言んに彼ハアシタロテとエドレイに住をりエヘルモン山、サレカ、およびバシヤンの全土よりしてゲシュリ人、マアカ人およびギレアデの半を治めてヘシホンの王シホンと境を接ふ。エホバの僕モーセイשראלの子孫どもに彼らを撃ほろぼせり而してエホバの僕モーセ之が地をルベン人、ガド人およびマナセの支派の半に與へて産業とささしむ。○セまたヨルダンの此旁西の方においてレバノンの谷のバアルガデよりセイル山の上途なるハラク山までの間にてヨシユアビשראלの子孫が撃ほろぼしたりし其國の王等ハ左のことし、ヨシユアビשראלの支派の區別にたがひろの地をあたへて産業とささしむ。是ハ山地、平地、アラバ、山腹、荒野、南の地をさしてヘテ人、アモリ人、カナナン人、ベリ人、ヒビ人、エブス人等が有ちたりし者なり。ユエリコの人、ベテルの邊なるアイの王一人、ナエルサレムの王一人、ヘブロンの人、エマムテの王一人、ラキシの王一人、エグロンの王一人、ゲゼルの人、エデイルの王一人、ゲデルの王一人、古ホルマの王一人、アラデの王一人、マリブナの人、アドラムの王一人、ママケダの王一人、ベテルの王一人、セタッアの王一人、ヘベルの王一人、ミアベクの王一人、ラシヤロンの王一人、マドンの王一人、ハゾルの王一人、キシムロンメロンの王一人、アクサフの王一人、ニタアナクの王一人、メギドンの王一人、ミケデシの王一人、カルメルの人、ヨクチアムの王一人、ニドルの高處なるドルの王一人、ギルガルの王一人、ヨシユアビすては年邁みて老たりしがエホバかれに言たまひけらく汝ハ年邁みて老たるが尙取るべき地の残れる者甚たおほし。○の尙のこれる地ハ是ありベリシテ人の全州ケシユル人の全土エジプトの前なるシホルより北の方カナナン人に屬する人といふ。エクロンの境界までの部ベリシテ人の五人の主の地す。ハチガザ人、アシドド人、アシケロン人、ガテ人、エクロン人の地。南

十三 一 十三 二 十三 三 十三 四 十三 五 十三 六 十三 七 十三 八 十三 九 十三 十 十三 十一 十三 十二 十三 十三 十三 十四 十三 十五 十三 十六 十三 十七 十三 十八 十三 十九 十三 二十 十三 二十一 十三 二十二 十三 二十三 十三 二十四 十三 二十五 十三 二十六 十三 二十七 十三 二十八 十三 二十九 十三 三十 十三 三十一 十三 三十二 十三 三十三 十三 三十四 十三 三十五 十三 三十六 十三 三十七 十三 三十八 十三 三十九 十三 四十 十三 四十一 十三 四十二 十三 四十三 十三 四十四 十三 四十五 十三 四十六 十三 四十七 十三 四十八 十三 四十九 十三 五十 十三 五十一 十三 五十二 十三 五十三 十三 五十四 十三 五十五 十三 五十六 十三 五十七 十三 五十八 十三 五十九 十三 六十 十三 六十一 十三 六十二 十三 六十三 十三 六十四 十三 六十五 十三 六十六 十三 六十七 十三 六十八 十三 六十九 十三 七十 十三 七十一 十三 七十二 十三 七十三 十三 七十四 十三 七十五 十三 七十六 十三 七十七 十三 七十八 十三 七十九 十三 八十 十三 八十一 十三 八十二 十三 八十三 十三 八十四 十三 八十五 十三 八十六 十三 八十七 十三 八十八 十三 八十九 十三 九十 十三 九十一 十三 九十二 十三 九十三 十三 九十四 十三 九十五 十三 九十六 十三 九十七 十三 九十八 十三 九十九 十三 一百

のアビ人カナナン人の全地シドン人に屬する。アラおよびアモリ人の境界なるアベクまでの部。セまたヘルモン山の麓なるバアルガデよりハマテの入口まで互る。ゲバル人の地およびレバノンの東の全土。レバノンよりミスレボテマインまでの山地の一切の民す。ハチシドン人の全土。我かれらをイスラエルの子孫の前より逐はらふべし。汝ハ我が命じたりしこころの地をイスラエルに分ち與へて産業とささしめよ。○即ちろの地を九の支派とマナセの支派の半に分ちて産業とさささむべし。○マナセとエホバの僕モーセの彼らに與へし者は即ち是のことし。ユアルノンの谷の端にあるアロエルより此方の地、谷の中にある邑デボンまで互る。メデバの一切の平地。ハシホンの地を治めしアモリ人の王シホンの一切の邑々よりしてアンモンの子孫の境界までの地。エギレアデ、ゲシユル人及びマアカ人の境界に沿る地。ヘルモン山の全土。サカまでバシヤン一圓土。アシタロテおよびエドレイにて世を治めしバシヤンの王オグの全國、オグハレバインの餘民の遺れる者なり。モーセこれらを撃て逐はらへり。○但しゲシユル人およびマアカ人のイスラエルの子孫これを逐はらへざりき。ゲシユル人とマアカ人の今日までイスラエルの中に住をる。○唯レビの支派にハヨシユア何の産業をも與へざりき。是ハイスラエルの神エホバの火祭これが産業たればなり。其かれに言たまひしが如し。○「モーセ、ルベンの子孫の支派にろの宗族にたがひて與ふる所ありしが。まろの境界の内ハアルノンの谷の端なるアロエルよりこなたの地、谷の中なる邑、メデバの邊の一切の平地。セヘシホンおよびろの平地の一切の邑々、デボン、バモテバアル、ベテバアル、メオン、ヤハヅ、ケデモテ、メバアテ、エキリアテ、イム、シブマ、谷中の山のゼレテシヤハル、ニベテベオル、ピスガの山腹、ベテエシモテ。○三平地の一切の邑々、ヘシボンにて世を治めしアモリ人の王シホンの全國、モーセシホンをミデアンの貴族エビ、レケム、ツル、ホルおよびレバとあひせて撃ころせり。是みかシホンの大臣にしてろの地に住

をりし者なり 三 イスラエルの子孫またベオルの子ト筮師バラムをも亦にかけたるの外に殺せし者等
 どもに殺せり 三 ルベンの子孫ハヨルダンおよびその河岸をもて己の境界とせり、ルベンの子孫が
 ろの宗族に循がひて獲たる産業ハ是のごとくにして邑も村もこれに准らふ 〇 三 モーセまたガドの子
 孫たるガドの支派にもろの宗族にたがひて與ふる所ありしが 三 其の境界の内ハヤゼル、ギレアド
 の一切の邑々、アンモンの子孫の地の半、ラバの前なるアロエルまでの地、三 三 ヘンボンよりラマテ
 ミヅバまでの地およびベトニム、マハナイムよりデベルの境界までの地、三 谷においてハベテハラ
 ム、ベテニムラ、スコテ、ザボンなどヘンボンの王シホンの國の残れる部分ヨルダンおよびその河
 岸よりしてヨルダンの東の方キンテレテの海の岸までの地、三 ガドの子孫がろの宗族にたがひて
 獲たる産業ハ是のごとくにして邑も村も之に准らふ 〇 三 モーセまたマナセの支派の半にも與ふる所
 ありき、是すなわちマナセの支派の半にろの宗族にたがひて與へしかり 三 其の境界の内ハマハ
 イムより此方の地、バシヤンの全土、バシヤンの王オグの全國、バシヤンにあるヤイルの一切の邑
 すかち其六十の邑、三 ギレアドの半、バシヤンにおけるオグの國の邑々、アシタロテおよびエデ
 レイ、是等ハマナセの子マキルの子孫に歸せり、即ちマキルの子孫の半の宗族にたがひて之を
 獲たり 〇 三 ヨルダンの東の方に於てエリコに對ひるモアブの野にてモーセが分ち與へし産業ハ是
 のごとし 三 但しレビの支派にハモーセ何の産業をも與へざりき、イスラエルの神エホバこれが産業
 たればなり 其かれらに言たまひし如し

第十四章 イスラエルの子孫がカナンの地にて取しうの産業の地の左のごとし、即ち祭司エレアザ
 ル、メンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の族長等これを彼らに分ちニエホバがモーセ
 によりて命じたまひしごとく産業の籤によりて之を九の支派および半の支派に與ふニ其ハヨルダン
 の彼旁にてモーセ己にかの二の支派と半の支派とに産業を與へたればなり 但しレビ人ハ其の中

産業を與へざりき 是ハヨセフの子孫マナセ、エフライムの二の支派と成たるに因て然り、レビ人
 にハ此地において何の分をも與へず唯ろの往べき邑々およびろの家畜と貨財を置べき郊地を與へし
 のみ 三 イスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとく行ひてろの地を分てり 〇 六 茲にユダ
 の子孫ギルガルにてヨシユアの許に至りケニズ入エフンチの子カレブ、ヨシユアに言けるハエホバ
 カデシバルチアにて我と汝との事につきて神の人モーセに告たまひし事あり汝これを知るニエホバ
 の僕モーセが此地を窺いせんとて我をカデシバルチアより遣はしし時に我ハ四十歳なりきろの時我
 ハ心に思ふまにハ彼に復命したりハ我どもに上り往しわが兄弟等ハ民の心を挫くことを爲たり
 しが我ハ全く我神エホバに従へり 〇 九 我ハ日モーセ誓ひて言けらく汝の足の踐たる地ハ必ず永く汝と
 汝の子孫の産業となるべし 汝まつたく我神エホバに従がひたればなりトエホバこの言をモーセに
 語りたまひし時より己來イスラエルが荒野に歩みたる此四十五年の間かく其のたまひし如く我を生
 存らせさせたまへり、視よ我ハ今日すでに八十五歳なるが士今日もなほモーセの我を遣はしたりし
 日のごとく健剛なり我が今の力ハかの時の力のごとくにして出入し戦闘をなすに堪ふニ然バ彼日エ
 ホバの語りたまひし此山を我に與へよ汝も彼日聞たる如く彼處にハアナキ人をりろの邑々ハ大にし
 て堅固なり然ながらエホバわれどもに在して我つひにエホバの宣ひしごとく彼らを逐はらふこと
 を得んと 三 三 ヨシユアエフンチの子カレブを祝しヘブロンをこれに與へて産業となさしむ 是をもて
 ヘブロンハ今日までケニズ人エフンチの子カレブの産業となりを是ハ彼まつたくイスラエルの神
 エホバに従がひたればなり 五 ヘブロンの名ハ元ハキリアテアルバと曰ふアルバハアナキ人の中の最
 も大なる人なりき茲にいたりてろの地に戦争やみぬ

第十五章 ユダの子孫の支派がろの宗族にたがひて籤にて獲たる地のエドムの境界に達し南の方
 ザンの荒野にわたりて南の極端に及ぶニろの南の境界ハ鹽海の極端なる南に向へる入海より起りニ

一 約書亞の言に、我は今日、我の兄弟を、
 二 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 三 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 四 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 五 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 六 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 七 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 八 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 九 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十一 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十二 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十三 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十四 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十五 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十六 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十七 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十八 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、

一 アクラビムの坂の南にわたりて、ゼンに進み、カデシバルチアの南より上りて、ヘズロンに沿って進み、ア
 二 ーに上りゆきて、カルカに環り、アズモンに進みて、エジプトの河にまで達し、その境界海にいたりて、盡
 三 く、汝らの南の境界は、是のてどくなるべし。エラの東の境界は、鹽海にして、ヨルダンの河口に達す。北の方
 四 の境界は、ヨルダンの河口なる入海より起り、六上りて、ベテホグラにいたり、ベテアラバの北をすぎ上り
 五 て、ルベン人ボハンの石に達し、セまたアコルの谷より、デビルに上りて、北におもむき、河の南にあるアド
 六 ミムの坂に對する、ギルガルに向ひ、すくみて、エンシメシの水に達し、エンロゲルにいたりて、盡く、又
 七 の境界は、ベニヒンノムの谷に沿って、エブス人の地すなわち、エルサレムの南の脇に上り、ゆき、ヒンノムの
 八 谷の西面に横たる山の巔に上る。是は、レバイムの谷の北の極處にあり、而して、その境界、この山の巔よ
 九 り延て、チフトアの水の泉源にいたり、エフロンの山の邑々にわたり、その境界延て、バアラにいたる。是す
 十 なはち、キリアチヤリムなり。その境界、バアラより、西の方、セイル山に環り、ヤリム山（すなわち、ケサロ
 十一 ン）の北の脇をへて、ベテシメシに下り、テムナに沿って進み、エクロンの北の脇にわたり、延て、シケロ
 十二 ンに至り、バアラ山に進み、ヤブテルに達し、海にいたりて、盡く。また、西の境界は、大海にいたり、その濱を
 十三 もて、限とす。ユダの子孫が、その宗族にたがひて、獲たる地の四方の境界は、是のてどし。○主ヨシユア
 十四 のエホバに命せられし、てどく、エフンチの子、カレブに、ユダの子孫の中に、キリアチアルバすなわち、へ
 十五 プロンを與へて、その分となさしむ。アルバハアナクの父あり、カレブかしこより、アナクの子三人を
 十六 逐はらへり。是す、なはち、アナクより出たる、セシヤイ、アヒマン、および、タルマイなり。而して、彼かし
 十七 こより、デビルの民の所に、攻上り、デビルの名、元ハキリアチアルバといふ。其カレブ言けらく、キリア
 十八 チアルバを撃て、これを取る者に、我女子、アクサを妻に與へんと。セケナズの子にして、カレブの弟なる
 十九 オテニエルといふ者、これを取れば、カレブの女子、アクサを之が妻に與へたり。夫アクサ、適く時、田野
 二十 をり、父に求むべきことを、オテニエルに勸め、遂にみづから、驢馬より下り、カレブこれに何を望むや

一 約書亞の言に、我は今日、我の兄弟を、
 二 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 三 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 四 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 五 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 六 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 七 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 八 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 九 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十一 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十二 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十三 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十四 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十五 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十六 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十七 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、
 十八 我の兄弟を、我の兄弟を、我の兄弟を、

一 と言ければ、答へて、言ふ、我に、糞を與へよ。汝われを南の地に遣かれ、水泉をも、我に與へよ。乃ち上
 二 の泉と下の泉とを、これに與ふ。ユダの子孫の支派が、その宗族にたがひて、獲たる産業は、是のてどし。
 三 ヌユダの子孫の支派が、南において、エドムの境界の方に有る、その遠き邑々、左の如し、カブシエル、
 四 エデル、ヤグル、ミキナ、デモナ、アダダ、ミケデシ、ハズル、イテナン、シジフ、テレム、ベアロテ、
 五 ハズル、ハダッタ、ケリオテ、ヘズロン、すなわち、ハズル、アアマム、シマ、モラダ、ハザルガダ、
 六 ヘシモン、ベテパレテ、ハザルシユアル、ベエルシバ、ビシヨテヤ、元バアラ、イ井ム、エゼム、
 七 平エルトラデ、ケシル、ホルマ、ミヂクラグ、マデマンナ、サンサンナ、ミレバオテ、シルヒム、
 八 アイン、リンモン、その邑あはせて、二十九からびに之に屬する村々なり。三平野にて、ハエシタオル、ゾ
 九 ラ、アシナ、ミザノア、エンガンニム、タツアア、エナム、五ヤルムテ、アドラム、シヨコ、アゼ
 十 カ、三シヤアライム、アデタイム、ゲデラ、ゲデロタイム、合せて、十四邑ならびに之に屬する村々か
 十一 り。三ゼナン、ハダシヤ、ミグダルガデ、三ゲデラン、ミヅバ、ヨクテル、三ラキシ、ボヅカテ、エダ
 十二 ロン、アカボン、ラマム、キリテシ、三ゲデロテ、ベテダゴン、ナアマ、マツケダ、合せて、十六邑
 十三 からびに之に屬する村々あり。三またリブナ、エテル、アシヤン、三イフタ、アシナ、子ジブ、三ケイ
 十四 ラ、アクジブ、マレシヤ、合せて、九邑ならびに之に屬する村々なり。四エクロンからびに、その郷里およ
 十五 び、村々なり。三エクロンより、海まで、凡て、アシドドの邊にある處々ならびに之につける村々なり。三アシ
 十六 ドドからびに、その郷里および、村々ガザからびに、その郷里および、村々、エジプトの河および、大海の濱
 十七 に、いたるまでの處々なり。山地にて、ハシヤミル、ヤツテル、シヨコ、三ダダンナ、キリアチサンナ、
 十八 すなわち、デビル、平アナブ、エシテモ、アニム、三ゴセン、ホロン、ギロ、合せて、十一邑からびに
 十九 之に屬する村々あり。三アラブ、ドマ、エシヤン、三ヤニム、ベテタツアア、アベカ、三ホムタ、キリ
 二十 アテアルバ、すなわち、ヘズロン、ザオル、あはせて、九邑ならびに之につける村々あり。三マオン、カ

ルメル、シフ、ユダ、英エズレル、ヨグテアム、ザノア、モカイン、ギベア、テムナ、あはせて十
 邑からびに之に屬する村々なり。英ハルホル、ベテズル、ゲドル、英マアラテ、ベテアノテ、エルテコ
 ン、あはせて六邑からびに之に屬する村々なり。キリアテパアル、すなはちキリアテヤリムおよびラ
 バ、あはせて二邑、からびに之につける村々なり。荒野にてハテアラバ、ミデン、セカカ、空ニ
 プシヤン、鹽邑エンゲデ、あはせて六邑ならびに之につける村々なり。○蓋エルサレムの民エブス人
 ハユダの子孫これを逐はらふことを得ざりき。是をもてエブス人は今日までユダの子孫とよむにエル
 サレムに住ぬ。

【第十六章】一ヨセフの子孫が籤によりて獲たる地の境界ハエリコの邊なるヨルダンすなはちエリコの
 東の水の邊より起りてエリコにかより更に上りて山地を過ぎベテルにいたりて荒野に沿ひ行きニベ
 テルよりルズにおもむきアルキ人の境界なるアタロテに進みニまた西の方ヤフレテ人の境界に下り
 下ベテホロンの境界に及びゲゼルにまで達し海にいたりて盡くニかくヨセフの子孫マナセ及びエフ
 ライムらの産業を受たり。エエフライムの子孫がらの宗族にふたがひて獲たる地の境界は是のことし
 ろの産業の境界東はアタロテアダルにて上ハベテホロンに達しハミクメタの北より西におもむき東
 にをれてアタテシロにいたりて沿てヤノアの東を過ぎセヤノアより下りてアタロテおよびナア
 ラにいたりエリコに達しヨルダンにいたりて盡くハタッブアよりして西に進みカナの河にまで達し
 海にいたりて盡く、エフライムの子孫の支派がらの宗族にふたがひて獲たる産業は是のことし。こ
 の外にマナセの子孫の産業の中にてエフライムの子孫に別ち與へし邑々あり、エフライムの一切の
 邑およびろの村々を得たり。但しゲゼルに住るカナン人を逐はらはざりき、是をもてカナン人は
 今日までエフライムの中に住み僕となりて之に使役せらる。

【第十七章】一マナセの支派が籤によりて獲たる地は左のことし。マナセはヨセフの長子なりき、マナセ

の長子にしてギレアドの父なるマキルは軍人なるが故にギレアドとバシヤンを獲たり。ニ此餘のマナ
 セの子孫即ちアビエゼルの子孫ヘレクの子孫アスリエルの子孫シケムの子孫ヘベルの子孫セミダの
 子孫かきもろの宗族にふたがひて獲る所ありき。是等はヨセフの子マナセが男の子にしてろの宗族に
 循がひて言るなり。ニマナセの子マキルろの子ギレアドろの子ヘベルろの子あるゼロベハデといふ者
 は女の子のみありて男の子あらざりき、ろの女の子の名はマハラ、ノア、ホグラ、ミルカ、テルザ
 といふ。彼等祭司エレアザル、メンの子ヨシユアおよび長等の前に進み出て言けらく我らの兄弟の
 中にて我らにも産業を與へよ。エホバモーセに命じおきたまへり、ヨシユアすなはちエホバの命に
 ふたがひて彼らの父の兄弟の中にて彼らにも産業を與ふ。マナセの女の子等もろの男の子等の中にて産
 業を獲たればなり、ギレアドの地はマナセのろの餘の子等に屬す。マナセの境界はアセルよりシケ
 ムの前なるミクメタに及び右におもむきてエンタッブアの民に達す。ハタッブアの地はマナセに屬
 す、但しマナセの境界にあるタッブアのエフライムの子孫に屬す。またろの境界カナの河に下りて
 ろの河の南に至る、是等の邑はマナセの邑々の中にありてエフライムに屬す、マナセの境界はろの
 河の北にあり海にいたりて盡く。ろの南の方はエフライムに屬し北の方はマナセに屬し海これら
 境界を成す。マナセは北ハアセルに達し東はイッサカルに達す。セイッサカルおよびアセルの中にマ
 ナセハベテシヤンどろの郷里、イブレアムどろの郷里ドルの民どろの郷里、およびエנדドルの民ど
 ろの郷里、アアタクの民どろの郷里、メギドンの民どろの郷里など合せて三の高處を有り。但しマ
 ナセの子孫は是らの邑の民を逐はらふことを得ざりければカナン人この地に固く住むをりしが。イ
 スラエルの子孫強くなるに及びてカナン人を使役し之を盡く逐ことハせざりき。○茲にヨセフの子
 孫ヨシユアに語りて言けるは。エホバ今我を祝福たまひて我は大きな民となりけるに汝わが産業

十三 かくて只一の籤一の分のみを我に與へしは何ぞや、主ヨシユアかれらに言ける、汝もし大なる民どかりしなら、バ林に上りゆきて彼處なるベリシ人およびレバイム人の地を自ら斬ひらくべし、エフライムの山地、汝に狭しと言はなり、主ヨセフの子孫言ける、山地は我らに不足かつ又谷の地を在るカナン人はベテシヤンとその郷里に在る者も、エズレルの谷に在る者も、凡て鐵の戰車を有り、主ヨシユアかさねてヨセフの家すなはちエフライムとマナセに語りて言ふ、汝の大なる民にして大なる力あり、然れバ只一籤のみを取てをる可らず、大山地をも汝の有とすべし、是は林かれども、汝これを斬ひらきて、その極處を獲べし、カナン人の鐵の戰車を有り、かつ強くあれども、汝これを逐はらふことを得ん

十四 **第十八章** かくてイスラエルの子孫の會衆ことごとく、シロに集り、集會の幕屋をかしこに立つ、その地は己に彼らに歸服ぬ、この時なほイスラエルの子孫の中に未だその産業を分ち取ざる支派七のこりるけれバ、ヨシユアイスラエルの子孫に言ける、汝らは汝らの先祖の神エホバの汝らに與へたまひし地を取に往くことを何時まで怠りざるや、汝ら支派ごとに三人づつを擧よ、我これを遣さん、彼らに起て、その地を歩きめぐり、その産業にしたがひて之を描寫して、我に歸るべし、汝らその地を分ちて七分どかすべし、ユダの南に在る境界の内に在り、ヨセフの家、北に在る境界の内に在るべし、汝らその地を描き寫して七分どかし、此にわが許に持きたれ、我こそは、我等の神エホバの前になんぢらの爲に籤を擧ん、レビ人の汝らの中に何の分をも有す、エホバの祭司となることがをもて、其産業とす、又ガド、ルベンおよびマナセの支派の半、ヨルダンの彼旁東の方に在り、已にその産業を受たり、是エホバの僕モーセの之に與へし者なりと、その人々すなはち起て往り、其地を描き寫さんとて出ゆける、此者等にヨシユア命じて云ふ、汝等ゆきてその地を歩きめぐり、之を描き寫して、我に歸りきたれ、我シロにて、此にエホバの前にて汝らのために籤を擧んと、その人々ゆきてその地を經めぐり、邑にしたがひて之を七分どなして、書に描き寫し、シロの營に歸りて、ヨシユアに語りければ、主ヨシユアシロにて、彼らの

十五 ためにエホバの前に籤を擧り、而してヨシユア彼所にてイスラエルの子孫の區分にしたがひて、其地を分ち與へたり、○主ヨセフベニヤミンの子孫の支派のために、その宗族に未だかひて籤を擧り、その籤によりて獲たる地の境界は、ユダの子孫とヨセフの子孫の間にわたる、主即ちその北の境界は、ヨルダよりして、エリコの北の脇に上り、西の山地を逾て、また上り、ベテアベンの荒野にいたりて、盡く、主彼處よりその境界、ルズに進み、ルズの南の脇にいたる、ルズはベテルなり、而してその境界、下ベテホロンの南に横たはる山に沿て、アタロテアゲルに下り、主延て西の方に在り、南に曲り、ベテホロンの南面に横たはる、その山より進み、ユダの子孫の邑、キリアテアゲル、即ちキリアテアゲルにいたりて、盡く、その西の境界は、是のこし、またその南の方、キリアテアゲルの極處よりして、西におもむきて、テフトアの水の源にいたり、主レバイムの谷の中、北の方に在り、ベニヒンノムの谷の前に横たはる所の山の極處に下り、其處よりして、ヒンノムの谷に下りて、エブス人の南の脇にいたり、エンロゲルに下り、主北に延て、エンシメンにおもむき、アドミムの阪に對へる、ゲリロテにおもむき、ルベンの石まで下り、主北の方にて、アラバに對する處にわたりて、アラバに下り、主ベテホグラの北の脇にわたり、ヨルダンの南の極にて、鹽海の北の入海にいたりて、盡く、その南の境界は、是の如し、主東の方に在り、ヨルダンの境界となる、是すなはち、ベニヤミンの子孫が、その宗族にしたがひて、獲たる産業の周圍の境界なり、主ベニヤミンの子孫の支派が、その宗族にしたがひて、獲たる邑々、エリコ、ベテホグラ、エメクケツツ、三ベテアラバ、ゼマライム、ベテル、三アビム、バラ、オフラ、言ケバルアンモン、オフニ、ケバの十二邑ならびに之に屬する村々なり、主ギベオン、ラマ、ベエロテ、云ミツバ、ケビラ、セザ、云レケム、イルピエル、タラフ、云ゼラ、エレフ、エブスすなはち、エルサレム、ギベア、キリアテの十四邑ならびに之につける村々は、是なり、主ベニヤミンの子孫が、その宗族にしたがひて、獲たる産業は、是のこし

十六 **第十九章** 一次にシメオンのため、即ちシメオンの子孫の支派のために、その宗族にしたがひて、籤を擧り、

その産業ハユダの子孫の産業の中にありニラの有る産業ハベエルシバ、即ちシバ、モラダ、ニハザ
 ルシユアル、バラ、エゼム、エルトラダ、ベトル、ホルマ、エダクラダ、ベテマルカボテ、ハザ
 エテル、アシヤン、の四邑からびに之につける村々ハおよび此邑々の周囲にありてアララテベエル
 すなハチ南のラマまで至るところの一切の村々等なり、シメオンの子孫の支派ガラの宗族にした
 がひて獲たる産業ハ是の事シメオンの子孫の産業ハユダの子孫の分の中より出づ是ユダの子
 孫の自分分のために多かりしに因てシメオンの子孫おのれの産業を彼らの産業の中に獲たるなり
 ○十第三にゼブルンの子孫のために其宗族にしたがひて籤を擧り其産業の境界ハサリデに及びま
 た西に上りてマララに至りダバセテに達しヨクテアムの前なる河に達しサリデよりして東の方日
 のいづる方にまがりてキスロテホルの境界にいたりタベラに出でヤビアに上り至りて彼處より東の方
 ガテヘベルにわたりてインタカシンにいたりチアまで廣がるどころのリンモンに至りて盡きまた
 北にまはりてハンナトンにいたりエフタエルの谷にいたりて盡くエカッタテ、ナハラル、シムロン、
 イダラ、ベテレヘムなどの十二邑ならびに之につける村々ありまゼブルンの子孫ガラの宗族にした
 がひて獲たる産業およびガラの邑と村とは是の事○十一第四にイッサカルすなハチイッサカルの子
 孫のためにその宗族にしたがひて籤を擧りその境界の包括する處ハエズレル、ケスロテ、シユテム、
 北ハバライム、シオン、アナハラテ、ニラビテ、キシム、エベツ、ニレメテ、エンガンニム、エン
 ハダ、ベテバツゼズなどなり三の境界タボル、シヤハゲマおよびベテシメンに達しその境界ヨル
 ダンにいたりて盡く其邑あはせて十六また之につける村々あり三イッサカルの子孫の支派ガラの宗
 族にしたがひて獲たる産業およびガラの邑々村々は是の事○十二第五にアセルの子孫の支派のため
 にはその宗族にしたがひて籤を擧りその境界の内ハヘルカブ、ハリ、ベタン、アクサフ、アブラ

ンレク、アマデ、ミシヤルなり其境界西の方カメルに達しまたシホルリブナテに達し三日の出る
 方に折てベテダゴンにいたりゼブルンに達し北の方イブタヘルの谷のベテエメクおよびテイエルに
 達し左してカブルに出でエブロン、レホバ、ハンモン、カナにわたりて大シドンにまでいたり元
 ラマに旋りツロの城に及びまたホサに旋りアクジブの邊にて海にいたりて盡く手またウシマ、アベ
 ク、およびレホバありその邑あはせて二十二また之につける村々あり三アセルの子孫の支派ガラの
 宗族にしたがひて獲たる産業およびガラの邑々村々は是の事○十三第六にナフタリの子孫のために
 ナフタリの子孫の宗族にしたがひて籤を擧りその境界の内ハレフより即ちザアナイムの檜の樹より
 起りアダミチケブおよびヤブニエルを経てラクムにいたりヨルダンにいたりて盡く而してその境
 界西に旋りてアズノテタボルにいたり彼處よりホツコクに出で南のゼブルンに達し西のハセルに達
 し日の出る方ヨルダンの邊にてユダに達すその堅固なる邑々ハゲデム、ゼル、ハンマテ、ラッ
 カテ、キンテレテ、アアダマ、ラマ、ハズル、モケデシ、エデレイ、エンハズル、アイロン、ミダ
 ダルエル、ホレム、ベテアナテ、ベテシメンを合せて十九邑又これにつける村々あり元ナフタリ
 の子孫の支派ガラの宗族にしたがひて獲たる産業およびガラの邑々村々は是の事○第七にダン
 の子孫の支派のためにその宗族にしたがひて籤を擧りその産業の境界の内ハゾラ、エシタオル、
 イルシメン、シヤラビム、アヤロン、イテラ、エロン、テムナ、エクロン、エルタケ、ギベ
 トン、アララテ、エホデ、ベテベラク、ガタリンモン、メヤルコン、ラッコン、ヨッパと相對
 ふ地などなり但しダンの子孫の境界ハ初よりハ廣くなれり其ハダンの子孫上りゆきてライシを攻
 取り亦をもちてこれを撃はらほし之を獲て其處に住たればなり而してその先祖ダンの名にしたがひ
 てライシをダンと名けたりダンの子孫の支派ガラの宗族にしたがひて獲たる産業およびガラの邑々
 村々は是の事○八かく境界を畫りて産業の地を與ふることを終ぬ而してイスラエルの子孫おの

レテハ九〇
 一〇三
 一〇四
 一〇五
 一〇六
 一〇七
 一〇八
 一〇九
 一一〇
 一一一
 一一二
 一一三
 一一四
 一一五
 一一六
 一一七
 一一八
 一一九
 一二〇
 一二一
 一二二
 一二三
 一二四
 一二五
 一二六
 一二七
 一二八
 一二九
 一三〇
 一三一
 一三二
 一三三
 一三四
 一三五
 一三六
 一三七
 一三八
 一三九
 一四〇
 一四一
 一四二
 一四三
 一四四
 一四五
 一四六
 一四七
 一四八
 一四九
 一五〇
 一五一
 一五二
 一五三
 一五四
 一五五
 一五六
 一五七
 一五八
 一五九
 一六〇
 一六一
 一六二
 一六三
 一六四
 一六五
 一六六
 一六七
 一六八
 一六九
 一七〇
 一七一
 一七二
 一七三
 一七四
 一七五
 一七六
 一七七
 一七八
 一七九
 一八〇
 一八一
 一八二
 一八三
 一八四
 一八五
 一八六
 一八七
 一八八
 一八九
 一九〇
 一九一
 一九二
 一九三
 一九四
 一九五
 一九六
 一九七
 一九八
 一九九
 二〇〇
 二〇一
 二〇二
 二〇三
 二〇四
 二〇五
 二〇六
 二〇七
 二〇八
 二〇九
 二一〇
 二一一
 二一二
 二一三
 二一四
 二一五
 二一六
 二一七
 二一八
 二一九
 二二〇
 二二一
 二二二
 二二三
 二二四
 二二五
 二二六
 二二七
 二二八
 二二九
 二三〇
 二三一
 二三二
 二三三
 二三四
 二三五
 二三六
 二三七
 二三八
 二三九
 二四〇
 二四一
 二四二
 二四三
 二四四
 二四五
 二四六
 二四七
 二四八
 二四九
 二五〇
 二五一
 二五二
 二五三
 二五四
 二五五
 二五六
 二五七
 二五八
 二五九
 二六〇
 二六一
 二六二
 二六三
 二六四
 二六五
 二六六
 二六七
 二六八
 二六九
 二七〇
 二七一
 二七二
 二七三
 二七四
 二七五
 二七六
 二七七
 二七八
 二七九
 二八〇
 二八一
 二八二
 二八三
 二八四
 二八五
 二八六
 二八七
 二八八
 二八九
 二九〇
 二九一
 二九二
 二九三
 二九四
 二九五
 二九六
 二九七
 二九八
 二九九
 三〇〇
 三〇一
 三〇二
 三〇三
 三〇四
 三〇五
 三〇六
 三〇七
 三〇八
 三〇九
 三一〇
 三一〇

れの中にてメンの子ヨシユアに産業を與へたり。手すなはちエホバの命に忠たがひて彼にうの求むる邑を與ふ。エフライムの山地なるテムナテセラ是なり、彼らの邑を建なほして其處に住む。○祭司エレアザル、メンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等がシロにおいて集會の幕屋の門にてエホバの前に籤をもて分與へし産業は是のことし。斯地を分つことを終たり。

第二十章 茲にエホバヨシユアに告て言たまひけるハニ。汝イスラエルの子孫に告て言へ。汝等モーセによりて我が汝らに語りおさし逃遁の邑を擇び定めニ。誤りて知ずる人を殺せる者、其處に逃れなめよ。是の汝らが仇打する者を避て逃るべき處なり。斯る者ハ是等の邑の一に逃れゆき邑の門の入口に立てるの邑の長老等の耳にうの事情を述べし。然る時ハ彼ら之をうの邑に受け入れ處を與へて己の中に住まむべし。假令仇打する者追ゆくとも彼らうの人を殺せる者之が手に交すべからず。其の彼知ずして人を殺せるは素より之を惡みをりしに非ればなり。うの人ハ會衆の前に立て審判を受けるまで其時の祭司の長の死る迄うの邑に住るべし。然る後うの人を殺せる者己の邑に歸り往てうの家にいたり己が逃いでし邑に住べし。爰にナフタリの山地なるガリラヤのケデシ、エフライムの山地なるシケムおよびユダの山地なるキリアテアルバ（すかハチヘブロン）を之がために分ち。またヨルダンの彼旁エリコの方にてハルベンの支派の中より平地なる荒野のベゼルを擇び定め。ガドの支派の中よりギレアデのラモテを擇び定め。マナセの支派の中よりパシヤンのゴランを擇び定めたり。是すかハチイスラエルの一切の子孫および之が中に寄寓する他國人のために設けたる邑々にして。凡人を誤まり殺せる者を此に逃れぬ。其會衆の前に立ざる中に仇打の手に死るがべきことなからんめ。ためなり。

第二十一章 茲にレビの族長等來りて祭司エレアザル、メンの子ヨシユアおよびイスラエルの子孫の支派の族長等の許にいたりニ。カナン之地シロにおいて之に語りて言ふ。エホバかつて我らに住べき

二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 一〇
 一一
 一二
 一三
 一四
 一五
 一六
 一七
 一八
 一九
 二〇
 二一
 二二
 二三
 二四
 二五
 二六
 二七
 二八
 二九
 三〇
 三一
 三二
 三三
 三四
 三五
 三六
 三七
 三八
 三九
 四〇
 四一
 四二
 四三
 四四
 四五
 四六
 四七
 四八
 四九
 五〇
 五一
 五二
 五三
 五四
 五五
 五六
 五七
 五八
 五九
 六〇
 六一
 六二
 六三
 六四
 六五
 六六
 六七
 六八
 六九
 七〇
 七一
 七二
 七三
 七四
 七五
 七六
 七七
 七八
 七九
 八〇
 八一
 八二
 八三
 八四
 八五
 八六
 八七
 八八
 八九
 九〇
 九一
 九二
 九三
 九四
 九五
 九六
 九七
 九八
 九九
 一〇〇
 一〇一
 一〇二
 一〇三
 一〇四
 一〇五
 一〇六
 一〇七
 一〇八
 一〇九
 一一〇
 一一一
 一一二
 一一三
 一一四
 一一五
 一一六
 一一七
 一一八
 一一九
 一二〇
 一二一
 一二二
 一二三
 一二四
 一二五
 一二六
 一二七
 一二八
 一二九
 一三〇
 一三一
 一三二
 一三三
 一三四
 一三五
 一三六
 一三七
 一三八
 一三九
 一四〇
 一四一
 一四二
 一四三
 一四四
 一四五
 一四六
 一四七
 一四八
 一四九
 一五〇
 一五一
 一五二
 一五三
 一五四
 一五五
 一五六
 一五七
 一五八
 一五九
 一六〇
 一六一
 一六二
 一六三
 一六四
 一六五
 一六六
 一六七
 一六八
 一六九
 一七〇
 一七一
 一七二
 一七三
 一七四
 一七五
 一七六
 一七七
 一七八
 一七九
 一八〇
 一八一
 一八二
 一八三
 一八四
 一八五
 一八六
 一八七
 一八八
 一八九
 一九〇
 一九一
 一九二
 一九三
 一九四
 一九五
 一九六
 一九七
 一九八
 一九九
 二〇〇
 二〇一
 二〇二
 二〇三
 二〇四
 二〇五
 二〇六
 二〇七
 二〇八
 二〇九
 二一〇
 二一一
 二一二
 二一三
 二一四
 二一五
 二一六
 二一七
 二一八
 二一九
 二二〇
 二二一
 二二二
 二二三
 二二四
 二二五
 二二六
 二二七
 二二八
 二二九
 二三〇
 二三一
 二三二
 二三三
 二三四
 二三五
 二三六
 二三七
 二三八
 二三九
 二四〇
 二四一
 二四二
 二四三
 二四四
 二四五
 二四六
 二四七
 二四八
 二四九
 二五〇
 二五一
 二五二
 二五三
 二五四
 二五五
 二五六
 二五七
 二五八
 二五九
 二六〇
 二六一
 二六二
 二六三
 二六四
 二六五
 二六六
 二六七
 二六八
 二六九
 二七〇
 二七一
 二七二
 二七三
 二七四
 二七五
 二七六
 二七七
 二七八
 二七九
 二八〇
 二八一
 二八二
 二八三
 二八四
 二八五
 二八六
 二八七
 二八八
 二八九
 二九〇
 二九一
 二九二
 二九三
 二九四
 二九五
 二九六
 二九七
 二九八
 二九九
 三〇〇
 三〇一
 三〇二
 三〇三
 三〇四
 三〇五
 三〇六
 三〇七
 三〇八
 三〇九
 三一〇
 三一〇

邑々を與ふることおよびうの郊地を我らの家畜のために與ふる事をモーセによりて命じおきたまへり。レビの支派の中よりエホバの命に忠たがひて自己の産業の中より左の邑々をうの郊地とせし。レビの支派の中より先コハテ人の宗族のために籤を擲り祭司アロンの子孫たるレビ人籤によりてユダの支派の中よりシメオンの支派の中よりベニヤミンの支派の中より十三の邑を獲たり。餘のコハテの子孫ハ籤によりてエフライムの支派の宗族の中、ダン支派の中、マナセの支派の半の中より十の邑を獲たり。またゲルシヨンの子孫ハ籤によりてイッサカルの支派の宗族の中アセルの支派の中ナフタリの支派の中およびパシヤンにあるマナセの支派の半の中より十三の邑を獲たり。またメラリの子孫ハうの宗族に忠たがひてルベンの支派の中、ガドの支派の中およびゼブルンの支派の中より十二の邑を獲たり。ハイスラエルの子孫エホバのモーセによりて命じたまひし所に忠たがひて此の邑々をうの郊地とせし。レビ人ハ與ふ。即ち先ユダの子孫の支派の中およびシメオンの子孫の支派の中より左に名を擧たる邑々を與ふ。是ハレビの子孫コハテ人の宗族なるアロンの子孫に歸す。其の彼ら第一の籤にあたりたればなり。即ちユダの山地なるキリアテアルバ。即ちヘブロンおよびその周囲の郊地をこれに與ふ。此アルバハアナクの父なり。またその邑の田野およびうの村々ハこれをエフンテの子カレブに與へて所有となさしむ。祭司アロンの子孫に與へし者ハ即ち人を殺し者の逃るべき邑なるヘブロン。その郊地、リブナ。その郊地、シヤッタル。その郊地、エシテモア。その郊地、地。ホロン。その郊地、デビル。その郊地、マアイン。その郊地、ユッタ。その郊地、ベテシメシ。その郊地、此九の邑ハ此ふたつの支派の中より分ちしものなり。またベニヤミンの支派の中よりギベオン。その郊地、ゲバ。その郊地、マアトテ。その郊地、アルモン。その郊地、その郊地、その邑をあたへたり。またアロンの子孫たる祭司等の邑ハ合て十三邑。又之につける郊地あり。○この他のコハテの子孫なるレビ人の宗族にによりてエフライムの支派の中より邑を獲たり。三即ち之に與へし者ハ人を殺

三 せる者の逃るべき邑なるエフライムの山地のシケムどのの郊地およびゲゼルどのの郊地、三キブザ
 四 イムどのの郊地、ベテホロンどのの郊地なご四の邑なり、三又ダンの支派の中より分ちて與へし者ハ
 五 エルテケどのの郊地、ギベトンどのの郊地、三アヤロンどのの郊地、ガテリンモンどのの郊地なご四の
 六 邑なり、三又マナセの支派の中より分ちて與へし者ハタアナクどのの郊地、ガテリンモンどのの
 七 郊地なご二の邑なり、三外のコハタの子孫の宗族の邑ハ合せて十また之につける郊地あり、三ゲルシヨ
 八 ンの子孫たるレビ人の宗族に與へし者ハマナセの支派の中よりハ人を殺せる者の逃るべき邑な
 九 るバシヤンのゴランどのの郊地およびベエシテラどのの郊地なご二の邑なり、三イッサカルの支派の
 十 中よりハキシオンどのの郊地、ダベラどのの郊地、三ヤルムテどのの郊地、エンガンニムどのの郊地
 十一 なご四の邑なり、三アセルの支派の中よりハミシヤルどのの郊地、アブドンどのの郊地、三ヘルカテ
 十二 どのの郊地、レホブどのの郊地なご四の邑なり、三ナフタリの支派の中よりハ人を殺せる者の逃るべ
 十三 き邑なるガリラヤのケデシどのの郊地およびハンモテドルどのの郊地、カルタンどのの郊地なご三
 十四 の邑なり、三ゲルシヨン人ガラの宗族に忘たがひて獲たる邑ハ合せて十三邑にして又これに屬る郊地
 十五 あり、三この餘のレビ人なるメラリの子孫の宗族に與へし者ハゼブルンの支族の中よりハヨクテアム
 十六 どのの郊地、カルタどのの郊地、三デムナどのの郊地、ナハラルどのの郊地なご四の邑なり、三ルベ
 十七 ンの支派の中よりハベゼルどのの郊地、ヤハヅどのの郊地、三ケデモテどのの郊地、三バアテどの
 十八 の郊地なご四の邑なり、三ガドの支派の中よりハ人を殺せる者の逃るべき邑なるギレアデのラモテど
 十九 ろの郊地およびマハナイムどのの郊地、三ヘンボンどのの郊地、ヤゼルどのの郊地なご合せて四の
 二十 邑、三是みか外のレビ人なるメラリの子孫ガラの宗族に忘たがひて獲たる邑々なり、其籤によりて獲た
 二十一 る邑は合せて十二、三イスラエルの子孫の所有の中にレビ人が有る邑々は合せて四十八邑、また之に
 二十二 つける郊地あり、三この邑々ハ各々の周圍に郊地あり、此邑々みな然り、三かくエホバイスラエルに

與へんどのの先祖等に誓ひたまひし地をことごとく與へたまひければ彼ら之を獲て其處に住り、
 ホバ凡ての先祖等に誓ひたまひし如く四方において彼らに安息を賜へり、其すべての敵の中に一人
 も之に當ることを得る者なかりき、エホバかれらの敵をことごとくの手に付したまへり、
 三エホバ
 四 イスラエルの家に語りたまひし善事は一たに缺ずして悉くみな來りぬ

第二十一章 茲にヨシユアルベン人、ガド人およびマナセの支派の半を召て、これに言けるハ、汝ら

一 はエホバの僕モーセが汝らに命せし所をことごとく守り、又我汝らに命せし一切の事において我言に
 二 聽ふたがへり、汝らは今日まで日ひさしく汝らの兄弟を離れずして汝らの神エホバの命令の言を守
 三 り來り、今は已に汝らの神エホバ汝らの兄弟に向に宣まひし如く安息を賜ふに至れり、然は汝ら身
 四 を轉らし、エホバの僕モーセが汝らに與へしヨルダンの彼方なる汝等の産業の地に歸りて自己の天幕
 五 にゆけ、只エホバの僕モーセが汝らに命じおさし、誠命と律法とを善く謹みて行ひ、汝らの神エホバを
 六 愛し、其一切の途に歩み、その命令を守りて之に附ふたがひ心を盡し、精神を盡して之に事ふべしと、
 七 かくてヨシユア彼らを祝して去めければ、彼らはその天幕に往り、マナセの支派の半にハモーセバシ
 八 ヤンにて産業を與へおけり、その他の半にハヨシユアヨルダンの此旁西の方にてその兄弟等の中に
 九 産業を與ふ、ヨシユア彼らその天幕に歸し遣るに當りて之を祝し、ハ之に告て言けるハ、汝ら衆多の
 十 貨財夥多しき家畜金銀銅鐵および夥多しき衣服をもちて汝らの天幕に歸り、汝らの敵より獲たるもの
 十一 物を汝らの兄弟の中に分つべしと、
 十二 〇爰にルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半はエホ
 十三 バのモーセによりて命じたまひし所に循ひて己の所有の地すなわち己に獲たるギレアデの地に往ん
 十四 どてカナンの地のシロよりしてイスラエルの子孫に別れて歸りけるガバルベンの子孫ガドの子孫お
 十五 よびマナセの支派の半カナンの地のヨルダンの岸邊にいたるにおよびて彼處にてヨルダンの傍に一
 十六 の壇を築けり、その壇は大にして遙に見えわたる、
 十七 三イスラエルの子孫ハルベンの子孫ガドの子孫および

十二 びマナセの支派の半カナン地の前の部にてヨルダンの岸邊イスラエルの子孫に屬する方にて一の
 十三 壇を築けりと言ふを聞き、イスラエルの子孫これを聞て齊しくイスラエルの子孫の會衆ことごとく
 十四 シロに集まりて彼らの所に攻のほらんとす。イスラエルの子孫すかハ祭司エレアザルの子ビチハ
 十五 スをギレアドの地に遣はしてルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの支派の半の所に至らしめ、
 十六 スラエルの各々の支派の中より父祖の家を牧伯一人づつを擧て合せて十人の牧伯を之に伴はしむ。
 十七 是みなイスラエルの宗族の中にて父祖の家を長たる者なり。彼らギレアドの地に往きルベンの子
 十八 孫ガドの子孫およびマナセの支派の半にいたりて之に語りて言けらく、主エホバの全會衆かく言ふ、汝
 十九 らイスラエルの神にむかひて愆を犯し今日すでに翻へりてエホバに從がらざらん。即ち己のため
 二十 一の壇を築きて今日エホバに叛かんとする。何事ぞや。主エホバの罪われらに足ざらんや。之がため
 二十一 にエホバの會衆に災禍たりたりしかども我ら今日までも尙身を潔めてその罪を棄ざるなり。然る
 二十二 に汝らは今日ひるがへりてエホバに從がらざらんとするや。汝ら今日エホバに叛けバ明日エホバ
 二十三 イスラエルの全會衆を怒りたまふべし。然ながら汝らの所有の地もし潔からず。エホバの幕屋のた
 二十四 てるエホバの産業の地に濟り來て我らの中に所有を獲よ、惟われらの神エホバの壇の外に壇を築
 二十五 きてエホバに叛く勿れ。また我らに悖るなかれ。主ゼラの子アカン詛はれし物につきて愆を犯し、つひ
 二十六 にイスラエルの全會衆に震怒臨みしにあらすや。且また其罪にて滅亡し者、彼人ひとりにはあらざり
 二十七 き。ニルベンの子孫、ガドの子孫およびマナセの支派の半答へてイスラエルの宗族の長等に言ける、
 二十八 三諸の神エホバ、諸の神エホバ知しめす、イスラエルも亦知んもし叛く事あるひハエホバに
 二十九 罪を犯す事ならバ汝今日我らを救ふなかれ。我らが壇を築きし事もし翻がへりてエホバに從がらざ
 三十 らんが爲るか。又は其上に燔祭素祭を獻げんが爲るか。又はその上に酬恩祭の犠牲を獻げんがため
 三十一 ならバエホバみづからその罪を問討したまへ。我等の遠き處をもて故に斯なしたるを即ち思ひけ

一 らく後の日にいたりて汝らの子孫われらの子孫に語りて言からん。汝らハイスラエルの神エホバと何
 二 の關係あらんや。ニルベンの子孫およびガドの子孫よエホバ我らと汝らの間にヨルダンを界どかし
 三 こととを思しめんと。是故に我ら言けらく我らいま一の壇を我らのために築かんと。是燔祭のため非
 四 すまた犠牲のため非す。惟し之をして我らと汝らの間および我らの後の子孫の間に証とならしめ
 五 て我ら燔祭犠牲および酬恩祭をもてエホバの前にその職務をなさん。がためなり、然せば汝らの子孫
 六 後の日にいたりて我らの子孫に汝らハエホバの中に分なしと言ふこと無らん。是をもて我ら言り彼ら
 七 が我らまたハ後の日に我らの子孫に然い。その時我ら言ん我らの父祖の築きたりしエホバの壇の
 八 模形を見よ。是ハ燔祭の爲にも非す。また犠牲の爲にもあらす。我らと汝らとの間の証なり。主エホバに叛
 九 き翻へりて今日エホバに從がらざらば我らの神エホバの幕屋の前にあるの祭壇の外に燔祭素祭
 十 犠牲なごのため壇を築くことハ我らの絶て爲ざる所なり。○祭司ビチハスおよび會衆の長等即ち
 十一 彼とともなるイスラエルの宗族の首等ハルベンの子孫ガドの子孫およびマナセの子孫が述たる語を
 十二 聞て善とせり。祭司エレアザルの子ビチハスすなハルベンの子孫、ガドの子孫およびマナセの子
 十三 孫に言けるハ我ら今日エホバの我らの中に在すを知る、其ハ汝らエホバにむかひて此愆を犯さざれ
 十四 ばなり。今なんぢらはイスラエルの子孫をエホバの手より救ひいたせりと。祭司エレアザルの子ビチ
 十五 ハスおよび牧伯等すなハルベンの子孫およびガドの子孫に別れてギレアドの地よりカナンの地に
 十六 歸りイスラエルの子孫にいたりて復命しけるに。主イスラエルの子孫これを善とせり。而してイスラエ
 十七 ルの子孫神を讃めルベンの子孫およびガドの子孫の住る國を滅ぼしに攻上らんと重ねて言さざりき。
 十八 主ルベンの子孫およびガドの子孫の壇をエド(證)と名けて云ふ、是ハ我らの間にありてエホバ
 十九 は神にいますとの証をなす者なりと。

ヘブライ語の原文と和訳の対照表。ヘブライ語は右側に、和訳は左側に記されている。

第十三章 一 エホバイスラエルの四方の敵をことごとく除きて安息をイスラエルに賜ひてより久し
き後すなわちヨシユア年邁みて老たる後ニヨシユア一切のイスラエル人すなわち其長老首領裁判人
官吏などを招きよせて之に言けるハニわれハ年すくみて老ゆ、汝らハ已に汝らの神エホバが汝らの
ために此もろくの國人に行ひたまひし事を盡く見たり即ち汝らの神エホバみづから汝らのために
戦ひたまへり我ヨルダンより日の入る方大海までの此もろくの漏のこれる國々および已に
滅ぼしたる一切の國々を籤にて汝らに分ちて汝らの支派の産業となさしめたり汝らの神エホバみ
づから汝らの前よりこの國民を打攘ひ汝らの目の前よりこれを逐はらひたまへん而して汝らハ汝ら
の神エホバの汝らに宣まひしことごとく之が地を獲にいたるべし然バ汝ら勵みてモーセの律法の書に
記されたる所を盡く守り行なへ之を離れて右にも左にも曲るなかれ汝らの中間に遺りを是等の
國人の中に往なかれ、彼らの神の名を唱ふるなかれ、之を指て誓ひしむる勿れ、又これに事へこれ
を拜むなかれ惟今日まで爲たること汝らの神エホバに附たがへられエホバの大にして且強
き國民を汝らの前より逐はらひたまへり汝らに今日まで當ることを得る人一箇もあらざりき汝
らの一人ハ千人を逐ことを得ん、其ハ汝らの神エホバが汝らに宣まひしことごとく自ら汝らのために戦ひ
たまへばなり然バ汝ら自ら善く慎みて汝らの神エホバを愛せよ然らずして汝ら若後もぞりし
つゝ是等の國人の漏のこりて汝らの中間に止まる者等と親しくなり之と婚姻をなして互に相往來し
なば汝ら確く知れ汝らの神エホバかかねて是等の國人を汝らの目の前より逐はらひたまへば、彼
ら反て汝らの罾となり罟となり汝らの脇に鞭となり汝らの目に刺となり汝ら遂に汝らの神エホバ
の汝らに賜ひしこの美地より亡び絶ん士視よ今日われハ世人の皆ゆく途を行んとす、汝らハ一心一
念に善く知るならん汝らの神エホバの汝らにつきて宣まひし諸の善事ハ一も缺る所なかりき皆なん
ぢらに臨みてこの中一も缺たる者なきなり汝らの神エホバの汝らに宣まひし諸の善事の汝らに臨

ヘブライ語の原文と和訳の対照表。ヘブライ語は右側に、和訳は左側に記されている。

第十四章 一 茲にヨシユアイスラエルの一切の支派をシケムに集めイスラエルの長老首領裁判人官
吏かぞを招きよせて諸共に神の前に進みいそニ而してヨシユアすべての民に言けるハイスラエルの
神エホバかく言たまふ汝らの遠祖すなわちアブラハムの父たりナホルの父たりシテララのこときハ在
昔河の彼旁に住て皆他神に事へたりしがニ我なんちらの先祖アブラハムを河の彼旁より携へ出して
カナンの全地を導きてすぎりの子孫を増んとして之にイサクを與へたり而してイサクにヤコブと
エサウを與へエサウにセイル山を與へて獲させたりまたヤコブとエサウの子等ハエジプトに下れり我
モーセおよびアロンを遣はした災禍をエジプトに降せり我が子の中爲たる所の事のことし而し
て後われ汝らを導びき出せり我なんちらの父をエジプトより導き出し汝ら海に至りしにエジプト
人戦車と騎兵をもて汝らの後を追て紅海に來りけるガ汝らの父等エホバに呼はりければエホバ
黑暗を汝らとエジプト人との間に置き海を彼らの上に傾むけて彼らを淹へり汝らハ我がエジプトに
て爲たる事を目に觀たり斯て汝らは日ひさしく曠野に住をれり我またヨルダンの彼旁にすめるア
モリ人の地に汝らを携さへいれたり汝らと戦ひければ我かれらを汝らの手に付しかれらの地を
かんぢらに獲しめ彼らを汝らの前より滅ぼし去り時モアブの王ナッポールの子バラク起てイスラ
エルに敵し人を遣はしてベオルの子バラムを招きて汝らを誑はせんとしたりしが我バラムに聽こ
どを爲ざりければ彼かへつて汝らを祝せり斯われ汝らを彼の手より救出せり士而して汝らヨルダン
を濟りてエリコに至りしにエリコの人々すなわちアモリ人、ベリシ人、カナン人、ヘテ人、ギルガ

十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

シ人、ヒビ人、エブス人等なんちらに敵したりしが我かれらを汝らの手に付せりされ黄蜂を汝らの前に遣はして彼のアモリ人の王二人を汝らの前より逐はらへり汝らの劍またハ汝らの弓を用ゐて斯せしに非ず而して我かんちらが勞せしに非ざる地を汝らに與へ汝らが建たるに非ざる邑を汝らに與へたり汝ら今の中に住をる汝らハ亦己が作りたるに非ざる葡萄園と橄欖園とにつきて食ふ自然バ汝らエホバを畏れ赤心と眞實とをもて之に事へ汝らの先祖が河の彼邊およびエジプトにて事へたる神を除きてエホバに事へよ主汝ら若エホバに事ふることを惡とせば汝らの先祖が河の彼邊にて事へし神々にもあれ又は汝らが今をる地のアモリ人の神々にもあれ汝らの事ふべき者を今日選べ、但し我と我家とは共にエホバに事へん其民とたへて言けるバエホバを棄て他神に事ふることハ我等きはめて爲じ其は我らの神エホバみづから我等と我らの先祖とをエジプトの地奴隸の家より導き上りかつ我らの目の前にかの大なる徴を行かひ我らが往し一切の路にて我らを守りまた我らが其中間を通りし一切の民の中にて我らを守りたまひければかり大にしてエホバ此地に住をりしアモリ人かさいふ一切の民を我らの前より逐はらひたまへり然は我らもエホバに事へん彼は我らの神なればかり主ヨシユア民に言けるハ汝らハエホバに事ふること能ハざらん其ハ彼の聖神また妬みたまふ神にして汝らの罪愆を赦したまはさればなり主汝ら若エホバを棄て他神に事へかば汝らに福を降したまへる後にも亦ひるがへりて汝らに災禍を降して汝らを滅ぼしたまはん三民ヨシユアに言けるハ否我ら必らずエホバに事ふべしと三民ヨシユア民に向ひて汝らハエホバを選びて之に事へんといへりなんちら自ららの証人たりと言ければ皆我らハ証人なりと答ふ三民ヨシユアまた言り然バ汝らの中にある異なる神を除きてイスラエルの神エホバに汝らの心を傾けよ三民ヨシユアに言けるハ我らの神エホバに我らハ事へ其聲に我らハ聽きたがふべしと三民ヨシユアまた言り其日民と契約を結びシケムにおいて法度と定規とを彼らのために設けたり三民ヨシユアこれらの言を神の律法の書に書し

三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

大なる石をとり彼處にてエホバの聖所の傍なる樹の下に之を立て三而してヨシユア一切の民に言けるハ視よ此石われらの証とかるべし是ハエホバの我らに語りたまひし言をことごとく聞たればなり然バ汝らが己の神を棄ること無らんために此石なんちらの証となるべしと云かくてヨシユア民を各々の産業に歸しさらしめたりき○是らの事の後エホバの僕メンの子ヨシユア百十歳にして死り手人衆これをその産業の地の内にてアムナテセラに葬むれりアムナテセラハエフライムの山地にてガアシ山の北にあり三イスラエルのヨシユアの世にある日の間またエホバがイスラエルのために行ひたまひし諸の事を識るてヨシユアの後に生存れる長老等の世にある日の間つねにエホバに事へたり三イスラエルの子孫のエジプトより携さへ上りしヨセフの骨を昔ヤコブが銀百枚をもてシケムの父ハモルの子等より買たりしシケムの中なる一の地に葬れり是ハヨセフの子孫の産業となりぬ三アロンの子エレアザルもまた死り人衆これを其子ビチハスがエフライムの山地にて受たりし岡に葬れり

約書亞記終

士師記

一 ヨシユアの死したるのちイスラエルの子孫エホバに問ひていひけるはわれらの中孰か先に
 二 攻め登りてカナン人と戦ふべきやニエホバいひたまひけるはユダ上るべし視よ我此國を其の手に付
 三 すとニユダの兄弟シメオンに言けるは我と共にわが領地にのほりてカナン人と戦へわれもまた借
 四 汝の領地に往べしとこにおいてシメオンかれどもにゆけりユダすかち上りゆきけるにエ
 五 ホバの手にカナン人とペリシ人を付したまひたればベセクにて彼ら一萬人を殺しユまたベセク
 六 においてアドニベセクにゆき逢ひこれと戦ひてカナン人とペリシ人を殺せりユ若かるにアドニベセ
 七 ク逃れ去りしかばユのあとを追ひてこれを執へるの手足の巨擘を研りながらたればセアドニベセク
 八 いひけるは七十人の王たちかつてるの手足の巨擘を研られて我が食几の末に屑を拾へり神わが曾
 九 て行ひしところをもてわれに報いたまへるかりと衆之を曳てエルサレムに至りしが其處よ若ねりハ
 十 ユダの子孫エルサレムを攻めてこれを取り刃をもてこれを撃ち邑に火をかけたなりユかくてのちユダ
 十一 の子孫山と南方の方および平地に住めるカナン人と戦ひんとて下りしがユダまづヘbronに住る
 十二 カナン人を攻めてセシヤイアヒマンおよびタルマイを殺せり「ヘbronの舊の名ハキリアアアルバ
 十三 なり」ユまたうこより進みてデビルに住るものを攻む「デビルの舊の名ハキリアアテセルなり」ユ
 十四 時にカレブいひけるはキリアテセルをうちてこれを取るものにはわが女アクサをあたへて妻とさ
 十五 さんとユカレブの舎弟ケナズの子オテニエルこれを取ればすなわちちの女アクサをこれが妻にあ
 十六 たふユアクサ往くときおのれの父田園を求めんことを夫にすまめたり若がつひにアクサ驢馬より
 十七 下りければカレブこれに何事ぞやといふにユ答へけるはわれは惠賜をあたへよなんち南の地をわれ
 十八 にあたへたればねがはくは源泉をもわれにあたへよとこにおいてカレブ上の源泉と下の源泉とを
 十九 これにあたふユモーセの外男ケニの子孫ユダの子孫と偕に櫻欄の邑よりアラドに南なるユダの野

十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三

のほり来りて民のうちに住居せり。七茲にユダの兄弟シメオンどもに往きてゼバテに住るカナ
 人を撃ちて盡くこれを滅ぼせり。是をもてその邑の名をホルマと呼ぶ。ユダまたガザと其の境アンケ
 ロンとの境およびエクロンとの境を取り。其エホバユダどもに在したれば、かれつひに山地を手
 に入れたりしが、谷に住る民の戦車をもちたるがゆゑにこれを逐出すこと能はざりき。三衆モーセ
 のかつていひし如く、ヘブロンをカレブに與ふカレブのところにより、アナクの三人の子をおひ出せり。
 三ニニヤミンの子孫ハエルサレムに住るエブス人を追出さざりしかば、エブス人の今日に至るまで、
 ニヤミンの子孫どもにエルサレムに住ふ。三茲にヨセフの族またベテルをさして攻め上るエホバこ
 れと偕に在しき。三ヨセフの族すなわちベテルを窺察しむ。此邑の舊の名ハルズあり。三その間者邑
 より人の出来るを見てこれはいひける。請ふわれら、邑の入口を示せ。さらば、汝は恩慈を施さんと。三
 彼邑の入口を示したれば、すかち刃をもて邑を撃てり。然と彼の人と其家族をバみか、縦ち遣りぬ。三
 の人へテ人、地よゆき邑を建て、ルズと名けたり。今日はいたるまでこれを其名とす。三マナセハベテ
 シヤンどのの村里の民、タアタクどのの村里の民、ドルどのの村里の民、イブレアムどのの村里の民、メ
 ドンどのの村里の民を逐ひ出さざりき。カナンの人かほるの地は住居する。三イスラエルはるの強か
 りしとき、カナン人をして貢を納れしめたり。忘がこれを全く追ひいたすこと、は爲ざりき。三エフライム
 ハゲゼルに住るカナン人を追ひいたさざりき。カナンの人ハゲゼルにおいて、かれらのうちに住居たり
 三ゼブルンハまたキテロンの民およびナハラルの民を逐ひいたさざりき。カナンの人かれらのうちに住
 みて貢ををさむるものとなりぬ。三アセルハアツコの民およびシドンアハラブアクシブヘルバアビク
 レホブの民を逐ひ出さざりき。三アセルハ其地の民なるカナンの人のうちに住居たり。これを逐
 ひ出さざりしゆゑなり。三ナフタリハベテシメンの民およびベテアナテの民を逐ひ出さするの地の民
 なるカナンの人のうちに住居たり。ベテシメンとベテアナテの民はつひにかれらに貢を納むるものと

三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十

なりぬ。三アモリ人ダンの子孫を山におひこみ谷に下ることを得させざりき。三アモリ人のなほヘレス
 山アヤロンシヤラビムに住居りしが、ヨセフの家の手力勝りたれば、終に貢を納むるものとなりぬ。三
 アモリ人の界ハアクラビムの阪よりセラを経て上に至れり。
第二章 一エホバの使者ギルガルよりボキムに上りていひける。ハ我汝等をエジプトより上らしめわが
 汝らの先祖に誓ひたる地に携へ來り、また我いひけらくわれ汝らと締べる契約を絶てやぶることあ
 らじ。ニ汝らハこの國の民と契約を締るべからず。かれらの祭壇を毀つべし。と忘るるに、汝らハわが聲に
 従はざりき。汝ら如何なれば斯ることをなせしや。三我またいひけらくわれ汝らの前より彼らを追ふべ
 からず。かれら反て汝等の肋を刺す荆棘とならん。また彼らの神々の汝らの害となるべし。三エホバの使
 これらの言をイスラエルのすべての子孫に語しかば、民聲をあけて哭ぬ。故に其所の名をボキム。三哭
 者」と呼ぶ。かれら彼所にてエホバに祭物を獻けたり。三ヨシユア民を去しめたれば、イスラエルの子孫
 おのゝろの領地におもむきて地を獲たり。三ヨシユアの世にありし間、またヨシユアより後に生きの
 こりたる長老等の世にありしあひた民ハエホバに事へたり。この長老等ハエホバのかつてイスラエル
 のために成したまひし諸の大いなる行爲を見しものかり。ハエホバの僕ヌンの子ヨシユア百十歳にて
 死り。衆人エフライムの山のテムナテヘレスにあるかれの産業の地において、ガアシ山の北にこれを
 葬れり。かくてまたその時代のものごとく、くろの先祖のもとにあつめられるの後に至りて、他の時
 代おこりしが、是はエホバを識す。またそのイスラエルのために爲したまひし行爲をも識ざりき。三イス
 ラエルの子孫エホバのまへに悪きことを作して、バアリムにつかへ。さかつてエジプトの地よりかれら
 を出したまひしその先祖の神エホバを棄て、他の神す。かちちの四周なる國民の神に、忘たがひ之に
 跪ぶ。さてエホバの怒を惹起せり。三即ちかれらエホバをすて、バアルとアシタロテに事へたれば、エ
 ホバはけしくイスラエルを怒りたまひ、掠むるものと手にわたして之を掠めしめ、かつ四周なるも

十三 十八年八月廿二日
 十四 十八年八月廿三日
 十五 十八年八月廿四日
 十六 十八年八月廿五日
 十七 十八年八月廿六日
 十八 十八年八月廿七日
 十九 十八年八月廿八日
 二十 十八年八月廿九日
 二十一 十八年八月三十日
 二十二 十八年九月初一日
 二十三 十八年九月初二日
 二十四 十八年九月初三日
 二十五 十八年九月初四日
 二十六 十八年九月初五日
 二十七 十八年九月初六日
 二十八 十八年九月初七日
 二十九 十八年九月初八日
 三十 十八年九月初九日
 三十一 十八年九月初十日
 三十二 十八年九月十一日
 三十三 十八年九月十二日
 三十四 十八年九月十三日
 三十五 十八年九月十四日
 三十六 十八年九月十五日
 三十七 十八年九月十六日
 三十八 十八年九月十七日
 三十九 十八年九月十八日
 四十 十八年九月十九日
 四十一 十八年九月二十日
 四十二 十八年九月二十一日
 四十三 十八年九月二十二日
 四十四 十八年九月二十三日
 四十五 十八年九月二十四日
 四十六 十八年九月二十五日
 四十七 十八年九月二十六日
 四十八 十八年九月二十七日
 四十九 十八年九月二十八日
 五十 十八年九月二十九日
 五十一 十八年九月三十日

ろの敵の手これを買たまひたかバ彼らふたよびの敵の前に立つことを得ざりきまかれらいつこ
 に往くもエホバの手これに災をなしぬ是はエホバのいひたまひたよびとくエホバのこれに誓ひたまひ
 しことし、こよにおいてかれら惱むこと甚たしかりしがエホバ士師を立てたまひたればかれらこ
 れを掠むるものよ手よりすくひ出たり、然るにかれらよの士師にも忘たがはす反りて他の神を慕
 て之と淫をおこなひ之に詭き先祖がエホバの命令に従がひて歩みたるころの道を頼に離れ去りて
 うの如くには行はざりきまかれらのためにエホバ士師を立てたまひし時に方りてはエホバつねにろ
 の士師とも在しうの士師の世に在る間はエホバかれらを敵の手よりすくひ出したまへり此の
 れらおのれを虐げくるしむるものありしを呻きかなしめるによりてエホバ之を哀れみたまひたれば
 なりたまされざるの士師の死のちまた戻きて先祖よりも甚たしく邪曲を行ひ他の神にしたがひてこ
 れに事へ之に跪きておのれの所爲を息めするの頑固なる路を離れざりき、是をもてエホバはけしく
 イスラエルをいかりていひたまひく此民のわがかつてうの先祖に命じたる契約を犯し吾聲に従が
 ざるがゆゑに、我もまたいまよりヨシエアがうの死しとくに存しおけるいづれの國民をもかれら
 のまへより逐ひはらひざるべし、此の我イスラエルがうの先祖の守りしとくエホバの道を守りて
 これに歩むやいなやを試みんがためなりと、エホバのこれら國民を逐はらふことを速にせずして
 之を遣しおきてヨシエアの手に付したまひざりしなり
第三章 一エホバが凡てカナンの諸の戦争を知らせるイスラエルのものをもこころみんとて遣しおき
 たまへる國民の左のことし、「こたはたイスラエルの代々の子孫特にまた戦争を知らせるものにて
 れををしへ知らしめんがためなり」三即ちベリシテ人の五人の伯すべてのカナン人シドン人および
 レバノン山に住みてバアルヘルモンの山よりハマテに入るところまでを占めたるヒビ人はなり、こ
 れらをもてイスラエルをこころみかれらがエホバのモーセによりてうの先祖に命じたまひし命令に

一 十八年八月廿二日
 二 十八年八月廿三日
 三 十八年八月廿四日
 四 十八年八月廿五日
 五 十八年八月廿六日
 六 十八年八月廿七日
 七 十八年八月廿八日
 八 十八年八月廿九日
 九 十八年八月三十日
 十 十八年九月初一日
 十一 十八年九月初二日
 十二 十八年九月初三日
 十三 十八年九月初四日
 十四 十八年九月初五日
 十五 十八年九月初六日
 十六 十八年九月初七日
 十七 十八年九月初八日
 十八 十八年九月初九日
 十九 十八年九月初十日
 二十 十八年九月十一日
 二十一 十八年九月十二日
 二十二 十八年九月十三日
 二十三 十八年九月十四日
 二十四 十八年九月十五日
 二十五 十八年九月十六日
 二十六 十八年九月十七日
 二十七 十八年九月十八日
 二十八 十八年九月十九日
 二十九 十八年九月二十日
 三十 十八年九月二十一日
 三十一 十八年九月二十二日
 三十二 十八年九月二十三日
 三十三 十八年九月二十四日
 三十四 十八年九月二十五日
 三十五 十八年九月二十六日
 三十六 十八年九月二十七日
 三十七 十八年九月二十八日
 三十八 十八年九月二十九日
 三十九 十八年九月三十日

遵ふや否を知りしなり、イスラエルの子孫はカナン人へテ人アモリ人、ヘベリ人、ヒビ人、エブス人
 のうちに住みかれらの女を娶りまたおのれの女をかれらの子に與へかつかれらの神に事へたり
 七、斯くイスラエルの子孫エホバのまへに悪をおこなひ己れの神なるエホバをわすれてバアリムおよ
 びアシラに事へたり、是においてエホバはけしくイスラエルを怒りてこれをメソポタミアの王クシ
 ヤンリシヤタイムの手に賣り付したまひしかバイスラヘルの子孫はおよう八年のあひたクシヤンリ
 シヤタイムにつかへたり、茲にイスラエルの子孫エホバによほりしかバエホバハイスラエルの子
 孫の爲にひとり救者を起して之を救はしめ給ふすか、レブの舍弟ケナズの子オテニエル、是な
 り、エホバの靈オテニエルにのぞみたれば彼イスラエルを治め戦ひに出づ、エホバメソポタミアの王
 クシヤンリシヤタイムをうの手に付したまひたればオテニエルの手クシヤンリシヤタイムに勝こと
 を得たり、かくて國の四十年のあひた太平なりきケナズの子オテニエルつひに死り、エイスラエルの
 子孫復エホバの眼のまへに悪をおこなふエホバかれらがエホバのまへに悪をおこなふによりてモア
 ブの王エゲロンをつよくなしてイスラエルに敵せしめたまへり、エゲロンすなはちアンモンおよび
 アマレクの子孫を招き聚め往きてイスラエルを撃ち櫻欄の邑を取り、こよにおいてイスラエルの子
 孫ハ十八年のあひたモアブの王エゲロンに事へたりしが、エイスラエルの子孫エホバに呼りける
 ときエホバかれらの爲に一個の救者を起したまふすな、ハチベニヤミン人ゲラの子なる左手利捷のエホ
 デ、是なり、イスラエルの子孫かれを以てモアブの王エゲロンに餽物を齎せり、エホデ長一キユビトなる兩
 刃の劍を作らせこれを衣のしたに右の股のあたりにおび、餽物を齎してモアブの王エゲロンのもと
 に詣るエゲロンの甚た肥たる人なりき、まきて餽物を獻ぐることをはりしかバ彼餽物を負ひ來りしも
 のをかへし去らしめ、自らハギルガルの傍なる石像の在る所より引き回していひける、王よ我爾に
 告ぐべき密事ありと、王人拂を命じたれば、うの旁に立つものみな出で去りぬ、エホデすなはち王のと

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

ころに入來り時に王のひとり上なる涼殿に坐し居たりしがエホデ我神の命に由りて爾に傳ふべき
 ことありといひければ王すなはち座より起り三エホデ左の手を出し右の股より劍を取りてその腹を
 刺せり三柄もまた刃どもに入りたりしが脂肉刃を塞ぎて之を腹より抜き出すことあたはずの鋒
 鋭うしろに出づ三エホデすなはち廊をどほりてその後に樓の戸を閉てこれを鎖せり三エホデの
 ち王の僕來りて樓の戸の鎖したるを見いひける王はかならず涼殿の間に足を蔽ひ居るならん
 僕ども恥るまでには俟居たれ王樓の戸をひらかされば鑰をとりて之を開き見るにその君の地に仆れ
 て死せる云エホデの彼等の猶豫ふ間に逃れて石像の在るところを過りセイラに遁けゆけり
 既に至りエフライムの山に獵を吹きければイスラエルの子孫これどもに山より下るエホデこれを
 導けり云かれ人衆にいひける我に續て來れエホバ汝等の敵モアブ人を汝等の手に付したまふなり
 ことにおいてかれらエホデにしたがひて下りモアブにおもむくところのヨルダンの津を取りて一人
 も渡ることを允さざりき三エホデのとき彼らモアブ人およ一萬人を殺せり是皆肥太たる勇士なり
 うち一人も脱れたるものなしモアブの日のイスラエルの手に服せり而して國の八十年の間太平
 なりき三エホデの後にアナタの子シヤムガルといふものあり牛の策を以てベリシテ人六百人を殺せ
 り此人もまたイスラエルを救へり
 四 一 エホデの死たるのちイスラエルの子孫復エホバの目前に惡を行しかバニエホバハズルにて
 世を治むるカナンの王ヤビンの手に之を賣りたまふヤビンの軍勢の長ハシセラといふ彼異邦人のハ
 ロセテに住居り鉄の戰車九百輛を有居て二十年の間イスラエルの子孫を甚たしく虐けしかバニス
 ラエルの子孫エホバに呼はれり當時ラビドテの妻なる預言者デボライイスラエルの士師なりき
 エフライムの山のラマとベタルの間に在るデボラの棕櫚の樹の下に坐せりイスラエルの子孫ハラの
 許に上りて審判を受くデボラ人をつかひしてケデシナフタリよりアビノアムの子バラクを招きこ

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

れにいひけるハイスラエルの神エホバ汝に斯く命じたまふにあらすやいハク汝ナフタリの子孫とせ
 ブルの子孫とを一萬人ひさるゆきてタボル山におもむけ我ヤビンの軍勢の長シセラおよびらの
 戰車どの群衆とをキシオン河に引き寄せて汝のもとに至らせ之を汝の手に付すべしムバラク之に
 いひけるハ汝もし我どもにゆかば我往べし然と汝もし我どもに行ずば我行ざるべしムバラク
 ひけるハ我かならず汝どもに往くべし然と汝は今往くところの途にてハ榮譽を得ることなからん
 エホバ婦人の手にシセラを賣りたまふべければなりきデボラすなはち起ちてバラクどもにケデシ
 ンに往けりムバラクケデシとナフタリをケデシに招き一萬人を従へて上るデボラもまた之どもに
 上れりナフタリケニ人へベルといふ者あり彼ハモーセの外舅エホバの裔なるケニを離れてケデシ
 の邊なるザナイムの橡の樹のかたはらにその天幕を張り居たり士衆アビノアムの子バラクがタボ
 ル山に上れるよしをシセラに告げたりければシセラのすべての戰車すなはち鉄の戰車九百輛お
 よびおのれどもに在るすべての民を異邦人のハロセテよりキシオン河に招き集へたりケデシ
 ラクにいひけるハ起よ是エホバがシセラを汝の手に付したまふ日なりエホバ汝に先き立ちて出でた
 まひしにあらすやとバラクすなはち一萬人を忘たがへてタボル山より下るエホバ亦をもてシセラ
 どのの諸の戰車およびらの全軍をバラクの前に打敗りたまひたればシセラ戰車より飛び下り徒歩に
 なりて遁れ走れりムバラク戰車と軍勢とを追ひ撃て異邦人のハロセテに至れりシセラの軍勢ハ悉く
 刃にたふれて残れるもの一人もなかりしがシセラハ徒歩にて奔りケニ人へベルの妻ヤエルの天幕
 に來れり是ハハズルの王ヤビンとケニ人へベルの家との互ひに睦しかりしゆゑなり大ヤエル出來り
 てシセラを迎へ之にいひけるハ來れわが主よ入り來れ怖るふなかれとシセラの天幕に入たればヤ
 エル被をもてこれを覆へり大ヤエルの天幕にいひけるハ少の水をわれに飲ませよ我渴けり
 大ヤエルすなはち乳囊を啓きて之に飲ませまた之を覆へりシセラまた之にいひけるハ天幕の門邊

に立て居れもし人來り汝にどふて誰かこゝに居るやといへど否と答ふべしと三彼疲れて熟睡せしか
 パへベルの妻ヤエル天幕の釘子を取り手に鎧を携へてうのかたはらに忍び寄り鬢のあたりに釘子を
 うちこみて地に刺し通したれバシセラすなはち死たり三バラクシセラを追ひ來りしときヤエル之を
 出むかへていひけるハ來れ我汝の索るところの人を示さんどかれうのところに入て見にシセラ鬢の
 あたりに釘子うたれて死たふれをる三うの日に神カナン王ヤセンをイスラエルの子孫のまへに打
 取りたまへり三かくてイスラエルの子孫の手ますく強くなりてカナン王ヤセンに勝ちつひにか
 ナンの王ヤセンを亡ぼすに至れり

第五章 一うの日デボラとアピノアムの子バラク謳ひていひくニイスラエルの首長みちびきをなし民
 また好んで出でたれバエホバを頌美よニもろくの王よ聴けもろくの伯よ耳をかたふけよ我のう
 もエホバに謳はん我ハイスラエルの神エホバを讃へん 四あエホバよ汝セイルより出でエドム野
 より進みたまひしとき地震ひ天また滴りて雲水を滴らせたり五もろくの山のエホバのまへに撼動
 ぎ彼のシナイもイスラエルの神エホバのまへに撼動けり六アナテの子シヤムガルのときまたヤエル
 の時にハ大路の通行者なく途行く人の徑を歩みセイスラエルの村莊にハ住者なく住む者あらずな
 りけるがつひに我デボラ起れり我起りてイスラエルの母となる人々新しき神を選みければ戰闘門
 におよべりイスラエルの四萬人のうち盾或ハ鎗の見しことあらんや九吾が心ハ民のうち好んで
 いでたるイスラエルの有司等に傾けり汝らエホバを頌美よ十若ろき驢馬に乗るもの毛氈に坐するも
 のおよび路歩む人よ汝ら謳ふべし十一矢叫の聲に遠かり水汲むどころにおいてエホバの義しき所爲を
 どなへるのイスラエルを治理めたまふ義しき所爲を唱へよの時エホバの民ハ門に下れり十二興よ起
 よデボラ興よ起よ歌を謳ふべし起てよバラク汝の俘虜を擄きたれアピノアムの子よ十三其時民の首長
 等の殘餘者くたり來るエホバ勇士の中にいまして我にくたりたまふエフライムより出る者あり

三
二
一
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

の根アマレクにありベニヤミン汝のあとにつきて汝の民の中にありマキルよりの牧伯下りゼブルン
 よりハ采配を執るものいたる十五イッサカルの伯たちハデボラととも居るイッサカルのバラクとど
 なじく足の進みて平地に至るルベンの河邊にて大いに心にはかる事あり其何故に汝ハ圍のうち止
 まりて羊の群に笛吹くを聴くやルベンの河邊にて大いに心に考ふることあり十六ギレアドハヨルダン
 の彼方に臥し居る何故にダンハ舟のかたはらに止まりしやアセルハ濱邊に坐してうの港に臥し居る
 大ゼブルンハ生命を捐て死を冒せる民なり野の高きどころに居るナフタリまたは是の如し其もろく
 の王來りて戰へる時にカナンのもろくの王メギドンの水の邊においてタアナクに戰へり彼ら一片
 の貨幣をも獲ざりき十七天よりこれを攻るものありもろくの星其道を離れてシセラを攻む三ギン
 オンハ河之を押し流しぬ是彼の古への河キシオンハ河なりわが靈魂よ汝ますく勇みて進め三うの
 時馬の蹄ハ強きもの馳に馳るに由りて地を踏鳴せり三エホバの使ひけるハメロズを誣ふべし汝
 ら重ね重ねの民を誣ふべきなり彼等來りてエホバを助けずエホバを助けて猛者を攻めさればなり
 四ケニ人へベルの妻ヤエルハ婦女のうち最も頌むべき者なり彼ハ天幕に居る婦女のうち最も頌む
 べきものなり五シセラ水を乞ふにヤエル乳を與ふすなはち貴き盤に乳の油を盛てさよぐ六ヤエル釘
 子に手をかけ右の手に重き椎をとりてシセラを打ち頭の頭を砕きうの鬢のあたりをうちて貫ぬく七
 シセラヤエルの足の間に屈みて仆れ偃しうの足のあひひに屈みて仆れうの屈みたるどころにて仆れ
 亡ぬ八シセラの母窓より望み格子のうちより叫びて言ふ彼が車のきたること何て遅きや彼が馬の歩
 何てはかどらざるやと九うの賢き侍女こたへをなす(母また獨語して斯いへり)十かれら獲ものし
 てこれを分たざらんや人ごと一人二人の女子を獲んシセラの獲るものハ彩る衣ならんうの獲る者
 ハ彩る衣にして文繡を施せる者ならん即ち彩りて兩面に文繡をほどこせる衣をえてうの頸にまどハ
 んと三エホバよ汝の敵みな是のこどくに亡びよかしまたエホバを愛するものハ日の眞盛に昇るが如

三
二
一
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

くなれよかしとかくて後國の四十年のあひた太平なりき
 一 イスラエルの子孫またエホバの目のまへに悪を行ひたればエホバ七年の間之をミデアン人の手に付したまふニミデアン人の手イスラエルにかてりイスラエルの子孫ハミデアン人の故をもて山にある窟と洞穴と要害とをおのれのために造れりニイスラエル人蒔種してありける時しもミデアン人アマレキ人及び東方の民上り來りて押寄せニイスラエル人に向ひて陣を取り地の産物を荒してガザにまで至りイスラエルのうちに生命を維ぐべき物を遺さず羊も牛も驢馬も遺さざりきエホバの衆人の家畜と天幕を携へ上り蝗蟲の如くに數多く來れりその人と駱駝の數ふるに勝す彼ら國を荒さんとて入きたるニかよりしかばイスラエルのミデアン人のために大いに衰へイスラエルの子孫エホバに呼れりニイスラエルの子孫ミデアン人の故をもてエホバに呼はりしかばエホバひとりの預言者をイスラエルの子孫に遣りて言しめたまひけるハイスラエルの神エホバ斯くいひたまふ我がつて汝らをエジプトより上らせ汝らを奴隸たるの家より出しユエジプト人の手およびすべて汝らを虐ぐるもの手より汝らを拯ひいたし汝らの前より彼らを追ひはらひてその邦土を汝らに與へたりニ我また汝らに言り我ハ汝らの神エホバなり汝らが住居するアモリ人の國の神を懼るななかれとしかるに汝らハ我が聲に従はざりきニ茲にエホバの使者來りてアビエゼル人ヨアンの所有なるオフラの橡の樹のしたに坐す時にヨアンの子ギデオンの使者來りてアビエゼル人ヨアンの所有なるオフラの橡のたりにしがエホバの使之に現れて剛勇丈夫よエホバ汝とともは在すと一ひたればギデオンのにひけるハあゝ吾が主よエホバ我らと偕にいまさばなとてこれらのことわれらの上に及びたるやわれらの先祖がエホバの我らにエジプトより上らしめたまひしにあらすやといひて我らに告たりしもの諸の不思議なる行爲ハ何處にあるや今ハエホバわれらを棄てミデアン人の手に付したまへりニエホバ之を顧みていひたまひけるハ汝此汝の力をもて行きミデアン人の手よりイスラエルを拯ひいたす

一 七二〇九
 二 七二一〇
 三 七二一一
 四 七二一二
 五 七二一三
 六 七二一四
 七 七二一五
 八 七二一六
 九 七二一七
 十 七二一八
 十一 七二一九
 十二 七二二〇
 十三 七二二一
 十四 七二二二
 十五 七二二三
 十六 七二二四
 十七 七二二五
 十八 七二二六
 十九 七二二七
 二十 七二二八
 二十一 七二二九
 二十二 七二三〇
 二十三 七二三一
 二十四 七二三二
 二十五 七二三三
 二十六 七二三四
 二十七 七二三五
 二十八 七二三六
 二十九 七二三七
 三十 七三三八

べし我汝を遣すにあらすやニギデオンのにひけるハあゝ主よ我何をもてかイスラエルを拯ふべき視よわが家のマナセのうちの最も弱きもの我ハまた父の家の最も卑賤きものなりニエホバ之にいひたまひけるハ我かならず汝とともは在ん汝ハ一人を撃たんと欲しミデアン人を撃つことを得んニギデオンのにひけるハ我もし汝のまへに思を蒙るならん我と語る者の汝ある證據を見せたまへニねがハく我復び汝に來りわが祭物をたづさへて之を汝のまへに供ふるまでことを去たまふなれ彼いひたまひけるハ我汝の還るまで待つべしニギデオンは乃ち往て山羊の羔を調へ粉一エバをもて無酵パンをつくり肉を筐にいれ羹を壺に盛り橡樹の下にもち出て之を供へたればニ神の使之にいひたまひけるハ肉と無酵パンをとりて此巖のうへに置き之に羹を斟けとすなハちうのことくに行ふニエホバの使手にもてる杖の末端を出して肉と無酵パンに觸れたりしかば巖より火燃あがり肉と無酵パンを焼き盡せりかくてエホバの使去てその目に見すなりぬニギデオンは是において彼がエホバの使者かりしを覺りギデオンいひけるハあゝ神エホバよ我面を合せてエホバの使者を見たれば將如何せんニエホバ之にいひたまひけるハ心安かれ怖るな勿れ汝死ぬることあらじニ今こゝに於いてギデオンの彼所にエホバのために祭壇を築き之をエホバシヤロムと名けたり是ハ今日に至るまでアビエゼル人のオフラに存るニ其夜エホバギデオンにいひ給ひけるハ汝の父の少き牡牛および七歳なる第二の牛を取り汝の父のもてるパアルの祭壇を毀ち其上あるアシラの像を斫りしニ汝の神エホバのたぬにこの巖の頂において次序をたゞしくし祭壇を築き第二の牛を取りて汝が斫り倒せるアシラの木をもて燔祭を供ぐべしニギデオンは乃ちちうの僕十人を携へてエホバのいひたまひしことくに行へりされど父の家のものさもおよび邑の人を怖れたれば晝之をなすことを得ず夜に入りて之を爲り邑の衆朝興出て視にパアルの祭壇ハ摧け其の上あるアシラの像ハ斫りされて居り新に築る祭壇に第二の牛の供へてありしかば元たがひに此ハ誰が所爲やと言ひつゝ尋ね問ひけるに此ハヨアンの

一 七三三九
 二 七三四〇
 三 七三四一
 四 七三四二
 五 七三四三
 六 七三四四
 七 七三四五
 八 七三四六
 九 七三四七
 十 七三四八
 十一 七三四九
 十二 七三五〇
 十三 七三五一
 十四 七三五二
 十五 七三五三
 十六 七三五四
 十七 七三五五
 十八 七三五六
 十九 七三五七
 二十 七三五八
 二十一 七三五九
 二十二 七三六〇
 二十三 七三六一
 二十四 七三六二
 二十五 七三六三
 二十六 七三六四
 二十七 七三六五
 二十八 七三六六
 二十九 七三六七
 三十 七三六八

子ギデオンの所爲なりといふものありたれば、^{三十一} 手邑の人々ヨアンにむかひ汝の子を曳き出して死なしめようの彼バアルの祭壇を摧き其上に在しアシラの像を斫したればなりといふ^{三十二} ムヨアンおのれの周圍に立るすべてのものにひけるの汝らハバアルの爲に争論ふや汝らハ之を救んとするや之が爲に争論ふ者ハ朝の中に死べしバアルもし神ならハ人其祭壇を摧きたれば自ら争論ふ可なりと^{三十三} 是をもて人衆ギデオンの祭壇を摧きたればバアル自ら之といひあらうんといひて此日かれをエルバアル^{三十四} (バアルいひあらうん) と呼せり^{三十五} 茲にミデアン人アマレク人および東方の民相集まりて河を濟りエズレルの谷に陣を取しが^{三十六} エホバの靈ギデオンに臨みてギデオン^{三十七} 狼を吹たればアビエゼル人集りて之に従ふ^{三十八} りギデオン^{三十九} 徧くマナセに使者を遣りしかバマナセ人また集りて之に従ふ彼またアセルゼブルン及びナフタリに使者を遣りしにその人々も上りて之を迎ふ^{四十} りギデオン神にいひけるハ汝かつていひたまひしごとくわが手をもてイスラエルを救はん^{四十一} とたまはば^{四十二} 視よ我一個の羊の毛を禾場におかん露もし羊毛にのみおきて地ハすべて燥きをらば我之によりて汝がかつていひたまひし如く吾が手をもてイスラエルを救ひたまふを知んと^{四十三} 云すなハチ斯ありぬ彼明る朝早く興きいで羊毛をかき寄ての毛より露を搾りしに鉢に滿つるほどの水いできたる^{四十四} りギデオン神にいひけるハ我にむかひて怒を發たたまふなかれ我をしていま一回いしめたまへねがハチ我をして羊の毛をもていま一回試さしめたまへねがハチ羊毛のみを燥して地にハ悉く露あらしめたまへと^{四十五} 早うの夜神かくの如くに爲したまふすなハチ羊毛のみ燥きて地にハ凡て露ありき

第七章 一 斯てエルバアルと呼ぶる^一 りギデオンおよび之どもにあるすべての民朝夙に興きいでハロデの井のはどりに陣を取る^二 、ミデアン人の陣ハかれらの北の方にあたり^三 りレの山に沿ひ谷のうちにあるニエホバギデオンにいひたまひける^四 ハ汝どもに在る民ハ餘りに多ければ我らの手にミデアン人を付さじおらう^五 ハイスラエル我に向ひ自ら誇りていハチ我わが手をもて己を救へりと^六 云され

バ民の耳に告示していふべし誰にても懼れ懼くもの^七 ハギレアデ山より歸り去るべしと^八 云はるにバ民のかへりしもの二萬二千人あり^九 殘しもの一萬人なりき^十 エホバまたギデオンにいひたまひける^{十一} ハ民は多し之を導きて水際に下れ我かしこにて汝の爲に彼らを試まん^{十二} おほよる我が汝に告て此人ハ汝どもに往くべしといハチんものハすなハチ汝どもに往くべしまたおほよる我汝に告て此人ハ汝どもに往くべからずといハチんものハすなハチ往くべからざるなり^{十三} りギデオン民をみちびきて水際に下りしにエホバ之にいひたまひける^{十四} ハおほよる犬の脛るがごとく^{十五} の舌をもて水を飮るものハ汝之を別けおくべしまたおほよる其の膝を折り^{十六} 屈みて水を飲むものをも然すべしと^{十七} 大手を口にあてて水を飮しもの^{十八} 數ハ三百人なり餘の民ハ盡く^{十九} の膝を折り^{二十} 屈みて水を飲り^{二十一} せエホバギデオンにいひたまひける^{二十二} ハ我水を飮たる三百人の者をもて汝らを救ひ^{二十三} ミデアン人を汝の手に付さん^{二十四} 餘の民ハおの^{二十五} 其所に歸るべしと^{二十六} 云はるに彼ら民の兵糧と^{二十七} の糞を手^{二十八} にうけとれり^{二十九} りギデオンすなハチすべてのイスラエル人を各自の天幕に歸らせ^{三十} 彼の三百人を留め^{三十一} おけり^{三十二} 時にミデアン人の陣ハ下の谷のかかにありき^{三十三} 夜の夜エホバギデオンにいひたまひく^{三十四} 起よ下りて敵陣に入るべし^{三十五} 我之を汝の手に付すなり^{三十六} 云されと汝もし下ることを怖れなば汝の僕^{三十七} フラを伴ひ^{三十八} 陣所に下りて^{三十九} 土彼らのいふ所を聞べし^{四十} 然せば汝の手強くなりて汝敵陣にくた^{四十一} たることを得ん^{四十二} とギデオンすなハチ僕^{四十三} フラと^{四十四} どもに下りて陣中にある隊伍のほどりに至るに^{四十五} 土ミデアン人アマレク人およびすべて東方の民ハ蝗蟲のごとくに數衆く^{四十六} 谷のうち^{四十七} に偃しをり^{四十八} の駱駝ハ濱の砂の多きがごとくにして^{四十九} 數ふるに勝ず^{五十} りギデオン其處に至りしに或人^{五十一} の伴侶に夢を語りて^{五十二} 居りす^{五十三} 乃ちいふ^{五十四} 我夢を見たりしが夢に大麥のパンひとつミデアンの陣中に轉び^{五十五} いて^{五十六} 天幕に至り^{五十七} 之をうち^{五十八} 仆し^{五十九} 覆したれば^{六十} 天幕倒れ^{六十一} 臥り^{六十二} 土其の伴侶答へていふ^{六十三} 是イスラエルの^{六十四} 人ヨアンの子ギデオンの劍に外ならず^{六十五} 神ミデアンと^{六十六} すべて^{六十七} の陣營を^{六十八} 之が手に付したまふなりと^{六十九} 云ギデオン夢の説話と^{七十} の解釋を聞き^{七十一} しか^{七十二} 拜を^{七十三} かして^{七十四} イスラエルの陣所にかへり^{七十五} いて

けるに起よエホバ汝らの手にミデアンの陣をわたしたまふと、かくて三百人を三隊にわかち手に手に
 狐および空瓶を取せうの瓶のなかに燈火をおかしめ、これにいひける、我を視てわが爲すところ
 にならへ我が敵陣の邊に至らんとときに爲す如く汝らも爲すべし、我およびわれどもに在るものす
 べて狐を吹バ汝らもまたすべて陣營の四方にて狐を吹き、此エホバのためなり、ギデオンのためなりと
 いへど、ま而してギデオンおよび之どもなる百人中更の初に陣營の邊に至るにをりしも、番兵を更代
 たるるときなり、狐を吹き手に携へたる瓶をうちくたけり、即ち三隊の兵隊狐を吹き瓶をうちく
 たき左の手に燈火を執り右の手に狐をもちて之を吹きエホバの劍ギデオンの劍かるごと叫べり
 三かくておの／＼の持場に立ち陣營を取り圍みたれば敵軍みか走り叫びてにけゆけり、三百人の
 もの狐を吹くにあたりエホバ敵軍をしてみかたがひに同士撃せしめたまひければ敵軍にけはしりて
 ゼレラのベテシツダアベルメホラの境およびタバテに至る、三イスラエルの人々すかはちナフタリア
 セルおよびマナセ中より集ひ來りてミデアン人を追撃り、ギデオン使者をあまねくエフライムの山
 に遣していはせけるは下りてミデアン人を攻めベタバラにいたる渡口およびヨルダンを遮断るべし
 と是に於いてエフライムの人盡く集ひ來りてベタバラにいたる渡口およびヨルダンを取り、ミデア
 ン人の君主オレブとゼエブの二人を俘へてオレブをオレブ磐の上に殺し、ゼエブをバゼエブの酒搾
 のほとりに殺し、またミデアン人を追撃ちオレブとゼエブの首を携へてヨルダンの彼方よりギデオ
 ンの許にいたる

第二節 エフライムの人々ギデオンにむかひ汝ミデアン人と戦はんとして往る時われらを召さししが
 斯ることを我らにせず何故ぞといひていたく之を詰りたり、ニギデオンこれにいひける、今吾が成
 るどころ汝らのなせる所に比ぶべけんや、エフライムの拾ひ得し遺餘の葡萄、ハアピエゼルの收穫し
 葡萄にも勝れるからずや、神ハミデアンの群伯オレブとゼエブを汝等の手に付したまへりわが成え

たるどころ汝らの成るところに比ぶべけんや、ギデオン此の語をのべしかば彼らの憤解たり、
 デオン自己に従がへる三百人どもにヨルダンに至りて之を濟り疲れながらも仍追撃せけるが、遂
 にスコテの人々に言ける願く我に汝がへる民に食を與へよ、彼等疲れをるに我ミデアンの王ゼ
 バとザルムンナを追行なりと、スコテの群伯等いひける、ゼバとザルムンナの手すぞ、汝の手のう
 ちに在るや我らなんぞ汝の軍勢に食を與ふべけんや、ゼバとザルムンナの手すぞ、汝の手のう
 ゼバとザルムンナを付したまふときに我野の荆と棘をもて汝の肉を打つべしと、かくて其所より
 ペヌエルにのほりおなじことを彼らにのべたるに、ペヌエルの人もスコテの人の答へしごとく、答へ
 しかば、またペヌエルの人につけていひける、我平康に歸るときに此の城樓を毀つべしと、十倍ゼバ
 とザルムンナへの軍勢おほより一萬五千人をひきかき、居る是皆東方の人の全軍の中の
 生残れるものなり、戦死せし者の劍を抜どころのもの十二萬人ありき、ギデオンすなわちノバとヨグ
 ベバの東にて天幕にすめるもの、路より上りて敵軍の處りなく居るを撃り、そこにおいてゼバとザ
 ルムンナにけ走りたれば、ギデオン之を追撃ち、ミデアンの二人の王ゼバとザルムンナを生捕て悉く
 の軍勢を敗れり、斯てヨアンの子ギデオンヘレンの阪よりして、戦陣よりかへり、スコテの人の少壯
 者一人を執へて之に尋ねたれば、即ちスコテの群伯およびの長老等七十七人をこれがために書き録
 せり、ギデオンスコテの人の所に詣りていひけるは、汝らが曾て我を罵り、ゼバとザルムンナの手に
 に汝の手のうちにあるや、我ら何ぞ汝の疲れたる人に食をあたふべけんや、と言たりしもの、ゼバとザ
 ルムンナを見よと、すなわちその邑の長老等を執へ野の荆と棘を取り、之をもちてスコテの人を懲し、
 またペヌエルの城樓を毀ちて、邑の人を殺せり、かくてギデオンゼバとザルムンナにいひける、汝ら
 がタバテにて殺せしもの、如何なるものかりしや、答へていふ、彼らに汝に似てみな王子の如くに見え
 たり、まギデオンいひける、彼らは我が兄弟、我が母の子かり、エホバの活く汝らも、し彼らを生し置たら

一 我汝らを殺すまじきと云すなはち子の長子エテルに起て彼らを殺せといひたりしが彼の少者の
 二 年尙わかよりしかば懼れて剣を抜ききこころにおいてゼバとザルムンナいひけるハ汝みづから起
 三 て我らを撃よ人の如何によりてその力量異なる者なりとギデオオンすなはち起てゼバとザルムンナを殺
 四 しろの駱駝の頸にかけたる半月の飾を取り 三 茲にイスラエルの衆ギデオオンにいひけるハ汝ミデア
 五 の手より我らを救ひたれバ汝と汝の子及び汝の孫我らを治めよ 三 三ギデオオンにいひけるハ我汝らを
 六 治むることをせじまた我が子も汝らを生むべからずエホバ汝らを治めたまふべし 三 三ギデオオンまた之
 七 にいひけるハ我汝らにひとつの願ふべきことあり汝らおのゝ掠取の環を我にあたへよと是ハ彼ら
 八 イシマエル人なるをもて金の環を着けたるに由る 三 衆答へけるハ我ら悦んで之を與へんとて衣を布
 九 さおのゝ掠取の環を其うちに投げ入たり 三 三ギデオオンが求め得たる金の環の重量ハ金一千七百シケ
 一〇 ルなり外に半月の飾および耳環とミデアンの王たちの着たる紫のころもおよび駱駝の頸にかけたる
 一一 鍊なごもありき 三 三ギデオオン之をもて一箇のエポデを造り之をおのれの郷里オフラに藏ひイスラエル
 一二 みなこれを慕ひてこれと淫をおこなふこの物ギデオオンと其家を陥るゝ害となりぬ 三 三ミデアン人ハ是
 一三 の如くイスラエルの子孫に攻ふせられてふたふびの頭を擡ることを得ざりしかく國ハギデオ
 一四 の世にある中四十年の間平穩にてありき 三 三ヨアシの子エルバアル往ておのれの家に住り 三 三ギデオ
 一五 ハ妻を多く有ちたれバ其身より出たる子七十人ありき 三 三シケムに居しその妻またひとりの子を産た
 一六 れバ之をアビメレクと名けたり 三 三ヨアシの子ギデオオン妙齡に邁みて死にアビエゼル人のオフラに在
 一七 るの父ヨアシの墓に葬られたり 三 三ギデオオンの死に及びてイスラエルの子孫復ひるがへりてパ
 一八 ルを慕ひてこれと淫をおこなひバアルベリテをおのれの神と爲り 三 三イスラエルの子孫の四周の
 一九 ろの敵の手よりおのれを救ひ出したまひし神エホバを記憶えず 三 三またエルバアルといふギデオ
 二〇 ンがイスラエルになせし諸の善行にしたがひて彼の家を厚く待ふことをせざりき

一 爾バアルの子アビメレクシケムに往きその母の兄弟のもとに至りて彼らおよびすべて其
 二 母の父の家の一族に語りて云ひけるハニねがはくハシケムのすべての民の耳に斯く告よエルバアル
 三 のすべての子七十人して汝らを治むると一人して汝らを治むると孰れか汝らのためによきやまた我
 四 ハ汝らの骨肉なるを記えよとニの母の兄弟アビメレクのことにつきて此等の言をことごとくシケ
 五 ムの人々の耳に語りしに是ハわれらの兄弟なりといひて心をアビメレクに傾むけ 三 三バアルベリテの
 六 社より銀七十をとりて之に與ふアビメレクこれをもて遊蕩にして輕躁なる者等を備ひておのれに従
 七 ハセエオフラに在る父の家に往きてエルバアルの子なるその兄弟七十人を一つの石の上に殺せり但
 八 しエルバアルの季の子ヨタムハ身を潜めしに由て遺されたり 三 三こころにおいてシケムのすべての民お
 九 よびミロの諸の人集り往てシケムの碑の傍なる橡樹の邊にてアビメレクを立て王となしけるがセヨ
 一〇 タムにかくと告るものありけれバヨタム往てゲリジム山の巔に立ち聲を揚て號びかれらはいひける
 一一 ハシケムの民よ我に聽よ神また汝らに聽たまはん 三 三樹木出ておのれのうへに王を立んとし橄欖の樹
 一二 汝われらの王となれよといひけるに 三 三橄欖の樹之にいふ我いかぞ人の我に取て神と人を崇むる
 一三 ところのうのわが油を棄て往て樹木の上に戦ぐべけんやと 三 三樹木また無花果樹に汝來りて我らの王
 一四 どなれといひけるに 三 三無花果樹之にいひけらく我いかぞわが甜美どわが善き果を棄て往きて樹木
 一五 うへに戦ぐべけんやと 三 三樹木また葡萄の樹に汝來りて我らの王となれよといふ 三 三葡萄の樹之にい
 一六 ひけるハ我いかぞ神と人を悦こばしむるわが葡萄酒を棄て往て樹木のうへに戦ぐべけんやと 三 三
 一七 においてすべての樹木荆に汝來りて我らの王となれよといひけれバ 三 三荆樹木にいふ汝らまことに我
 一八 を立て汝らの王と爲さバ來りて我が庇蔭に托れ然せず 三 三荆より火出てレバノンの香柏を燒き彈すべ
 一九 しと 三 三抑汝らがアビメレクを立て王とさせんハ眞實と誠意をもて爲しことあるや 三 三汝等ハエルバアル
 二〇 と其家を善く待ひかれの手のかせし所に循ひて之にむくいしや 三 三夫わが父は汝らのために戦ひ生命

一 爾バアルの子アビメレクシケムに往きその母の兄弟のもとに至りて彼らおよびすべて其
 二 母の父の家の一族に語りて云ひけるハニねがはくハシケムのすべての民の耳に斯く告よエルバアル
 三 のすべての子七十人して汝らを治むると一人して汝らを治むると孰れか汝らのためによきやまた我
 四 ハ汝らの骨肉なるを記えよとニの母の兄弟アビメレクのことにつきて此等の言をことごとくシケ
 五 ムの人々の耳に語りしに是ハわれらの兄弟なりといひて心をアビメレクに傾むけ 三 三バアルベリテの
 六 社より銀七十をとりて之に與ふアビメレクこれをもて遊蕩にして輕躁なる者等を備ひておのれに従
 七 ハセエオフラに在る父の家に往きてエルバアルの子なるその兄弟七十人を一つの石の上に殺せり但
 八 しエルバアルの季の子ヨタムハ身を潜めしに由て遺されたり 三 三こころにおいてシケムのすべての民お
 九 よびミロの諸の人集り往てシケムの碑の傍なる橡樹の邊にてアビメレクを立て王となしけるがセヨ
 一〇 タムにかくと告るものありけれバヨタム往てゲリジム山の巔に立ち聲を揚て號びかれらはいひける
 一一 ハシケムの民よ我に聽よ神また汝らに聽たまはん 三 三樹木出ておのれのうへに王を立んとし橄欖の樹
 一二 汝われらの王となれよといひけるに 三 三橄欖の樹之にいふ我いかぞ人の我に取て神と人を崇むる
 一三 ところのうのわが油を棄て往て樹木の上に戦ぐべけんやと 三 三樹木また無花果樹に汝來りて我らの王
 一四 どなれといひけるに 三 三無花果樹之にいひけらく我いかぞわが甜美どわが善き果を棄て往きて樹木
 一五 うへに戦ぐべけんやと 三 三樹木また葡萄の樹に汝來りて我らの王となれよといふ 三 三葡萄の樹之にい
 一六 ひけるハ我いかぞ神と人を悦こばしむるわが葡萄酒を棄て往て樹木のうへに戦ぐべけんやと 三 三
 一七 においてすべての樹木荆に汝來りて我らの王となれよといひけれバ 三 三荆樹木にいふ汝らまことに我
 一八 を立て汝らの王と爲さバ來りて我が庇蔭に托れ然せず 三 三荆より火出てレバノンの香柏を燒き彈すべ
 一九 しと 三 三抑汝らがアビメレクを立て王とさせんハ眞實と誠意をもて爲しことあるや 三 三汝等ハエルバアル
 二〇 と其家を善く待ひかれの手のかせし所に循ひて之にむくいしや 三 三夫わが父は汝らのために戦ひ生命

一 爾バアルの子アビメレクシケムに往きその母の兄弟のもとに至りて彼らおよびすべて其
 二 母の父の家の一族に語りて云ひけるハニねがはくハシケムのすべての民の耳に斯く告よエルバアル
 三 のすべての子七十人して汝らを治むると一人して汝らを治むると孰れか汝らのためによきやまた我
 四 ハ汝らの骨肉なるを記えよとニの母の兄弟アビメレクのことにつきて此等の言をことごとくシケ
 五 ムの人々の耳に語りしに是ハわれらの兄弟なりといひて心をアビメレクに傾むけ 三 三バアルベリテの
 六 社より銀七十をとりて之に與ふアビメレクこれをもて遊蕩にして輕躁なる者等を備ひておのれに従
 七 ハセエオフラに在る父の家に往きてエルバアルの子なるその兄弟七十人を一つの石の上に殺せり但
 八 しエルバアルの季の子ヨタムハ身を潜めしに由て遺されたり 三 三こころにおいてシケムのすべての民お
 九 よびミロの諸の人集り往てシケムの碑の傍なる橡樹の邊にてアビメレクを立て王となしけるがセヨ
 一〇 タムにかくと告るものありけれバヨタム往てゲリジム山の巔に立ち聲を揚て號びかれらはいひける
 一一 ハシケムの民よ我に聽よ神また汝らに聽たまはん 三 三樹木出ておのれのうへに王を立んとし橄欖の樹
 一二 汝われらの王となれよといひけるに 三 三橄欖の樹之にいふ我いかぞ人の我に取て神と人を崇むる
 一三 ところのうのわが油を棄て往て樹木の上に戦ぐべけんやと 三 三樹木また無花果樹に汝來りて我らの王
 一四 どなれといひけるに 三 三無花果樹之にいひけらく我いかぞわが甜美どわが善き果を棄て往きて樹木
 一五 うへに戦ぐべけんやと 三 三樹木また葡萄の樹に汝來りて我らの王となれよといふ 三 三葡萄の樹之にい
 一六 ひけるハ我いかぞ神と人を悦こばしむるわが葡萄酒を棄て往て樹木のうへに戦ぐべけんやと 三 三
 一七 においてすべての樹木荆に汝來りて我らの王となれよといひけれバ 三 三荆樹木にいふ汝らまことに我
 一八 を立て汝らの王と爲さバ來りて我が庇蔭に托れ然せず 三 三荆より火出てレバノンの香柏を燒き彈すべ
 一九 しと 三 三抑汝らがアビメレクを立て王とさせんハ眞實と誠意をもて爲しことあるや 三 三汝等ハエルバアル
 二〇 と其家を善く待ひかれの手のかせし所に循ひて之にむくいしや 三 三夫わが父は汝らのために戦ひ生命

十八 之惜まらずして汝らをミデアンの手より救ひ出したるに、大汝ら今日おこりてわが父の家を攻めろの子
 七十人を一つの石の上に殺しうの侍妾の子アビメレクハ汝らの兄弟なるをもて之を立てシケムの民
 の王とせり、大汝らが今日エルバアルどうの家にかせしこと眞實と誠意をもてせし者ならバ汝ら
 アビメレクのため悦べ彼も汝らのため悦ぶべし、三若し然らずバアビメレクより火いでシケム
 の民とミロの家を燬つくさんまたシケムの民とミロの家よりも火いでアビメレクを燬つくすべし
 とニかくてヨタム走り遁れてベエルに往さうの兄弟アビメレクの面を避て彼所に住めり、三アビメレ
 ク三年の間イスラエルを治めたりしが、三神アビメレクとシケムの民のあひたに悪鬼をおくりたまひ
 たレバシケムの民アビメレクを欺くにいたる、三是エルバアルの七十人の子が受たる残忍と彼らの血
 のこれを殺せしうの兄弟アビメレクおよび彼の手に力をうへてうの兄弟を殺さめたるシケムの人
 々に報い来るなり、三シケムの人伏兵を山の巔に置て彼を窺ひ、あめ其途を経て傍を過る者を凡て殺し
 めたり、或人之をアビメレクに告ぐ、云こゝにエベデの子ガアル、其の兄弟とともシケムに越ゆきたり
 しかバシケムの民かれを恃めり、三民田野に出て葡萄を收穫れこれを踐み絞りて祭禮をなしうの神の
 社に入り食ひかつ飲みてアビメレクを誣ふ、云エベデの子ガアルいひけるハアビメレクハ如何なるも
 のシケムハ如何なるものなれば、我ら彼に従ふべき彼ハエルバアルの子に非ずや、ゼアルの輔佐な
 るにあらずや、むしろシケムの父ハモルの一族に事ふべし、我らなんぞ彼に事ふべけんや、三嗚呼此の民
 を吾が手に屬しむるものもがな、然バ我アビメレクを除かんと而してガアルアビメレクに汝の軍勢を
 益て出さたれよと言ひ、三邑の宰ゼアルエベデの子ガアルの言をきよて怒を發し、三私かに使者をアビ
 メレクに遣りていひけるハエベデの子ガアル及うの兄弟シケムに來り邑をさわがして汝に敵せしめ
 んとす、三然バ汝及び汝と共なる民夜の中に興て野に身を伏よ、三而て朝に至り日の昇る時汝夙興出
 て邑に攻め、ガアル及び汝と共なる民出て汝に當らん、汝機を見てこれに事をなすべし、三アビメ

十九 汝ら今日おこりてわが父の家を攻めろの子七十人を一つの石の上に殺しうの侍妾の子アビメレクハ汝らの兄弟なるをもて之を立てシケムの民の王とせり、大汝らが今日エルバアルどうの家にかせしこと眞實と誠意をもてせし者ならバ汝らアビメレクのため悦べ彼も汝らのため悦ぶべし、三若し然らずバアビメレクより火いでシケムの民とミロの家を燬つくさんまたシケムの民とミロの家よりも火いでアビメレクを燬つくすべしとニかくてヨタム走り遁れてベエルに往さうの兄弟アビメレクの面を避て彼所に住めり、三アビメレク三年の間イスラエルを治めたりしが、三神アビメレクとシケムの民のあひたに悪鬼をおくりたまひたレバシケムの民アビメレクを欺くにいたる、三是エルバアルの七十人の子が受たる残忍と彼らの血のこれを殺せしうの兄弟アビメレクおよび彼の手に力をうへてうの兄弟を殺さめたるシケムの人々に報い来るなり、三シケムの人伏兵を山の巔に置て彼を窺ひ、あめ其途を経て傍を過る者を凡て殺しめたり、或人之をアビメレクに告ぐ、云こゝにエベデの子ガアル、其の兄弟とともシケムに越ゆきたりしかバシケムの民かれを恃めり、三民田野に出て葡萄を收穫れこれを踐み絞りて祭禮をなしうの神の社に入り食ひかつ飲みてアビメレクを誣ふ、云エベデの子ガアルいひけるハアビメレクハ如何なるものシケムハ如何なるものなれば、我ら彼に従ふべき彼ハエルバアルの子に非ずや、ゼアルの輔佐なるにあらずや、むしろシケムの父ハモルの一族に事ふべし、我らなんぞ彼に事ふべけんや、三嗚呼此の民を吾が手に屬しむるものもがな、然バ我アビメレクを除かんと而してガアルアビメレクに汝の軍勢を益て出さたれよと言ひ、三邑の宰ゼアルエベデの子ガアルの言をきよて怒を發し、三私かに使者をアビメレクに遣りていひけるハエベデの子ガアル及うの兄弟シケムに來り邑をさわがして汝に敵せしめんとす、三然バ汝及び汝と共なる民夜の中に興て野に身を伏よ、三而て朝に至り日の昇る時汝夙興出て邑に攻め、ガアル及び汝と共なる民出て汝に當らん、汝機を見てこれに事をなすべし、三アビメレクおよび之とともなるすべての民夜の中に興出て四隊に分れ身を伏てシケムを伺ふ、云エベデの子ガアル出て邑の門の口に立るにアビメレク及び之とともなる民の伏たるところより起りしかバ、三ガアル民を見てゼアルにいひけるハ視よ民山の峯々より下るとゼアル之に答へて汝山の影を見て人と做すのみといふ、云ガアルふたふと語りていひけるハ視よ民地の高處より下りまた一隊ハ法術士の橡樹の途より來ると、三ゼアル之にいひけるハ汝がかつてアビメレクハ何者なれば、我ら之に事ふべきといひしうの汝の口今いづこに在るや、是汝が悔りたる民にあらずや、今乞ふ出て之と戦へよと、三云こゝにおいてガアルシケム人を率ゐ往てアビメレクと戦ひしが、早アビメレク之を追くづしたれば、ガアル其まへより逃走れりかくて殺されて斃るゝもの多くして邑の門の口ままで及ぶ、かくてアビメレクハアルマに居しがゼアルハガアルおよびうの兄弟等を逐いたしてシケムに居ることを得ざらしむ、三かくてアビメレクおのれの民を率ゐてこれを三隊に分ち野に埋伏して伺ふに、民邑より出來りたれば、すなわち起りて之を撃り、三アビメレクおよび之とともなる隊の者ハ襲ひゆきて邑の門の入口に立ち、餘の二隊ハ野に在るすべてのものをおうふて之を殺せり、三アビメレク其日終日邑を攻めつひに邑を取りてうのうちの民を殺し、邑を破却ちて鹽を撒布ぬ、三シケムの櫓の人みな之を聞て、ベリテ神の廟の塔に入たりしが、三シケムの櫓の人のことを多く集れるよしアビメレクに聞えければ、三アビメレク己とともなる民をこゝろ率ゐてザルモン山に上りアビメレク手に斧を取り木の枝を斫落し之をおのれの肩に載せ、偕に居る民にむかひて、汝ら吾が爲どころを見る急ぎてわがこゝろ爲せよといひしかバ、三民もまた皆おのゝろの枝を斫りおとしアビメレクに従ひて、枝を塔に倚せかけ塔に火をかけて、彼等を攻むこゝろにおいてシケムの櫓の人もまた悉く死り男女およ一千人なりき、三茲にアビメレクテベツに赴きテベツに對て陣を張て之を取しが、三邑のなかの一の堅固なる櫓ありてすべての男女および邑の民みか其所に遁れ、往き後を鎖して

櫓の頂に上りたればアビメレクすなわち櫓のもとに押寄て之を攻め櫓の口に近きて火をもて之を
 焚んどせしに一人の婦アビメレクの頭に磨石の上層石を投けて之の腦骨を碎けりアビメレクお
 のれの武器を執る少者を急ぎ召て之にいひけるは汝の劍を抜て我を殺せおろらく人吾をさして婦
 に殺されたりといはんと其少者之を刺し通したればすなわち死りアビメレクの人々アビメレク
 の死たるを見ておの／＼おのれの處に歸り去りぬ其神アビメレクがろの七十人の兄弟を殺てお
 のれの父にかしたる惡に斯く報いたまへりまたシケムの民のすべての惡き事をも神の彼等の頭に
 報いたまへりすなわちエルバアルの子ヨタムの詛彼らの上に及べるなり

一 アビメレクの後イッサカルの人にてドの子なるアツの子トラ起りてイスラエルを救ふ彼
 エフライムの山のシヤミルに住み二十三年の間イスラエルを審判しがつひに死てシヤミルに葬ら
 る彼の後にギレアド人ヤイル起りて二十二年の間イスラエルを審判きたり彼に子三十人ありて
 三十の驢馬に乗る彼等三十の邑を有りギレアドの地において今日までヤイルの村ととなふるものす
 かひち是なりエヤイル死てカモンに葬らるハイスラエルの子孫ふたふびエホバの目のまへに惡を爲
 しバアルとアシタロテ及びスリアの神シドンと神モアブの神アンモンの子孫の神ベリシテ人の神に
 事へエホバを棄て之に事へざりきセエホバ烈しくイスラエルを怒りて之をベリシテ人及びアンモン
 の子孫の手に賣付したまへり其年に彼らイスラエルの子孫を虐け難せりヨルダンの彼方において
 ギレアドにあるところのアモリ人の地に居るイスラエルの子孫十八年の間斯せられたりきムアンモ
 ンの子孫またユダとベニヤミンとエフライムの族とを攻んとてヨルダンを渡りしかバイスラエル太
 く苦めりナコトにおいてイスラエルの子孫エホバに呼びていひけるは我らおのれの神を棄てバアル
 に事へて汝に罪を犯したりとエホバイスラエルの子孫にいひたまひけるは我かつてエジプト人ア
 モリ人アンモンの子孫ベリシテ人より汝らを救ひ出せしにあらすや又シドン人アムレク人及び

アン人の汝らを困しめしとき汝ら我に呼びしかば我汝らを彼らの手より救ひ出せり然るに汝ら我
 を棄て他の神に事ふれば我かかねて汝らを救はざるべし汝らが擇める神々に往て呼れ汝らの艱難
 のときに之をして汝らを救はしめよイスラエルの子孫エホバにいひけるは我ら罪を犯せりすべて
 汝の目に善と見るところを我らになしたまへねがはくは唯今日我らを救ひたまへと其而して民おの
 れの中より異なる神々を取除きてエホバに事へたりエホバの心イスラエルの艱難を見るに忍びすな
 りぬ茲にアンモンの子孫集てギレアドに陣を取りしがイスラエルの子孫は聚りてミツバに陣を取
 り大時に民ギレアドの群伯たがひにいひけるは誰かアンモンの子孫に打ちむかひて戦を始むべき人
 ぞ其人をギレアドのすべての民の首とすべしと

第十一節 一 ギレアド人エフタはたけき勇士にして妓婦の子かりギレアドエフタをうまめしかりニ
 ギレアドの妻子等をうみしが妻の子等成長におよびてエフタをおひいたしてこれにいひけるは汝の
 他の婦の子かれはわれらが父の家を嗣べきにあらすとエフタ其の兄弟の許より逃さりてトブの地
 に住けるに遊蕩者エフタのもとに集ひ來りて之ともに出ることをなせり程經てのちアンモンの
 子孫イスラエルとたふかふに至りしがアンモンの子孫のイスラエルとたふかへるときにギレアド
 の長老等ゆきてエフタをトブの地より携來らんとしエフタにいひけるは汝來りて吾らの大將とか
 れ我らアンモンの子孫とたふかはんセエフタギレアドの長老等にいひけるは汝ら我を惡みてわが
 父の家より逐いたしたるにあらすや若かるに今汝らが艱める時に至りて何ぞ我に來るやギレアド
 の長老等エフタにこたへけるは其がために我ら今汝にかへる汝われらともゆきてアンモンの子
 孫とたふかふすべて我等ギレアドにすめるものと首領となすべしとエフタギレアドの長老等に
 いひけるは汝らもし我をたづさへかへりてアンモンの子孫とたふかひしめんばエホバ之を我に付し
 たまへと我の汝らの首となるべしギレアドの長老等エフタにいひけるはエホバ汝と我との間の證

十一 者たり我ら誓つて汝の言のどくにあらずべし士是に於てエフタギレアデの長老等どもに往くに民
 十二 之を立ておのれ首領となし大將となせりエフタすなはちミヅバにおいてエホバのまへにこの言を
 十三 ことごとく陳たり士かくてエフタアンモンの子孫の王に使者をつかひしていひけるハ汝と我の間に
 十四 何事ありてか汝われに攻めきたりてわが地に戦はんとする士アンモンの子孫の王エフタの使者に答
 十五 へけるはむかしイスラエルエジプトより上りきたりし時にアルノンよりヤボクにいたりヨルダンに
 十六 至るまで吾が土地を奪ひしが故なり然る今穩便に之を復すべし士エフタまた使者をアンモンの子孫
 十七 の王に遣りて之にいひせけるハ士エフタ斯いへりイスラエルはモアブの地を取すまたアンモンの子
 十八 孫の地をも取ざりしなり夫イスラエルハエジプトより上りきたれるときに曠野を経て紅海に到り
 十九 カデンに來れり士而してイスラエル使者をエドムの王に遣て言けるハねがはくハ我をして汝の土地
 二十 を經過しめよと然るにエドムの王をうけがはずまたおななく人をモアブの王に遣したれども是も
 二十一 うべなはざりしかバイスラエルのカデンに留まりしが夫遂にイスラエル曠野を経てエドムの地およ
 二十二 びモアブの地を繞りモアブの地の東の方に出てアルノンの彼方に陣を取り然もモアブの界に入ら
 二十三 ざりきアルノンハモアブの界なればなり夫かくてイスラエルハシボンに王たりしアモリ人の王シホ
 二十四 ンに使者を遣せりすなはちイスラエル之にいひけらくねがはくハ我らをして汝の土地を經過てわが
 二十五 ところにいならしめよと然るにシホンイスラエルを信せずしてその界をどほらしめずかへつて
 二十六 のすべての民を集めてヤハヅに陣しイスラエルとたふかひしが三イスラエルの神エホバシホンど
 二十七 り人の地を悉く手に入れ三アルノンよりヤボクに至るまでまた曠野よりヨルダンに至るまですべて
 二十八 アモリ人ハ土地を手に入たり三斯のどくイスラエルの神エホバは其の民イスラエルのまへよりア
 二十九 モリ人を逐ふりすけたまひしに汝なほ之を取んとする乎三汝ハ汝の神ケモシが汝に取しむるものを

一 取ざらんやわれらは我らの神エホバが我らに取しむる物を取ん三汝ハまことにモアブの王ナツボル
 二 の子バラクにまされるところありとするかバラクかつてイスラエルとあらうひしことありや曾て之
 三 とたふかひしことありや三イスラエルがヘシボンどりの村里アロエルどりの村里およびアルノンの
 四 岸に沿ひたるすべての邑々に住ること三百年なりしに汝をさてかの間に之を回復さざりしや三我
 五 ハ汝に罪を犯せしことなきに汝われとたふかひて我に害をくハへんとす願くハ審判をなしたまふ
 六 エホバ今日イスラエルの子孫とアンモンの子孫との間を轄きたまへと三若かれどもアンモンの子孫
 七 の王はエフタのいひつかはせる言を聽いれざりき三とくにエホバの靈エフタに臨みしかはエフタす
 八 なハチギレアデおよびマナセを經過りギレアデのミヅバにいたりギレアデのミヅバよりすくみてア
 九 ンモンの子孫に向ふ三エフタエホバに誓願を立ていひけるハ汝誠にアンモンの子孫をわが手に付し
 十 たまはざ三我がアンモンの子孫の所より安らかに歸らんときに我家の戸より出きたりて我を迎ふる
 十一 もの必ずエホバの所有となるべし我之を燔祭とあしてさくげんと三エフタすなはちアンモンの子孫
 十二 の所に進みゆきて之と戦ひしにエホバ彼らをわが手に付したまひしかは三アロエルよりミンニテに
 十三 まで至りこれが二十の邑を打敗りてアベルケラムにいたり甚た多の人をころせりかくアンモンの
 十四 子孫ハイスラエルの子孫に攻伏られたり言かくてエフタミヅバに來りておのが家にいたるに其女鼓
 十五 を執り舞ひ踊りて之を出で迎ふ是彼が獨子にて其のほかハ男子もかくまた女子も有ざりき三エフ
 十六 タ之を視てその衣を裂ていひけるハあゝ吾が女よ汝實に我を傷しむ汝ハ我を惱すものかり其ハ我エ
 十七 ホバにむかひて口を開きしによりて改むることあたはさればかり三女之にいひけるハわが父よ汝エ
 十八 ホバにむかひて口をひらきたれば汝の口より言出せしことく我になせよ其ハエホバ汝のために汝の
 十九 敵なるアンモンの子孫に仇を復したまひたればなり三女またその父にいひけるハねがはくハ此事を
 二十 われに允せずなはち二月の間我をゆるし我をしてわが友等どもに往て山にくたりてわが處女たる

三六
三五
三四
三三
三二
三一
三〇
二九
二八
二七
二六
二五
二四
二三
二二
二一
二〇
一九
一八
一七
一六
一五
一四
一三
一二
一一
一〇
九
八
七
六
五
四
三
二
一

ことを歎かしめよと云エフタすなはち往けといひて之を二月のあひた出し遣ぬ女らの友等とよむに
往き山の上にておのれの處女たるを歎きしが二月満てるの父に歸り來りたれば父の誓ひし誓願
のどくく之に行へり女に終に男を知ることなかりき是よりして年々にイスラエルの女子等往て年
に四日はギレアド人エフタの女のために哀哭ことをなす是イスラエルの規矩となれり

第十一節 エフライムの人々つとひて北にゆきエフタにいひけるハ汝何故に往きてアンモンの子孫
と戦ひながらわれらをまねきて汝とよむに行せざりしやわれら火をもて汝の家を汝とよむに焚くべ
しとニエフタ之にいひけるハ我とわが民の曾てアンモンの子孫と大に争ひしとき我汝らをよびし
に汝らかれらの手より我を救ふことをせざりき我汝らが我を救はざるを見ればわが命をかけて
アンモンの子孫の所に攻ゆきしにエホバかれらを我が手に付したまへり然バ汝らなんぞ今日我が許
に上り來りて我とたふかんとするやとエフタこゝにおいてギレアドの人をことごとくつとへて
エフライムとたふかひしがギレアドの人々エフライムを撃破れり是ハエフライム汝らギレアド人の
エフライムの逃亡者としてエフライムとマナセの中にをるなりと言しに由るニ而してギレアド人エ
フライムにおもむくところのヨルダンの津をどりきりしがエフライム人の逃來る者ありて我を渡
らせよといへバギレアドの人之に汝ハエフライム人なるかど問ひ彼もし然らずと言ときハまた之
に請ふシボレテといへといふに彼らの音を正しくいひ得ずしてセボレテと言はずなりち之を引捕へ
てヨルダンの津に屠せりこの時にエフライム人のたふれし者四萬二千人なりきセエフタ六年のあひ
たイスラエルを審きたりギレアド人エフタつとひて死てギレアドのある邑に葬むらるハ彼の後にベテ
レヘムのイブザンイスラエルを審きたりハ彼に三十人の男子ありまた三十人の女子ありしがこれ
ハ外に嫁がしめてその子息等のために三十人の女を外より娶れり彼七年のあひたイスラエルを審き
たりハイブザンつとひて死てベテレヘムに葬むらるハ彼の後にゼブルン人エロンイスラエルを審きた

二二
二一
二〇
一九
一八
一七
一六
一五
一四
一三
一二
一一
一〇
九
八
七
六
五
四
三
二
一

りゼブルン人エロン十年のあひたイスラエルを審きたりゼブルン人エロンつとひて死てゼブルンの
地のアヤロンに葬むらるハ彼の後にピラト人ヒレルの子アブドンイスラエルを審きたりハ彼に四
十人の男子および三十人の孫ありて七十の驢馬に乗る彼八年のあひたイスラエルを審けりハピラト
ン人ヒレルの子アブドンつとひて死てエフライムの地のピラトンに葬むらる是ハアマレク人の山にあ
り

第十二節 イスラエルの子孫またエホバのまへにて悪を行ひしかバエホバこれを四十年の間ベリシ
テ人の手にわたしたまへりニこゝにダン人の族にて名をマノアとよべるツラ人あり其の妻ハ石婦に
して子を生みしことなしニエホバの使うの女に現れて之にいひけるハ汝ハ石婦にして子を生じこと
あらず然バ汝孕みて子をうまんニされバ汝つとひみて葡萄酒および濃き酒を飲むてかかれまたすべ
て穢たるものを食ふなかれニ視よ汝孕みて子を産ん其の頭にハ剃刀をあつべからずその兒ハ胎を出
るよりして神のナザレ人「神に身を献けし者」たるべし彼ベリシテ人の手よりイスラエルを拯ひ始
めんとスラの婦人來りて夫に告て曰けるハ神の人我にのぞめりその容貌ハ神の使の容貌のどくく
して甚おろろしかりしが我其のいづれより來れるやを問す彼また其の名を我に告ざりきハ彼我にい
ひけるハ視よ汝孕みて子を産ん然バ葡萄酒および濃き酒を飲むなかれまたすべてけがれたるものを
食ふなかれその兒ハ胎を出るより其の死る日まで神のナザレ人たるべしとハマノアエホバにこひ求
めていひけるハあまわが主よ汝がさきに遣はしたまひし神の人をふたよび我らにのぞませ之をして
我らがその産ると兒になすべき事を教へしめたまへハ神マノアの聲をききしはこれに神の使者婦
人の田野に坐しをる時に復之にのぞめり時に夫マノアの共にをらざりきハ是において婦いりき走り
て夫に告て之にいひけるハ先頃我にのぞみし人また我に現はれたりとハマノアすなはち起て妻のあ
とに付て行き其人のもとに至りて之に汝ハかつて此婦に語言し人なるかといふに然りとこたふま

ノアいひけるハ汝の言のこく成ん時ハ其兒の養育方および之にかすべき事ハ如何トエホバの使者
 マノアにいひけるハわがさきに婦に言しところのこどもハ婦之をつよしむべきなりトすすなハち葡
 萄樹よりいづる者ハ凡て食ふべからず葡萄酒と濃き酒を飲すまたすて穢たるものを食ふべからず
 すべてわが彼に命じたることどもを彼守るべきなりトマノアエホバの使者にいひけるハ請我らをし
 て汝を款留しめ汝のまへに山羊羔を備へしめトエホバの使者マノアにいひけるハ汝我を款留るも
 我ハ汝の食物をくらハじまた汝燔祭をうなへんとならバエホバにこれをうなふべしトマノアハ彼が
 エホバの使者なるを知らざりしなりトマノアエホバの使者にいひけるハ汝の名ハなにぞ汝の言の効驗
 あらんとさハ我ら汝を崇んトエホバの使者之にいひけるハ我が名ハ不思議なり汝何故に之をたづぬ
 るやトマノア山羊羔と素祭物とをとり磐のうへにて之をエホバにささぐ使者すなハち不思議なる
 事をなせりマノアどうの妻之を視るトすすハち火燄壇より天にあがれるときエホバの使者壇の火燄
 のうちにありて昇れりマノアト其の妻これを視りて地にひれふせりトエホバの使者のうち重ね
 てマノアト其の妻に現ハれざりきマノアつひに彼がエホバの使者たりしを曉れりト茲にマノアの
 妻にむかひ我ら神を視たれば必ず死ぬるならんといふにト其の妻之にいひけるハエホバもし我らを
 殺さんとおもひたまハざわれらの手より燔祭及び素祭をうけたまハざりしならんまたこれらの諸の
 ことを我らに示すことをかしたびのこく我らに斯ることを告たまハざりしなるべしトトかくて
 婦子を産てその名をサムソンと呼べりト子育ち行くエホバこれを恵みたまふトエホバの靈ゾラト
 エシタオルのあひたなるマハチダンにて始て感動す

第十四章 サムソンテムナテに下りベリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見歸り上り
 ておのが父母に語ていひけるハ我ベリシテ人の女にてテムナテに住るひとりの婦を見たりされバ今
 之をめぐりてわが妻トせよトニの父母之にいひけるハ汝ゆきて割禮を受けざるベリシテ人のうち

三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

より妻を迎んとするハ汝が兄弟等の女のうちもしくハわがすべての民のうちには婦女無が故なるかと
 志かるハサムソン父にむかひ彼婦わがこころに適ハバ之をわがために娶れト語りト父母ハこの
 事のエホバより出しなるを知らざりきサムソンのベリシテ人を攻んと聲をうかぎひしなりト其のこ
 ろベリシテ人イスラエルを轄め居たればなりトサムソン父母ともはテムナテに下りてテムナテの
 葡萄酒にいたるに種々獅子咆哮りて彼に向ひしがトエホバの靈彼にのぞみたれば山羊羔を裂がごと
 く之を裂たりしが手にハ何の武器も持ざりきされトサムソンの爲せしことを父にも母にも告
 ずしてありぬトサムソンつひに下りて婦とちかたらひしが婦の心になへりトかくて日を経て
 後サムソンかれを娶らんとて立かへりしが身を轉して彼の獅子の屍を見るに獅子の体に蜂の群と蜜
 とありければトすなハちちの蜜を手にとりて歩みつと食ハ父母の許にいたりて之を與へけるに彼ら
 之を食へりされト獅子の体よりちの蜜を取來れることをバ彼らにかたらざりきトかくて其の父下り
 て婦のもとに至りしかハサムソン少年の習例にしたがひてトこに饗宴をまうけたるにトサムソンを
 見て三十人の者をつれ來りて之が伴侶とならしむトサムソンかれらにいひけるハ我汝らにひとつの
 隱語をかけん汝ら七日の筵宴の内之を解てあきらかに之を我に告なバ我汝らに裏衣三十と衣三十
 襲をあたふべしト然さもし之をわれに告得ずバ汝ら我に裏衣三十と衣三十襲を與ふべしト彼等之に
 いひけるハ汝の隱語をかけて我らに聽しめトサムソン之にいひけるハ食ふ者より食物出で強き者
 より甘き物出でたりト彼ら三日の中之を解トあたハざりしかバト第七日ハいたりてサムソンの
 妻ハいひけるハ汝の夫を説すよめて隱語を我らに明さしめト然せずバ火をもて汝と汝の父の家を焚
 ん汝らハわれらの物をとらんとてわれらを招けるなるか然るにあらすやト其是に於いてサムソンの
 妻サムソンのまへに泣いていひけるハ汝ハわれを惡む而已われを愛せざるなり汝わが民の子孫に隱語
 をかけて之をわれに説あかさすとサムソン之にいふ我これをわが父や母にも説あかさざればいかで

三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

汝に説あかすべけんやと士婦七日の筵宴のあひた彼のまへに泣き居りしが第七日に至りてサムソン
つひに之を彼に説あかせり其の太く強たればなり婦すなわち隠語をおのが民の子孫に明せり大是に
おいて第七日に及びて日の没るまへに邑の人々サムソンにいひける何ものか蜜よりあまからん何
ものか獅子より強からんとサムソン之にいひける汝らわが牝犢をもて耕さざりしならんわが隠語
を解得ざるなりと士茲にエホバの靈サムソンに臨みしかバサムソンアケロンに下りてかしこの者
三十人を殺しその物を奪ひ彼の隠語を解し者等にその衣服を與へはけしく怒りて其父の家にかへり
上れりサムソンの妻ハサムソンの友となり居たるその伴侶の妻となりぬ

第十五章 一日を経てのち麥秋の時にサムソン山羊羔をたづさへて妻のもとを訪ていひけるは我室に
入てわが妻に會んと然るに妻の父其の入ことをゆるさず其父すなわちいひけるわわれまことに汝
の彼の婦を嫌ひたりと意ひしがゆゑに彼を汝の伴侶たりし者に與へたり彼が妹ハ彼よりも善にあら
ずやねがわく汝に代て之を汝のものせよサムソン彼らにいひける今回ハわれベリシテ人
害を加ふるも彼らに對して罪なかるべしとサムソンすなわち往て山犬三百をどらへ火炬をとり
尾と尾をあはせてその二つの尾の間に一つの火炬を結びつけ火炬に火をつけてベリシテ人のいま
た刈ざる麥のなかにこれを放ち入れその束ね積たるものといまた刈ざるものを焚き橄欖の園にまで
及ぼせりベリシテ人いひける是ハ誰の行爲あるや、こたへて言ふサムソン人の婿サムソンなり
るハ彼サムソンの妻をとりて其伴侶なりし者に與へたればなりとこよにおいてベリシテ人上りきた
りて彼の婦と父とを火にて焼さうしなへりサムソンかれらに言ふ汝ら斯おこなへば我汝らに
仇をむくので止じとハすなわち脛に腿に彼らを撃て大いに之を殺せりかくてサムソンの下りてエ
ダムの巖間に居るユダに陣を取りレヒに布き備へたればサムソンの人々いひける汝ら何の故にわれらに攻めのほりたるやとかれらこたへけるサムソンを

りて彼がわれらに爲しごとくかれに爲んとてのはれるなりと士是をもてユダの人三千人エダムの巖
間にくたりてサムソンにいふ汝ベリシテ人われらを轄るものあるを知らざるや汝なぞてかわれら
に斯る事をなせしやサムソンかれらにいひける我ハ彼らに爲しごとく彼らに爲しなりと士
れらまたサムソンにいひける我らハ汝を忘りてベリシテ人の手にわたさんとて下りきたれりサ
ムソンかれらにいひける汝らの自れを害すまじきことを我に誓へ士彼ら之にかたりていふいな
われらハたゞ汝を縛りいましてベリシテ人の手にわたさんのみわれらハ必ず汝を殺さざるべし
とすなわち二條の新しい索をもてかれをいまして巖より之を携かへれりサムソンレヒにいたれ
るときベリシテ人聲を揚てかれに近づきしが時しもエホバの靈彼にのみたればその腕にかよれる
索ハ火に焚たる麻のごとくにかりて手のいましめ解はかれたりサムソンすなわち驢馬のあたらし
き脛骨ひとつを見出し手をのべて之を取り其をもて一千人を殺し其而して言ふ驢馬の脛骨をもて山
をさづき山をつくる、驢馬の脛骨をもて我一千人を撃殺せりと士かく言終りてその手より脛骨をう
ちすて其處をラマテンヒと名けたり大時にかれ渴をおほゆること甚たしかりしかバエホバによバ
りていふ汝の若もべの手をもて汝この大なる拯をほこしたまへるにわれ今渴きて死に割禮を受け
ざるもの手におちいらんとすと士こよにおいて神レヒに在るくほめる所を裂きたまひしかバ水う
こよりながれいそしがサムソン之を飲たれば精神舊に返りてふたよび爽になりぬ故に其名をエンハ
ッコレ（呼ばれるものよ泉）と呼ぶ是今日にいたるまでレヒに在りサムソンのベリシテ人の治世
の時に二十年イスラエルをさバけり

サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり
サムソンはエホバの靈に感得せり

第十六章 一サムソンガザに往きかしてひとりての妓を見てその處に入しにサムソンこよに來
れりとガザ人につぐるものありければすなわち之を取り圍みよもすがら邑の門に埋伏詰朝よおよ
び夜の明たる時に之をこらすべしといひてよもすがら静まりかへりて居るサムソン夜半までいね

夜半にいたりて興き邑の門の扉とふたつの柱に手をかけて榎もろどもに之をひきぬき肩に載てヘブ
 ロンの向ひなる山の嶺に負のほれり。このうちサムソンソレクの谷に居る名ハデリラと言ふ婦人を
 愛す。エペリシテ人の群伯の婦のもどに上り来て之にいひけるハ汝サムソンを説すよめてうのおほ
 いなる力ハ何に在るかまたわれら如何にせば之に勝て之を縛りくるしむるを得べきかを見出せ然す
 れバわれらおの銀千百枚づとをなんちに與ふべし。こゝにおいてデリラサムソンにいひけるハ
 汝の大なる力ハ何にあるかまた如何に汝を縛りて苦むることを得るや請之をわれよつけよ。サム
 ソン之にいひけるハ人もし乾きしことなき七條の新しき繩をもてわれを縛るときハわれ弱くなりて
 別の人のこどくならん。こゝに於てペリシテ人の群伯乾きしことなき七條の新しき繩を婦にもち
 來りければ婦之を以てサムソンを若かりて室のうちに人しのび居て己どもにありたれ
 バ斯してサムソンにむかひサムソンよペリシテ人汝に及ぶと言にサムソンすなはちうの索を絶りあ
 たかも麻絲の火にあひて斷るよがこどし斯其の力の原由知れざりき。デリラサムソンにいひけるハ
 視よ汝われを欺きてわれに謊を告たり請ふ何をもてせば汝を縛ることをうるや。今我に告よ。彼之に
 いひけるハもし人用ひたることなき新しき索をもてわれを縛りいましめなればわれ弱くなりて別の
 のこどくならん。士是をもてデリラあたらしき索をとり其をもて彼を縛りおかして彼にいふサムソ
 ンよペリシテ人汝におよぶと時に室のうちに人しのび居たりしがサムソン絲のこどくはうの索を腕
 より絶おどせり。デリラサムソンにいひけるハ今までも汝われを欺きて我に謊をつけたるが何をも
 てせば汝を縛ることをうるやわれに告よ。彼之にいひけるハ汝もしわが髪七條を機織の緯線とよ
 もに織ばすなはち可し。士婦すなはち釘をもて之をどめおきて彼にいひけるハサムソンよペリシテ
 人汝におよぶとサムソンすなはちうの寝をさまし織機の釘と緯線とを曳拔り。婦こゝにおいてサム
 ソンにいひけるハ汝の心われに居ざるは汝いかぞわれを愛すといふや。汝すては三次われをあさむ

て汝が大なる力の何にあるかをわれに告す。士曰くはうの言をもて之にせまりうながして彼の心を
 死るばかりに苦ませたれば。彼つひにうの心をこどく打明して之にいひけるハわが頭ハいま
 たかつて剃刀を當しことあらするハわれ母の胎を出るよりして神のナザレ人たればなり。もしわれ髪
 をうりおどされなればわが力われをはなれわれハ弱かりて別の人のこどくならん。士デリラサムソ
 ンがこどくく其のこどくを明したるを見人をつかひしてペリシテ人の群伯を召ていひけるハサム
 ソンことくく其の心をわれに明したれば。今ひとたび上り來るべし。こゝにおいてペリシテ人の群
 伯かの銀を携へて婦のもどにいたる。士婦おのが膝のうへにサムソンをねむらせ人をよびてうの頭髮
 七條をさりおどさしめ之を苦めはじめたるにうの力すてはうせざりてあり。婦こゝにおいてサムソ
 ンよペリシテ人汝におよぶといひければ。彼睡眠をさましていひけるハわれ毎のこどく出て身を振ハ
 さんと彼ハエホバのおのれをはなれたまひしを覺らざりき。三ペリシテ人すなはち彼を執へ眼を抉り
 て之をガザにひき下り銅の鏈をもて之を繋けりかくてサムソンの囚獄のうちに磨を挽居たりしが。三
 うの髪の毛剃りおどされてのち復長はじめたり。茲にペリシテ人の群伯共にあつまりてうの神ダゴ
 ンにおほいなる祭物をささげて祝をなさんとす。すなはち言ふわれらの神ハわれらの敵サムソンをわ
 れらの手に付したり。士民サムソンを見ておのれの神をほめたさへて言ふわれらの神ハわれらの敵
 たる者われらの地を荒せしものわれらを數多殺せしものをわれらの手に付したり。士うの心に喜び
 ていひけるハサムソンを召てわれらのために戲技をなさしめよ。とて囚獄よりサムソンを召いたせし
 かばサムソン之がために戲技をなせり。彼等サムソンを柱の間に立しめしに。サムソンおのが手をひ
 きをる少者にいひけるはわれをなして此家の倚て立どころの柱をさぐりて之に倚らしめよ。士う
 の家ハ男女充ちペリシテ人の群伯もまたみな其處に居る。又屋蓋のうへに三千ばかりの男女をり
 てサムソンの戲技をなすを觀てありき。三時にサムソンエホバに呼りいひけるハあま主エホバよ

がはくは我を記念えたまへ嗚呼神よねがはくは唯今一度我を強くしてわがふたつの眼のひとつのためにはたにペリシテ人に仇をむくいしめたまへとサムソンすなわちその家の倚てたつところの兩箇の中柱のひとつを右の手ひとつを左の手よかへて身をこれによせたりしがサムソン我のペリシテ人どもに死なるといひて力をさへめて身をかためたれば家のなかに居る群伯とすべての民のうへに倒れたりかくサムソンが死るときに殺せしものを生けるときに殺せし者よりもおほかりき三このちサムソンの兄弟およびその父の家族ことごとく下りて之を取り携へのほりてゾラとエシタオルのあひたなる其の父マノアの墓にはうむれりサムソンがイスラエルをさばさし二十年なりき

第十七章 一ここにエフライムの山の人にて名をミカとよべるものありしがその母に言けるは汝かつてそのの千百枚の銀を取れしことを吾が聞こころにて詛ひて語りしが視よその銀のわが手に在り我之を取るなりと母すなわちわが子よねがはくはエホバ汝に祝福をたまへと言ひ彼千百枚の銀をその母にかへせしかば母いひけらくわが子のためにひとつの像を彫みひとつの像を鑄んためたるの銀をわが手よりエホバに納む然れば今之を汝にかへすべしとミカその銀を母にかへせしかば母の銀二百枚をとりて之を鑄物師にあたへてひとつの像をさませせひとつの像を鑄させたり其像ハミカの家在りエこのミカといふ人神の殿をもちをりエホバおよびテラピムを造りひとつの子を立てよおのが祭司となせり此ときハイスラエルに王なかりければ人々おのれの目にはとみゆることをおこなへりここにひとつりの少者ありてペテレヘムユダに於てユダの族の中にをる彼ハレビ人にしてかしこに寓居るなりハこの人居べきところをたづねてその邑ペテレヘムユダを去しが遂に旅してエフライムの山にゆきてミカの家に入りしにハミカ之にいひけるは汝いつこより來れるやと彼之にいふ我ハペテレヘムユダのレビ人なるが居べきところをたづねに往くものなりハミカ之に

十七 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

言けるは汝われと偕に居りわがために父とも祭司ともなれよ然ればわが年銀十枚および衣服食物を汝にあたへんとレビ人すなわち入しがレビ人つひにその人ど偕に居んことを肯ふ是よおいてその少者ハかれの子の一人のこどくなりぬハミカレビ人なるこの少者をたてて祭司となしたればすなわちミカの家居るミカここにいて言ふ今われ知るエホバわれに恩恵をたまはんこのレビ人われの祭司となればなり

第十八章 一當時イスラエルにハ王なかりしがダン人の支流其頃住むべき地を求めたり是ハ彼らイスラエルの支派の中にありて其日未だ未だ産業の地を得ざりしが故なりニダンの子孫すなわちゾラとエシタオルよりして自己の族の勇者五人を遣はしその境を出て土地を窺ひ探らしむ即ち彼等に言ふ往て土地を探れと彼等エフライムの山にいたりミカの家につきて其處に宿れりニかれらミカの家傍にある時レビ人なる少者の聲を聞認たれば身をめぐらして其處にいりて之に言ふ誰が汝を此に携きたりしや汝此處にて何をなすや此に何の用あるや其人かれらに言けるハミカ斯々我を待ひ我を雇ひて我らの祭司となれりと彼等これに言ふ請ふ神に問ひ我等が往てこの途に利達あるや否を我等にあらしめよその祭司かれらに言けるは安じて往よ汝らが往てこの途ハエホバの前にあるなりと是に於て五人の者往てライシにいたり其處に住る人民を視るに顧慮なく住ひをり其安穩にして安固なることシドン人のことし此國にハ政權を握りて人を煩はす者絶てあらず其シドン人と隔たること遠くまた他の人民と交ることなしハ斯て彼等ゾラとエシタオルに返りてその兄弟等にいたるに兄弟等何如なりしやと彼等に問ければ答て言ふ起よ彼等の所に攻のほらん我等その地を見るに甚た善し汝等ハ安んじをるなり進みいたりてその地を取ること怠るなれば汝等往て安固なる人民の所に至らんその地の堅横どもに廣し神これを汝らの手に與へたまふなり此處にハ世にある物一箇も缺ることあらず是に於てダン人の族の者六百人武器を帯てゾラとエシタオルより出ゆき

十八 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100